

ネクストコア

追加型投信 内外 資産複合

【投資信託説明書（請求目論見書）】

(2017年11月11日)

この目論見書により行なうネクストコアの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成29年 5月12日に関東財務局長に提出しており、平成29年 5月13日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	: 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行(売出)価額の総額】	3
(4)【発行(売出)価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	32
4【手数料等及び税金】	39
5【運用状況】	42
第2【管理及び運営】	72
1【申込(販売)手続等】	72
2【換金(解約)手続等】	72
3【資産管理等の概要】	73
4【受益者の権利等】	76
第3【ファンドの経理状況】	78
1【財務諸表】	80
2【ファンドの現況】	282
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	285
第三部【委託会社等の情報】	286
第1【委託会社等の概況】	286
1【委託会社等の概況】	286
2【事業の内容及び営業の概況】	288
3【委託会社等の経理状況】	289
4【利害関係人との取引制限】	322
5【その他】	322
約款	323

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ネクストコア

(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

なお、午後3時までには、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.16% (税抜 2.0%) 以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

1 万口以上 1 万口単位 (当初元本 1 口 = 1 円) または 1 万円以上 1 円単位

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成 29 年 5 月 13 日から平成 30 年 5 月 11 日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所 (以下「販売会社」といいます。) については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9)【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」(または「委託会社」といいます。) の指定する口座を経由して、「受託者」(または「受託会社」といいます。) の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(1 1)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

国内および外国（新興国を含む）の株式、国内および外国（新興国を含む）の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象とし、また為替予約取引等を主要取引対象とし、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」、「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(ネクストコア)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
一般	年12回 (毎月)	欧州		
公債	日々	アジア		
社債	その他 ()	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ()		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信		アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 資産複合 (株式、債券、 不動産投信) 資産配分変更型)		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国

際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経 225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種

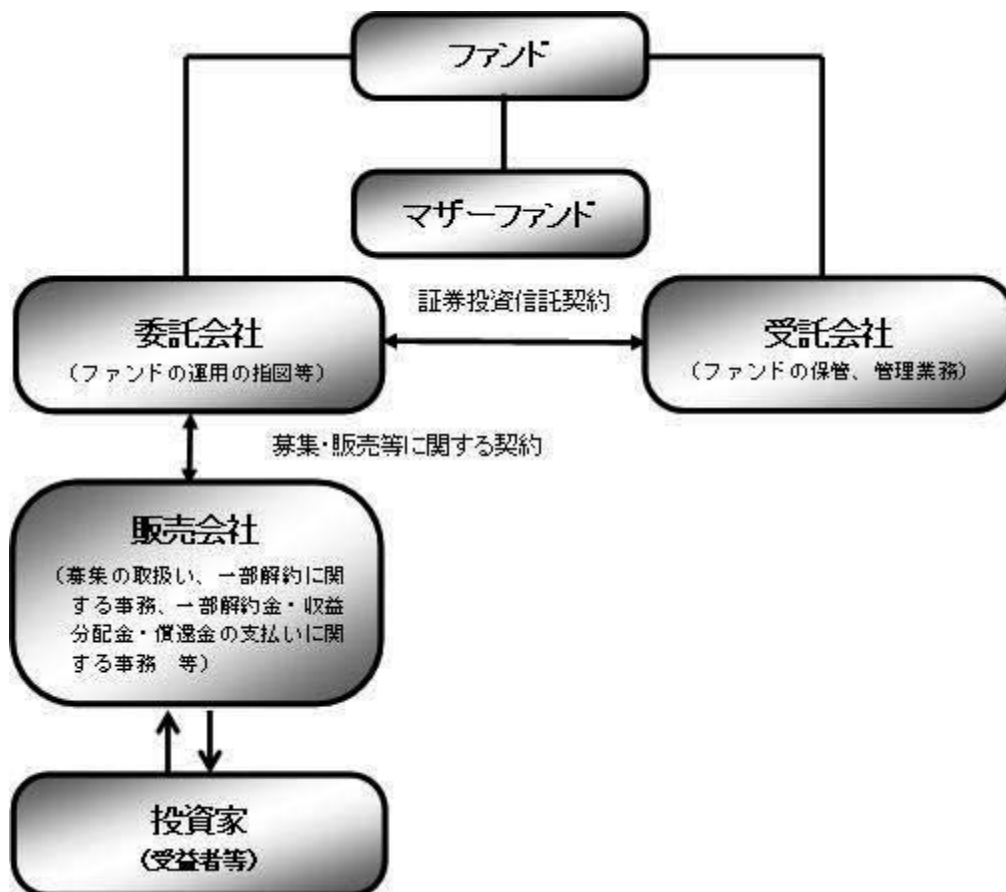
指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

平成 25 年 1 月 31 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

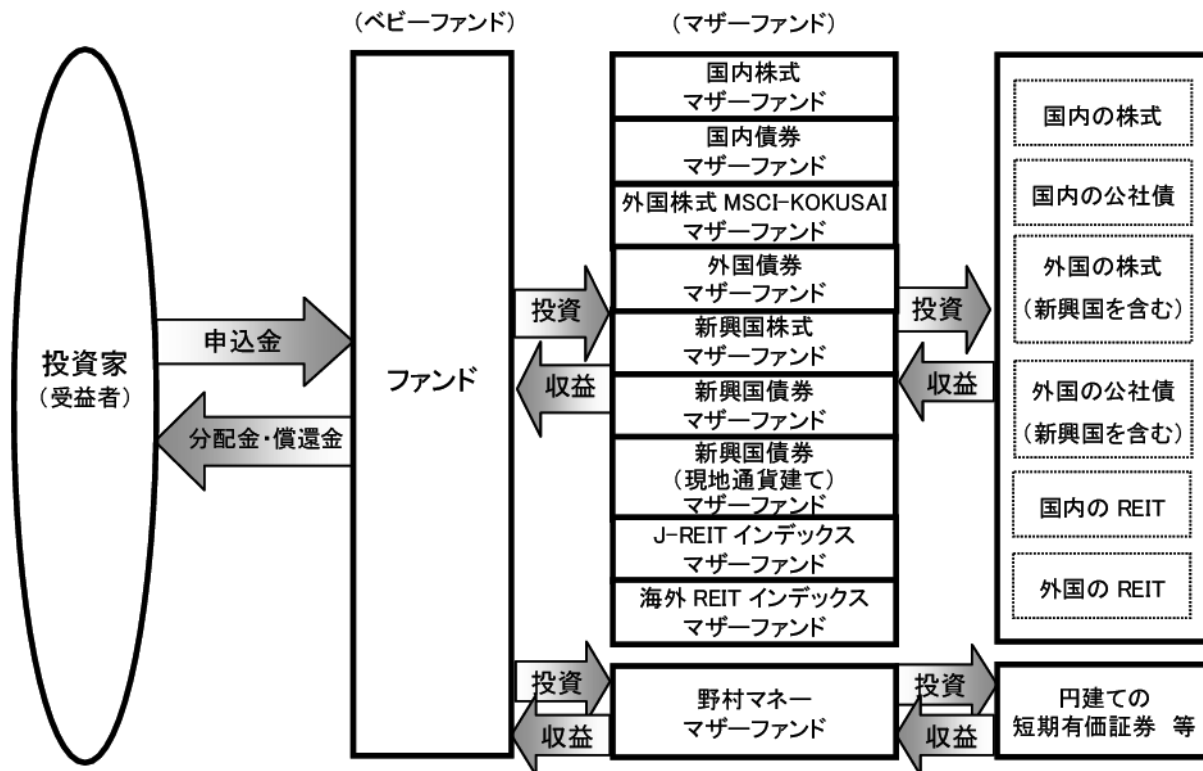
(3)【ファンドの仕組み】



ファンド	ネクストコア
マザーファンド (親投資信託)	国内株式マザーファンド 国内債券マザーファンド 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 外国債券マザーファンド 新興国株式マザーファンド 新興国債券マザーファンド 新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド J-REIT インデックス マザーファンド 海外 REIT インデックス マザーファンド 野村マネー マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

《ファミリーファンド方式について》

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



ファンドは、各マザーファンドへの投資を行なうと共に、為替予約取引等を活用します。

委託会社の概況(平成 29 年 9 月末現在)

- ・名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・本店の所在の場所
東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
- ・資本金の額
17,180 百万円

・会社の沿革

- 昭和 34 年(1959 年)12 月 1 日 野村証券投資信託委託株式会社として設立
 平成 9 年(1997 年)10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村
 アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
 平成 12 年(2000 年)11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
 平成 15 年(2003 年)6 月 27 日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1] 運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準¹を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジション²を決定します。

- 1 リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。ファンドでは推定される基準価額の「振れ幅」(上下変動の程度)を表しています。なお、市場環境等によってはポートフォリオのリスク水準をより引き下げた運用を行なう場合があります。
- 2 マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう内外の株式および REIT への投資比率、ファンドが投資する外貨建資産と為替予約取引等を加味した実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、以下の範囲内となります。

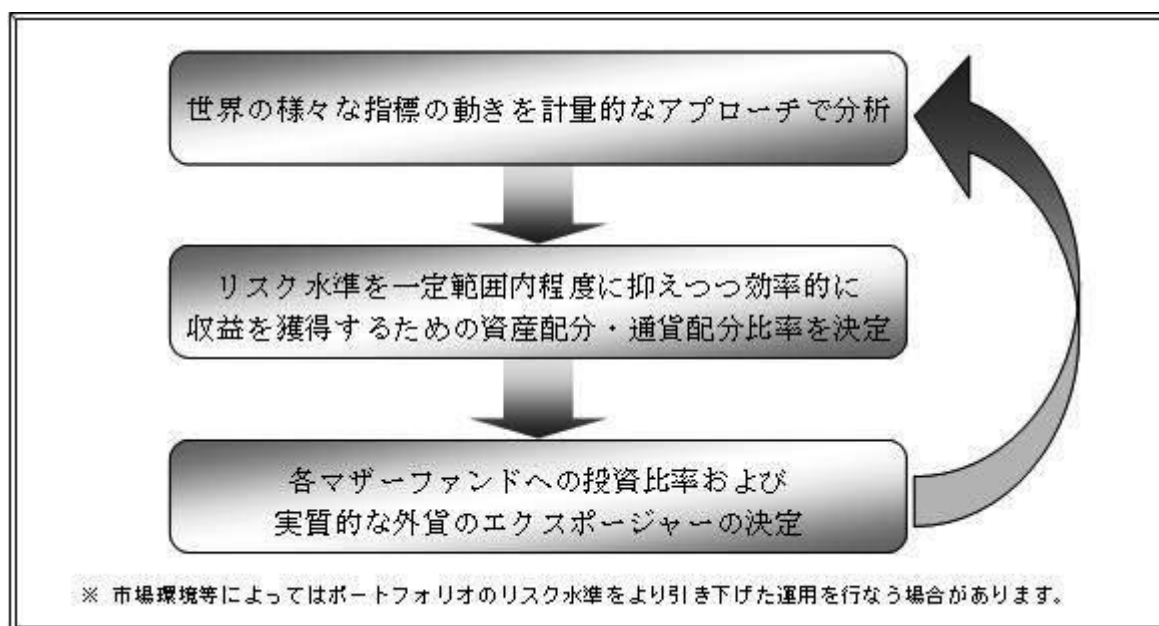
実質的な内外の株式 および REIT への投資比率	実質的な外貨の エクスポージャー
純資産総額の 50%以内	純資産総額の 50%以内

各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行いません。

一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

内外の株式および REIT をそれぞれ主な投資対象とする「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の 50%以内とします。

運用プロセスについて



[2] 為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的（ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。）のほか、効率的に収益を獲得する目的（ヘッジ目的外）で活用します。

為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の 100%以内とします。

実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、信託財産の純資産総額の 50%以内となるように調整を行いません。

各マザーファンドの投資方針等について

[国内株式マザーファンド]

- ・わが国の株式を主要投資対象とし、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。
- ・主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目指します。
- ・非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

「東証株価指数（TOPIX）」は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした指数です。新規上場銘柄や有償増資などに対しては、修正を加えることで指数の連続性を維持しています。

[国内債券 マザーファンド]

- ・わが国の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

「NOMURA-BPI 国債指数」は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。

[外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド]

- ・主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）」は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

MSCI-KOKUSAI 指数は、MSCI が開発した、日本を除く先進国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。

[外国債券マザーファンド]

- ・主として外国の公社債に投資することにより、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、Citigroup Index LLC が開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックス(為替ヘッジを行わない円ベースの指数)です。

[新興国株式マザーファンド]

- ・新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

Depository Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DR は、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）」は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した、新興国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。

[新興国債券マザーファンド]

- ・新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。なお、一部ローンに投資する場合があります。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus (US ドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。

JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus）は、J.P.Morgan Securities LLC が公表している、エマージング諸国が発行する米ドル建のプレディ債、ローン、ユーロボンドを対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

[新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド]

- ・現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）は、JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified (USドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLC が公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成される時価総額加重平均指数であり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

[J-REIT インデックス マザーファンド]

- ・J-REIT を主要投資対象とし、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ・J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

「東証 REIT 指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場している REIT 全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と配当金の受け取りをあわせた投資成果)を表す指数です。東京証券取引所に上場している REIT 全銘柄を対象とした時価総額加重平均を、2003 年 3 月 31 日を 1,000 として指数化したものです。

[海外 REIT インデックス マザーファンド]

- ・日本を除く世界各国の REIT を主要投資対象とし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ・REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合がありますが、当ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

「S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。S&P 先進国 REIT 指数は、S&P の持つグローバル・インデックスである S&P グローバル株価指数から、REIT 及び REIT と同様の制度に基づく銘柄を抽出して算出するインデックスで、先進国に上場する不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて毎日算出されます。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。

[野村マネー マザーファンド]

- ・本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

- ・残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

国内および外国（新興国を含む）の株式、国内および外国（新興国を含む）の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。

ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」および「野村マネー マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、実質的に国内および外国（新興国を含む）の株式、国内および外国（新興国を含む）の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券（REIT）に投資を行ないます。

各マザーファンドの主要投資対象

国内株式マザーファンド	わが国の株式を主要投資対象とします。
国内債券マザーファンド	わが国の公社債を主要投資対象とします。
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式を主要投資対象とします。
外国債券マザーファンド	外国の公社債を主要投資対象とします。
新興国株式マザーファンド	新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
新興国債券マザーファンド	新興国の公社債を主要投資対象とします。
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。
J-REIT インデックス マザーファンド	J-REIT を主要投資対象とします。
海外 REIT インデックス マザーファンド	日本を除く世界各国の REIT を主要投資対象とします。
野村マネー マザーファンド	円建ての短期有価証券等を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限、 および 」に定めるものに限ります。)に係る権利
 - ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
 - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、外国債券マザーファンド、新興国株式マザーファンド、新興国債券マザーファンド、新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド、J-REIT インデックス マザーファンド、海外 REIT インデックス マザーファンドおよび野村マネー マザーファンド(以下「各マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性

質を有するもの

15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第13号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 金利先渡取引¹
4. 為替先渡取引²
5. 直物為替先渡取引³

1 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における

決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- 2 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 3 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(参考)各マザーファンドの概要

（国内株式マザーファンド）
運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行ないません。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は約款第 16 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 17 条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えるこ

ととなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（国内債券マザーファンド）
運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド）
運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国債券マザーファンド） 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として外国の公社債に投資することにより、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国株式マザーファンド）

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国債券マザーファンド） 運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調

整を行なうこととします。

(新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド)
運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(J-REIT インデックス マザーファンド)
運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

わが国の不動産投資信託証券（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券
(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2)投資態度

J-REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は行ないません。

株式への直接投資は行ないません。

不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が30%を超えるJ-REITがある場合には、当該J-REITへ東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(海外REITインデックス マザーファンド) 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないません。

S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。

2.運用方法

(1)投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2)投資態度

REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行ないません。

不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(野村マネー マザーファンド) 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

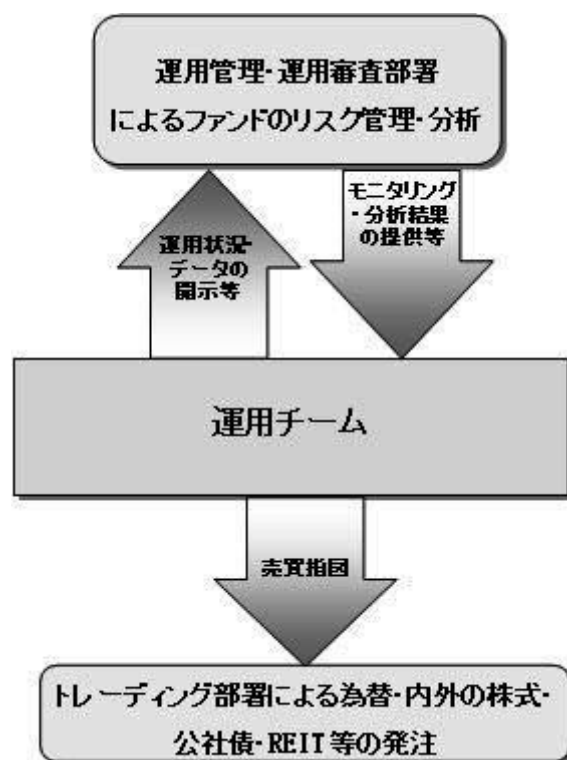
一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で

20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3)【運用体制】

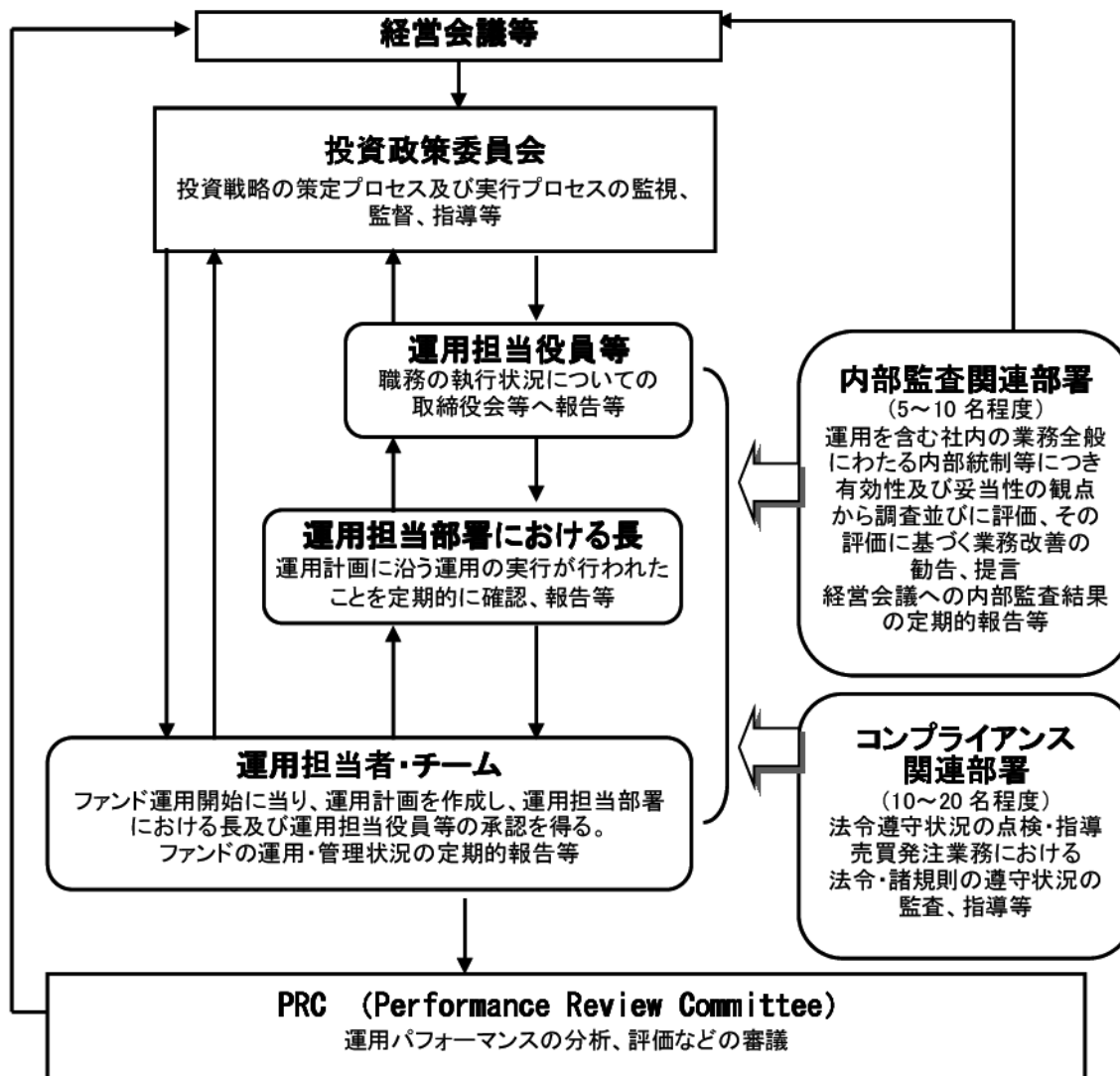
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について

て示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年2月および8月の各17日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

(5)【投資制限】

運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限

- ・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ・ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ・ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資する株式等の範囲(信託約款)

- () 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- () 上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- () 上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図(信託約款)

- () 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- () 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- () 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(信託約款)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- () 上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうも

のとします。

- () 上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- () 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日まで

とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、為替変動リスクの低減を図る目的(ヘッジ目的)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で為替予約取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などに

は、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

各マザーファンド（「野村マネー マザーファンド」を除く）が対象とするインデックスの著作権等について

国内株式マザーファンドについて

「東証株価指数（TOPIX）」

TOPIX の指数値及び TOPIX の商標は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用など TOPIX に関するすべての権利及び TOPIX の商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有します。

㈱東京証券取引所は、TOPIX の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIX の指数値の算出若しくは公表の停止又は TOPIX の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。

㈱東京証券取引所は、TOPIX の商標の使用もしくは TOPIX の指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

㈱東京証券取引所は、TOPIX の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また㈱東京証券取引所は、TOPIX の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

本ファンドは、TOPIX の指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、本ファンドの基準価額と TOPIX の指数値の動向が乖離することがあります。

本ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。

㈱東京証券取引所は、本ファンドの購入者又は公衆に対し、本ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。

㈱東京証券取引所は、野村アセットマネジメント株式会社又は本ファンドの購入者のニーズを、TOPIX の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、㈱東京証券取引所は本ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

国内債券マザーファンドについて

「NOMURA-BPI 国債指数」

「NOMURA-BPI 国債指数」は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

「MSCI-KOKUSAI 指数」

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」

本ファンドは、MSCI Inc.(MSCI)、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び/または完全性について保証するものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係は一切主張することはできません。

外国債券マザーファンドについて

「シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」

シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、Citigroup Index LLC の知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLC が有しています。

新興国債券マザーファンドについて

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドについて

「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス」

「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド」

本書に含まれる JP モルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含まますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・イー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

J-REIT インデックスマザーファンドについて

「東証 REIT 指数」

東証 REIT 指数の指数値及び東証 REIT 指数の商標は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数に関するすべての権利及び東証 REIT 指数の商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有します。

㈱東京証券取引所は、東証 REIT 指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証 REIT 指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証 REIT 指数の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができるものとします。

㈱東京証券取引所は、東証 REIT 指数の商標の使用もしくは東証 REIT 指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

㈱東京証券取引所は、東証 REIT 指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また㈱東京証券取引所は、東証 REIT 指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

本ファンドは、東証 REIT 指数の指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、本ファンドの基準価額と東証 REIT 指数の指数値の動向が乖離することがあります。

本ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。

㈱東京証券取引所は、本ファンドの購入者又は公衆に対し、本ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。

㈱東京証券取引所は、野村アセットマネジメント株式会社又は本ファンドの購入者のニーズを、東証 REIT 指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、㈱東京証券取引所は本ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

海外 REIT インデックスマザーファンドについて

「S&P 先進国 REIT 指数」

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしていません。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）またはそこに含まれるデータの正確性および/または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任

を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

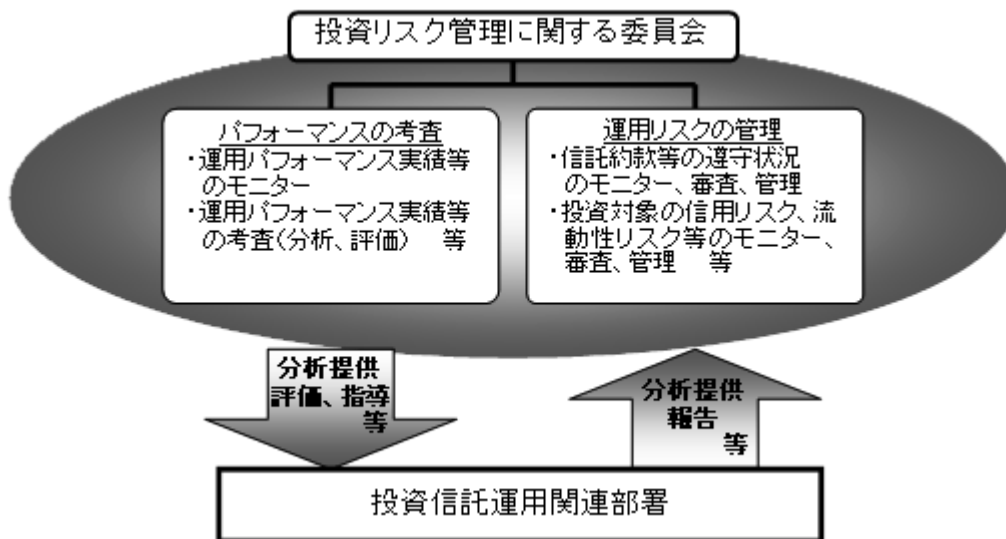
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

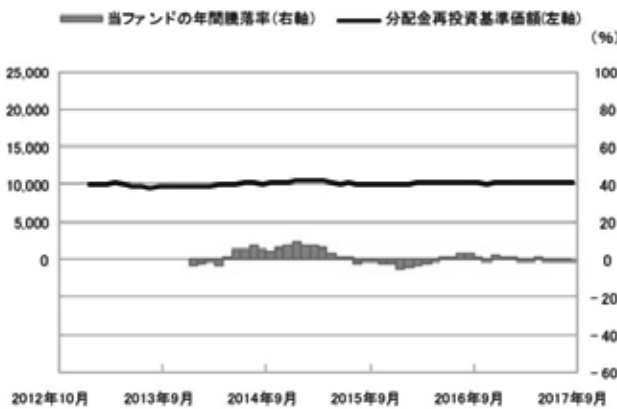


投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

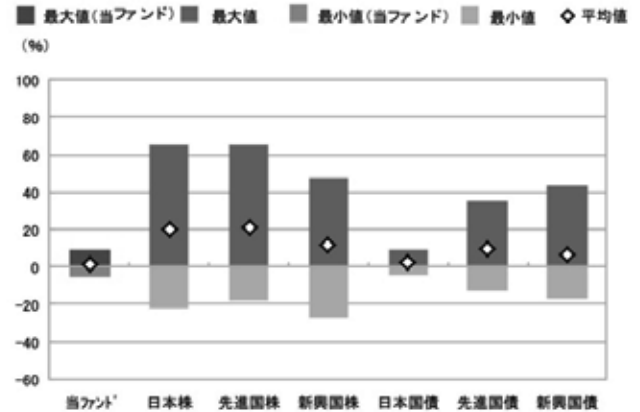
リスクの定量的比較

(2012年10月末～2017年9月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉



〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	9.0	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値(%)	△ 5.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値(%)	1.1	19.5	21.1	11.7	2.5	9.3	6.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2014年1月から2017年9月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2012年10月から2017年9月の5年間(当ファンドは2014年1月から2017年9月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株:MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債:NOMURA-BPI国債
- 先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。米国のJP Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての奨励、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JP SI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.16% (申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率) (税抜 2.0%) 以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 1.458% (税抜年 1.35%) の率を乗じた額とし、信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

< 信託財産の純資産総額 >	< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
300 億円以下の部分	年 0.65%	年 0.65%	年 0.05%
300 億円超 500 億円以下の部分	年 0.66%	年 0.65%	年 0.04%
500 億円超の部分	年 0.67%	年 0.65%	年 0.03%

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等および信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用 (債権回収に要する弁護士費用等を含む。) 等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税 (所得税及び復興特別所得税) 15.315% および地方税 5%) の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対する課税 >

換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) については、申告分離課税により 20.315% (国税 15.315% および地方税 5%) の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315% の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金 	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡益 ・ 譲渡損 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債 (同族会社が発行した社債を除きます。) などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ)」の適用対象です。NISA をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金 (解約) 時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (国税 15.315%) の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

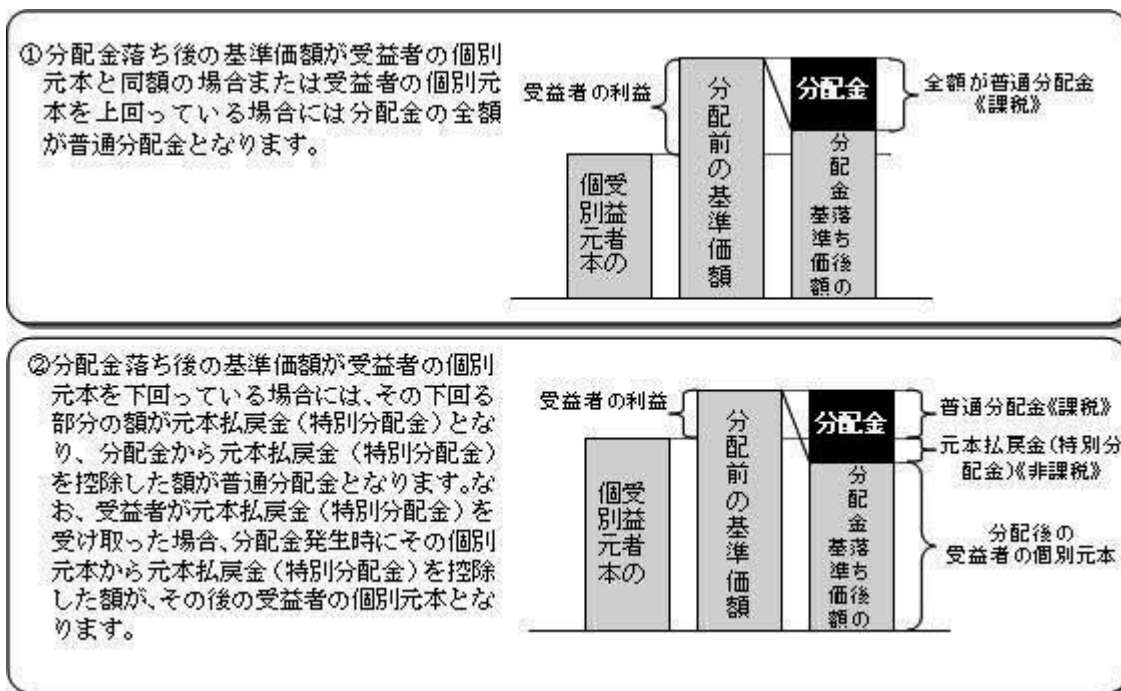
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

* 税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（平成 29 年 9 月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成 29 年 9 月 29 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

ネクストコア

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,034,477,355	84.94
現金・預金・その他資産(負債控除後)		537,970,480	15.05
合計(純資産総額)		3,572,447,835	100.00

(参考)国内株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	337,261,616,280	97.72
現金・預金・その他資産(負債控除後)		7,861,872,184	2.27
合計(純資産総額)		345,123,488,464	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	7,855,750,000	2.27

(参考)国内債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	14,785,713,390	99.58
現金・預金・その他資産(負債控除後)		61,771,983	0.41
合計(純資産総額)		14,847,485,373	100.00

(参考)外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	265,644,463,411	61.95
	カナダ	16,852,188,332	3.93
	ドイツ	16,763,747,183	3.90
	イタリア	4,281,795,012	0.99
	フランス	17,751,110,104	4.13
	オランダ	5,957,973,931	1.38
	スペイン	5,987,416,253	1.39
	ベルギー	2,049,686,853	0.47
	オーストリア	442,760,886	0.10
	ルクセンブルグ	121,261,627	0.02

	フィンランド	1,746,221,718	0.40
	アイルランド	789,202,399	0.18
	ポルトガル	269,834,158	0.06
	イギリス	102,295,031	0.02
	イギリス	30,481,731,326	7.10
	スイス	14,261,271,119	3.32
	スウェーデン	5,096,177,678	1.18
	ノルウェー	1,220,402,954	0.28
	デンマーク	3,244,199,943	0.75
	オーストラリア	10,882,655,252	2.53
	ニュージーランド	278,115,743	0.06
	香港	5,302,241,406	1.23
	シンガポール	2,018,465,836	0.47
	イスラエル	443,426,086	0.10
	小計	411,988,644,241	96.08
投資信託受益証券	アメリカ	25,247,010	0.00
投資証券	アメリカ	8,342,844,845	1.94
	カナダ	81,393,912	0.01
	フランス	546,454,495	0.12
	イギリス	394,816,100	0.09
	オーストラリア	1,004,629,047	0.23
	香港	243,483,162	0.05
	シンガポール	168,567,626	0.03
	小計	10,782,189,187	2.51
現金・預金・その他資産（負債控除後）		5,992,454,116	1.39
合計（純資産総額）		428,788,534,554	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	3,858,836,674	0.89
	買建	カナダ	232,779,463	0.05
	買建	ドイツ	797,033,575	0.18
	買建	イギリス	429,592,599	0.10
	買建	スイス	200,629,525	0.04
	買建	オーストラリア	149,850,486	0.03

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	282,688,833,491	42.75

	カナダ	14,089,643,110	2.13
	メキシコ	5,831,199,395	0.88
	ドイツ	42,630,692,627	6.44
	イタリア	67,029,920,351	10.13
	フランス	66,113,627,326	9.99
	オランダ	13,672,797,163	2.06
	スペイン	40,549,824,021	6.13
	ベルギー	17,134,648,944	2.59
	オーストリア	9,988,075,146	1.51
	フィンランド	3,304,714,599	0.49
	アイルランド	6,943,212,710	1.05
	イギリス	46,255,479,273	6.99
	スイス	1,180,458,574	0.17
	スウェーデン	3,175,256,443	0.48
	ノルウェー	1,964,591,768	0.29
	デンマーク	4,182,759,864	0.63
	ポーランド	4,167,181,741	0.63
	オーストラリア	14,391,907,726	2.17
	シンガポール	2,599,535,592	0.39
	マレーシア	2,898,621,080	0.43
	南アフリカ	3,547,864,193	0.53
	小計	654,340,845,137	98.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）		6,822,709,253	1.03
合計（純資産総額）		661,163,554,390	100.00

（参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	3,413,637,561	12.50
	メキシコ	899,008,084	3.29
	ブラジル	1,993,957,974	7.30
	チリ	161,350,617	0.59
	コロンビア	77,451,830	0.28
	ギリシャ	84,886,707	0.31
	トルコ	289,080,055	1.05
	チェコ	46,592,442	0.17
	ハンガリー	90,667,604	0.33
	ポーランド	346,081,495	1.26
	香港	5,724,058,308	20.96
	マレーシア	611,783,381	2.24
	タイ	593,254,794	2.17

	フィリピン	306,817,990	1.12
	インドネシア	603,250,561	2.20
	韓国	4,000,808,211	14.65
	台湾	3,060,921,587	11.20
	インド	2,215,188,239	8.11
	パキスタン	25,862,324	0.09
	カタール	148,924,739	0.54
	エジプト	34,466,768	0.12
	南アフリカ	1,596,086,107	5.84
	アラブ首長国連邦	165,150,018	0.60
	小計	26,489,287,396	97.00
投資証券	メキシコ	25,892,079	0.09
	トルコ	6,770,934	0.02
	南アフリカ	88,437,293	0.32
	小計	121,100,306	0.44
現金・預金・その他資産（負債控除後）		698,041,950	2.55
合計（純資産総額）		27,308,429,652	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	679,707,784	2.48

（参考）新興国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	10,702,756,619	98.30
現金・預金・その他資産（負債控除後）		184,841,957	1.69
合計（純資産総額）		10,887,598,576	100.00

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アルゼンチン	64,482,915	1.05
	メキシコ	590,421,820	9.69
	ブラジル	603,630,741	9.90
	チリ	114,627,485	1.88
	コロンビア	429,158,893	7.04
	ペルー	162,273,754	2.66
	トルコ	443,840,191	7.28
	チェコ	230,150,693	3.77
	ハンガリー	268,910,308	4.41

	ポーランド	536,955,637	8.81
	ロシア	425,051,991	6.97
	ルーマニア	177,047,094	2.90
	マレーシア	368,321,698	6.04
	タイ	455,831,502	7.48
	フィリピン	22,777,807	0.37
	インドネシア	577,175,025	9.47
	南アフリカ	475,075,163	7.79
	小計	5,945,732,717	97.58
現金・預金・その他資産（負債控除後）		147,022,860	2.41
合計（純資産総額）		6,092,755,577	100.00

（参考）J-REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	24,551,210,950	97.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）		501,992,004	2.00
合計（純資産総額）		25,053,202,954	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
REIT 指数先物取引	買建	日本	500,962,500	1.99

（参考）海外REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	14,610,167,675	71.54
	カナダ	378,750,460	1.85
	ドイツ	47,639,306	0.23
	イタリア	21,469,901	0.10
	フランス	898,039,497	4.39
	オランダ	95,885,284	0.46
	スペイン	156,793,189	0.76
	ベルギー	148,378,969	0.72
	アイルランド	53,362,045	0.26
	イギリス	1,106,956,602	5.42
	オーストラリア	1,580,835,864	7.74
	ニュージーランド	89,061,566	0.43
	香港	409,961,927	2.00
	シンガポール	624,059,335	3.05
イスラエル	12,275,169	0.06	

小計		20,233,636,789	99.08
現金・預金・その他資産（負債控除後）		186,230,737	0.91
合計（純資産総額）		20,419,867,526	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	110,500,199	0.54
	買建	フランス	16,695,259	0.08

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	2,937,482,746	16.99
特殊債券	日本	4,117,713,684	23.82
社債券	日本	3,993,543,889	23.10
コマーシャルペーパー	日本	899,993,268	5.20
現金・預金・その他資産（負債控除後）		5,337,054,021	30.87
合計（純資産総額）		17,285,787,608	100.00

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ネクストコア

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	545,775,439	2.2374	1,221,117,968	2.2904	1,250,044,065	34.99
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド	355,251,265	1.3387	475,574,869	1.3380	475,326,192	13.30
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	118,711,109	2.4116	286,285,916	2.5180	298,914,572	8.36
4	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	167,722,709	1.5409	258,443,923	1.6109	270,184,511	7.56
5	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザーファンド	106,648,752	2.1691	231,331,808	2.2257	237,368,127	6.64
6	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券マザーファンド	101,240,032	1.8384	186,119,675	1.9028	192,639,532	5.39
7	日本	親投資信託 受益証券	J-REITインデックス マザーファンド	86,080,277	1.8948	163,104,909	1.8685	160,840,997	4.50
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マ ザーファンド	93,208,035	1.3430	125,178,392	1.3821	128,822,825	3.60
9	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	19,922,154	1.0208	20,336,534	1.0208	20,336,534	0.56

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	84.94

合 計	84.94
-----	-------

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,682,100	6,082.15	10,230,784,515	6,710.00	11,286,891,000	3.27
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	10,244,500	727.15	7,449,288,350	730.70	7,485,656,150	2.16
3	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1,096,200	5,054.00	5,540,194,800	5,157.00	5,653,103,400	1.63
4	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	614,700	8,704.21	5,350,477,887	9,084.00	5,583,934,800	1.61
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,093,500	4,203.39	4,596,406,965	4,320.00	4,723,920,000	1.36
6	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	1,245,100	3,228.27	4,019,518,977	3,332.00	4,148,673,200	1.20
7	日本	株式	ソニー	電気機器	977,700	4,085.36	3,994,259,936	4,186.00	4,092,652,200	1.18
8	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,333,700	3,034.94	4,047,699,478	2,967.00	3,957,087,900	1.14
9	日本	株式	キーエンス	電気機器	62,700	48,413.68	3,035,537,736	59,750.00	3,746,325,000	1.08
10	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	18,542,200	208.64	3,868,826,985	197.10	3,654,667,620	1.05
11	日本	株式	任天堂	その他製品	85,200	29,599.07	2,521,840,764	41,560.00	3,540,912,000	1.02
12	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	543,600	5,495.18	2,987,179,848	6,214.00	3,377,930,400	0.97
13	日本	株式	ファナック	電気機器	140,300	22,879.55	3,210,000,865	22,790.00	3,197,437,000	0.92
14	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	859,200	3,791.18	3,257,381,856	3,688.00	3,168,729,600	0.91
15	日本	株式	キヤノン	電気機器	744,900	3,845.82	2,864,751,318	3,845.00	2,864,140,500	0.82
16	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	265,100	10,254.57	2,718,486,507	10,385.00	2,753,063,500	0.79
17	日本	株式	三菱商事	卸売業	1,024,600	2,365.65	2,423,844,990	2,615.50	2,679,841,300	0.77
18	日本	株式	日立製作所	電気機器	3,322,000	636.44	2,114,253,680	792.90	2,634,013,800	0.76
19	日本	株式	信越化学工業	化学	259,900	9,870.23	2,565,272,777	10,060.00	2,614,594,000	0.75
20	日本	株式	三菱電機	電気機器	1,475,900	1,647.42	2,431,427,178	1,758.00	2,594,632,200	0.75
21	日本	株式	パナソニック	電気機器	1,588,900	1,374.41	2,183,800,049	1,630.50	2,590,701,450	0.75
22	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	1,005,100	2,727.73	2,741,641,423	2,570.50	2,583,609,550	0.74
23	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	489,000	4,771.90	2,333,459,100	5,106.00	2,496,834,000	0.72
24	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	571,500	4,839.22	2,765,614,230	4,345.00	2,483,167,500	0.71
25	日本	株式	日本電産	電気機器	179,300	10,690.75	1,916,851,475	13,820.00	2,477,926,000	0.71
26	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	549,900	4,936.91	2,714,806,809	4,402.00	2,420,659,800	0.70
27	日本	株式	村田製作所	電気機器	145,200	16,329.07	2,370,980,964	16,540.00	2,401,608,000	0.69
28	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	947,100	2,001.53	1,895,649,063	2,437.00	2,308,082,700	0.66
29	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	115,000	18,586.51	2,137,448,650	19,730.00	2,268,950,000	0.65
30	日本	株式	花王	化学	340,200	6,596.46	2,244,115,692	6,620.00	2,252,124,000	0.65

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.10

	鉱業	0.32
	建設業	3.19
	食料品	4.31
	繊維製品	0.71
	パルプ・紙	0.24
	化学	6.92
	医薬品	4.39
	石油・石炭製品	0.55
	ゴム製品	0.98
	ガラス・土石製品	0.95
	鉄鋼	1.19
	非鉄金属	0.98
	金属製品	0.68
	機械	5.25
	電気機器	13.10
	輸送用機器	8.73
	精密機器	1.53
	その他製品	2.13
	電気・ガス業	1.61
	陸運業	3.93
	海運業	0.21
	空運業	0.58
	倉庫・運輸関連業	0.19
	情報・通信業	7.61
	卸売業	4.47
	小売業	4.48
	銀行業	7.43
	証券、商品先物取引業	1.01
	保険業	2.28
	その他金融業	1.24
	不動産業	2.24
	サービス業	4.01
合 計		97.72

(参考) 国内債券マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 3回	230,000,000	100.54	231,257,600	100.54	231,246,600	0.1	2020/3/20	1.55
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12	220,000,000	100.81	221,782,200	100.74	221,639,000	0.1	2021/6/20	1.49

			8回								
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第124回	220,000,000	100.77	221,711,800	100.57	221,256,200	0.1	2020/6/20	1.49
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第122回	200,000,000	100.69	201,388,000	100.48	200,976,000	0.1	2019/12/20	1.35
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第311回	190,000,000	103.08	195,864,700	102.70	195,141,400	0.8	2020/9/20	1.31
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第132回	190,000,000	100.95	191,812,500	100.87	191,662,500	0.1	2022/6/20	1.29
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第342回	190,000,000	100.82	191,573,000	100.76	191,444,000	0.1	2026/3/20	1.28
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第347回	190,000,000	100.82	191,570,300	100.48	190,917,700	0.1	2027/6/20	1.28
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第125回	180,000,000	100.81	181,467,000	100.60	181,096,200	0.1	2020/9/20	1.21
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第117回	180,000,000	100.72	181,305,000	100.49	180,882,000	0.2	2019/3/20	1.21
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第129回	170,000,000	101.01	171,728,200	100.77	171,317,500	0.1	2021/9/20	1.15
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第344回	170,000,000	100.74	171,258,000	100.62	171,062,500	0.1	2026/9/20	1.15
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第339回	160,000,000	103.37	165,392,000	103.20	165,126,400	0.4	2025/6/20	1.11
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第150回	140,000,000	116.42	162,993,800	116.07	162,498,000	1.4	2034/9/20	1.09
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第343回	160,000,000	100.82	161,325,000	100.69	161,112,000	0.1	2026/6/20	1.08
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第126回	160,000,000	100.73	161,174,400	100.64	161,030,400	0.1	2020/12/20	1.08
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第345回	160,000,000	100.63	161,019,400	100.64	161,028,800	0.1	2026/12/20	1.08
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第119回	150,000,000	100.42	150,642,000	100.39	150,591,000	0.1	2019/6/20	1.01
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第335回	140,000,000	104.13	145,786,300	103.73	145,229,000	0.5	2024/9/20	0.97
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第338回	140,000,000	103.16	144,429,200	103.17	144,446,400	0.4	2025/3/20	0.97
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第337回	140,000,000	102.77	143,887,700	102.38	143,339,000	0.3	2024/12/20	0.96
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第329回	130,000,000	105.52	137,187,700	104.95	136,446,700	0.8	2023/6/20	0.91
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第322回	130,000,000	105.00	136,507,800	104.38	135,701,800	0.9	2022/3/20	0.91

24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 25回	130,000,000	104.75	136,179,300	104.36	135,668,000	0.8	2022/9/20	0.91
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 34回	130,000,000	104.51	135,868,800	104.30	135,599,100	0.6	2024/6/20	0.91
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 33回	130,000,000	104.23	135,502,800	104.21	135,475,600	0.6	2024/3/20	0.91
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 36回	130,000,000	104.17	135,430,500	103.83	134,980,300	0.5	2024/12/20	0.90
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 09回	130,000,000	103.91	135,092,100	103.30	134,296,500	1.1	2020/6/20	0.90
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第37 3回	130,000,000	100.48	130,630,500	100.32	130,418,600	0.1	2019/2/15	0.87
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (30年)第3 9回	100,000,000	127.58	127,589,800	126.42	126,423,000	1.9	2043/6/20	0.85

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	99.58
合計	99.58

(参考) 外国株式MSCI - KOKUSA Iマザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピ ュータ・周 辺機器	560,700	16,335.64	9,159,396,979	17,279.25	9,688,477,942	2.25
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウ ェア	788,900	7,475.08	5,897,094,724	8,327.36	6,569,458,327	1.53
3	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	インター ネットソ フトウェ ア・サー ビス	254,400	16,316.05	4,150,804,557	19,020.93	4,838,925,330	1.12
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	インター ネット販 売・通信 販売	43,710	100,021.49	4,371,939,677	107,814.97	4,712,592,426	1.09
5	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	289,800	14,125.96	4,093,704,797	14,595.15	4,229,675,368	0.98
6	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガ ス・消耗 燃料	456,000	9,376.14	4,275,521,982	9,265.27	4,224,967,087	0.98
7	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	382,300	10,056.34	3,844,540,381	10,752.18	4,110,561,243	0.95
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インター ネットソ フトウェ ア・サー ビス	33,610	94,900.76	3,189,614,601	107,037.13	3,597,518,107	0.83
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インター ネットソ フトウェ ア・サー ビス	32,030	96,910.58	3,104,046,123	108,763.03	3,483,679,893	0.81
10	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	335,000	9,028.11	3,024,419,786	9,413.14	3,153,404,245	0.73

11	アメリカ	株式	WELLS FARGO CO	銀行	511,000	6,304.58	3,221,642,469	6,115.60	3,125,072,877	0.72
12	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,071,300	2,692.14	2,884,091,403	2,868.97	3,073,536,667	0.71
13	アメリカ	株式	AT & T INC	各種電気通信サービス	661,800	4,668.83	3,089,836,161	4,400.97	2,912,568,035	0.67
14	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	275,300	10,168.88	2,799,495,399	10,246.02	2,820,731,976	0.65
15	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	各種金融サービス	134,300	18,965.50	2,547,066,832	20,653.26	2,773,733,261	0.64
16	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	204,000	12,150.36	2,478,674,784	13,259.30	2,704,897,730	0.63
17	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品	642,600	3,859.62	2,480,192,042	4,013.18	2,578,874,609	0.60
18	アメリカ	株式	GENERAL ELEC CO	コングロマリット	935,000	3,327.28	3,111,014,896	2,732.57	2,554,957,812	0.59
19	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	各種電気通信サービス	439,300	5,517.80	2,423,970,213	5,569.98	2,446,896,299	0.57
20	アメリカ	株式	CITIGROUP	銀行	296,500	6,885.33	2,041,502,280	8,189.83	2,428,285,929	0.56
21	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	2,159,000	1,006.32	2,172,647,608	1,107.72	2,391,579,700	0.55
22	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	128,800	16,613.02	2,139,756,989	18,302.84	2,357,406,153	0.54
23	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	情報技術サービス	198,800	10,143.40	2,016,508,287	11,789.30	2,343,713,516	0.54
24	スイス	株式	NOVARTIS-REG	医薬品	239,500	8,779.41	2,102,670,580	9,587.35	2,296,172,001	0.53
25	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	103,770	18,891.78	1,960,400,335	22,106.35	2,293,976,251	0.53
26	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	437,100	4,832.97	2,112,491,578	5,062.70	2,212,908,050	0.51
27	アメリカ	株式	COMCAST CORP-CL A	メディア	509,700	4,255.82	2,169,193,672	4,263.44	2,173,079,751	0.50
28	スイス	株式	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	医薬品	75,660	29,838.03	2,257,545,543	28,686.58	2,170,426,643	0.50
29	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	507,200	4,034.12	2,046,106,218	4,264.57	2,162,992,896	0.50
30	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	294,600	7,154.69	2,107,773,175	7,247.41	2,135,087,487	0.49

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	0.55
		エネルギー設備・サービス	0.56
		石油・ガス・消耗燃料	6.17
		化学	2.63
		建設資材	0.34
		容器・包装	0.30
		金属・鉱業	1.50
		紙製品・林産品	0.10
		航空宇宙・防衛	2.08
		建設関連製品	0.43
		建設・土木	0.34
		電気設備	0.79

コングロマリット	1.96
機械	1.66
商社・流通業	0.30
商業サービス・用品	0.37
航空貨物・物流サービス	0.60
旅客航空輸送業	0.13
海運業	0.08
陸運・鉄道	0.93
運送インフラ	0.26
自動車部品	0.50
自動車	1.05
家庭用耐久財	0.47
レジャー用品	0.05
繊維・アパレル・贅沢品	1.18
ホテル・レストラン・レジャー	1.78
メディア	2.35
販売	0.07
インターネット販売・通信販売	1.68
複合小売り	0.37
専門小売り	1.58
食品・生活必需品小売り	1.66
飲料	2.04
食品	1.93
タバコ	1.38
家庭用品	1.35
パーソナル用品	0.74
ヘルスケア機器・用品	1.98
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.88
バイオテクノロジー	2.36
医薬品	5.64
銀行	9.75
各種金融サービス	0.98
保険	4.16
インターネットソフトウェア・サービス	3.09
情報技術サービス	2.87
ソフトウェア	3.78
通信機器	0.83
コンピュータ・周辺機器	2.59
電子装置・機器・部品	0.41
半導体・半導体製造装置	2.71

		各種電気通信サービス	2.28
		無線通信サービス	0.35
		電力	1.89
		ガス	0.13
		総合公益事業	1.07
		水道	0.08
		貯蓄・抵当・不動産金融	0.01
		消費者金融	0.49
		資本市場	2.90
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.02
		ヘルスケア・テクノロジー	0.07
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.56
		専門サービス	0.59
	投資信託受益証券		0.00
	投資証券		2.51
	合 計		98.60

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,800,000	11,913.71	6,171,302,350	11,833.12	6,129,559,883	3.625	2020/2/15	0.92
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	52,600,000	11,631.00	6,117,908,988	11,618.23	6,111,191,939	2.625	2020/11/15	0.92
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	49,300,000	11,808.02	5,821,357,175	11,720.83	5,778,372,559	3.375	2019/11/15	0.87
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	50,100,000	11,368.11	5,695,426,084	11,455.30	5,739,107,655	2.375	2024/8/15	0.86
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	39,200,000	14,547.45	5,702,601,833	14,541.28	5,700,185,073	6	2026/2/15	0.86
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,300,000	11,178.76	5,622,918,535	11,290.61	5,679,178,873	2.25	2025/11/15	0.85
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	45,800,000	12,054.18	5,520,815,735	12,002.22	5,497,017,762	3.625	2021/2/15	0.83
8	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	33,100,000	16,570.38	5,484,795,945	16,566.39	5,483,476,745	3.5	2026/4/25	0.82
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,200,000	11,913.30	5,503,947,557	11,845.89	5,472,804,526	3.5	2020/5/15	0.82
10	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	31,300,000	16,753.71	5,243,912,325	16,668.02	5,217,091,903	4.25	2023/10/25	0.78
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	44,700,000	11,032.56	4,931,557,539	11,143.53	4,981,160,752	2	2025/2/15	0.75
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	42,180,000	11,629.22	4,905,207,864	11,605.90	4,895,370,820	2.625	2020/8/15	0.74
13	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	24,500,000	20,055.76	4,913,662,836	19,955.91	4,889,199,571	5.5	2029/4/25	0.73
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	40,900,000	11,685.66	4,779,436,897	11,571.55	4,732,767,023	3.75	2018/11/15	0.71
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	42,200,000	11,048.42	4,662,433,418	11,127.68	4,695,882,285	1.75	2023/5/15	0.71
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	38,400,000	11,852.50	4,551,360,804	11,837.53	4,545,611,682	3.125	2021/5/15	0.68
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	37,500,000	11,552.62	4,332,233,346	11,483.92	4,306,472,991	2.75	2019/2/15	0.65

18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	36,900,000	11,190.21	4,129,188,723	11,597.97	4,279,654,314	3	2044/11/15	0.64
19	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	29,200,000	14,755.64	4,308,649,654	14,650.69	4,278,003,816	4.25	2020/3/1	0.64
20	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	19,600,000	21,669.56	4,247,234,162	21,652.15	4,243,823,105	5.75	2032/10/25	0.64
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	36,200,000	11,445.47	4,143,262,638	11,445.61	4,143,313,648	2.125	2020/8/31	0.62
22	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,400,000	21,304.75	4,133,122,654	21,047.69	4,083,252,093	6.5	2027/7/4	0.61
23	イギリス	国債証券	UK TREASURY	20,000,000	20,398.62	4,079,724,240	20,021.70	4,004,341,980	3.5	2045/1/22	0.60
24	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	27,300,000	14,608.18	3,988,034,778	14,492.60	3,956,481,575	2.5	2020/10/25	0.59
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	35,000,000	11,173.04	3,910,564,245	11,220.15	3,927,055,235	1.75	2022/4/30	0.59
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	34,000,000	11,407.74	3,878,634,081	11,434.16	3,887,617,061	2.125	2021/6/30	0.58
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	34,200,000	11,302.05	3,865,302,022	11,351.38	3,882,172,745	2.25	2024/11/15	0.58
28	イギリス	国債証券	UK TSY 3 1/4% 2044	20,300,000	19,422.28	3,942,723,794	19,098.35	3,876,965,639	3.25	2044/1/22	0.58
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	33,700,000	11,328.04	3,817,550,762	11,363.71	3,829,570,801	2	2022/2/15	0.57
30	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	19,800,000	19,292.47	3,819,910,446	19,236.62	3,808,852,118	6	2025/10/25	0.57

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.96
合計	98.96

(参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インター ネットソ フトウェ ア・サー ビス	270,100	3,725.13	1,006,158,748	4,805.19	1,297,881,819	4.75
2	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピ ュータ・周 辺機器	4,660	233,156.42	1,086,508,926	253,480.70	1,181,220,062	4.32
3	アメリカ	株式	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	インター ネットソ フトウェ ア・サー ビス	54,140	14,066.53	761,561,953	19,191.15	1,039,009,142	3.80
4	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・ 半導体製 造装置	1,171,000	760.48	890,523,402	793.94	929,703,740	3.40
5	南アフリ カ	株式	NASPERS LTD-N SHS	メディア	20,880	22,494.79	469,691,254	23,865.45	498,310,596	1.82
6	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	4,015,000	91.01	365,427,331	93.21	374,269,467	1.37
7	アメリカ	株式	BAIDU INC - SPON ADR	インター ネットソ フトウェ ア・サー ビス	13,040	21,013.72	274,018,978	27,199.49	354,681,407	1.29
8	香港	株式	CHINA MOBILE LTD	無線通信	293,500	1,221.89	358,626,194	1,146.46	336,487,037	1.23

				サービス						
9	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	3,527,000	73.73	260,066,643	82.82	292,135,061	1.06
10	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	745,812	390.90	291,544,087	387.69	289,147,583	1.05
11	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	銀行	152,294	1,370.30	208,688,703	1,521.06	231,648,647	0.84
12	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	27,910	5,807.73	162,093,821	8,228.48	229,656,877	0.84
13	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵当・不動産金融	71,170	2,676.76	190,505,335	3,017.72	214,771,524	0.78
14	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	3,809,000	54.30	206,860,910	55.55	211,610,900	0.77
15	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	246,000	656.29	161,448,064	857.14	210,856,932	0.77
16	アメリカ	株式	PJSC SBERBANK OF RUSSIA	銀行	511,700	321.07	164,295,179	373.02	190,876,161	0.69
17	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA - PREF	銀行	146,685	1,093.01	160,329,153	1,223.07	179,407,255	0.65
18	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS PFD	コンピュータ・周辺機器	850	180,418.42	153,355,660	203,536.20	173,005,770	0.63
19	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	122,200	1,169.05	142,858,459	1,360.55	166,260,249	0.60
20	ブラジル	株式	AMBEV SA	飲料	221,756	671.13	148,827,670	745.31	165,277,718	0.60
21	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱業	142,821	960.69	137,208,121	1,123.63	160,478,317	0.58
22	メキシコ	株式	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	無線通信サービス	1,569,900	92.17	144,706,293	100.29	157,447,626	0.57
23	アメリカ	株式	JD.COM INC-ADR	インターネット販売・通信販売	30,900	4,401.16	135,996,093	4,357.01	134,631,748	0.49
24	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	86,550	1,641.45	142,067,928	1,550.08	134,159,424	0.49
25	アメリカ	株式	LUKOIL PJSC-SPON ADR	石油・ガス・消耗燃料	20,570	5,542.17	114,002,617	5,963.41	122,667,488	0.44
26	アメリカ	株式	PJSC GAZPROM-ADR	石油・ガス・消耗燃料	257,600	503.39	129,674,631	468.95	120,803,272	0.44
27	香港	株式	CNOOC LTD	石油・ガス・消耗燃料	834,000	128.04	106,786,155	142.42	118,781,699	0.43
28	香港	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	351,000	343.39	120,531,387	335.49	117,759,623	0.43
29	韓国	株式	POSCO	金属・鉱業	3,590	27,125.36	97,380,047	31,202.95	112,018,591	0.41
30	アメリカ	株式	CTRIIP.COM INTERNATIONAL -ADR	インターネット販売・通信販売	18,700	6,195.86	115,862,730	5,954.39	111,347,254	0.40

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	不動産管理・開発	2.35
		エネルギー設備・サービス	0.07

石油・ガス・消耗燃料	6.57
化学	2.30
建設資材	1.16
容器・包装	0.07
金属・鉱業	3.09
紙製品・林産品	0.39
航空宇宙・防衛	0.20
建設関連製品	0.03
建設・土木	0.69
電気設備	0.18
コングロマリット	1.74
機械	0.61
商社・流通業	0.04
商業サービス・用品	0.10
航空貨物・物流サービス	0.04
旅客航空輸送業	0.24
海運業	0.08
陸運・鉄道	0.18
運送インフラ	1.00
自動車部品	0.73
自動車	2.48
家庭用耐久財	0.63
レジャー用品	0.04
繊維・アパレル・贅沢品	0.50
ホテル・レストラン・レジャー	0.69
メディア	2.31
販売	0.04
インターネット販売・通信販売	0.96
複合小売り	0.66
専門小売り	0.34
食品・生活必需品小売り	1.67
飲料	1.35
食品	1.53
タバコ	0.62
家庭用品	0.42
パーソナル用品	0.69
ヘルスケア機器・用品	0.04
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.44
バイオテクノロジー	0.29
医薬品	1.32

	銀行	15.98
	各種金融サービス	1.12
	保険	3.28
	インターネットソフトウェア・サービス	11.22
	情報技術サービス	1.46
	ソフトウェア	0.22
	通信機器	0.04
	コンピュータ・周辺機器	5.88
	電子装置・機器・部品	2.83
	半導体・半導体製造装置	5.31
	各種電気通信サービス	1.56
	無線通信サービス	3.37
	電力	1.11
	ガス	0.48
	総合公益事業	0.05
	水道	0.26
	貯蓄・抵当・不動産金融	0.96
	消費者金融	0.22
	資本市場	1.22
	各種消費者サービス	0.58
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.59
	ヘルスケア・テクノロジー	0.03
	ライフサイエンス・ツール/サービス	0.09
投資証券		0.44
合計		97.44

(参考) 新興国債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	2,000,000	12,324.77	246,495,418	12,665.21	253,304,310	7.5	2026/4/22	2.32
2	アメリカ	国債証券	RUSSIA	1,767,500	13,612.14	240,594,707	13,274.40	234,625,169	7.5	2030/3/31	2.15
3	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,400,000	12,328.63	172,600,902	12,384.01	173,376,147	4.2	2024/1/21	1.59
4	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	1,400,000	12,016.61	168,232,616	12,180.47	170,526,671	6.875	2027/1/26	1.56
5	アメリカ	国債証券	TURKEY GLOBAL	1,250,000	13,047.37	163,092,128	13,065.40	163,317,588	7.375	2025/2/5	1.50
6	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,300,000	12,029.23	156,380,072	11,972.94	155,648,228	4	2021/1/15	1.42
7	アメリカ	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	1,200,000	12,190.39	146,284,760	12,271.61	147,259,424	4.875	2023/9/16	1.35
8	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	1,200,000	12,246.70	146,960,465	12,263.61	147,163,379	6.875	2021/4/22	1.35
9	アメリカ	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	1,200,000	12,052.22	144,626,728	12,034.31	144,411,730	4.5	2022/4/4	1.32

10	アメリカ	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	1,200,000	11,871.47	142,457,690	11,941.12	143,293,537	4.75	2026/5/27	1.31
11	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,020,000	12,907.58	131,657,367	13,251.41	135,164,397	6.125	2041/1/18	1.24
12	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	1,100,000	11,654.99	128,204,999	11,853.37	130,387,170	4.125	2025/1/15	1.19
13	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,100,000	11,649.62	128,145,827	11,825.37	130,079,147	3.625	2022/3/15	1.19
14	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,000,000	12,369.29	123,692,993	13,000.58	130,005,873	5.55	2045/1/21	1.19
15	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,100,000	11,029.34	121,322,845	11,402.63	125,429,035	4.6	2046/1/23	1.15
16	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	910,000	13,099.90	119,209,157	13,547.32	123,280,683	6.05	2040/1/11	1.13
17	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,000,000	11,979.81	119,798,171	12,066.33	120,663,374	4.5	2026/1/28	1.10
18	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,000,000	11,707.01	117,070,104	11,873.28	118,732,872	4.125	2026/1/21	1.09
19	アメリカ	国債証券	PHILIPPINES GLOBAL	650,000	17,941.62	116,620,543	18,150.97	117,981,324	9.5	2030/2/2	1.08
20	アメリカ	国債証券	ARGENT-GLOBAL	640,000	17,701.79	113,291,485	18,373.51	117,590,491	11.6088746	2033/12/31	1.08
21	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,000,000	11,067.83	110,678,314	11,628.09	116,280,995	4.75	2044/3/8	1.06
22	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,000,000	11,340.63	113,406,380	11,560.46	115,604,615	3.6	2025/1/30	1.06
23	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,100,000	10,073.96	110,813,590	10,400.80	114,408,888	5	2045/1/27	1.05
24	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	900,000	12,271.78	110,446,090	12,591.94	113,327,469	5.625	2044/2/26	1.04
25	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	930,000	11,932.47	110,971,976	12,064.92	112,203,833	4.875	2021/1/22	1.03
26	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	900,000	12,313.27	110,819,452	12,354.50	111,190,582	6.25	2022/9/26	1.02
27	アメリカ	国債証券	RUSSIA FOREIGN BOND	900,000	12,042.65	108,383,876	11,963.13	107,668,198	5	2020/4/29	0.98
28	アメリカ	国債証券	BRAZIL GLOBAL	720,000	14,179.74	102,094,150	14,739.44	106,124,022	8.25	2034/1/20	0.97
29	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	900,000	11,586.44	104,278,023	11,708.03	105,372,327	3.75	2022/4/25	0.96
30	アメリカ	国債証券	TURKEY GLOBAL	820,000	12,642.00	103,664,436	12,671.79	103,908,751	6.875	2036/3/17	0.95

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.30
合計	98.30

(参考) 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	4,750,000,000	4.78	227,061,218	4.82	229,083,598	9.85	2027/6/28	3.75
2	コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	4,870,000,000	4.08	199,121,590	4.10	200,075,295	7.75	2021/4/14	3.28
3	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	4,310,000	2,882.78	124,247,858	2,954.01	127,317,872		2019/7/1	2.08
4	ブラジル	国債証券	NOTA DO	330,000	3,562.51	117,572,834	3,730.94	123,121,294	10	2023/1/1	2.02

			TESOURO NACIONAL								
5	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	321,000	3,567.61	114,528,478	3,712.97	119,186,570	10	2025/1/1	1.95
6	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	20,600,000	531.43	109,476,141	527.03	108,569,004	1.5	2019/10/29	1.78
7	ロシア	国債証券	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	52,000,000	194.35	101,066,550	198.64	103,296,180	7.75	2026/9/16	1.69
8	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,090,000	3,150.85	97,361,449	3,167.87	97,887,418	3.25	2019/7/25	1.60
9	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	17,900,000	523.66	93,736,164	509.16	91,141,197	1	2026/6/26	1.49
10	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	10,050,000,000	0.82	83,218,663	0.86	87,195,476	7	2027/5/15	1.43
11	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	3,100,000	2,761.61	85,609,935	2,798.82	86,763,452		2020/7/1	1.42
12	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	14,100,000	594.14	83,774,521	600.08	84,611,944	5	2019/12/11	1.38
13	トルコ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT BOND	2,700,000	3,022.92	81,618,847	3,021.94	81,592,569	8.5	2019/7/10	1.33
14	ロシア	国債証券	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	40,500,000	187.91	76,104,327	189.81	76,874,265	6.4	2020/5/27	1.26
15	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	2,430,000	2,963.17	72,005,098	3,031.55	73,666,803		2019/1/1	1.20
16	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	196,000	3,593.85	70,439,549	3,753.81	73,574,750	10	2021/1/1	1.20
17	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	8,380,000,000	0.84	71,195,049	0.86	72,767,730	7	2022/5/15	1.19
18	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,950,000	639.24	69,996,986	641.35	70,227,844	8	2020/6/11	1.15
19	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	19,500,000	346.75	67,616,840	347.13	67,691,350	2.55	2020/6/26	1.11
20	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	8,040,000	805.86	64,791,498	812.62	65,334,687	6.75	2021/3/31	1.07
21	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	5,880,000,000	1.01	59,680,354	1.07	63,170,096	11	2025/9/15	1.03
22	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	6,700,000	931.71	62,424,603	930.91	62,371,170	10.5	2026/12/21	1.02
23	ロシア	国債証券	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	31,000,000	194.24	60,215,220	195.91	60,734,115	7.6	2022/7/20	0.99
24	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,700,000	602.79	58,471,485	616.77	59,826,786	6.5	2022/6/9	0.98
25	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000	2,704.08	59,489,956	2,711.87	59,661,225	4.181	2024/7/15	0.97
26	ロシア	国債証券	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	30,700,000	189.79	58,267,033	192.27	59,026,890	6.8	2019/12/11	0.96
27	チリ	国債証券	BONOS TESORERIA PESOS	320,000,000	19.02	60,882,725	18.18	58,190,193	5	2035/3/1	0.95
28	チリ	国債証券	REPUBLIC OF CHILE	300,000,000	18.75	56,251,373	18.81	56,437,292	5.5	2020/8/5	0.92
29	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,060,000	2,724.87	56,132,524	2,724.59	56,126,733	4.378	2019/11/29	0.92
30	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	15,000,000	362.09	54,313,693	365.26	54,790,172	3.65	2021/12/17	0.89

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.58
合計	97.58

(参考) J - R E I T インデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	3,195	581,215	1,856,984,069	561,000	1,792,395,000	7.15
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	3,119	561,621	1,751,696,889	541,000	1,687,379,000	6.73
3	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	9,466	160,600	1,520,242,179	146,300	1,384,875,800	5.52
4	日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人 投資証券	6,347	216,294	1,372,821,209	201,900	1,281,459,300	5.11
5	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	7,277	164,906	1,200,025,524	164,800	1,199,249,600	4.78
6	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	6,366	171,992	1,094,902,348	161,500	1,028,109,000	4.10
7	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	4,150	238,109	988,152,987	237,100	983,965,000	3.92
8	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	3,394	275,228	934,126,790	269,400	914,343,600	3.64
9	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	3,055	287,086	877,048,497	276,800	845,624,000	3.37
10	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	2,083	415,764	866,038,420	376,000	783,208,000	3.12
11	日本	投資証券	G L P 投資法人 投資証券	5,777	122,713	708,918,130	117,300	677,642,100	2.70
12	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	9,523	80,132	763,103,775	71,100	677,085,300	2.70
13	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	1,426	497,013	708,740,657	467,000	665,942,000	2.65
14	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	964	608,497	586,591,852	619,000	596,716,000	2.38
15	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	1,122	490,762	550,635,203	456,500	512,193,000	2.04
16	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	1,096	478,897	524,871,426	437,000	478,952,000	1.91
17	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	3,544	143,333	507,974,097	134,900	478,085,600	1.90
18	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	2,198	237,161	521,281,154	209,500	460,481,000	1.83
19	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	896	506,314	453,658,037	477,000	427,392,000	1.70
20	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	712	571,224	406,712,146	563,000	400,856,000	1.60
21	日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	2,358	184,466	434,970,917	168,400	397,087,200	1.58
22	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	2,955	131,787	389,432,826	133,700	395,083,500	1.57
23	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	3,133	124,090	388,776,100	113,900	356,848,700	1.42
24	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	2,116	183,472	388,228,317	166,000	351,256,000	1.40
25	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	7,357	53,261	391,847,352	46,450	341,732,650	1.36
26	日本	投資証券	プレミアム投資法人 投資証券	2,980	121,071	360,792,631	106,800	318,264,000	1.27

27	日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	2,212	137,267	303,636,690	137,100	303,265,200	1.21
28	日本	投資証券	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	3,711	83,197	308,746,498	79,400	294,653,400	1.17
29	日本	投資証券	日本リート投資法人 投資証券	887	299,114	265,314,745	323,500	286,944,500	1.14
30	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投 資法人 投資証券	1,203	240,174	288,929,380	237,900	286,193,700	1.14

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.99
合 計	97.99

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	48,980	17,554.31	859,810,378	18,216.04	892,221,673	4.36
2	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	84,110	6,453.79	542,828,487	7,163.99	602,563,325	2.95
3	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	23,660	23,391.47	553,442,298	23,983.30	567,445,055	2.77
4	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	58,180	8,278.89	481,665,890	7,956.48	462,908,204	2.26
5	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	21,820	21,962.05	479,212,119	20,133.57	439,314,672	2.15
6	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	58,040	7,618.29	442,165,749	7,422.14	430,781,191	2.10
7	フランス	投資証券	UNIBAIL RODAMCO-NA	15,760	30,929.26	487,445,181	26,995.11	425,443,091	2.08
8	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	32,340	12,737.38	411,927,008	13,094.71	423,483,141	2.07
9	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	56,270	7,545.01	424,558,214	7,373.66	414,916,372	2.03
10	アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES	24,290	14,096.88	342,413,373	13,839.86	336,170,250	1.64
11	香港	投資証券	LINK REIT	348,600	911.39	317,713,621	906.20	315,902,714	1.54
12	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	10,370	30,004.21	311,143,728	28,526.32	295,818,006	1.44
13	オースト ラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	840,000	366.26	307,663,272	342.37	287,598,276	1.40
14	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	43,060	6,238.47	268,628,872	6,518.04	280,667,173	1.37
15	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	117,500	2,070.85	243,324,887	2,084.37	244,914,380	1.19
16	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	27,380	8,513.36	233,096,060	8,714.02	238,590,114	1.16
17	アメリカ	投資証券	GGP INC	99,200	2,614.70	259,378,878	2,398.89	237,970,324	1.16
18	アメリカ	投資証券	HCP INC	74,500	3,512.66	261,693,676	3,139.53	233,895,022	1.14
19	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	18,040	12,080.14	217,925,849	11,948.25	215,546,479	1.05
20	オースト ラリア	投資証券	WESTFIELD CORP	301,200	739.60	222,770,291	681.21	205,183,163	1.00
21	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	14,710	13,377.94	196,789,616	13,243.52	194,812,185	0.95
22	アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	56,500	3,208.29	181,268,713	3,263.53	184,389,643	0.90
23	オースト ラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	250,700	736.95	184,754,643	732.53	183,645,672	0.89
24	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	41,900	3,812.79	159,756,221	4,371.66	183,172,948	0.89
25	アメリカ	投資証券	UDR INC	42,500	4,528.36	192,455,474	4,289.37	182,298,501	0.89
26	アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	15,570	11,949.38	186,051,847	11,358.67	176,854,567	0.86
27	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	19,810	8,404.02	166,483,666	8,914.68	176,599,977	0.86
28	イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	118,500	1,609.76	190,757,685	1,465.26	173,633,500	0.85
29	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	23,160	7,037.73	162,993,917	7,005.04	162,236,777	0.79
30	アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	11,360	14,065.32	159,782,059	14,029.24	159,372,263	0.78

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.08
合計	99.08

(参考) 野村マネー マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	特殊債券	農林債券 利付第749回い号	1,400,000,000	100.02	1,400,286,454	100.02	1,400,286,454	0.3	2017/10/27	8.10
2	日本	社債券	三井住友銀行 第57回社債間限定同順位特約付	1,400,000,000	100.01	1,400,213,384	100.01	1,400,213,384	0.28	2017/10/20	8.10
3	日本	地方債証券	共同発行市場地方債 公募第57回	900,000,000	100.39	903,529,487	100.39	903,529,487	1.65	2017/12/25	5.22
4	日本	地方債証券	大阪市 公募平成19年度第10回	800,000,000	100.37	802,986,042	100.37	802,986,042	1.74	2017/12/19	4.64
5	日本	社債券	NTTドコモ 第19回社債間限定同順位特約付	700,000,000	100.06	700,478,360	100.06	700,478,360	0.21	2018/1/24	4.05
6	日本	地方債証券	鹿児島県 公募(5年)平成24年度第1回	590,000,000	100.02	590,119,717	100.02	590,119,717	0.22	2017/10/31	3.41
7	日本	特殊債券	首都高速道路 第11回	500,000,000	100.06	500,327,784	100.06	500,327,784	0.279	2017/12/20	2.89
8	日本	特殊債券	商工債券 利付(3年)第180回	500,000,000	100.04	500,205,300	100.04	500,205,300	0.13	2018/1/26	2.89
9	日本	特殊債券	商工債券 利付(3年)第179回	400,000,000	100.04	400,177,044	100.04	400,177,044	0.14	2017/12/27	2.31
10	日本	特殊債券	しんきん中金債券 利付第275回	400,000,000	100.02	400,080,542	100.02	400,080,542	0.3	2017/10/27	2.31
11	日本	社債券	北海道電力 第322回	350,000,000	100.06	350,243,249	100.06	350,243,249	0.3	2017/12/25	2.02
12	日本	社債券	三井住友ファイナンス&リース 第7回社債間限定同順位特約付	300,000,000	100.37	301,111,287	100.37	301,111,287	0.442	2018/8/6	1.74
13	日本	特殊債券	日本政策投資銀行社債 財投機関債第51回	300,000,000	100.05	300,152,336	100.05	300,152,336	0.101	2018/3/20	1.73
14	日本	社債券	みずほコーポレート銀行 第31回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	100.02	300,078,405	100.02	300,078,405	0.33	2017/10/25	1.73
15	日本	社債券	北陸電力 第288回	240,000,000	100.12	240,303,138	100.12	240,303,138	1.89	2017/10/25	1.39
16	日本	社債券	東海旅客鉄道 第3回	200,000,000	100.24	200,480,226	100.24	200,480,226	2.825	2017/10/30	1.15
17	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			1.15
18	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			1.15

19	日本	コマーシャルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			1.15
20	日本	コマーシャルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			1.15
21	日本	地方債証券	大阪府 公募 (5年)第89回	190,000,000	100.04	190,094,060	100.04	190,094,060	0.2	2017/12/27	1.09
22	日本	地方債証券	静岡県 公募 (5年)平成24年度第8回	170,000,000	100.01	170,024,064	100.01	170,024,064	0.236	2017/10/18	0.98
23	日本	地方債証券	岐阜県 公募平成19年度第1回	150,000,000	100.13	150,204,000	100.13	150,204,000	1.87	2017/10/26	0.86
24	日本	特殊債券	商工債券 利付 第751回	120,000,000	100.06	120,072,570	100.06	120,072,570	0.25	2017/12/27	0.69
25	日本	地方債証券	共同発行市場地方債 公募第58回	100,000,000	100.50	100,503,146	100.50	100,503,146	1.59	2018/1/25	0.58
26	日本	社債券	日本電信電話 第53回	100,000,000	100.32	100,324,588	100.32	100,324,588	1.54	2017/12/20	0.58
27	日本	社債券	住友不動産 第 84回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	100.15	100,156,728	100.15	100,156,728	0.388	2018/2/28	0.57
28	日本	社債券	東日本旅客鉄道 第97回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	100.06	100,068,878	100.06	100,068,878	0.208	2018/1/30	0.57
29	日本	社債券	東日本旅客鉄道 第89回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	100.05	100,054,256	100.05	100,054,256	0.229	2017/12/27	0.57
30	日本	社債券	住友不動産 第 82回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	100.03	100,031,390	100.03	100,031,390	0.486	2017/10/25	0.57

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
地方債証券	16.99
特殊債券	23.82
社債券	23.10
コマーシャルペーパー	5.20
合計	69.12

【投資不動産物件】

ネクストコア

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI - KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ネクストコア

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX先物(2017年12月限)	買建	469	日本円	7,666,445,234	7,855,750,000	2.27

(参考) 国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地 域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
----	----------	-----	----	-----------	----	----	------	-------------	-----	------------	-----------------

株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイ取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2017年12月限)	買建	273	米ドル	33,998,227.5	3,832,620,187	34,230,787.5	3,858,836,674	0.89
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2017年12月限)	買建	14	カナダドル	2,481,982	225,090,948	2,566,760	232,779,463	0.05
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ 50 株価指数先物(2017年12月限)	買建	169	ユーロ	5,922,050	786,744,343	5,999,500	797,033,575	0.18
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2017年12月限)	買建	12	豪ドル	1,716,000	151,814,520	1,693,800	149,850,486	0.03
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2017年12月限)	買建	39	英ポンド	2,868,900	434,265,393	2,838,030	429,592,599	0.10
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2017年12月限)	買建	19	スイスフラン	1,713,970	199,060,476	1,727,480	200,629,525	0.04

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	E-mini MSCI エマージングマーケット株価指数先物(2017年12月限)	買建	112	米ドル	6,146,655	692,912,417	6,029,520	679,707,784	2.48

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
REIT 指数先物取引	大阪取引所	REIT 指数先物(2017年12月限)	買建	305	日本円	503,526,940	500,962,500	1.99

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ ボード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ 米国不動産指数先物(2017年12月限)	買建	31	米ドル	1,000,560	112,793,128	980,220	110,500,199	0.54
	フランス	Euronext	FTSE EPRA/NAREIT 欧州指数先物(2017年12月限)	買建	6	ユーロ	127,500	16,938,375	125,670	16,695,259	0.08

(参考) 野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

ネクストコア

平成 29 年 9 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1 口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間	(2013 年 8 月 19 日)	1,335	1,335	0.9583	0.9583
第 2 計算期間	(2014 年 2 月 17 日)	1,850	1,850	0.9721	0.9721
第 3 計算期間	(2014 年 8 月 18 日)	1,925	1,925	1.0181	1.0181
第 4 計算期間	(2015 年 2 月 17 日)	2,341	2,341	1.0461	1.0461
第 5 計算期間	(2015 年 8 月 17 日)	2,712	2,712	1.0175	1.0175
第 6 計算期間	(2016 年 2 月 17 日)	3,004	3,004	0.9984	0.9984
第 7 計算期間	(2016 年 8 月 17 日)	3,714	3,714	1.0329	1.0329
第 8 計算期間	(2017 年 2 月 17 日)	4,295	4,295	1.0153	1.0153
第 9 計算期間	(2017 年 8 月 17 日)	3,911	3,911	1.0230	1.0230
	2016 年 9 月末日	3,946		1.0298	
	10 月末日	4,054		1.0167	
	11 月末日	4,151		1.0102	
	12 月末日	4,285		1.0192	
	2017 年 1 月末日	4,297		1.0140	
	2 月末日	4,320		1.0198	
	3 月末日	4,324		1.0159	
	4 月末日	4,288		1.0186	
	5 月末日	4,239		1.0233	
	6 月末日	3,989		1.0208	

7月末日	3,955		1.0219
8月末日	3,906		1.0255
9月末日	3,572		1.0256

【分配の推移】

ネクストコア

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2013年1月31日～2013年8月19日	0.0000円
第2計算期間	2013年8月20日～2014年2月17日	0.0000円
第3計算期間	2014年2月18日～2014年8月18日	0.0000円
第4計算期間	2014年8月19日～2015年2月17日	0.0000円
第5計算期間	2015年2月18日～2015年8月17日	0.0000円
第6計算期間	2015年8月18日～2016年2月17日	0.0000円
第7計算期間	2016年2月18日～2016年8月17日	0.0000円
第8計算期間	2016年8月18日～2017年2月17日	0.0000円
第9計算期間	2017年2月18日～2017年8月17日	0.0000円

【収益率の推移】

ネクストコア

	計算期間	収益率
第1計算期間	2013年1月31日～2013年8月19日	4.2%
第2計算期間	2013年8月20日～2014年2月17日	1.4%
第3計算期間	2014年2月18日～2014年8月18日	4.7%
第4計算期間	2014年8月19日～2015年2月17日	2.8%
第5計算期間	2015年2月18日～2015年8月17日	2.7%
第6計算期間	2015年8月18日～2016年2月17日	1.9%
第7計算期間	2016年2月18日～2016年8月17日	3.5%
第8計算期間	2016年8月18日～2017年2月17日	1.7%
第9計算期間	2017年2月18日～2017年8月17日	0.8%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

ネクストコア

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2013年1月31日～2013年8月19日	1,445,052,123	51,972,335	1,393,079,788

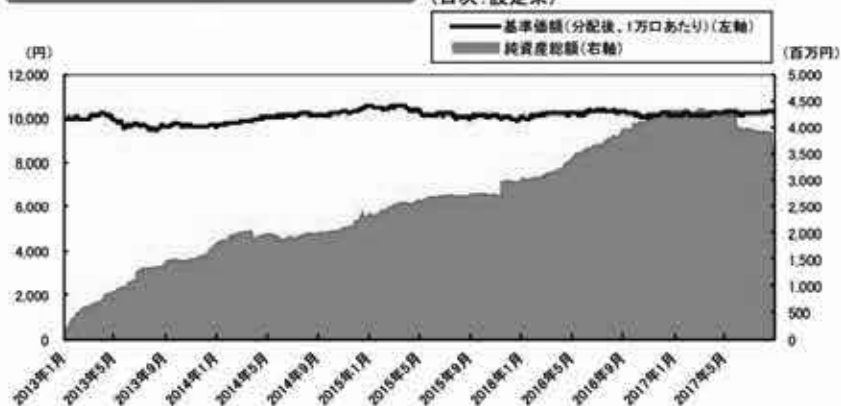
第2計算期間	2013年8月20日～2014年2月17日	670,704,216	160,711,546	1,903,072,458
第3計算期間	2014年2月18日～2014年8月18日	582,888,344	594,495,481	1,891,465,321
第4計算期間	2014年8月19日～2015年2月17日	858,557,285	512,113,562	2,237,909,044
第5計算期間	2015年2月18日～2015年8月17日	774,652,374	346,882,589	2,665,678,829
第6計算期間	2015年8月18日～2016年2月17日	547,418,537	203,743,660	3,009,353,706
第7計算期間	2016年2月18日～2016年8月17日	954,092,064	366,986,976	3,596,458,794
第8計算期間	2016年8月18日～2017年2月17日	939,380,069	304,883,559	4,230,955,304
第9計算期間	2017年2月18日～2017年8月17日	332,500,890	739,734,400	3,823,721,794

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

運用実績 (2017年9月29日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次:設定来)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2017年8月	0円
2017年2月	0円
2016年8月	0円
2016年2月	0円
2015年8月	0円
設定未累計	0円

主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率 (%)
国内株式マザーファンド	7.6
国内債券マザーファンド	13.3
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	8.4
外国債券マザーファンド	35.0
新興国株式マザーファンド	—
新興国債券マザーファンド	5.4
新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	3.6
J-REITインデックス マザーファンド	4.5
海外REITインデックス マザーファンド	6.6
野村マネー マザーファンド	0.6

実質的な銘柄別投資比率(上位)

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.2
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.2
3	日本電信電話	情報・通信業	0.1
4	ソフトバンクグループ	情報・通信業	0.1
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	0.1

・「国内債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫債券 利付(5年)第123回	国債証券	0.2
2	国庫債券 利付(5年)第128回	国債証券	0.2
3	国庫債券 利付(5年)第124回	国債証券	0.2
4	国庫債券 利付(5年)第122回	国債証券	0.2
5	国庫債券 利付(10年)第311回	国債証券	0.2

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.2
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.1
3	FACEBOOK INC-A	インターネットソフトウェア・サービス	0.1
4	AMAZON.COM INC	インターネット販売・通信販売	0.1
5	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	0.1

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
4	US TREASURY BOND	国債証券	0.3
5	US TREASURY BOND	国債証券	0.3

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.1
2	RUSSIA	国債証券	0.1
3	REPUBLIC OF PHILIPPINES	国債証券	0.1
4	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.1
5	TURKEY GLOBAL	国債証券	0.1

・「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	REPUBLIC OF COLOMBIA	国債証券	0.1
2	REPUBLIC OF COLOMBIA	国債証券	0.1
3	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.1
4	NOTA DO TESOURO NACIONAL	国債証券	0.1
5	NOTA DO TESOURO NACIONAL	国債証券	0.1

・「J-REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.3
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	投資証券	0.3
3	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.2
4	日本リテールファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.2
5	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	投資証券	0.2

・「海外REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

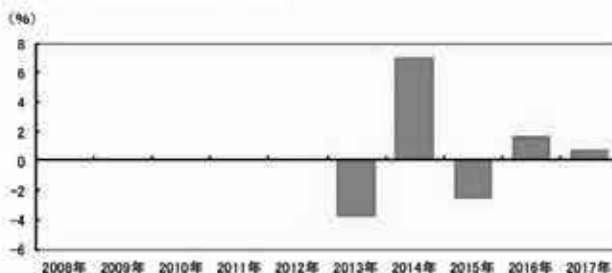
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	0.3
2	PROLOGIS INC	投資証券	0.2
3	PUBLIC STORAGE	投資証券	0.2
4	WELLTOWER INC	投資証券	0.2
5	AVALONBAY COMMUNITIES INC	投資証券	0.1

・「野村マネー マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	農林債券 利付第749回い号	特殊債券	0.0
2	三井住友銀行 第57回社債間限定同順位特約付	社債券	0.0
3	共同発行市場地方債 公募第57回	地方債証券	0.0
4	大阪市 公募平成19年度第10回	地方債証券	0.0
5	NTTドコモ 第19回社債間限定同順位特約付	社債券	0.0

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2013年は設定日(2013年1月31日)から年末までの収益率。
- ・2017年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込みの受付については、午後3時まで取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。
- ・販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・販売の単位は、1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。
- ・受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受け取りを中止することができます。

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、委託者に1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受付については、午後3時まで、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。
- ・換金価額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
 - ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して 6 営業日目から申込みの販売会社において支払います。
 - ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ¹ の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く)

	価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 ¹ の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間 1 年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成 40 年 2 月 17 日までとします(平成 25 年 1 月 31 日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年 2 月 18 日から 8 月 17 日までおよび 8 月 18 日から翌年 2 月 17 日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が 30 億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益

者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等()」の書面決議が否決となる場合を除き、その投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ()委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって
も、当該併合にかかるとは又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該
他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本
経済新聞に掲載します。

(f)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託
財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者
の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託
者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う
場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすること
により当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託
者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信
託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けま
せん。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の
一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金
にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金に
かかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録さ
れている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日まで
に支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

上記にかかわらず、累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資され
ます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加し
た受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から 5 年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から 10 年間支払請求しないと権利を失います。

換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成29年2月18日から平成29年8月17日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 10 月 6 日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているネクストコアの平成 29 年 2 月 18 日から平成 29 年 8 月 17 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネクストコアの平成 29 年 8 月 17 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【ネクストコア】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成29年2月17日現在)	第9期 (平成29年8月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,151,666,593	412,018,996
親投資信託受益証券	3,155,640,668	3,528,039,666
派生商品評価勘定	25,042,834	19,323,578
流動資産合計	4,332,350,095	3,959,382,240
資産合計	4,332,350,095	3,959,382,240
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,467,670	14,438,617
未払解約金	4,048,176	2,933,195
未払受託者報酬	1,108,170	1,120,325
未払委託者報酬	28,812,272	29,128,371
未払利息	1,520	536
その他未払費用	66,423	67,158
流動負債合計	36,504,231	47,688,202
負債合計	36,504,231	47,688,202
純資産の部		
元本等		
元本	4,230,955,304	3,823,721,794
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	64,890,560	87,972,244
(分配準備積立金)	134,269,537	136,253,510
元本等合計	4,295,845,864	3,911,694,038
純資産合計	4,295,845,864	3,911,694,038
負債純資産合計	4,332,350,095	3,959,382,240

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自平成28年8月18日 至平成29年2月17日	第9期 自平成29年2月18日 至平成29年8月17日
営業収益		
有価証券売買等損益	171,158,439	85,898,998
為替差損益	207,521,753	22,100,058
営業収益合計	36,363,314	63,798,940
営業費用		
支払利息	240,461	107,276
受託者報酬	1,108,170	1,120,325

委託者報酬	28,812,272	29,128,371
その他費用	77,223	67,158
営業費用合計	30,238,126	30,423,130
営業利益又は営業損失()	66,601,440	33,375,810
経常利益又は経常損失()	66,601,440	33,375,810
当期純利益又は当期純損失()	66,601,440	33,375,810
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	3,933,552	5,190,041
期首剰余金又は期首欠損金()	118,204,634	64,890,560
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,918,158	6,347,686
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,918,158	6,347,686
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,564,344	11,451,771
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,564,344	11,451,771
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	64,890,560	87,972,244

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成 29 年 2 月 18 日から平成 29 年 8 月 17 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第 8 期 平成 29 年 2 月 17 日現在	第 9 期 平成 29 年 8 月 17 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,230,955,304 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 3,823,721,794 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.0153 円 (10,000 口当たり純資産額) (10,153 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.0230 円 (10,000 口当たり純資産額) (10,230 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 8 期 自平成 28 年 8 月 18 日 至平成 29 年 2 月 17 日	第 9 期 自平成 29 年 2 月 18 日 至平成 29 年 8 月 17 日																		
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>13,534,595 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	13,534,595 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>24,260,593 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	24,260,593 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	13,534,595 円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	24,260,593 円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																	

収益調整金額	C	262,636,926 円
分配準備積立金額	D	120,734,942 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	396,906,463 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,230,955,304 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	938 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0 円

収益調整金額	C	247,353,887 円
分配準備積立金額	D	111,992,917 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	383,607,397 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,823,721,794 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,003 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0 円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第 8 期 自 平成 28 年 8 月 18 日 至 平成 29 年 2 月 17 日	第 9 期 自 平成 29 年 2 月 18 日 至 平成 29 年 8 月 17 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>当ファンドは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされておりますが、主要投資対象である親投資信託受益証券の保有状況によっては、市場リスクの内容は変動する場合があります。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする為替等に係る価格変動リスクを有しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第 8 期 平成 29 年 2 月 17 日現在	第 9 期 平成 29 年 8 月 17 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

<p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期 自平成28年8月18日 至平成29年2月17日	第9期 自平成29年2月18日 至平成29年8月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第8期 自平成28年8月18日 至平成29年2月17日	第9期 自平成29年2月18日 至平成29年8月17日		
期首元本額	3,596,458,794円	期首元本額	4,230,955,304円
期中追加設定元本額	939,380,069円	期中追加設定元本額	332,500,890円
期中一部解約元本額	304,883,559円	期中一部解約元本額	739,734,400円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第8期 自平成28年8月18日 至平成29年2月17日	第9期 自平成29年2月18日 至平成29年8月17日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	140,854,843	78,432,500
合計	140,854,843	78,432,500

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第8期(平成29年2月17日現在)			第9期(平成29年8月17日現在)				
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	1,591,295,764	-	1,568,720,600	22,575,164	1,983,431,861	-	1,978,546,900	4,884,961
米ドル	871,146,259	-	855,898,100	15,248,159	1,120,175,594	-	1,103,269,700	16,905,894
カナダドル	39,590,959	-	39,028,500	562,459	63,238,125	-	65,287,500	2,049,375
ユーロ	495,831,006	-	491,310,000	4,521,006	556,267,820	-	564,311,200	8,043,380
英ポンド	130,998,186	-	127,548,000	3,450,186	156,522,300	-	155,914,000	608,300
豪ドル	53,729,354	-	54,936,000	1,206,646	87,228,022	-	89,764,500	2,536,478
合計	1,591,295,764	-	1,568,720,600	22,575,164	1,983,431,861	-	1,978,546,900	4,884,961

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成29年8月17日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成29年8月17日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	179,029,242	275,866,158	
		国内債券マザーファンド	417,942,006	559,457,169	
		外国債券マザーファンド	642,475,328	1,437,281,556	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	123,982,508	298,549,879	
		野村マネー マザーファンド	19,922,154	20,336,534	
		J-REITインデックス マザーファンド	169,579,974	321,320,134	
		海外REITインデックス マザーファンド	111,949,758	242,886,194	
		新興国債券マザーファンド	121,757,560	223,839,098	
		新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	110,575,536	148,502,944	
	小計	銘柄数:9 組入時価比率:90.2%	1,897,214,066	3,528,039,666 100.0%	
合計			3,528,039,666		

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

(参考)

当ファンドは、当該計算期間末現在、主要投資対象である親投資信託受益証券のうち、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マ

ザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」および「野村マネー マザーファンド」受益証券に投資しており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（平成 29 年 8 月 17 日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	22,054,310,308
株式	326,221,648,662
派生商品評価勘定	22,570
未収配当金	399,322,971
未収利息	995,291
その他未収収益	14,246,914
差入委託証拠金	203,670,000
流動資産合計	348,894,216,716
資産合計	348,894,216,716
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	59,415,380
未払解約金	315,315,362
未払利息	28,700
有価証券貸借取引受入金	16,884,917,017
流動負債合計	17,259,676,459
負債合計	17,259,676,459
純資産の部	
元本等	
元本	215,219,448,917
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	116,415,091,340
元本等合計	331,634,540,257
純資産合計	331,634,540,257
負債純資産合計	348,894,216,716

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
------------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

平成 29 年 8 月 17 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.5409 円
(10,000 口当たり純資産額)	(15,409 円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	16,134,375,950 円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成 29 年 2 月 18 日 至 平成 29 年 8 月 17 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p> 市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p> 信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p> 流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 8 月 17 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成 29 年 8 月 17 日現在

期首	平成 29 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	220,544,896,545 円
同期中における追加設定元本額	13,707,337,303 円
同期中における一部解約元本額	19,032,784,931 円
期末元本額	215,219,448,917 円
期末元本額の内訳 *	
バランスセレクト 3 0	169,948,502 円
バランスセレクト 5 0	402,971,566 円
バランスセレクト 7 0	480,509,670 円
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	1,377,093,991 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)	3,919,283,450 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)	7,499,096,543 円
野村資産設計ファンド 2 0 1 5	63,366,850 円
野村資産設計ファンド 2 0 2 0	73,467,627 円
野村資産設計ファンド 2 0 2 5	102,138,294 円
野村資産設計ファンド 2 0 3 0	101,882,077 円
野村資産設計ファンド 2 0 3 5	76,814,879 円
野村資産設計ファンド 2 0 4 0	219,248,781 円
野村日本株インデックス (野村投資一任口座向け)	74,097,951,733 円
のむラップ・ファンド (保守型)	2,322,918,805 円
のむラップ・ファンド (普通型)	5,203,613,441 円
のむラップ・ファンド (積極型)	1,545,337,354 円
野村資産設計ファンド 2 0 4 5	24,718,960 円
野村インデックスファンド・ T O P I X	1,072,023,936 円
マイ・ロード	3,467,111,380 円
ネクストコア	179,029,242 円
野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型	519,264,130 円
野村日本株インデックス (野村 S M A ・ E W 向け)	1,445,278,243 円
野村世界 6 資産分散投信 (配分変更コース)	1,352,876,013 円
野村資産設計ファンド 2 0 5 0	30,133,682 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 2 6 - 2 0 2 8 年目標型	11,111,312 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 2 9 - 2 0 3 1 年目標型	2,705,762 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 3 2 - 2 0 3 4 年目標型	1,874,645 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 3 5 - 2 0 3 7 年目標型	1,219,567 円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	207,405,153 円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	84,481,686 円
インデックス・ブレンド (タイプ)	970,670 円
インデックス・ブレンド (タイプ)	701,082 円
インデックス・ブレンド (タイプ)	3,581,633 円
インデックス・ブレンド (タイプ)	957,920 円
インデックス・ブレンド (タイプ)	986,069 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 日本株式	49,010,847 円
グローバル・インデックス・バランス 2 5 V A (適格機関投資家専用)	610,621,986 円
グローバル・インデックス・バランス 5 0 V A (適格機関投資家専用)	555,848,236 円
グローバル・インデックス・バランス 4 0 V A (適格機関投資家専用)	1,869,742,161 円
グローバル・インデックス・バランス 6 0 V A (適格機関投資家専用)	934,764,486 円
ワールド・インデックス・ファンド V A 安定型 (適格機関投資家専用)	4,148,101 円
ワールド・インデックス・ファンド V A バランス型 (適格機関投資家専用)	19,898,544 円
ワールド・インデックス・ファンド V A 積極型 (適格機関投資家専用)	4,342,866 円
野村インデックス・バランス 6 0 V A (適格機関投資家専用)	5,589,810,280 円
野村ワールド・インデックス・バランス 3 5 V A (適格機関投資家専用)	370,969,176 円
野村ワールド・インデックス・バランス 5 0 V A (適格機関投資家専用)	2,465,394,234 円
野村日本株式インデックスファンド (適格機関投資家専用)	1,049,067,436 円
野村・国内株式インデックスファンド・ V A S (適格機関投資家専用)	1,707,774,091 円
野村世界インデックス・バランス 4 0 V A (適格機関投資家専用)	369,125,618 円
野村グローバル・インデックス・バランス 2 5 V A (適格機関投資家専用)	119,531,481 円

野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	342,632,533円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	5,357,659,774円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	748,317,151円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	774,034,822円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX（適格機関投資家専用）	1,241,346,748円
野村国内外マルチアセット（6資産）ファンド（適格機関投資家専用）	1,178,222,358円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	7,120,601円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	31,747,296円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	36,238,530円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	99,400,564円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	4,104,450,355円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	12,649,586,824円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	17,082,029,920円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX（確定拠出年金向け）	30,789,322,526円
マイバランスDC30	2,713,889,590円
マイバランスDC50	3,437,202,197円
マイバランスDC70	3,185,376,753円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	8,547,722,218円
野村DC運用戦略ファンド	827,239,695円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	19,579,737円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	234,129,571円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	10,672,769円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	19,402,194円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成29年8月17日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	6,100	3,340.00	20,374,000	貸付有価証券 2,900株
		日本水産	202,200	637.00	128,801,400	
		マルハニチロ	29,500	3,160.00	93,220,000	
		カネコ種苗	5,300	1,462.00	7,748,600	
		サカタのタネ	23,000	3,360.00	77,280,000	貸付有価証券 6,400株(3,200株)
		ホクト	15,800	1,925.00	30,415,000	
		ホクリヨウ	2,200	980.00	2,156,000	貸付有価証券 1,000株
		住石ホールディングス	43,200	111.00	4,795,200	貸付有価証券 1,600株
		日鉄鉱業	4,300	7,340.00	31,562,000	
		三井松島産業	9,000	1,423.00	12,807,000	
		国際石油開発帝石	820,300	1,033.00	847,369,900	

日本海洋掘削	5,400	2,130.00	11,502,000	貸付有価証券 2,600株(300株)
石油資源開発	24,700	2,205.00	54,463,500	
K&Oエナジーグループ	9,200	1,699.00	15,630,800	貸付有価証券 500株
ショーボンドホールディングス	15,100	5,930.00	89,543,000	
ミライト・ホールディングス	47,900	1,332.00	63,802,800	貸付有価証券 100株
タマホーム	11,700	710.00	8,307,000	貸付有価証券 1,300株(1,300株)
サンヨーホームズ	3,300	641.00	2,115,300	
ファーストコーポレーション	3,500	1,113.00	3,895,500	
インベスターズクラウド	2,600	5,060.00	13,156,000	貸付有価証券 1,200株(700株)
ダイセキ環境ソリューション	4,300	1,341.00	5,766,300	貸付有価証券 1,800株
安藤・間	111,900	750.00	83,925,000	貸付有価証券 46,600株
東急建設	55,300	860.00	47,558,000	貸付有価証券 26,400株
コムシスホールディングス	60,800	2,371.00	144,156,800	
ミサワホーム	18,400	973.00	17,903,200	貸付有価証券 4,800株(4,500株)
ピーアールホールディングス	15,400	402.00	6,190,800	貸付有価証券 200株
高松コンストラクショングループ	11,700	2,881.00	33,707,700	
東建コーポレーション	5,800	14,890.00	86,362,000	
ソネック	1,900	809.00	1,537,100	
ヤマウラ	7,300	1,003.00	7,321,900	貸付有価証券 2,900株
大成建設	792,000	1,061.00	840,312,000	
大林組	467,000	1,276.00	595,892,000	貸付有価証券 9,900株(9,900株)
清水建設	476,400	1,162.00	553,576,800	
飛島建設	150,000	159.00	23,850,000	貸付有価証券 7,600株
長谷工コーポレーション	181,700	1,322.00	240,207,400	貸付有価証券 1,200株
松井建設	17,200	985.00	16,942,000	
銭高組	22,000	492.00	10,824,000	貸付有価証券 1,000株
鹿島建設	684,000	991.00	677,844,000	

不動テトラ	125,700	176.00	22,123,200	
大末建設	5,500	995.00	5,472,500	
鉄建建設	95,000	354.00	33,630,000	貸付有価証券 5,000株
西松建設	180,000	619.00	111,420,000	
三井住友建設	596,700	122.00	72,797,400	
大豊建設	56,000	504.00	28,224,000	
前田建設工業	103,000	1,331.00	137,093,000	
佐田建設	10,700	455.00	4,868,500	
ナカノフード建設	11,900	602.00	7,163,800	
奥村組	128,000	799.00	102,272,000	
東鉄工業	18,700	3,405.00	63,673,500	貸付有価証券 100株(100株)
イチケン	14,000	475.00	6,650,000	
浅沼組	54,000	314.00	16,956,000	
戸田建設	181,000	806.00	145,886,000	貸付有価証券 5,000株
熊谷組	244,000	349.00	85,156,000	
青木あすなる建設	10,200	909.00	9,271,800	
北野建設	32,000	434.00	13,888,000	
植木組	19,000	269.00	5,111,000	
三井ホーム	20,000	730.00	14,600,000	
矢作建設工業	21,200	879.00	18,634,800	
ピーエス三菱	16,400	515.00	8,446,000	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
日本ハウスホールディングス	29,800	554.00	16,509,200	貸付有価証券 600株
大東建託	56,400	19,290.00	1,087,956,000	貸付有価証券 21,700株
新日本建設	18,500	834.00	15,429,000	
N I P P O	36,000	2,096.00	75,456,000	
東亜道路工業	29,000	428.00	12,412,000	
前田道路	49,000	2,170.00	106,330,000	
日本道路	46,000	583.00	26,818,000	
東亜建設工業	12,600	1,934.00	24,368,400	貸付有価証券 6,000株
若築建設	90,000	183.00	16,470,000	
東洋建設	44,800	491.00	21,996,800	貸付有価証券 100株(100株)

五洋建設	172,800	627.00	108,345,600	
大林道路	4,000	938.00	3,752,000	貸付有価証券 1,800株
世紀東急工業	22,700	604.00	13,710,800	
福田組	5,000	6,090.00	30,450,000	
住友林業	107,200	1,647.00	176,558,400	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
日本基礎技術	17,300	400.00	6,920,000	
日成ビルド工業	46,000	573.00	26,358,000	貸付有価証券 9,000株(9,000株)
ヤマダ・エスバイエルホ ーム	79,000	85.00	6,715,000	
巴コーポレーション	19,300	371.00	7,160,300	貸付有価証券 1,600株(1,600株)
パナホーム	29,000	1,196.00	34,684,000	貸付有価証券 5,000株
大和ハウス工業	460,000	3,870.00	1,780,200,000	
ライト工業	29,900	1,086.00	32,471,400	
積水ハウス	476,900	1,916.50	913,978,850	貸付有価証券 1,600株
日特建設	13,300	571.00	7,594,300	
北陸電気工事	7,500	957.00	7,177,500	
ユアテック	25,000	785.00	19,625,000	
西部電気工業	2,600	2,423.00	6,299,800	貸付有価証券 300株(300株)
四電工	12,000	610.00	7,320,000	
中電工	17,600	2,962.00	52,131,200	貸付有価証券 1,700株
関電工	62,000	1,179.00	73,098,000	貸付有価証券 4,000株(4,000株)
きんでん	103,500	1,800.00	186,300,000	
東京エネシス	16,100	1,042.00	16,776,200	
トーエネック	22,000	695.00	15,290,000	
住友電設	10,800	1,771.00	19,126,800	
日本電設工業	23,900	2,147.00	51,313,300	
協和エクシオ	61,000	2,043.00	124,623,000	
新日本空調	12,000	1,534.00	18,408,000	
N D S	2,400	3,325.00	7,980,000	
九電工	30,600	4,320.00	132,192,000	貸付有価証券 3,100株
三機工業	33,000	1,169.00	38,577,000	

日揮	145,300	1,767.00	256,745,100	貸付有価証券 12,200株(1,800株)
中外炉工業	47,000	216.00	10,152,000	貸付有価証券 4,000株
ヤマト	13,900	745.00	10,355,500	
太平電業	21,000	1,447.00	30,387,000	
高砂熱学工業	42,900	1,806.00	77,477,400	貸付有価証券 4,800株
三晃金属工業	1,400	3,270.00	4,578,000	
朝日工業社	3,500	3,310.00	11,585,000	
明星工業	28,200	719.00	20,275,800	
大気社	20,600	2,831.00	58,318,600	貸付有価証券 5,100株
ダイダン	21,000	1,300.00	27,300,000	
日比谷総合設備	17,400	2,245.00	39,063,000	
東芝プラントシステム	25,300	1,810.00	45,793,000	貸付有価証券 7,200株(3,100株)
OSJBホールディングス	47,600	296.00	14,089,600	貸付有価証券 7,400株
東洋エンジニアリング	92,000	272.00	25,024,000	貸付有価証券 43,000株(1,000株)
千代田化工建設	112,000	561.00	62,832,000	貸付有価証券 53,000株(8,000株)
新興プランテック	32,000	927.00	29,664,000	貸付有価証券 600株(600株)
日本製粉	46,300	1,747.00	80,886,100	
日清製粉グループ本社	170,700	1,872.00	319,550,400	
日東富士製粉	1,000	3,930.00	3,930,000	
昭和産業	64,000	603.00	38,592,000	貸付有価証券 30,000株(30,000株)
鳥越製粉	12,400	826.00	10,242,400	
中部飼料	17,000	1,837.00	31,229,000	
フィード・ワン	93,700	234.00	21,925,800	
東洋精糖	24,000	119.00	2,856,000	
日本甜菜製糖	7,900	2,261.00	17,861,900	
三井製糖	11,000	3,745.00	41,195,000	貸付有価証券 200株
塩水港精糖	16,600	249.00	4,133,400	
日新製糖	6,600	1,964.00	12,962,400	
森永製菓	30,400	6,350.00	193,040,000	
中村屋	3,600	4,965.00	17,874,000	

江崎グリコ	38,900	5,900.00	229,510,000	
名糖産業	6,700	1,460.00	9,782,000	
不二家	8,900	2,418.00	21,520,200	
山崎製パン	114,100	2,116.00	241,435,600	
第一屋製パン	2,400	1,191.00	2,858,400	
モロゾフ	2,400	7,340.00	17,616,000	
亀田製菓	8,700	5,100.00	44,370,000	貸付有価証券 300株
寿スピリッツ	14,800	3,680.00	54,464,000	
カルビー	63,500	4,080.00	259,080,000	貸付有価証券 23,000株(3,700株)
森永乳業	140,000	864.00	120,960,000	
六甲バター	6,900	2,398.00	16,546,200	貸付有価証券 100株
ヤクルト本社	83,500	7,560.00	631,260,000	貸付有価証券 2,400株
明治ホールディングス	92,200	8,930.00	823,346,000	
雪印メグミルク	33,600	3,255.00	109,368,000	
プリマハム	98,000	667.00	65,366,000	
日本ハム	109,000	3,300.00	359,700,000	
林兼産業	5,000	871.00	4,355,000	
丸大食品	74,000	511.00	37,814,000	
S Foods	8,400	4,185.00	35,154,000	貸付有価証券 3,400株(2,600株)
伊藤ハム米久ホールディングス	89,800	1,020.00	91,596,000	
サッポロホールディングス	51,000	3,040.00	155,040,000	貸付有価証券 200株
アサヒグループホールディングス	292,200	4,604.00	1,345,288,800	貸付有価証券 13,900株
キリンホールディングス	670,500	2,424.50	1,625,627,250	貸付有価証券 47,200株
宝ホールディングス	112,700	1,057.00	119,123,900	貸付有価証券 100株
オエノンホールディングス	39,600	275.00	10,890,000	
養命酒製造	4,800	2,102.00	10,089,600	
コカ・コーラボトラーズ ジャパン	97,900	3,670.00	359,293,000	
サントリー食品インター ナショナル	106,700	5,200.00	554,840,000	
ダイドーグループホール ディングス	7,100	5,550.00	39,405,000	

伊藤園	46,200	4,175.00	192,885,000	
キーコーヒー	13,700	2,184.00	29,920,800	貸付有価証券 300株(100株)
ユニカフェ	4,200	1,009.00	4,237,800	
ジャパンフーズ	2,000	1,391.00	2,782,000	
日清オイリオグループ	90,000	782.00	70,380,000	
不二製油グループ本社	41,600	2,973.00	123,676,800	貸付有価証券 11,200株
かどや製油	1,500	5,970.00	8,955,000	
J-オイルミルズ	7,200	3,870.00	27,864,000	貸付有価証券 500株
キッコーマン	108,900	3,455.00	376,249,500	
味の素	320,800	2,223.00	713,138,400	
キューピー	79,200	2,760.00	218,592,000	貸付有価証券 8,000株
ハウス食品グループ本社	57,600	3,235.00	186,336,000	
カゴメ	55,900	3,480.00	194,532,000	
焼津水産化学工業	7,300	1,191.00	8,694,300	
アリアケジャパン	12,700	7,840.00	99,568,000	貸付有価証券 2,700株
ピエトロ	1,800	1,638.00	2,948,400	貸付有価証券 700株
エバラ食品工業	3,700	2,073.00	7,670,100	
ニチレイ	72,500	2,919.00	211,627,500	
東洋水産	76,600	3,995.00	306,017,000	
イトアンド	1,700	2,367.00	4,023,900	貸付有価証券 200株
大冷	1,600	1,883.00	3,012,800	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	300	3,830.00	1,149,000	貸付有価証券 100株
日清食品ホールディングス	60,800	6,770.00	411,616,000	
永谷園ホールディングス	15,000	1,347.00	20,205,000	
一正蒲鉾	5,400	1,290.00	6,966,000	貸付有価証券 800株
フジッコ	15,100	2,660.00	40,166,000	
ロック・フィールド	15,000	1,897.00	28,455,000	
日本たばこ産業	863,000	3,784.00	3,265,592,000	貸付有価証券 173,200株
ケンコーマヨネーズ	8,400	2,976.00	24,998,400	貸付有価証券 3,300株
わらべや日洋ホールディ	9,100	2,978.00	27,099,800	

ングス				
なとり	7,800	2,025.00	15,795,000	
イフジ産業	2,400	792.00	1,900,800	貸付有価証券 1,000株
北の達人コーポレーション	6,700	1,068.00	7,155,600	貸付有価証券 3,100株
ユーグレナ	53,800	1,135.00	61,063,000	貸付有価証券 25,900株(4,200株)
ミヨシ油脂	5,300	1,486.00	7,875,800	
理研ビタミン	4,600	4,130.00	18,998,000	
片倉工業	16,700	1,286.00	21,476,200	
グンゼ	109,000	455.00	49,595,000	
東洋紡	576,000	198.00	114,048,000	貸付有価証券 13,000株
ユニチカ	399,000	82.00	32,718,000	貸付有価証券 5,000株
富士紡ホールディングス	7,100	3,395.00	24,104,500	
倉敷紡績	147,000	279.00	41,013,000	
シキボウ	78,000	157.00	12,246,000	
日本毛織	41,000	942.00	38,622,000	
ダイトウボウ	19,000	81.00	1,539,000	貸付有価証券 3,000株
トーア紡コーポレーション	6,200	562.00	3,484,400	
ダイドーリミテッド	16,300	442.00	7,204,600	
帝国繊維	15,200	2,143.00	32,573,600	
帝人	119,000	2,208.00	262,752,000	
東レ	1,056,000	1,003.50	1,059,696,000	貸付有価証券 6,000株
サカイオーベックス	3,400	1,883.00	6,402,200	
住江織物	40,000	311.00	12,440,000	貸付有価証券 6,000株(6,000株)
日本フェルト	8,300	505.00	4,191,500	
イチカワ	10,000	330.00	3,300,000	
日東製網	1,600	1,852.00	2,963,200	貸付有価証券 400株
アツギ	120,000	125.00	15,000,000	
ダイニック	28,000	191.00	5,348,000	
セーレン	36,300	1,914.00	69,478,200	
ソトー	5,400	1,165.00	6,291,000	
東海染工	20,000	137.00	2,740,000	

小松精練	20,500	853.00	17,486,500	
ワコールホールディングス	87,000	1,564.00	136,068,000	
ホギメディカル	9,200	7,860.00	72,312,000	貸付有価証券 4,200株(1,000株)
レナウン	39,300	205.00	8,056,500	貸付有価証券 18,900株(6,900株)
クラウドシア	3,300	664.00	2,191,200	貸付有価証券 1,500株
T S Iホールディングス	60,000	796.00	47,760,000	貸付有価証券 28,200株
三陽商会	7,600	1,680.00	12,768,000	貸付有価証券 3,600株
ナイガイ	5,300	658.00	3,487,400	貸付有価証券 200株(200株)
オンワードホールディングス	94,000	795.00	74,730,000	貸付有価証券 10,000株
ルック	25,000	359.00	8,975,000	貸付有価証券 11,000株
キムラタン	615,000	6.00	3,690,000	貸付有価証券 223,000株
ゴールドウイン	6,200	7,660.00	47,492,000	貸付有価証券 100株
デサント	33,200	1,401.00	46,513,200	貸付有価証券 6,200株(400株)
キング	7,200	446.00	3,211,200	
ヤマトインターナショナル	9,700	475.00	4,607,500	貸付有価証券 4,600株
特種東海製紙	8,500	4,295.00	36,507,500	
王子ホールディングス	569,000	570.00	324,330,000	
日本製紙	65,200	2,107.00	137,376,400	貸付有価証券 500株(400株)
三菱製紙	20,700	739.00	15,297,300	
北越紀州製紙	81,300	745.00	60,568,500	貸付有価証券 19,400株(600株)
中越パルプ工業	58,000	223.00	12,934,000	貸付有価証券 19,000株(19,000株)
巴川製紙所	22,000	287.00	6,314,000	
大王製紙	58,000	1,363.00	79,054,000	貸付有価証券 27,500株(9,200株)
阿波製紙	3,500	609.00	2,131,500	
レンゴー	140,400	628.00	88,171,200	貸付有価証券 5,100株(5,100株)
トーモク	46,000	378.00	17,388,000	
ザ・パック	10,300	3,555.00	36,616,500	

クラレ	245,000	2,116.00	518,420,000	貸付有価証券 27,500株
旭化成	908,000	1,281.50	1,163,602,000	
共和レザー	8,500	948.00	8,058,000	
昭和電工	96,900	2,861.00	277,230,900	
住友化学	1,072,000	660.00	707,520,000	
住友精化	6,000	4,920.00	29,520,000	
日産化学工業	78,700	3,680.00	289,616,000	
ラサ工業	55,000	169.00	9,295,000	
クレハ	11,000	5,720.00	62,920,000	貸付有価証券 2,300株(2,300株)
多木化学	2,000	4,580.00	9,160,000	
テイカ	22,000	914.00	20,108,000	
石原産業	26,100	1,377.00	35,939,700	
片倉コープアグリ	20,000	258.00	5,160,000	
日東エフシー	8,500	911.00	7,743,500	貸付有価証券 800株
日本曹達	87,000	627.00	54,549,000	貸付有価証券 1,000株
東ソー	421,000	1,197.00	503,937,000	貸付有価証券 5,000株(5,000株)
トクヤマ	226,000	476.00	107,576,000	
セントラル硝子	148,000	439.00	64,972,000	
東亜合成	85,400	1,340.00	114,436,000	
大阪ソーダ	63,000	515.00	32,445,000	貸付有価証券 30,000株(26,000株)
関東電化工業	29,800	1,144.00	34,091,200	貸付有価証券 14,000株(2,300株)
デンカ	287,000	684.00	196,308,000	
信越化学工業	261,000	9,762.00	2,547,882,000	
日本カーバイド工業	50,000	243.00	12,150,000	
堺化学工業	54,000	505.00	27,270,000	
エア・ウォーター	120,000	2,065.00	247,800,000	
大陽日酸	112,100	1,299.00	145,617,900	貸付有価証券 32,100株
日本化学工業	54,000	232.00	12,528,000	
東邦アセチレン	2,300	1,586.00	3,647,800	
日本パーカライズング	74,400	1,557.00	115,840,800	貸付有価証券 1,800株

高圧ガス工業	21,600	831.00	17,949,600	
チタン工業	17,000	211.00	3,587,000	
四国化成工業	21,000	1,458.00	30,618,000	
戸田工業	29,000	449.00	13,021,000	貸付有価証券 13,000株
ステラ ケミファ	7,100	4,520.00	32,092,000	貸付有価証券 3,400株(100株)
保土谷化学工業	5,100	7,230.00	36,873,000	貸付有価証券 300株
日本触媒	22,900	7,630.00	174,727,000	
大日精化工業	60,000	1,085.00	65,100,000	
カネカ	196,000	856.00	167,776,000	
三菱瓦斯化学	135,600	2,718.00	368,560,800	
三井化学	662,000	634.00	419,708,000	貸付有価証券 104,000株(104,000株)
J S R	146,300	2,064.00	301,963,200	
東京応化工業	27,200	3,805.00	103,496,000	
大阪有機化学工業	9,400	1,281.00	12,041,400	
三菱ケミカルホールディングス	980,700	955.50	937,058,850	
K Hネオケム	22,200	2,475.00	54,945,000	貸付有価証券 1,800株
ダイセル	196,300	1,368.00	268,538,400	
住友ベークライト	128,000	803.00	102,784,000	
積水化学工業	324,000	2,062.00	668,088,000	
日本ゼオン	123,000	1,367.00	168,141,000	貸付有価証券 3,000株(3,000株)
アイカ工業	46,700	3,475.00	162,282,500	
宇部興産	733,000	302.00	221,366,000	
積水樹脂	22,500	1,978.00	44,505,000	
タキロンシーアイ	31,000	629.00	19,499,000	
旭有機材	47,000	267.00	12,549,000	
日立化成	80,900	3,040.00	245,936,000	
ニチバン	14,000	1,142.00	15,988,000	
リケンテクノス	31,400	610.00	19,154,000	貸付有価証券 15,000株(1,200株)
大倉工業	35,000	660.00	23,100,000	
積水化成成品工業	20,300	1,012.00	20,543,600	
群栄化学工業	3,500	3,565.00	12,477,500	

タイガースポリマー	7,200	709.00	5,104,800	貸付有価証券 3,400株(3,400株)
ミライアル	5,200	1,141.00	5,933,200	
ダイキアクシス	4,800	940.00	4,512,000	貸付有価証券 100株
ダイキョーニシカワ	25,500	1,856.00	47,328,000	
竹本容器	1,600	1,754.00	2,806,400	
日本化薬	95,000	1,687.00	160,265,000	
カーリットホールディングス	13,500	649.00	8,761,500	
日本精化	12,000	983.00	11,796,000	貸付有価証券 100株(100株)
扶桑化学工業	10,300	3,235.00	33,320,500	貸付有価証券 500株
A D E K A	62,600	1,851.00	115,872,600	
日油	112,000	1,458.00	163,296,000	
新日本理化	23,000	305.00	7,015,000	貸付有価証券 10,900株(6,800株)
ハリマ化成グループ	12,400	880.00	10,912,000	
花王	341,800	6,760.00	2,310,568,000	貸付有価証券 39,700株
第一工業製薬	32,000	579.00	18,528,000	
日華化学	4,600	1,112.00	5,115,200	
ニイタカ	2,100	1,811.00	3,803,100	
三洋化成工業	9,100	5,350.00	48,685,000	貸付有価証券 400株
有機合成薬品工業	9,500	294.00	2,793,000	
大日本塗料	83,000	319.00	26,477,000	
日本ペイントホールディングス	112,300	4,095.00	459,868,500	貸付有価証券 37,700株(9,900株)
関西ペイント	152,900	2,641.00	403,808,900	貸付有価証券 52,500株(19,400株)
神東塗料	11,000	218.00	2,398,000	
中国塗料	41,700	857.00	35,736,900	貸付有価証券 4,900株
日本特殊塗料	10,200	1,872.00	19,094,400	
藤倉化成	19,800	616.00	12,196,800	
太陽ホールディングス	11,900	5,350.00	63,665,000	
D I C	57,500	3,865.00	222,237,500	貸付有価証券 300株(300株)
サカティンクス	29,700	1,813.00	53,846,100	貸付有価証券 3,200株

東洋インキ S C ホールディングス	144,000	597.00	85,968,000	
T & K T O K A	10,500	1,202.00	12,621,000	
富士フィルムホールディングス	288,700	4,294.00	1,239,677,800	
資生堂	258,900	4,596.00	1,189,904,400	
ライオン	193,600	2,127.00	411,787,200	貸付有価証券 84,000株(38,000株)
高砂香料工業	9,600	4,065.00	39,024,000	
マンダム	14,600	6,020.00	87,892,000	
ミルボン	9,300	6,590.00	61,287,000	
ファンケル	30,900	2,416.00	74,654,400	
コーセー	23,500	13,070.00	307,145,000	
コタ	6,000	1,243.00	7,458,000	
シーズ・ホールディングス	18,900	4,320.00	81,648,000	
シーボン	1,700	2,506.00	4,260,200	貸付有価証券 500株
ポーラ・オルビスホールディングス	59,300	3,400.00	201,620,000	
ノエビアホールディングス	9,200	6,410.00	58,972,000	
アジュバンコスメジャパン	2,700	967.00	2,610,900	貸付有価証券 1,300株
エステー	9,900	2,563.00	25,373,700	
アグロ カネショウ	5,600	1,552.00	8,691,200	
コニシ	22,800	1,771.00	40,378,800	
長谷川香料	18,400	2,077.00	38,216,800	貸付有価証券 1,000株
星光 P M C	8,000	1,176.00	9,408,000	貸付有価証券 3,800株(800株)
小林製薬	38,900	6,670.00	259,463,000	貸付有価証券 100株(100株)
荒川化学工業	12,500	2,444.00	30,550,000	
メック	11,300	1,523.00	17,209,900	貸付有価証券 5,300株
日本高純度化学	4,100	2,645.00	10,844,500	
タカラバイオ	41,600	1,452.00	60,403,200	貸付有価証券 3,400株
J C U	9,100	4,650.00	42,315,000	
新田ゼラチン	8,700	761.00	6,620,700	
O A T アグリオ	2,200	1,816.00	3,995,200	

デクセリアルズ	38,300	1,380.00	52,854,000	
アース製薬	10,500	5,510.00	57,855,000	貸付有価証券 1,900株
北興化学工業	14,200	619.00	8,789,800	
大成ラミック	4,500	2,935.00	13,207,500	貸付有価証券 100株
クミアイ化学工業	63,200	651.00	41,143,200	貸付有価証券 20,700株
日本農薬	36,300	623.00	22,614,900	貸付有価証券 11,900株(500株)
アキレス	11,900	2,169.00	25,811,100	
有沢製作所	24,700	1,009.00	24,922,300	
日東電工	105,000	9,881.00	1,037,505,000	
レック	9,100	2,963.00	26,963,300	貸付有価証券 4,300株
きもと	26,000	240.00	6,240,000	貸付有価証券 1,100株
藤森工業	10,800	3,650.00	39,420,000	
前澤化成工業	9,500	1,217.00	11,561,500	
J S P	6,800	3,320.00	22,576,000	
エフピコ	12,900	5,930.00	76,497,000	貸付有価証券 4,100株(300株)
天馬	9,600	2,086.00	20,025,600	
信越ポリマー	28,500	1,032.00	29,412,000	
東リ	34,600	373.00	12,905,800	
ニフコ	25,500	6,230.00	158,865,000	貸付有価証券 12,100株(600株)
日本バルカー工業	11,300	2,939.00	33,210,700	
ユニ・チャーム	294,700	2,633.00	775,945,100	
協和発酵キリン	174,100	1,905.00	331,660,500	
武田薬品工業	546,000	5,930.00	3,237,780,000	
アステラス製薬	1,428,400	1,394.00	1,991,189,600	
大日本住友製薬	103,000	1,467.00	151,101,000	貸付有価証券 49,200株
塩野義製薬	184,600	5,733.00	1,058,311,800	
田辺三菱製薬	169,600	2,580.00	437,568,000	
わかもと製薬	17,000	280.00	4,760,000	
あすか製薬	15,800	1,677.00	26,496,600	
日本新薬	33,300	7,180.00	239,094,000	
バイオフェルミン製薬	2,400	2,954.00	7,089,600	

中外製薬	144,900	4,380.00	634,662,000	
科研製薬	27,200	5,770.00	156,944,000	
エーザイ	179,200	5,693.00	1,020,185,600	
ロート製薬	71,200	2,446.00	174,155,200	
小野薬品工業	330,600	2,261.50	747,651,900	
久光製薬	41,100	5,090.00	209,199,000	貸付有価証券 6,900株
持田製薬	9,700	8,210.00	79,637,000	貸付有価証券 100株(100株)
参天製薬	262,900	1,690.00	444,301,000	貸付有価証券 47,400株
扶桑薬品工業	4,900	2,759.00	13,519,100	
日本ケミファ	2,000	5,270.00	10,540,000	
ツムラ	48,900	4,070.00	199,023,000	
日医工	34,000	1,696.00	57,664,000	貸付有価証券 16,200株
キッセイ薬品工業	25,800	2,741.00	70,717,800	貸付有価証券 200株
生化学工業	27,000	1,897.00	51,219,000	
栄研化学	12,200	3,550.00	43,310,000	貸付有価証券 400株
日水製薬	5,800	1,396.00	8,096,800	
鳥居薬品	8,700	3,010.00	26,187,000	
JCRファーマ	11,200	2,979.00	33,364,800	貸付有価証券 2,200株
東和薬品	6,700	5,350.00	35,845,000	貸付有価証券 700株(700株)
富士製薬工業	4,700	3,870.00	18,189,000	
沢井製薬	24,700	6,220.00	153,634,000	貸付有価証券 8,000株
ゼリア新薬工業	29,800	1,978.00	58,944,400	貸付有価証券 3,400株
第一三共	428,300	2,356.00	1,009,074,800	
キョーリン製薬ホールディングス	35,600	2,333.00	83,054,800	
大幸薬品	7,300	2,420.00	17,666,000	貸付有価証券 1,800株(1,800株)
ダイト	8,600	2,747.00	23,624,200	
大塚ホールディングス	288,900	4,537.00	1,310,739,300	
大正製薬ホールディングス	31,100	8,130.00	252,843,000	
ペプチドリーム	54,400	3,505.00	190,672,000	貸付有価証券 26,200株

日本コークス工業	117,400	101.00	11,857,400	貸付有価証券 400株
昭和シェル石油	130,100	1,188.00	154,558,800	
ニチレキ	17,800	1,274.00	22,677,200	
ユシロ化学工業	7,800	1,569.00	12,238,200	
ビーピー・カストロール	5,900	1,904.00	11,233,600	
富士石油	33,700	349.00	11,761,300	貸付有価証券 11,200株(8,500株)
MORESCO	5,000	2,070.00	10,350,000	貸付有価証券 200株
出光興産	89,800	2,621.00	235,365,800	貸付有価証券 12,000株(600株)
JXTGホールディングス	2,219,400	535.20	1,187,822,880	
コスモエネルギーホールディングス	43,900	2,201.00	96,623,900	
横浜ゴム	80,500	2,115.00	170,257,500	
東洋ゴム工業	82,300	2,072.00	170,525,600	貸付有価証券 300株
ブリヂストン	491,200	4,789.00	2,352,356,800	
住友ゴム工業	136,200	1,813.00	246,930,600	貸付有価証券 65,000株
藤倉ゴム工業	12,100	740.00	8,954,000	
オカモト	44,000	1,110.00	48,840,000	
フコク	6,100	1,060.00	6,466,000	
ニッタ	13,100	3,675.00	48,142,500	
住友理工	26,900	1,117.00	30,047,300	
三ツ星ベルト	34,000	1,282.00	43,588,000	
バンドー化学	26,500	1,147.00	30,395,500	
日東紡績	118,000	596.00	70,328,000	
旭硝子	142,100	4,305.00	611,740,500	
日本板硝子	66,300	830.00	55,029,000	貸付有価証券 17,500株(14,300株)
石塚硝子	20,000	228.00	4,560,000	
日本山村硝子	58,000	193.00	11,194,000	
日本電気硝子	60,100	4,060.00	244,006,000	
オハラ	5,500	1,500.00	8,250,000	貸付有価証券 2,600株(800株)
住友大阪セメント	270,000	482.00	130,140,000	貸付有価証券 3,000株
太平洋セメント	878,000	415.00	364,370,000	

日本ヒューム	13,900	670.00	9,313,000	
日本コンクリート工業	32,400	425.00	13,770,000	貸付有価証券 2,200株(200株)
三谷セキサン	7,300	2,655.00	19,381,500	
アジアパイルホールディングス	17,900	608.00	10,883,200	
東海カーボン	126,200	733.00	92,504,600	
日本カーボン	7,100	3,925.00	27,867,500	貸付有価証券 3,200株(700株)
東洋炭素	9,000	2,294.00	20,646,000	貸付有価証券 1,300株
ノリタケカンパニーリミテド	8,200	4,660.00	38,212,000	
TOTO	106,900	4,195.00	448,445,500	
日本碍子	183,800	2,047.00	376,238,600	
日本特殊陶業	125,400	2,109.00	264,468,600	貸付有価証券 60,100株
ダントーホールディングス	10,000	151.00	1,510,000	貸付有価証券 4,000株
MARUWA	5,300	5,820.00	30,846,000	
品川リフラクトリーズ	37,000	350.00	12,950,000	
黒崎播磨	31,000	538.00	16,678,000	
ヨータイ	8,000	390.00	3,120,000	
イソライト工業	7,100	646.00	4,586,600	貸付有価証券 3,300株
東京窯業	17,700	298.00	5,274,600	
ニッカトー	4,700	609.00	2,862,300	貸付有価証券 1,200株
フジインコーポレーテッド	12,400	2,361.00	29,276,400	
エーアンドエーマテリアル	30,000	119.00	3,570,000	
ニチアス	76,000	1,293.00	98,268,000	
ニチハ	19,300	3,860.00	74,498,000	
新日鐵住金	656,100	2,678.00	1,757,035,800	
神戸製鋼所	251,600	1,345.00	338,402,000	貸付有価証券 112,100株(27,300株)
中山製鋼所	16,300	669.00	10,904,700	
合同製鐵	8,100	2,118.00	17,155,800	貸付有価証券 3,800株
ジェイ エフ イー ホールディングス	397,700	2,187.00	869,769,900	

日新製鋼	47,400	1,439.00	68,208,600	貸付有価証券 22,600株(22,600株)
東京製鐵	73,600	1,001.00	73,673,600	貸付有価証券 1,900株
共英製鋼	15,500	1,695.00	26,272,500	貸付有価証券 7,400株
大和工業	29,200	3,025.00	88,330,000	貸付有価証券 400株
東京鐵鋼	30,000	481.00	14,430,000	
大阪製鐵	9,100	2,338.00	21,275,800	
淀川製鋼所	20,100	2,886.00	58,008,600	
東洋鋼鈹	34,800	501.00	17,434,800	
丸一鋼管	48,700	3,215.00	156,570,500	
モリ工業	4,500	2,477.00	11,146,500	
大同特殊鋼	244,000	650.00	158,600,000	貸付有価証券 5,000株(5,000株)
日本高周波鋼業	51,000	108.00	5,508,000	
日本冶金工業	120,400	222.00	26,728,800	貸付有価証券 100株
山陽特殊製鋼	87,000	627.00	54,549,000	貸付有価証券 6,000株
愛知製鋼	8,600	4,460.00	38,356,000	貸付有価証券 1,400株
日立金属	148,100	1,510.00	223,631,000	
日本金属	3,500	2,478.00	8,673,000	
大平洋金属	93,000	281.00	26,133,000	貸付有価証券 44,000株
新日本電工	82,300	426.00	35,059,800	貸付有価証券 7,400株(6,100株)
栗本鐵工所	6,900	2,224.00	15,345,600	
虹技	20,000	221.00	4,420,000	貸付有価証券 7,000株
日本鑄鉄管	14,000	181.00	2,534,000	
三菱製鋼	101,000	286.00	28,886,000	
日亜鋼業	20,100	292.00	5,869,200	
日本精線	10,000	889.00	8,890,000	貸付有価証券 1,000株
シンニッタン	11,900	704.00	8,377,600	貸付有価証券 500株(100株)
新家工業	31,000	203.00	6,293,000	
大紀アルミニウム工業所	24,000	655.00	15,720,000	
日本輕金属ホールディン	374,500	311.00	116,469,500	

グス				
三井金属鉱業	396,000	562.00	222,552,000	
東邦亜鉛	82,000	524.00	42,968,000	貸付有価証券 2,000株
三菱マテリアル	90,800	3,735.00	339,138,000	
住友金属鉱山	376,000	1,828.50	687,516,000	
DOWAホールディングス	160,000	826.00	132,160,000	
古河機械金属	227,000	195.00	44,265,000	
大阪チタニウムテクノロ ジーズ	15,900	1,668.00	26,521,200	貸付有価証券 7,100株
東邦チタニウム	24,600	849.00	20,885,400	貸付有価証券 11,800株
UACJ	205,000	287.00	58,835,000	貸付有価証券 31,000株
古河電気工業	48,800	5,900.00	287,920,000	貸付有価証券 1,000株
住友電気工業	548,200	1,755.00	962,091,000	
フジクラ	191,500	930.00	178,095,000	
昭和電線ホールディング ス	173,000	90.00	15,570,000	
東京特殊電線	2,100	2,169.00	4,554,900	
タツタ電線	27,200	720.00	19,584,000	
沖電線	15,000	322.00	4,830,000	
カナレ電気	2,300	2,499.00	5,747,700	
平河ヒューテック	6,800	1,457.00	9,907,600	貸付有価証券 300株
リョービ	85,000	546.00	46,410,000	
アーレスティ	16,800	932.00	15,657,600	
アサヒホールディングス	21,900	2,197.00	48,114,300	
稲葉製作所	7,700	1,398.00	10,764,600	
宮地エンジニアリンググ ループ	42,000	353.00	14,826,000	
トーカロ	9,500	3,995.00	37,952,500	
アルファC O	4,800	2,182.00	10,473,600	貸付有価証券 2,300株
SUMCO	126,600	1,688.00	213,700,800	貸付有価証券 59,300株
川田テクノロジーズ	2,800	6,260.00	17,528,000	貸付有価証券 1,300株
RS Technologies	1,900	4,300.00	8,170,000	貸付有価証券 800株(100株)

東洋製罐グループホールディングス	103,400	1,839.00	190,152,600	
ホッカンホールディングス	38,000	418.00	15,884,000	
コロナ	7,600	1,131.00	8,595,600	
横河ブリッジホールディングス	25,600	1,938.00	49,612,800	
駒井ハルテック	2,800	2,316.00	6,484,800	
高田機工	13,000	313.00	4,069,000	
三和ホールディングス	144,400	1,225.00	176,890,000	貸付有価証券 1,900株(1,900株)
文化シャッター	40,500	859.00	34,789,500	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
三協立山	19,100	1,574.00	30,063,400	貸付有価証券 8,400株
アルインコ	10,000	1,260.00	12,600,000	
東洋シャッター	3,600	648.00	2,332,800	
LIXILグループ	202,600	2,820.00	571,332,000	
日本ファイルコン	10,500	599.00	6,289,500	貸付有価証券 300株(300株)
ノーリツ	30,700	1,986.00	60,970,200	
長府製作所	15,500	2,649.00	41,059,500	貸付有価証券 900株
リンナイ	24,800	9,600.00	238,080,000	貸付有価証券 11,300株
ダイニチ工業	7,400	807.00	5,971,800	
日東精工	19,000	487.00	9,253,000	
三洋工業	18,000	214.00	3,852,000	
岡部	27,900	1,010.00	28,179,000	
ジーテクト	15,200	2,074.00	31,524,800	貸付有価証券 100株
中国工業	2,100	750.00	1,575,000	
東プレ	28,000	3,065.00	85,820,000	貸付有価証券 11,800株(10,500株)
高周波熱錬	26,500	1,069.00	28,328,500	
東京製綱	9,800	1,606.00	15,738,800	貸付有価証券 1,800株
サンコール	7,700	644.00	4,958,800	
モリテック スチール	7,300	312.00	2,277,600	
パイオラックス	22,000	2,863.00	62,986,000	
エイチワン	11,000	1,106.00	12,166,000	貸付有価証券 3,300株

日本発條	136,900	1,095.00	149,905,500	貸付有価証券 200株
中央発條	17,000	356.00	6,052,000	
アドバネクス	2,500	2,016.00	5,040,000	貸付有価証券 100株
立川ブラインド工業	6,000	1,145.00	6,870,000	貸付有価証券 200株
三益半導体工業	12,300	1,725.00	21,217,500	
日本ドライケミカル	1,900	2,310.00	4,389,000	
日本製鋼所	48,100	2,327.00	111,928,700	貸付有価証券 5,300株
三浦工業	59,500	2,306.00	137,207,000	貸付有価証券 5,200株
タクマ	46,600	1,236.00	57,597,600	
ツガミ	39,000	874.00	34,086,000	
オークマ	95,000	1,010.00	95,950,000	
東芝機械	78,000	506.00	39,468,000	
アマダホールディングス	195,800	1,215.00	237,897,000	
アイダエンジニアリング	41,300	1,188.00	49,064,400	貸付有価証券 2,500株
滝澤鉄工所	43,000	186.00	7,998,000	貸付有価証券 20,000株
富士機械製造	44,300	1,911.00	84,657,300	貸付有価証券 21,100株(21,100 株)
牧野フライス製作所	72,000	882.00	63,504,000	貸付有価証券 14,000株(6,000株)
オーエスジー	62,100	2,371.00	147,239,100	貸付有価証券 29,600株(27,000 株)
ダイジェット工業	17,000	179.00	3,043,000	
旭ダイヤモンド工業	40,900	955.00	39,059,500	貸付有価証券 6,900株(6,300株)
D M G 森精機	76,100	1,780.00	135,458,000	貸付有価証券 25,100株(25,100 株)
ソディック	36,900	1,316.00	48,560,400	貸付有価証券 10,200株(2,800株)
ディスコ	17,000	19,400.00	329,800,000	貸付有価証券 3,400株
日東工器	8,500	2,692.00	22,882,000	
パンチ工業	5,300	1,540.00	8,162,000	
富士ダイス	5,200	763.00	3,967,600	
豊和工業	8,100	844.00	6,836,400	貸付有価証券 3,900株

OKK	53,000	135.00	7,155,000	貸付有価証券 3,000株
東洋機械金属	9,800	831.00	8,143,800	貸付有価証券 100株(100株)
津田駒工業	32,000	191.00	6,112,000	貸付有価証券 15,000株
エンシュウ	36,000	143.00	5,148,000	貸付有価証券 17,000株(14,000 株)
島精機製作所	19,000	5,520.00	104,880,000	
NCホールディングス	4,700	844.00	3,966,800	
フリュー	8,500	1,089.00	9,256,500	貸付有価証券 200株
ヤマシンフィルタ	3,800	2,795.00	10,621,000	貸付有価証券 1,800株(1,800株)
日阪製作所	19,800	946.00	18,730,800	
やまびこ	26,600	1,195.00	31,787,000	
平田機工	4,900	11,580.00	56,742,000	貸付有価証券 2,300株
ベガサスミシン製造	13,900	712.00	9,896,800	貸付有価証券 800株(800株)
ナブテスコ	75,600	3,815.00	288,414,000	
三井海洋開発	14,600	2,210.00	32,266,000	貸付有価証券 5,000株
レオン自動機	12,300	1,356.00	16,678,800	
S M C	43,600	36,190.00	1,577,884,000	
新川	12,100	693.00	8,385,300	貸付有価証券 5,700株
ホソカワミクロン	5,200	4,890.00	25,428,000	
ユニオンツール	6,300	3,385.00	21,325,500	貸付有価証券 500株
オイレス工業	17,800	2,004.00	35,671,200	貸付有価証券 2,100株
日精エー・エス・ビー機 械	4,600	4,310.00	19,826,000	貸付有価証券 300株
サトーホールディングス	18,100	2,567.00	46,462,700	貸付有価証券 900株
技研製作所	6,900	2,989.00	20,624,100	貸付有価証券 3,200株
日本エアーテック	4,700	793.00	3,727,100	貸付有価証券 800株
日精樹脂工業	11,500	1,285.00	14,777,500	
オカダアイヨン	4,100	1,635.00	6,703,500	
ワイエイシイホールディ ングス	5,400	1,126.00	6,080,400	貸付有価証券 2,600株

小松製作所	671,100	2,855.50	1,916,326,050	
住友重機械工業	424,000	806.00	341,744,000	
日立建機	65,000	2,980.00	193,700,000	貸付有価証券 8,000株(2,200株)
日工	4,400	2,117.00	9,314,800	
巴工業	5,900	1,834.00	10,820,600	
井関農機	13,900	2,343.00	32,567,700	貸付有価証券 200株(200株)
TOWA	11,900	1,708.00	20,325,200	貸付有価証券 4,100株
丸山製作所	3,000	1,803.00	5,409,000	
北川鉄工所	6,700	2,475.00	16,582,500	
ローツェ	6,900	2,287.00	15,780,300	貸付有価証券 3,200株(600株)
タカキタ	4,800	609.00	2,923,200	
クボタ	749,800	1,973.50	1,479,730,300	貸付有価証券 12,900株
荏原実業	4,100	1,553.00	6,367,300	
三菱化工機	48,000	243.00	11,664,000	
月島機械	27,600	1,282.00	35,383,200	
帝国電機製作所	10,600	1,162.00	12,317,200	
東京機械製作所	55,000	67.00	3,685,000	貸付有価証券 25,000株(1,000株)
新東工業	33,000	1,160.00	38,280,000	
澁谷工業	12,100	3,660.00	44,286,000	
アイチ コーポレーション	20,600	759.00	15,635,400	
小森コーポレーション	34,900	1,323.00	46,172,700	
鶴見製作所	10,800	1,900.00	20,520,000	
住友精密工業	23,000	350.00	8,050,000	
酒井重工業	28,000	343.00	9,604,000	
荏原製作所	65,900	3,295.00	217,140,500	
石井鐵工所	2,100	1,651.00	3,467,100	
西島製作所	14,200	1,088.00	15,449,600	
北越工業	15,600	970.00	15,132,000	
ダイキン工業	189,700	11,240.00	2,132,228,000	
オルガノ	28,000	540.00	15,120,000	
トーヨーカネツ	63,000	326.00	20,538,000	
栗田工業	80,200	3,110.00	249,422,000	貸付有価証券

				11,300株(400株)
椿本チエイン	83,000	878.00	72,874,000	
大同工業	28,000	336.00	9,408,000	
木村化工機	12,400	430.00	5,332,000	貸付有価証券 100株(100株)
アネスト岩田	25,200	1,048.00	26,409,600	
ダイフク	69,300	4,600.00	318,780,000	
サムコ	3,800	901.00	3,423,800	貸付有価証券 500株
加藤製作所	7,600	3,265.00	24,814,000	貸付有価証券 800株
油研工業	27,000	240.00	6,480,000	
タダノ	72,600	1,262.00	91,621,200	貸付有価証券 15,700株
フジテック	40,500	1,550.00	62,775,000	貸付有価証券 800株
C K D	41,600	1,778.00	73,964,800	
キトー	17,500	1,231.00	21,542,500	貸付有価証券 400株
平和	43,100	2,293.00	98,828,300	
理想科学工業	13,800	2,098.00	28,952,400	
S A N K Y O	38,700	3,545.00	137,191,500	
日本金銭機械	12,800	1,142.00	14,617,600	貸付有価証券 6,000株(1,100株)
マースエンジニアリング	7,800	2,178.00	16,988,400	
福島工業	8,600	4,145.00	35,647,000	
オーイズミ	5,800	556.00	3,224,800	貸付有価証券 1,400株
ダイコク電機	5,700	1,675.00	9,547,500	貸付有価証券 1,700株
竹内製作所	25,400	2,024.00	51,409,600	
アマノ	43,000	2,573.00	110,639,000	
J U K I	20,600	1,518.00	31,270,800	
サンデンホールディングス	85,000	348.00	29,580,000	貸付有価証券 1,000株
蛇の目マシン工業	13,500	787.00	10,624,500	
マックス	21,000	1,456.00	30,576,000	
グローリー	44,400	3,735.00	165,834,000	
新晃工業	12,900	1,639.00	21,143,100	
大和冷機工業	22,300	1,165.00	25,979,500	
セガサミーホールディン	137,900	1,459.00	201,196,100	

グス				
日本ピストンリング	5,400	2,202.00	11,890,800	
リケン	6,400	5,220.00	33,408,000	
T P R	15,600	3,470.00	54,132,000	
ツバキ・ナカシマ	13,900	2,279.00	31,678,100	貸付有価証券 6,600株
ホシザキ	43,700	10,110.00	441,807,000	貸付有価証券 100株
大豊工業	11,300	1,572.00	17,763,600	
日本精工	285,500	1,318.00	376,289,000	貸付有価証券 12,500株
N T N	322,000	466.00	150,052,000	貸付有価証券 3,000株
ジェイテクト	148,100	1,493.00	221,113,300	
不二越	129,000	606.00	78,174,000	貸付有価証券 14,000株
日本トムソン	44,400	600.00	26,640,000	貸付有価証券 300株
T H K	98,200	3,450.00	338,790,000	
ユーシン精機	6,200	2,865.00	17,763,000	貸付有価証券 2,900株
前澤給装工業	5,000	1,619.00	8,095,000	貸付有価証券 100株
イーグル工業	15,000	1,948.00	29,220,000	
前澤工業	9,200	404.00	3,716,800	
日本ピラー工業	14,000	1,569.00	21,966,000	
キッツ	66,700	875.00	58,362,500	
マキタ	181,300	4,305.00	780,496,500	
日立造船	110,200	523.00	57,634,600	
三菱重工業	2,329,000	432.00	1,006,128,000	
I H I	1,068,000	362.00	386,616,000	
スター精密	24,400	1,778.00	43,383,200	貸付有価証券 8,100株(2,100株)
日清紡ホールディングス	77,200	1,152.00	88,934,400	
イビデン	97,300	1,903.00	185,161,900	貸付有価証券 900株(100株)
コニカミノルタ	325,400	926.00	301,320,400	貸付有価証券 700株
ブラザー工業	169,700	2,639.00	447,838,300	
ミネベアミツミ	252,900	1,782.00	450,667,800	
日立製作所	3,337,000	726.40	2,423,996,800	

三菱電機	1,482,500	1,705.50	2,528,403,750	
富士電機	419,000	577.00	241,763,000	
東洋電機製造	5,900	2,065.00	12,183,500	
安川電機	161,100	3,310.00	533,241,000	貸付有価証券 2,800株(2,500株)
シンフォニアテクノロジー	90,000	422.00	37,980,000	
明電舎	128,000	412.00	52,736,000	貸付有価証券 9,000株(2,000株)
オリジン電気	20,000	317.00	6,340,000	
山洋電気	36,000	1,194.00	42,984,000	
デンヨー	12,800	1,804.00	23,091,200	
東芝テック	87,000	612.00	53,244,000	
芝浦メカトロニクス	22,000	331.00	7,282,000	
マブチモーター	38,800	5,110.00	198,268,000	
日本電産	180,100	12,580.00	2,265,658,000	貸付有価証券 13,400株
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	4,300	1,867.00	8,028,100	貸付有価証券 2,000株(600株)
東光高岳	7,000	1,864.00	13,048,000	
ダブル・スコープ	20,200	2,133.00	43,086,600	貸付有価証券 9,600株(600株)
ダイヘン	76,000	928.00	70,528,000	
田淵電機	21,000	309.00	6,489,000	貸付有価証券 10,100株
ヤーマン	1,800	9,520.00	17,136,000	貸付有価証券 800株(800株)
JVCケンウッド	102,000	298.00	30,396,000	貸付有価証券 28,100株(24,200株)
ミマキエンジニアリング	12,400	840.00	10,416,000	貸付有価証券 2,800株
第一精工	6,500	2,409.00	15,658,500	
日新電機	27,900	1,280.00	35,712,000	貸付有価証券 1,700株
大崎電気工業	27,600	849.00	23,432,400	
オムロン	147,700	5,490.00	810,873,000	貸付有価証券 8,200株
日東工業	20,400	1,759.00	35,883,600	
I D E C	18,100	1,886.00	34,136,600	
不二電機工業	1,500	1,360.00	2,040,000	貸付有価証券 700株(300株)
ジーエス・ユアサ コー	268,000	539.00	144,452,000	貸付有価証券

ポレーション				4,000株(3,000株)
サクサホールディングス	35,000	203.00	7,105,000	貸付有価証券 9,000株
メルコホールディングス	7,700	3,585.00	27,604,500	
テクノメディカ	3,100	1,948.00	6,038,800	
日本電気	1,911,000	297.00	567,567,000	
富士通	1,340,000	831.40	1,114,076,000	
沖電気工業	60,200	1,512.00	91,022,400	貸付有価証券 700株
岩崎通信機	61,000	85.00	5,185,000	
電気興業	40,000	567.00	22,680,000	
サンケン電気	81,000	590.00	47,790,000	
ナカヨ	14,000	377.00	5,278,000	
アイホン	7,900	1,829.00	14,449,100	
ルネサスエレクトロニクス	71,900	1,066.00	76,645,400	
セイコーエプソン	206,900	2,790.00	577,251,000	貸付有価証券 36,900株
ワコム	107,800	450.00	48,510,000	貸付有価証券 40,000株
アルバック	23,400	5,970.00	139,698,000	
アクセル	5,800	756.00	4,384,800	貸付有価証券 800株
E I Z O	13,700	4,395.00	60,211,500	
ジャパンディスプレイ	259,500	207.00	53,716,500	貸付有価証券 125,300株(16,400株)
日本信号	38,300	1,104.00	42,283,200	貸付有価証券 10,100株
京三製作所	33,000	592.00	19,536,000	
能美防災	15,800	1,675.00	26,465,000	
ホーチキ	10,100	1,904.00	19,230,400	
エレコム	12,000	2,307.00	27,684,000	
日本無線	8,500	1,454.00	12,359,000	
パナソニック	1,596,100	1,494.50	2,385,371,450	
アンリツ	101,300	866.00	87,725,800	
富士通ゼネラル	47,200	2,283.00	107,757,600	
日立国際電気	36,300	2,934.00	106,504,200	貸付有価証券 17,500株(16,500株)
ソニー	982,000	4,328.00	4,250,096,000	貸付有価証券 179,800株

T D K	78,300	7,660.00	599,778,000	
帝国通信工業	31,000	230.00	7,130,000	
タムラ製作所	54,000	576.00	31,104,000	
アルプス電気	128,300	3,065.00	393,239,500	貸付有価証券 6,900株
池上通信機	44,000	155.00	6,820,000	貸付有価証券 15,000株
パイオニア	208,800	203.00	42,386,400	貸付有価証券 85,900株(1,000株)
日本電波工業	13,400	851.00	11,403,400	貸付有価証券 6,300株(6,300株)
鈴木	5,300	830.00	4,399,000	
日本トリム	3,400	4,515.00	15,351,000	貸付有価証券 1,500株(600株)
ローランド ディー . ジ ー .	7,100	2,631.00	18,680,100	
フォスター電機	16,300	2,121.00	34,572,300	貸付有価証券 3,900株
クラリオン	73,000	414.00	30,222,000	
S M K	36,000	477.00	17,172,000	
ヨコオ	9,900	1,456.00	14,414,400	貸付有価証券 4,700株
ティアック	100,000	45.00	4,500,000	貸付有価証券 48,000株(3,000株)
ホシデン	40,900	1,806.00	73,865,400	
ヒロセ電機	22,500	15,430.00	347,175,000	貸付有価証券 100株(100株)
日本航空電子工業	40,000	1,698.00	67,920,000	
T O A	16,400	1,116.00	18,302,400	
日立マクセル	20,700	2,429.00	50,280,300	
古野電気	17,900	658.00	11,778,200	
ユニデンホールディング ス	41,000	308.00	12,628,000	貸付有価証券 1,000株
アルパイン	33,100	2,050.00	67,855,000	
スミダコーポレーション	14,200	2,124.00	30,160,800	貸付有価証券 300株
アイコム	7,700	2,491.00	19,180,700	
リオン	5,300	1,960.00	10,388,000	
本多通信工業	5,900	1,722.00	10,159,800	
船井電機	15,600	861.00	13,431,600	貸付有価証券 7,400株
横河電機	150,700	1,715.00	258,450,500	

新電元工業	54,000	689.00	37,206,000	
アズビル	41,700	4,440.00	185,148,000	
東亜ディーケーケー	6,900	672.00	4,636,800	貸付有価証券 100株(100株)
日本光電工業	58,100	2,527.00	146,818,700	
チノー	5,000	1,246.00	6,230,000	
共和電業	15,700	418.00	6,562,600	
日本電子材料	5,500	650.00	3,575,000	
堀場製作所	27,500	6,550.00	180,125,000	
アドバンテスト	94,700	1,877.00	177,751,900	貸付有価証券 25,800株(3,100株)
小野測器	5,900	745.00	4,395,500	
エスペック	12,300	1,833.00	22,545,900	
キーエンス	63,000	53,190.00	3,350,970,000	
日置電機	7,300	2,185.00	15,950,500	
シスメックス	108,000	6,580.00	710,640,000	貸付有価証券 300株
日本マイクロニクス	24,200	1,096.00	26,523,200	貸付有価証券 11,600株
メガチップス	12,900	3,635.00	46,891,500	貸付有価証券 6,000株
OBARA GROUP	8,100	6,080.00	49,248,000	
澤藤電機	8,000	556.00	4,448,000	貸付有価証券 3,000株(3,000株)
コーセル	19,300	1,329.00	25,649,700	
イリソ電子工業	5,800	10,350.00	60,030,000	貸付有価証券 300株(300株)
新日本無線	11,800	672.00	7,929,600	貸付有価証券 5,600株
オプテックスグループ	11,300	4,045.00	45,708,500	
千代田インテグレ	6,700	2,224.00	14,900,800	
アイ・オー・データ機器	5,800	1,092.00	6,333,600	貸付有価証券 2,700株(1,300株)
レーザーテック	30,500	2,061.00	62,860,500	
スタンレー電気	98,900	3,685.00	364,446,500	貸付有価証券 8,900株
岩崎電気	51,000	193.00	9,843,000	
ウシオ電機	84,400	1,504.00	126,937,600	
岡谷電機産業	7,400	406.00	3,004,400	貸付有価証券 100株(100株)
ヘリオス テクノ ホールディング	12,800	695.00	8,896,000	貸付有価証券 200株

日本セラミック	14,000	2,842.00	39,788,000	
遠藤照明	7,000	1,410.00	9,870,000	貸付有価証券 300株
古河電池	10,000	905.00	9,050,000	
双信電機	6,700	353.00	2,365,100	
山一電機	13,100	2,088.00	27,352,800	貸付有価証券 1,100株
図研	9,000	1,579.00	14,211,000	
日本電子	51,000	529.00	26,979,000	貸付有価証券 14,000株
カシオ計算機	111,800	1,600.00	178,880,000	貸付有価証券 300株
ファナック	140,900	21,710.00	3,058,939,000	
日本シイエムケイ	29,900	1,092.00	32,650,800	貸付有価証券 7,300株(2,500株)
エンプラス	6,300	4,470.00	28,161,000	貸付有価証券 300株
大真空	5,100	1,841.00	9,389,100	貸付有価証券 2,400株
ローム	67,200	8,410.00	565,152,000	
浜松ホトニクス	101,200	3,385.00	342,562,000	
三井ハイテック	18,300	1,828.00	33,452,400	
新光電気工業	52,500	781.00	41,002,500	
京セラ	228,100	6,780.00	1,546,518,000	貸付有価証券 200株
太陽誘電	67,600	1,676.00	113,297,600	貸付有価証券 700株(700株)
村田製作所	145,800	17,200.00	2,507,760,000	
ユーシン	19,500	747.00	14,566,500	貸付有価証券 6,200株(5,600株)
双葉電子工業	22,700	1,951.00	44,287,700	貸付有価証券 5,300株
北陸電気工業	56,000	148.00	8,288,000	
ニチコン	43,800	1,235.00	54,093,000	
日本ケミコン	120,000	415.00	49,800,000	
K O A	19,200	2,003.00	38,457,600	
市光工業	29,000	739.00	21,431,000	貸付有価証券 3,000株
小糸製作所	83,300	6,750.00	562,275,000	
ミツバ	25,600	1,632.00	41,779,200	
S C R E E Nホールディ ングス	28,500	7,270.00	207,195,000	

キヤノン電子	12,700	2,192.00	27,838,400	
キヤノン	748,200	3,888.00	2,909,001,600	貸付有価証券 123,400株
リコー	417,900	1,076.00	449,660,400	貸付有価証券 33,000株
MUTOHホールディングス	19,000	250.00	4,750,000	
東京エレクトロン	92,700	15,020.00	1,392,354,000	
トヨタ紡織	48,600	2,206.00	107,211,600	
芦森工業	31,000	311.00	9,641,000	貸付有価証券 14,000株(1,000株)
ユニプレス	26,800	2,727.00	73,083,600	
豊田自動織機	126,500	5,820.00	736,230,000	貸付有価証券 11,300株
モリタホールディングス	24,300	1,653.00	40,167,900	貸付有価証券 2,000株
三櫻工業	17,600	872.00	15,347,200	
デンソー	342,700	5,405.00	1,852,293,500	
東海理化電機製作所	36,600	2,016.00	73,785,600	
三井造船	502,000	138.00	69,276,000	貸付有価証券 8,000株(8,000株)
川崎重工業	1,081,000	329.00	355,649,000	貸付有価証券 39,000株
名村造船所	41,700	644.00	26,854,800	貸付有価証券 200株(200株)
サノヤスホールディングス	16,900	258.00	4,360,200	貸付有価証券 8,000株
日本車輛製造	51,000	287.00	14,637,000	貸付有価証券 24,000株(8,000株)
ニチユ三菱フォークリフト	16,500	758.00	12,507,000	貸付有価証券 3,100株
近畿車輛	2,100	2,676.00	5,619,600	貸付有価証券 900株
日産自動車	1,639,200	1,103.50	1,808,857,200	貸付有価証券 394,100株
いすゞ自動車	402,700	1,424.50	573,646,150	
トヨタ自動車	1,689,700	6,175.00	10,433,897,500	
日野自動車	198,400	1,249.00	247,801,600	貸付有価証券 1,700株(1,700株)
三菱自動車工業	509,300	804.00	409,477,200	貸付有価証券 238,900株
エフテック	8,000	1,558.00	12,464,000	貸付有価証券 300株
レシップホールディングス	4,600	948.00	4,360,800	

G M B	2,200	1,430.00	3,146,000	
ファルテック	2,400	1,430.00	3,432,000	
武蔵精密工業	16,200	3,395.00	54,999,000	貸付有価証券 800株(600株)
日産車体	61,100	1,266.00	77,352,600	
新明和工業	56,100	928.00	52,060,800	
極東開発工業	27,700	1,666.00	46,148,200	貸付有価証券 1,300株
日信工業	31,100	1,823.00	56,695,300	貸付有価証券 5,400株
トピー工業	11,400	3,705.00	42,237,000	貸付有価証券 300株
ティラド	54,000	436.00	23,544,000	
曙ブレーキ工業	64,600	328.00	21,188,800	貸付有価証券 30,800株
タチエス	23,600	1,776.00	41,913,600	
N O K	67,200	2,476.00	166,387,200	
フタバ産業	42,300	1,106.00	46,783,800	貸付有価証券 20,400株(20,400 株)
K Y B	156,000	596.00	92,976,000	貸付有価証券 5,000株
大同メタル工業	17,500	958.00	16,765,000	貸付有価証券 8,200株
プレス工業	73,800	581.00	42,877,800	
ミクニ	17,600	499.00	8,782,400	
太平洋工業	31,400	1,416.00	44,462,400	貸付有価証券 12,800株(12,800 株)
ケーヒン	31,900	1,777.00	56,686,300	
河西工業	18,800	1,606.00	30,192,800	
アイシン精機	127,200	5,510.00	700,872,000	
富士機工	13,800	736.00	10,156,800	貸付有価証券 6,500株(6,500株)
マツダ	440,100	1,630.00	717,363,000	
今仙電機製作所	12,700	1,265.00	16,065,500	
本田技研工業	1,250,700	3,043.00	3,805,880,100	
スズキ	275,400	5,566.00	1,532,876,400	貸付有価証券 62,300株(24,400 株)
S U B A R U	431,500	3,936.00	1,698,384,000	
安永	6,700	1,760.00	11,792,000	貸付有価証券 3,200株(1,500株)

ヤマハ発動機	196,300	3,170.00	622,271,000	貸付有価証券 35,800株
ショーワ	36,100	1,246.00	44,980,600	
T B K	17,800	494.00	8,793,200	
エクセディ	18,900	3,305.00	62,464,500	
豊田合成	44,900	2,569.00	115,348,100	
愛三工業	24,400	966.00	23,570,400	貸付有価証券 1,800株(1,800株)
盟和産業	2,100	1,252.00	2,629,200	
ヨロズ	13,000	2,064.00	26,832,000	
エフ・シー・シー	22,700	2,363.00	53,640,100	
シマノ	56,000	15,720.00	880,320,000	
テイ・エス テック	32,300	3,490.00	112,727,000	
ジャムコ	8,100	2,443.00	19,788,300	貸付有価証券 3,900株(100株)
テルモ	213,000	4,235.00	902,055,000	貸付有価証券 4,500株
クリエートメディック	4,600	1,036.00	4,765,600	
日機装	48,100	1,003.00	48,244,300	
島津製作所	178,900	2,060.00	368,534,000	
J M S	26,000	336.00	8,736,000	
クボテック	3,000	564.00	1,692,000	貸付有価証券 1,400株(900株)
長野計器	10,900	907.00	9,886,300	
ブイ・テクノロジー	2,800	17,940.00	50,232,000	貸付有価証券 1,300株
東京計器	48,000	302.00	14,496,000	貸付有価証券 23,000株
愛知時計電機	1,800	4,010.00	7,218,000	
インターアクション	5,200	684.00	3,556,800	貸付有価証券 2,400株
オーバル	13,600	273.00	3,712,800	
東京精密	26,900	3,725.00	100,202,500	
マニー	16,900	2,596.00	43,872,400	
ニコン	242,200	1,850.00	448,070,000	貸付有価証券 100株
トプコン	70,000	1,997.00	139,790,000	貸付有価証券 1,900株
オリンパス	221,800	3,810.00	845,058,000	貸付有価証券 7,700株
理研計器	12,300	1,965.00	24,169,500	

タムロン	11,200	2,045.00	22,904,000	
H O Y A	285,900	6,334.00	1,810,890,600	
シード	1,800	3,045.00	5,481,000	貸付有価証券 200株
ノーリツ鋼機	14,100	1,161.00	16,370,100	
エー・アンド・デイ	12,700	472.00	5,994,400	
シチズン時計	152,100	763.00	116,052,300	
リズム時計工業	56,000	248.00	13,888,000	
大研医器	12,400	776.00	9,622,400	貸付有価証券 700株(400株)
メニコン	9,500	3,770.00	35,815,000	
松風	7,300	1,317.00	9,614,100	
セイコーホールディングス	98,000	488.00	47,824,000	貸付有価証券 46,000株
ニプロ	96,200	1,448.00	139,297,600	貸付有価証券 15,200株
スノーピーク	2,100	2,552.00	5,359,200	貸付有価証券 1,000株(500株)
パラマウントベッドホールディングス	13,300	4,810.00	63,973,000	貸付有価証券 6,300株(2,200株)
トランザクション	6,200	1,072.00	6,646,400	貸付有価証券 2,900株
S H O - B I	4,600	501.00	2,304,600	
ニホンフラッシュ	6,500	1,500.00	9,750,000	貸付有価証券 100株(100株)
前田工織	13,900	1,611.00	22,392,900	
永大産業	18,000	522.00	9,396,000	
アートネイチャー	14,800	711.00	10,522,800	
ダンロップスポーツ	8,800	1,158.00	10,190,400	
バンダイナムコホールディングス	153,300	3,665.00	561,844,500	
アイフィスジャパン	3,100	560.00	1,736,000	
共立印刷	23,100	348.00	8,038,800	
S H O E I	6,200	3,350.00	20,770,000	
フランスベッドホールディングス	17,400	1,033.00	17,974,200	
パイロットコーポレーション	24,200	4,940.00	119,548,000	
萩原工業	3,900	3,180.00	12,402,000	
トッパン・フォームズ	24,800	1,165.00	28,892,000	貸付有価証券 200株
フジシールインターナシ	31,200	3,340.00	104,208,000	

ヨナル				
タカラトミー	54,000	1,491.00	80,514,000	
廣済堂	14,000	359.00	5,026,000	
A s - me エステール	3,700	705.00	2,608,500	貸付有価証券 100 株
アーク	58,500	102.00	5,967,000	貸付有価証券 27,400 株
タカノ	6,100	1,143.00	6,972,300	
プロネクサス	13,000	1,263.00	16,419,000	
ホクシン	9,800	196.00	1,920,800	貸付有価証券 4,700 株
ウッドワン	23,000	309.00	7,107,000	
大建工業	9,800	2,516.00	24,656,800	
凸版印刷	392,000	1,116.00	437,472,000	
大日本印刷	392,000	1,309.00	513,128,000	
図書印刷	19,000	531.00	10,089,000	貸付有価証券 7,000 株
共同印刷	43,000	362.00	15,566,000	
日本写真印刷	24,200	3,070.00	74,294,000	貸付有価証券 11,600 株 (300 株)
光村印刷	12,000	244.00	2,928,000	
宝印刷	7,300	1,617.00	11,804,100	
アシックス	138,100	1,788.00	246,922,800	貸付有価証券 42,500 株 (19,300 株)
ツツミ	5,200	1,842.00	9,578,400	
小松ウオール工業	4,700	2,081.00	9,780,700	
ヤマハ	93,600	3,820.00	357,552,000	貸付有価証券 100 株
河合楽器製作所	5,400	2,281.00	12,317,400	
クリナップ	14,500	876.00	12,702,000	
ピジョン	84,000	4,085.00	343,140,000	貸付有価証券 600 株
兼松サステック	14,000	243.00	3,402,000	貸付有価証券 2,000 株
キングジム	11,600	1,027.00	11,913,200	貸付有価証券 100 株
リンテック	33,000	2,819.00	93,027,000	
イトーキ	29,300	846.00	24,787,800	
任天堂	85,600	36,680.00	3,139,808,000	
三菱鉛筆	22,900	2,919.00	66,845,100	貸付有価証券 400 株 (300 株)

タカスタンダード	28,700	1,885.00	54,099,500	
コクヨ	66,700	1,793.00	119,593,100	
ナカバヤシ	25,000	324.00	8,100,000	
グロープライド	6,700	1,949.00	13,058,300	
岡村製作所	48,500	1,081.00	52,428,500	貸付有価証券 2,300株
美津濃	75,000	655.00	49,125,000	
東京電力ホールディングス	1,178,900	452.00	532,862,800	貸付有価証券 8,300株
中部電力	457,900	1,448.00	663,039,200	貸付有価証券 200株
関西電力	567,100	1,512.50	857,738,750	
中国電力	192,100	1,245.00	239,164,500	貸付有価証券 91,000株
北陸電力	136,100	1,024.00	139,366,400	貸付有価証券 65,100株
東北電力	347,200	1,520.00	527,744,000	
四国電力	125,100	1,422.00	177,892,200	貸付有価証券 55,300株
九州電力	306,900	1,313.00	402,959,700	貸付有価証券 83,300株(45,700株)
北海道電力	130,100	830.00	107,983,000	
沖縄電力	22,500	2,456.00	55,260,000	貸付有価証券 9,100株
電源開発	110,600	2,934.00	324,500,400	貸付有価証券 24,300株
エフオン	6,900	1,143.00	7,886,700	貸付有価証券 100株(100株)
イーレックス	17,500	979.00	17,132,500	貸付有価証券 8,300株(300株)
東京瓦斯	1,491,000	578.20	862,096,200	
大阪瓦斯	1,349,000	429.30	579,125,700	
東邦瓦斯	347,000	739.00	256,433,000	
北海道瓦斯	36,000	273.00	9,828,000	
広島ガス	28,600	358.00	10,238,800	貸付有価証券 2,700株(2,700株)
西部瓦斯	156,000	289.00	45,084,000	
静岡ガス	39,500	858.00	33,891,000	
メタウォーター	7,800	2,957.00	23,064,600	貸付有価証券 2,600株
SBSホールディングス	13,700	786.00	10,768,200	貸付有価証券 6,400株

東武鉄道	743,000	600.00	445,800,000	
相鉄ホールディングス	222,000	536.00	118,992,000	貸付有価証券 4,000株
東京急行電鉄	377,500	1,648.00	622,120,000	
京浜急行電鉄	381,000	1,211.00	461,391,000	貸付有価証券 39,000株
小田急電鉄	222,600	2,159.00	480,593,400	貸付有価証券 37,200株
京王電鉄	388,000	907.00	351,916,000	貸付有価証券 17,000株
京成電鉄	104,200	3,040.00	316,768,000	
富士急行	38,000	1,153.00	43,814,000	貸付有価証券 17,000株(3,000株)
新京成電鉄	18,000	416.00	7,488,000	
東日本旅客鉄道	268,900	10,285.00	2,765,636,500	貸付有価証券 16,300株(16,300 株)
西日本旅客鉄道	133,800	8,137.00	1,088,730,600	貸付有価証券 13,600株
東海旅客鉄道	115,600	18,375.00	2,124,150,000	貸付有価証券 35,000株
西武ホールディングス	191,900	1,984.00	380,729,600	
鴻池運輸	19,700	1,495.00	29,451,500	
西日本鉄道	167,000	518.00	86,506,000	貸付有価証券 3,000株
ハマキョウレックス	9,000	2,907.00	26,163,000	貸付有価証券 400株
サカイ引越センター	6,400	5,620.00	35,968,000	貸付有価証券 100株
近鉄グループホールディングス	1,399,000	417.00	583,383,000	貸付有価証券 181,000株
阪急阪神ホールディングス	175,600	4,165.00	731,374,000	
南海電気鉄道	294,000	562.00	165,228,000	貸付有価証券 41,000株
京阪ホールディングス	311,000	676.00	210,236,000	貸付有価証券 41,000株
神戸電鉄	34,000	408.00	13,872,000	貸付有価証券 15,000株
名古屋鉄道	506,000	494.00	249,964,000	貸付有価証券 232,000株
山陽電気鉄道	51,000	564.00	28,764,000	
日本通運	517,000	760.00	392,920,000	貸付有価証券 7,000株(7,000株)
ヤマトホールディングス	248,500	2,254.50	560,243,250	貸付有価証券 18,300株(2,000株)

山九	183,000	839.00	153,537,000	
丸運	7,500	307.00	2,302,500	
丸全昭和運輸	47,000	485.00	22,795,000	貸付有価証券 20,000株(20,000 株)
センコーグループホール ディングス	66,000	737.00	48,642,000	
トナミホールディングス	28,000	436.00	12,208,000	
ニッコンホールディング ス	47,100	2,556.00	120,387,600	
日本石油輸送	1,600	2,798.00	4,476,800	
福山通運	84,000	694.00	58,296,000	貸付有価証券 35,000株
セイノーホールディング ス	98,600	1,497.00	147,604,200	貸付有価証券 2,900株
神奈川中央交通	16,000	728.00	11,648,000	貸付有価証券 5,000株(5,000株)
日立物流	28,900	2,619.00	75,689,100	
丸和運輸機関	3,500	4,445.00	15,557,500	貸付有価証券 1,600株(1,600株)
C & F ロジホールディン グス	14,400	1,279.00	18,417,600	
九州旅客鉄道	138,100	3,385.00	467,468,500	
日本郵船	1,174,000	214.00	251,236,000	貸付有価証券 142,000株
商船三井	729,000	347.00	252,963,000	貸付有価証券 3,000株
川崎汽船	527,000	290.00	152,830,000	貸付有価証券 246,000株(4,000 株)
N S ユナイテッド海運	62,000	234.00	14,508,000	
明治海運	12,400	407.00	5,046,800	貸付有価証券 3,000株(3,000株)
飯野海運	71,900	491.00	35,302,900	貸付有価証券 300株
共栄タンカー	12,000	213.00	2,556,000	
乾汽船	10,100	813.00	8,211,300	貸付有価証券 1,800株
日本航空	244,200	3,824.00	933,820,800	貸付有価証券 400株
A N A ホールディングス	2,580,000	407.30	1,050,834,000	
パスコ	13,000	350.00	4,550,000	貸付有価証券 6,000株
ランコム	4,000	5,470.00	21,880,000	
日新	57,000	559.00	31,863,000	

三菱倉庫	91,000	1,358.00	123,578,000	貸付有価証券 2,000株
三井倉庫ホールディングス	81,000	314.00	25,434,000	貸付有価証券 4,000株(1,000株)
住友倉庫	94,000	738.00	69,372,000	
澁澤倉庫	36,000	374.00	13,464,000	
東陽倉庫	23,800	308.00	7,330,400	
日本トランスシティ	32,000	438.00	14,016,000	
ケイヒン	25,000	162.00	4,050,000	
中央倉庫	8,000	1,092.00	8,736,000	
川西倉庫	2,700	2,149.00	5,802,300	貸付有価証券 300株
安田倉庫	10,800	768.00	8,294,400	
東洋埠頭	40,000	192.00	7,680,000	
宇徳	11,200	498.00	5,577,600	
上組	166,000	1,217.00	202,022,000	
サンリツ	3,400	752.00	2,556,800	
キムラユニティー	3,500	1,169.00	4,091,500	
キューソー流通システム	3,800	2,921.00	11,099,800	
郵船ロジスティクス	12,800	1,052.00	13,465,600	
近鉄エクスプレス	24,900	1,846.00	45,965,400	貸付有価証券 300株
東海運	7,500	422.00	3,165,000	貸付有価証券 2,100株(400株)
エーアイティー	8,500	1,094.00	9,299,000	
内外トランスライン	4,600	1,369.00	6,297,400	
N E C ネットエスアイ	15,000	2,509.00	37,635,000	
システナ	10,900	2,545.00	27,740,500	
デジタルアーツ	6,100	3,830.00	23,363,000	貸付有価証券 2,800株(2,600株)
新日鉄住金ソリューションズ	21,500	2,402.00	51,643,000	
キューブシステム	7,900	812.00	6,414,800	
コア	5,800	1,594.00	9,245,200	貸付有価証券 1,500株
ソフトクリエイイトホールディングス	6,500	1,481.00	9,626,500	
T I S	45,500	3,270.00	148,785,000	
ネオス	4,100	466.00	1,910,600	貸付有価証券 1,900株(800株)
電算システム	4,800	1,879.00	9,019,200	

グリー	83,500	844.00	70,474,000	貸付有価証券 39,900株
コーエーテクモホールディングス	32,500	2,392.00	77,740,000	貸付有価証券 200株(100株)
三菱総合研究所	5,800	3,175.00	18,415,000	
ボルテージ	2,500	1,584.00	3,960,000	貸付有価証券 900株
電算	1,500	2,229.00	3,343,500	
A G S	3,500	1,580.00	5,530,000	
ファインデックス	11,300	906.00	10,237,800	貸付有価証券 5,300株(2,800株)
ヒト・コミュニケーションズ	3,100	1,841.00	5,707,100	貸付有価証券 1,400株(200株)
ブレインパッド	2,900	1,177.00	3,413,300	貸付有価証券 1,400株
K L a b	26,200	2,297.00	60,181,400	貸付有価証券 12,500株(500株)
ポルトゥウィン・ピットクルーホールディ	9,900	1,512.00	14,968,800	貸付有価証券 3,600株(3,500株)
イーブックイニシアティブジャパン	2,100	1,111.00	2,333,100	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
ネクソン	151,600	2,706.00	410,229,600	貸付有価証券 10,400株
アイスタイル	31,300	711.00	22,254,300	貸付有価証券 14,600株(100株)
エムアップ	3,900	1,481.00	5,775,900	貸付有価証券 1,800株(1,800株)
エイチーム	9,200	2,696.00	24,803,200	貸付有価証券 4,300株(700株)
テクノスジャパン	10,600	1,091.00	11,564,600	貸付有価証券 5,000株(1,000株)
e n i s h	4,000	2,312.00	9,248,000	貸付有価証券 1,900株
コロプラ	44,000	1,260.00	55,440,000	貸付有価証券 20,300株
モバイルクリエイト	11,000	372.00	4,092,000	貸付有価証券 5,100株(1,000株)
オルトプラス	6,600	1,079.00	7,121,400	貸付有価証券 3,100株(100株)
ブロードリーフ	33,800	821.00	27,749,800	
ハーツユナイテッドグループ	7,200	1,631.00	11,743,200	貸付有価証券 3,400株(1,900株)
メディアドゥ	3,900	2,625.00	10,237,500	貸付有価証券 1,800株
ブイキューブ	8,400	568.00	4,771,200	貸付有価証券 3,900株(300株)
サイバーリンクス	2,100	1,412.00	2,965,200	

ディー・エル・イー	6,100	482.00	2,940,200	貸付有価証券 2,900株(900株)
フィックスターズ	2,300	3,900.00	8,970,000	貸付有価証券 1,100株
VOYAGE GROUP	6,800	1,878.00	12,770,400	貸付有価証券 1,000株
オブティム	2,900	2,905.00	8,424,500	貸付有価証券 600株
セレス	4,200	1,315.00	5,523,000	貸付有価証券 2,000株
ベリサーブ	1,600	3,395.00	5,432,000	貸付有価証券 700株
ティーガイア	13,600	2,071.00	28,165,600	貸付有価証券 100株
日本アジアグループ	15,500	423.00	6,556,500	貸付有価証券 200株
豆蔵ホールディングス	10,100	1,059.00	10,695,900	貸付有価証券 100株
テクマトリックス	8,500	1,692.00	14,382,000	貸付有価証券 4,000株
ガンホー・オンライン・ エンターテイメント	369,800	319.00	117,966,200	貸付有価証券 176,600株
GMOペイメントゲート ウェイ	9,600	7,170.00	68,832,000	貸付有価証券 4,600株
ザッパラス	7,100	496.00	3,521,600	
システムリサーチ	1,400	2,037.00	2,851,800	貸付有価証券 600株(600株)
インターネットイニシア ティブ	20,200	2,038.00	41,167,600	貸付有価証券 1,500株
さくらインターネット	11,100	858.00	9,523,800	貸付有価証券 4,000株(2,000株)
GMOクラウド	3,000	3,235.00	9,705,000	貸付有価証券 1,400株(500株)
SRAホールディングス	7,200	2,804.00	20,188,800	
Minorityソリューションズ	3,000	1,297.00	3,891,000	
システムインテグレータ	1,900	814.00	1,546,600	貸付有価証券 300株(100株)
朝日ネット	12,400	522.00	6,472,800	
アドソル日進	3,600	1,083.00	3,898,800	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
フリービット	10,100	923.00	9,322,300	貸付有価証券 4,800株(4,800株)
コムチュア	2,300	5,440.00	12,512,000	
サイバーコム	2,400	1,069.00	2,565,600	貸付有価証券 1,100株
メディカル・データ・ビ	5,200	2,335.00	12,142,000	貸付有価証券

ジョン				2,400株(1,500株)
gumi	15,700	1,280.00	20,096,000	貸付有価証券 7,400株(1,100株)
ショーケース・ティービ ー	2,600	1,083.00	2,815,800	貸付有価証券 1,200株
モバイルファクトリー	2,500	1,514.00	3,785,000	貸付有価証券 1,100株
デジタル・インフォメー ション・テクノロジー	2,000	1,982.00	3,964,000	貸付有価証券 900株(300株)
P C Iホールディングス	2,300	2,721.00	6,258,300	
パイプドHD	2,400	1,179.00	2,829,600	
アイピーシー	1,400	958.00	1,341,200	貸付有価証券 100株
オープンドア	1,800	3,415.00	6,147,000	貸付有価証券 800株
L I N E	38,000	3,905.00	148,390,000	貸付有価証券 17,800株(11,000 株)
オークネット	4,300	1,351.00	5,809,300	貸付有価証券 400株(400株)
A O I T Y O H o l d i n g s	11,200	1,099.00	12,308,800	
マクロミル	17,600	2,398.00	42,204,800	貸付有価証券 2,600株(1,200株)
ソルクシーズ	5,200	889.00	4,622,800	貸付有価証券 2,400株(2,400株)
フェイス	6,019	1,168.00	7,030,192	
ハイマックス	1,800	1,602.00	2,883,600	
野村総合研究所	102,500	4,335.00	444,337,500	貸付有価証券 200株(200株)
サイバネットシステム	11,200	722.00	8,086,400	貸付有価証券 4,000株
C Eホールディングス	1,900	1,255.00	2,384,500	貸付有価証券 800株
日本システム技術	1,600	1,403.00	2,244,800	
インテージホールディ ングス	7,800	2,342.00	18,267,600	
東邦システムサイエンス	4,500	741.00	3,334,500	
ソースネクスト	8,200	515.00	4,223,000	貸付有価証券 3,900株(3,900株)
フォーカスシステムズ	7,000	1,015.00	7,105,000	貸付有価証券 3,300株
クレスコ	3,100	4,090.00	12,679,000	貸付有価証券 200株
フジ・メディア・ホール ディングス	142,800	1,644.00	234,763,200	貸付有価証券 68,200株

オービック	47,300	6,910.00	326,843,000	
ジャストシステム	22,200	2,395.00	53,169,000	
TDCソフトウェアエンジニアリング	6,000	1,141.00	6,846,000	
ヤフー	983,300	527.00	518,199,100	貸付有価証券 469,700株
トレンドマイクロ	66,600	5,210.00	346,986,000	
インフォメーション・ディベロプメント	3,900	1,309.00	5,105,100	貸付有価証券 1,800株
日本オラクル	22,100	7,740.00	171,054,000	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
アルファシステムズ	4,500	2,121.00	9,544,500	
フューチャー	18,500	976.00	18,056,000	
CAC Holdings	10,200	1,119.00	11,413,800	
ソフトバンク・テクノロジー	6,600	1,847.00	12,190,200	貸付有価証券 3,100株
トーセ	3,700	2,226.00	8,236,200	貸付有価証券 1,700株(1,600株)
オービックビジネスコンサルタント	7,000	5,650.00	39,550,000	貸付有価証券 3,000株
伊藤忠テクノソリューションズ	31,100	3,960.00	123,156,000	
アイティフォー	17,800	616.00	10,964,800	
東計電算	2,400	2,620.00	6,288,000	
エクスネット	2,500	913.00	2,282,500	
大塚商会	41,000	7,020.00	287,820,000	
サイボウズ	18,200	479.00	8,717,800	
ソフトブレーン	10,700	431.00	4,611,700	貸付有価証券 5,100株(100株)
電通国際情報サービス	8,400	2,407.00	20,218,800	
デジタルガレージ	26,500	2,152.00	57,028,000	貸付有価証券 4,200株(3,300株)
EMシステムズ	4,700	2,217.00	10,419,900	貸付有価証券 800株
ウェザーニューズ	4,600	3,445.00	15,847,000	貸付有価証券 2,100株(200株)
C I J	11,500	594.00	6,831,000	
東洋ビジネスエンジニアリング	1,400	1,706.00	2,388,400	
日本エンタープライズ	14,000	251.00	3,514,000	貸付有価証券 5,900株
WOWOW	6,500	3,250.00	21,125,000	貸付有価証券 3,100株

スカラ	9,500	798.00	7,581,000	貸付有価証券 3,600株
イマジカ・ロボット ホールディングス	11,500	833.00	9,579,500	貸付有価証券 2,000株
ネットワンシステムズ	59,400	1,134.00	67,359,600	
システムソフト	32,300	155.00	5,006,500	貸付有価証券 15,400株
アルゴグラフィックス	6,300	2,815.00	17,734,500	
マーベラス	23,100	1,098.00	25,363,800	貸付有価証券 10,800株(5,200株)
エイベックス・グルー プ・ホールディングス	25,200	1,539.00	38,782,800	貸付有価証券 2,000株(2,000株)
日本ユニシス	37,900	1,749.00	66,287,100	
兼松エレクトロニクス	8,600	3,095.00	26,617,000	
東京放送ホールディン グス	90,400	2,107.00	190,472,800	貸付有価証券 15,300株
日本テレビホールディ ングス	125,200	1,904.00	238,380,800	貸付有価証券 400株
朝日放送	13,500	845.00	11,407,500	
テレビ朝日ホールディ ングス	37,500	2,165.00	81,187,500	貸付有価証券 14,600株
スカパーJ S A Tホル ディングス	89,200	503.00	44,867,600	貸付有価証券 20,400株(9,300株)
テレビ東京ホールディ ングス	11,200	2,481.00	27,787,200	貸付有価証券 1,100株
日本BS放送	4,600	1,220.00	5,612,000	貸付有価証券 2,100株(700株)
ビジョン	3,500	2,494.00	8,729,000	貸付有価証券 1,600株
U - N E X T	3,600	1,127.00	4,057,200	貸付有価証券 1,600株
ワイヤレスゲート	6,300	1,370.00	8,631,000	貸付有価証券 2,900株
コネクシオ	12,100	1,812.00	21,925,200	
日本通信	120,200	148.00	17,789,600	貸付有価証券 56,400株(2,600株)
クロップス	2,900	678.00	1,966,200	
日本電信電話	1,101,100	5,278.00	5,811,605,800	
K D D I	1,339,700	2,950.00	3,952,115,000	
光通信	16,500	12,890.00	212,685,000	貸付有価証券 700株
N T T ドコモ	1,009,700	2,578.00	2,603,006,600	
エムティーアイ	18,400	746.00	13,726,400	貸付有価証券 1,800株(1,800株)
G M O インターネット	50,000	1,403.00	70,150,000	貸付有価証券

				23,900株(19,900株)
アイドママーケティング コミュニケーション	1,800	664.00	1,195,200	
カドカワ	39,800	1,232.00	49,033,600	貸付有価証券 200株(200株)
学研ホールディングス	4,600	3,190.00	14,674,000	
ゼンリン	18,100	3,445.00	62,354,500	
昭文社	7,800	749.00	5,842,200	
インプレスホールディングス	11,300	142.00	1,604,600	貸付有価証券 100株(100株)
アイネット	7,700	1,307.00	10,063,900	
松竹	90,000	1,544.00	138,960,000	貸付有価証券 43,000株
東宝	89,700	4,085.00	366,424,500	貸付有価証券 6,500株
東映	51,000	1,196.00	60,996,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	423,600	1,210.00	512,556,000	
ピー・シー・エー	2,000	1,619.00	3,238,000	
ビジネスブレイン太田昭和	2,300	1,105.00	2,541,500	
D T S	14,100	3,190.00	44,979,000	
スクウェア・エニックス ホールディングス	52,800	3,910.00	206,448,000	
シーイーシー	8,100	2,163.00	17,520,300	貸付有価証券 300株(100株)
カブコン	32,100	3,000.00	96,300,000	貸付有価証券 11,900株(4,000株)
アイ・エス・ビー	2,600	1,397.00	3,632,200	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
ジャステック	7,900	1,339.00	10,578,100	
S C S K	37,300	4,785.00	178,480,500	
日本システムウエア	4,500	2,160.00	9,720,000	
アイネス	17,300	1,043.00	18,043,900	貸付有価証券 200株
T K C	12,700	3,090.00	39,243,000	
富士ソフト	18,900	3,360.00	63,504,000	
N S D	29,100	2,028.00	59,014,800	貸付有価証券 300株(300株)
コナミホールディングス	61,900	5,900.00	365,210,000	
福井コンピュータホールディングス	4,000	3,705.00	14,820,000	貸付有価証券 1,500株

J B C Cホールディングス	11,500	960.00	11,040,000	
ミロク情報サービス	13,500	2,225.00	30,037,500	
ソフトバンクグループ	617,400	8,742.00	5,397,310,800	
ハウスイ	11,000	128.00	1,408,000	
高千穂交易	5,300	1,035.00	5,485,500	
伊藤忠食品	3,400	4,780.00	16,252,000	
エレマテック	5,500	2,016.00	11,088,000	
J A L U X	4,400	2,688.00	11,827,200	貸付有価証券 900株(900株)
あらた	6,300	5,020.00	31,626,000	貸付有価証券 1,400株(1,400株)
トーメンデバイス	2,100	2,333.00	4,899,300	
東京エレクトロン デバイス	5,000	1,768.00	8,840,000	
フィールズ	10,500	1,143.00	12,001,500	貸付有価証券 4,500株
双日	810,100	290.00	234,929,000	
アルフレッサ ホールディングス	162,300	1,982.00	321,678,600	
横浜冷凍	32,300	1,052.00	33,979,600	貸付有価証券 15,500株(12,100株)
神栄	19,000	158.00	3,002,000	貸付有価証券 8,000株
山下医科器械	1,100	1,718.00	1,889,800	貸付有価証券 100株(100株)
ラサ商事	5,900	895.00	5,280,500	貸付有価証券 200株
ラクーン	8,700	638.00	5,550,600	貸付有価証券 4,100株
アルコニックス	7,800	2,800.00	21,840,000	
神戸物産	8,900	5,830.00	51,887,000	
あい ホールディングス	19,500	3,125.00	60,937,500	貸付有価証券 2,200株(2,200株)
ディーブイエックス	4,900	1,387.00	6,796,300	
ダイワボウホールディングス	116,000	460.00	53,360,000	貸付有価証券 2,000株
マクニカ・富士エレホールディングス	25,400	1,908.00	48,463,200	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	25,800	890.00	22,962,000	貸付有価証券 8,800株(8,800株)
八洲電機	10,600	908.00	9,624,800	
メディアスホールディング	2,100	2,606.00	5,472,600	

グス				
U K C ホールディングス	8,800	1,844.00	16,227,200	貸付有価証券 800 株
大光	3,100	1,026.00	3,180,600	貸付有価証券 1,400 株
O C H I ホールディングス	4,000	1,339.00	5,356,000	
T O K A I ホールディングス	60,300	847.00	51,074,100	貸付有価証券 4,200 株
大阪工機	2,100	975.00	2,047,500	
三洋貿易	7,500	2,504.00	18,780,000	
ビューティガレージ	1,800	1,527.00	2,748,600	
ウイン・パートナーズ	9,900	1,493.00	14,780,700	
ミタチ産業	3,200	837.00	2,678,400	
シップヘルスケアホールディングス	26,300	3,255.00	85,606,500	
明治電機工業	4,700	1,573.00	7,393,100	
デリカフーズ	2,900	1,659.00	4,811,100	
スターティア	3,100	671.00	2,080,100	
コメダホールディングス	24,800	1,923.00	47,690,400	
富士興産	4,900	595.00	2,915,500	
協栄産業	17,000	279.00	4,743,000	貸付有価証券 7,000 株
小野建	11,900	1,810.00	21,539,000	貸付有価証券 5,600 株
佐鳥電機	10,100	929.00	9,382,900	
エコトレーディング	3,100	684.00	2,120,400	
伯東	9,400	1,584.00	14,889,600	貸付有価証券 200 株
コンドーテック	10,900	999.00	10,889,100	
中山福	7,900	773.00	6,106,700	貸付有価証券 100 株
ナガイレーベン	18,100	2,766.00	50,064,600	貸付有価証券 600 株
三菱食品	15,000	3,235.00	48,525,000	貸付有価証券 200 株
松田産業	10,000	1,539.00	15,390,000	
第一興商	22,300	5,470.00	121,981,000	
メディパルホールディングス	137,200	1,890.00	259,308,000	
S P K	2,900	2,935.00	8,511,500	
萩原電気	4,700	2,481.00	11,660,700	

アズワン	10,700	5,650.00	60,455,000	
スズデン	4,900	1,266.00	6,203,400	
尾家産業	4,400	1,290.00	5,676,000	
シモジマ	8,400	1,113.00	9,349,200	
ドウシシャ	16,100	2,227.00	35,854,700	貸付有価証券 1,300株
小津産業	3,000	2,101.00	6,303,000	
高速	8,100	1,138.00	9,217,800	
たけびし	4,800	1,457.00	6,993,600	
黒田電気	18,700	1,967.00	36,782,900	貸付有価証券 700株
リックス	3,100	1,792.00	5,555,200	
丸文	12,100	810.00	9,801,000	
ハピネット	11,400	1,931.00	22,013,400	貸付有価証券 100株
橋本総業ホールディングス	2,800	1,565.00	4,382,000	
日本ライフライン	15,600	4,930.00	76,908,000	貸付有価証券 2,900株
エクセル	5,900	1,499.00	8,844,100	
マルカキカイ	4,400	1,910.00	8,404,000	
I D O M	36,900	703.00	25,940,700	貸付有価証券 17,800株(14,000 株)
日本エム・ディ・エム	10,300	955.00	9,836,500	
進和	8,100	2,206.00	17,868,600	貸付有価証券 3,800株
エスケイジャパン	2,600	286.00	743,600	
ダイトロン	6,300	1,799.00	11,333,700	
シークス	8,700	4,375.00	38,062,500	貸付有価証券 3,000株(2,300株)
田中商事	4,200	722.00	3,032,400	
オーハシテクニカ	7,700	1,502.00	11,565,400	
白銅	3,400	1,886.00	6,412,400	
伊藤忠商事	1,004,600	1,744.00	1,752,022,400	
丸紅	1,349,900	697.50	941,555,250	
高島	24,000	215.00	5,160,000	
長瀬産業	82,500	1,821.00	150,232,500	
蝶理	8,700	2,059.00	17,913,300	
豊田通商	152,800	3,375.00	515,700,000	

三共生興	20,700	412.00	8,528,400	
兼松	292,000	266.00	77,672,000	
ツカモトコーポレーション	25,000	125.00	3,125,000	
三井物産	1,240,400	1,617.00	2,005,726,800	
日本紙パルプ商事	71,000	426.00	30,246,000	
日立ハイテクノロジーズ	47,600	3,925.00	186,830,000	
カメイ	17,800	1,576.00	28,052,800	
東都水産	2,100	1,930.00	4,053,000	
OUGホールディングス	22,000	270.00	5,940,000	貸付有価証券 10,000株
スターゼン	5,700	5,050.00	28,785,000	貸付有価証券 2,700株(2,700株)
山善	52,600	1,074.00	56,492,400	
椿本興業	15,000	522.00	7,830,000	
住友商事	863,500	1,534.00	1,324,609,000	貸付有価証券 100株
内田洋行	6,300	2,902.00	18,282,600	
三菱商事	1,029,200	2,540.00	2,614,168,000	
第一実業	31,000	592.00	18,352,000	
キャノンマーケティング ジャパン	39,100	2,513.00	98,258,300	
西華産業	42,000	471.00	19,782,000	
佐藤商事	12,200	1,076.00	13,127,200	
菱洋エレクトロ	12,700	1,792.00	22,758,400	
東京産業	13,600	462.00	6,283,200	
ユアサ商事	13,000	3,510.00	45,630,000	
神鋼商事	3,400	3,205.00	10,897,000	
小林産業	9,100	321.00	2,921,100	貸付有価証券 100株
阪和興業	137,000	739.00	101,243,000	
カナデン	13,100	1,144.00	14,986,400	
菱電商事	22,000	798.00	17,556,000	
フルサト工業	7,500	1,769.00	13,267,500	
岩谷産業	152,000	676.00	102,752,000	貸付有価証券 29,000株(29,000 株)
すてきナイスグループ	58,000	155.00	8,990,000	
昭光通商	49,000	100.00	4,900,000	

ニチモウ	20,000	182.00	3,640,000	
極東貿易	21,000	298.00	6,258,000	
イワキ	19,000	441.00	8,379,000	
三愛石油	36,800	1,187.00	43,681,600	
稲畑産業	32,900	1,554.00	51,126,600	
G S Iクレオス	33,000	161.00	5,313,000	
明和産業	12,600	426.00	5,367,600	
ワキタ	29,200	1,308.00	38,193,600	
東邦ホールディングス	43,900	2,132.00	93,594,800	貸付有価証券 17,600株(17,600 株)
サンゲツ	46,500	1,959.00	91,093,500	貸付有価証券 100株
ミツウロコグループホールディングス	22,100	732.00	16,177,200	
シナネンホールディングス	5,900	2,247.00	13,257,300	
伊藤忠エネクス	30,300	1,092.00	33,087,600	
サンリオ	42,300	2,064.00	87,307,200	貸付有価証券 20,200株(7,500株)
サンワテクノス	8,100	1,800.00	14,580,000	
リョーサン	18,400	4,480.00	82,432,000	
新光商事	15,000	1,786.00	26,790,000	
トーヨー	6,200	3,010.00	18,662,000	
三信電気	15,200	1,540.00	23,408,000	
東陽テクニカ	15,800	1,003.00	15,847,400	貸付有価証券 2,500株
モスフードサービス	18,000	3,445.00	62,010,000	
加賀電子	12,400	2,773.00	34,385,200	
ソーダニッカ	14,100	565.00	7,966,500	
立花エレテック	9,300	1,619.00	15,056,700	
フォーバル	6,000	689.00	4,134,000	
P A L T A C	21,900	4,125.00	90,337,500	
三谷産業	14,500	409.00	5,930,500	貸付有価証券 3,500株
太平洋興発	57,000	104.00	5,928,000	貸付有価証券 1,000株
ヤマタネ	6,900	1,729.00	11,930,100	
丸紅建材リース	13,000	223.00	2,899,000	
日鉄住金物産	12,000	5,600.00	67,200,000	

トラスコ中山	28,500	2,629.00	74,926,500	貸付有価証券 2,900株(1,100株)
オートバックスセブン	50,800	1,868.00	94,894,400	
モリト	11,000	993.00	10,923,000	貸付有価証券 2,500株
加藤産業	21,400	3,210.00	68,694,000	貸付有価証券 4,000株(4,000株)
イノテック	11,800	737.00	8,696,600	
イエローハット	12,900	2,910.00	37,539,000	
J Kホールディングス	13,700	750.00	10,275,000	
日伝	5,700	4,385.00	24,994,500	
北沢産業	11,300	214.00	2,418,200	
杉本商事	7,900	1,649.00	13,027,100	
因幡電機産業	19,200	4,420.00	84,864,000	
パイテックホールディングス	5,600	1,715.00	9,604,000	貸付有価証券 1,500株
ミスミグループ本社	158,000	2,799.00	442,242,000	貸付有価証券 34,600株
アルテック	11,700	228.00	2,667,600	貸付有価証券 3,500株
タキヒヨー	21,000	477.00	10,017,000	
蔵王産業	2,200	1,501.00	3,302,200	
スズケン	62,400	3,715.00	231,816,000	貸付有価証券 200株(200株)
ジェコス	9,400	1,215.00	11,421,000	
ルネサスイーストン	12,500	599.00	7,487,500	貸付有価証券 200株(200株)
ローソン	43,300	7,590.00	328,647,000	貸付有価証券 7,600株
サンエー	10,400	4,870.00	50,648,000	
カワチ薬品	10,600	2,754.00	29,192,400	
エービーシー・マート	24,900	6,080.00	151,392,000	
ハードオフコーポレーション	6,000	1,116.00	6,696,000	
アスクル	14,300	3,400.00	48,620,000	貸付有価証券 6,900株(500株)
ゲオホールディングス	22,900	1,523.00	34,876,700	貸付有価証券 10,300株(600株)
アダストリア	21,100	2,457.00	51,842,700	
ジーフット	8,300	804.00	6,673,200	貸付有価証券 3,900株(2,000株)
シー・ヴィ・エス・ベイ エリア	1,700	730.00	1,241,000	貸付有価証券 600株

くらコーポレーション	8,000	5,660.00	45,280,000	
キャンドウ	6,500	1,712.00	11,128,000	貸付有価証券 2,000株(1,600株)
パルグループホールディングス	7,000	3,430.00	24,010,000	
エディオン	53,200	1,044.00	55,540,800	貸付有価証券 23,500株(8,700株)
サーラコーポレーション	23,500	874.00	20,539,000	
ワッツ	5,400	1,441.00	7,781,400	貸付有価証券 2,500株
ハローズ	4,500	2,392.00	10,764,000	貸付有価証券 2,100株
あみやき亭	2,700	4,350.00	11,745,000	
ひらまつ	18,900	618.00	11,680,200	貸付有価証券 2,100株
ゲンキー	5,500	4,465.00	24,557,500	貸付有価証券 2,100株
大黒天物産	3,300	5,560.00	18,348,000	貸付有価証券 1,400株
ハニーズホールディングス	13,200	1,263.00	16,671,600	貸付有価証券 2,200株
ファーマライズホールディングス	3,100	561.00	1,739,100	貸付有価証券 100株(100株)
アルペン	10,500	2,239.00	23,509,500	貸付有価証券 300株
クオール	15,500	1,879.00	29,124,500	貸付有価証券 7,300株(7,300株)
ジンス	9,300	6,420.00	59,706,000	貸付有価証券 4,400株
ビックカメラ	78,700	1,289.00	101,444,300	貸付有価証券 35,900株
D C Mホールディングス	83,200	966.00	80,371,200	貸付有価証券 39,100株(22,300株)
Monotaro	48,600	3,670.00	178,362,000	貸付有価証券 23,200株
東京一番フーズ	3,400	601.00	2,043,400	貸付有価証券 1,600株(800株)
ダイヤモンドダイニング	3,000	2,573.00	7,719,000	
きちり	3,600	681.00	2,451,600	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
アークランドサービスホールディングス	11,400	2,036.00	23,210,400	
J・フロントリテイリング	173,500	1,566.00	271,701,000	
ドトール・日レスホールディングス	24,000	2,437.00	58,488,000	

マツモトキヨシホールディングス	25,900	7,500.00	194,250,000	
ブロンコピラー	7,200	2,709.00	19,504,800	貸付有価証券 3,400株(300株)
スタートトゥデイ	121,000	3,385.00	409,585,000	
トレジャー・ファクトリー	3,900	821.00	3,201,900	貸付有価証券 400株
物語コーポレーション	3,900	6,760.00	26,364,000	
ココカラファイン	14,300	6,070.00	86,801,000	貸付有価証券 1,100株
三越伊勢丹ホールディングス	272,900	1,122.00	306,193,800	貸付有価証券 2,500株
Hamee	4,100	1,692.00	6,937,200	貸付有価証券 1,100株(600株)
ウエルシアホールディングス	36,200	4,335.00	156,927,000	
クリエイティブSDホールディングス	20,200	2,909.00	58,761,800	
丸善CHIホールディングス	16,000	353.00	5,648,000	
ミサワ	2,500	451.00	1,127,500	貸付有価証券 900株
ティーライフ	1,800	1,557.00	2,802,600	
エー・ピーカンパニー	2,200	800.00	1,760,000	貸付有価証券 600株
チムニー	4,200	2,863.00	12,024,600	
シュッピン	5,200	2,050.00	10,660,000	貸付有価証券 1,600株
ネクステージ	4,500	1,691.00	7,609,500	貸付有価証券 2,100株
ジョイフル本田	22,300	3,050.00	68,015,000	貸付有価証券 1,900株
鳥貴族	5,000	2,590.00	12,950,000	貸付有価証券 2,300株(700株)
麒麟堂ホールディングス	4,400	1,177.00	5,178,800	
ホットランド	7,900	1,496.00	11,818,400	貸付有価証券 2,100株(700株)
すかいらーく	84,600	1,610.00	136,206,000	貸付有価証券 14,300株
綿半ホールディングス	5,500	2,410.00	13,255,000	
ヨシックス	1,800	1,980.00	3,564,000	貸付有価証券 800株(800株)
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	45,500	1,136.00	51,688,000	貸付有価証券 21,300株
ブックオフコーポレーション	7,800	821.00	6,403,800	貸付有価証券 3,700株(700株)

ゴルフダイジェスト・オンライン	5,500	773.00	4,251,500	貸付有価証券 200株
B E E N O S	2,100	1,271.00	2,669,100	貸付有価証券 1,000株
あさひ	10,200	1,282.00	13,076,400	
日本調剤	4,800	3,765.00	18,072,000	貸付有価証券 1,600株
コスモス薬品	6,900	24,370.00	168,153,000	
トーエル	6,600	908.00	5,992,800	
一六堂	2,900	404.00	1,171,600	
オンリー	2,100	835.00	1,753,500	
セブン&アイ・ホールディングス	574,100	4,423.00	2,539,244,300	
薬王堂	6,800	3,115.00	21,182,000	貸付有価証券 3,200株
クリエイティブ・レストランツ・ホールディング	36,800	1,156.00	42,540,800	貸付有価証券 17,700株
ツルハホールディングス	27,500	12,820.00	352,550,000	
サンマルクホールディングス	8,800	3,415.00	30,052,000	
フェリシモ	3,900	1,277.00	4,980,300	貸付有価証券 1,800株
トリドールホールディングス	16,800	3,130.00	52,584,000	
T O K Y O B A S E	1,700	5,900.00	10,030,000	貸付有価証券 800株
サツドラホールディングス	1,800	2,007.00	3,612,600	
ダイユー・リックホールディングス	4,400	889.00	3,911,600	
パロックジャパンリミテッド	10,900	1,144.00	12,469,600	貸付有価証券 5,200株(700株)
クスリのアオキホールディングス	10,900	6,480.00	70,632,000	
スシローグローバルホールディングス	12,400	3,500.00	43,400,000	貸付有価証券 4,600株(2,000株)
L I X I L ビバ	13,000	1,884.00	24,492,000	貸付有価証券 1,100株
メディカルシステムネットワーク	15,500	506.00	7,843,000	貸付有価証券 7,300株
総合メディカル	6,600	4,990.00	32,934,000	
はるやまホールディングス	6,400	988.00	6,323,200	
ノジマ	21,500	2,180.00	46,870,000	
カップ・クリエイティブ	19,200	1,265.00	24,288,000	貸付有価証券 5,500株

ライトオン	11,500	950.00	10,925,000	貸付有価証券 5,400株
ジーンズメイト	4,400	598.00	2,631,200	貸付有価証券 2,000株(2,000株)
良品計画	18,200	30,700.00	558,740,000	
三城ホールディングス	16,900	471.00	7,959,900	貸付有価証券 100株(100株)
アドヴァン	13,900	890.00	12,371,000	貸付有価証券 6,500株
アルビス	3,600	4,440.00	15,984,000	貸付有価証券 1,000株(300株)
コナカ	17,500	590.00	10,325,000	
ハウス オブ ローゼ	1,700	1,554.00	2,641,800	貸付有価証券 100株(100株)
G-7ホールディングス	4,000	2,289.00	9,156,000	
イオン北海道	13,700	620.00	8,494,000	貸付有価証券 500株
コジマ	23,500	385.00	9,047,500	貸付有価証券 11,300株
ヒマラヤ	3,700	888.00	3,285,600	貸付有価証券 1,700株
コーナン商事	19,500	2,055.00	40,072,500	
エコス	5,500	1,127.00	6,198,500	貸付有価証券 2,600株(100株)
ワタミ	16,200	1,426.00	23,101,200	貸付有価証券 5,400株(5,400株)
マルシェ	3,000	830.00	2,490,000	貸付有価証券 1,200株(100株)
ドンキホーテホールディングス	88,700	4,035.00	357,904,500	貸付有価証券 5,100株
西松屋チェーン	24,000	1,165.00	27,960,000	貸付有価証券 11,200株
ゼンショーホールディングス	71,000	2,105.00	149,455,000	
幸楽苑ホールディングス	8,700	1,742.00	15,155,400	貸付有価証券 100株
ハークスレイ	3,300	1,121.00	3,699,300	
サイゼリヤ	20,300	3,200.00	64,960,000	貸付有価証券 9,600株
V Tホールディングス	46,400	588.00	27,283,200	貸付有価証券 500株
魚力	4,300	1,223.00	5,258,900	
ポブラ	3,400	620.00	2,108,000	貸付有価証券 1,600株
フジ・コーポレーション	2,400	2,056.00	4,934,400	貸付有価証券 200株

ユナイテッドアローズ	18,300	3,470.00	63,501,000	貸付有価証券 3,800株
ハイデイ日高	15,000	2,969.00	44,535,000	
京都きもの友禅	8,700	930.00	8,091,000	貸付有価証券 3,300株
コロワイド	45,500	2,048.00	93,184,000	貸付有価証券 21,500株
ピーシーデポコーポレーション	18,200	702.00	12,776,400	貸付有価証券 7,100株
巻番屋	9,600	4,375.00	42,000,000	貸付有価証券 4,400株
トップカルチャー	4,900	499.00	2,445,100	貸付有価証券 2,100株(2,100株)
P L A N T	3,100	1,290.00	3,999,000	貸付有価証券 600株
スギホールディングス	30,100	5,900.00	177,590,000	
ヴィア・ホールディングス	10,400	895.00	9,308,000	貸付有価証券 4,900株
スクロール	20,700	384.00	7,948,800	
ヨンドシーホールディングス	13,900	3,020.00	41,978,000	貸付有価証券 6,600株(6,500株)
ユニー・ファミリーマートホールディングス	60,100	6,080.00	365,408,000	貸付有価証券 14,800株(3,900株)
木曽路	16,800	2,650.00	44,520,000	
サトレストランシシステムズ	16,100	928.00	14,940,800	貸付有価証券 7,100株
千趣会	24,800	687.00	17,037,600	貸付有価証券 1,800株
タカキュー	10,600	243.00	2,575,800	
ケーヨー	23,100	773.00	17,856,300	貸付有価証券 10,800株
上新電機	32,000	1,708.00	54,656,000	
日本瓦斯	25,100	3,760.00	94,376,000	貸付有価証券 1,200株(1,100株)
ロイヤルホールディングス	24,300	2,852.00	69,303,600	貸付有価証券 5,200株
東天紅	11,000	237.00	2,607,000	貸付有価証券 5,000株(5,000株)
いなげや	15,300	1,854.00	28,366,200	
島忠	35,500	2,749.00	97,589,500	貸付有価証券 10,400株(9,500株)
チヨダ	16,200	2,822.00	45,716,400	
ライフコーポレーション	10,400	2,830.00	29,432,000	
リンガーハット	15,400	2,518.00	38,777,200	貸付有価証券 7,300株

さが美	12,000	120.00	1,440,000	
Mr Max	17,100	542.00	9,268,200	
テンアライド	12,600	410.00	5,166,000	
AOKIホールディングス	27,400	1,395.00	38,223,000	
オークワ	20,000	1,167.00	23,340,000	
コメリ	21,100	3,220.00	67,942,000	貸付有価証券 2,400株(2,400株)
青山商事	28,700	3,820.00	109,634,000	
しまむら	15,900	13,540.00	215,286,000	
はせがわ	7,200	491.00	3,535,200	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
高島屋	230,000	1,014.00	233,220,000	貸付有価証券 33,000株(6,000株)
松屋	29,900	929.00	27,777,100	貸付有価証券 14,100株(300株)
エイチ・ツー・オー テイリング	70,200	1,948.00	136,749,600	
近鉄百貨店	52,000	371.00	19,292,000	貸付有価証券 24,000株
パルコ	13,100	1,378.00	18,051,800	貸付有価証券 6,200株
丸井グループ	144,300	1,550.00	223,665,000	貸付有価証券 9,800株
アクシアル リテイリング	10,600	4,555.00	48,283,000	
井筒屋	7,400	456.00	3,374,400	貸付有価証券 3,400株
イオン	564,400	1,675.00	945,370,000	貸付有価証券 161,500株(31,500 株)
イズミ	24,700	5,840.00	144,248,000	貸付有価証券 11,700株
東武ストア	1,600	3,165.00	5,064,000	貸付有価証券 700株
平和堂	27,800	2,508.00	69,722,400	貸付有価証券 13,300株
フジ	15,200	2,863.00	43,517,600	貸付有価証券 7,200株
ヤオコー	15,500	5,030.00	77,965,000	
ゼビオホールディングス	18,600	2,112.00	39,283,200	
ケーズホールディングス	58,000	2,417.00	140,186,000	貸付有価証券 27,200株(6,400株)
Olympicグループ	8,100	578.00	4,681,800	
日産東京販売ホールディングス	20,100	392.00	7,879,200	

アインホールディングス	17,900	8,570.00	153,403,000	貸付有価証券 8,500株(1,600株)
元気寿司	3,400	2,485.00	8,449,000	
ヤマダ電機	471,100	590.00	277,949,000	貸付有価証券 174,600株(108,600株)
アークランドサカモト	23,200	1,515.00	35,148,000	
ニトリホールディングス	59,300	16,280.00	965,404,000	
グルメ杵屋	10,000	1,138.00	11,380,000	貸付有価証券 4,000株
愛眼	10,000	213.00	2,130,000	貸付有価証券 4,700株(3,500株)
ケーユーホールディングス	7,100	976.00	6,929,600	貸付有価証券 100株
吉野家ホールディングス	47,800	1,939.00	92,684,200	貸付有価証券 22,800株
松屋フーズ	6,600	4,080.00	26,928,000	貸付有価証券 600株(200株)
サガミチェーン	17,200	1,460.00	25,112,000	
関西スーパーマーケット	11,200	1,462.00	16,374,400	貸付有価証券 5,400株(5,200株)
王将フードサービス	10,000	4,275.00	42,750,000	貸付有価証券 1,300株
プレナス	15,300	2,551.00	39,030,300	貸付有価証券 4,400株(3,500株)
ミニストップ	10,100	2,345.00	23,684,500	貸付有価証券 4,800株
アークス	25,700	2,454.00	63,067,800	
バローホールディングス	29,500	2,400.00	70,800,000	貸付有価証券 100株(100株)
藤久	1,100	1,727.00	1,899,700	
ベルク	6,100	5,220.00	31,842,000	
大庄	7,300	1,768.00	12,906,400	貸付有価証券 3,400株
ファーストリテイリング	22,900	32,110.00	735,319,000	貸付有価証券 3,100株
サンドラッグ	52,200	4,555.00	237,771,000	
サックスパーホールディングス	12,900	1,275.00	16,447,500	貸付有価証券 2,100株
ヤマザワ	2,800	1,796.00	5,028,800	貸付有価証券 1,300株
やまや	2,800	1,684.00	4,715,200	
ベルーナ	29,400	1,167.00	34,309,800	
島根銀行	2,900	1,317.00	3,819,300	

じもとホールディングス	98,400	193.00	18,991,200	
めぶきフィナンシャルグループ	661,400	412.00	272,496,800	
東京ＴＹフィナンシャルグループ	19,800	2,721.00	53,875,800	
九州フィナンシャルグループ	225,000	687.00	154,575,000	
ゆうちょ銀行	388,400	1,415.00	549,586,000	
富山第一銀行	34,900	527.00	18,392,300	貸付有価証券 16,400株
コンコルディア・フィナンシャルグループ	889,000	539.20	479,348,800	
西日本フィナンシャルホールディングス	93,000	1,232.00	114,576,000	
新生銀行	1,306,000	181.00	236,386,000	
あおぞら銀行	868,000	430.00	373,240,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	10,394,100	693.10	7,204,150,710	
りそなホールディングス	1,604,700	557.70	894,941,190	
三井住友トラスト・ホールディングス	286,400	3,929.00	1,125,265,600	
三井住友フィナンシャルグループ	1,098,400	4,148.00	4,556,163,200	
第四銀行	168,000	503.00	84,504,000	貸付有価証券 4,000株
北越銀行	14,800	2,606.00	38,568,800	
千葉銀行	529,000	779.00	412,091,000	
群馬銀行	304,800	657.00	200,253,600	貸付有価証券 6,600株（5,400株）
武蔵野銀行	21,900	3,200.00	70,080,000	
千葉興業銀行	37,600	554.00	20,830,400	
筑波銀行	57,000	338.00	19,266,000	
七十七銀行	215,000	535.00	115,025,000	貸付有価証券 4,000株
青森銀行	106,000	392.00	41,552,000	
秋田銀行	88,000	331.00	29,128,000	
山形銀行	77,000	511.00	39,347,000	貸付有価証券 36,000株（8,000株）
岩手銀行	9,000	4,310.00	38,790,000	
東邦銀行	122,600	383.00	46,955,800	貸付有価証券 2,100株（100株）
東北銀行	70,000	152.00	10,640,000	
みちのく銀行	82,000	187.00	15,334,000	貸付有価証券

				23,000株(18,000株)
ふくおかフィナンシャルグループ	557,000	492.00	274,044,000	
静岡銀行	362,000	953.00	344,986,000	貸付有価証券 10,000株
十六銀行	184,000	337.00	62,008,000	貸付有価証券 2,000株(2,000株)
スルガ銀行	140,200	2,418.00	339,003,600	貸付有価証券 3,700株(1,100株)
八十二銀行	264,700	684.00	181,054,800	
山梨中央銀行	85,000	434.00	36,890,000	
大垣共立銀行	212,000	298.00	63,176,000	貸付有価証券 11,000株
福井銀行	117,000	272.00	31,824,000	
北國銀行	146,000	473.00	69,058,000	貸付有価証券 3,000株
清水銀行	4,700	3,370.00	15,839,000	
富山銀行	2,600	4,170.00	10,842,000	
滋賀銀行	129,000	580.00	74,820,000	貸付有価証券 41,000株(38,000株)
南都銀行	15,700	3,065.00	48,120,500	
百五銀行	123,000	455.00	55,965,000	
京都銀行	245,000	1,032.00	252,840,000	貸付有価証券 68,000株
紀陽銀行	51,600	1,820.00	93,912,000	
三重銀行	6,100	2,410.00	14,701,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	91,300	1,732.00	158,131,600	
広島銀行	405,000	455.00	184,275,000	貸付有価証券 10,000株
山陰合同銀行	81,300	905.00	73,576,500	貸付有価証券 400株
中国銀行	94,800	1,512.00	143,337,600	
鳥取銀行	4,400	1,712.00	7,532,800	
伊予銀行	195,600	867.00	169,585,200	貸付有価証券 4,700株
百十四銀行	146,000	374.00	54,604,000	貸付有価証券 5,000株
四国銀行	105,000	311.00	32,655,000	貸付有価証券 11,000株
阿波銀行	117,000	697.00	81,549,000	
大分銀行	79,000	422.00	33,338,000	貸付有価証券

				38,000 株
宮崎銀行	91,000	368.00	33,488,000	
佐賀銀行	83,000	261.00	21,663,000	
十八銀行	84,000	278.00	23,352,000	
沖縄銀行	13,300	4,525.00	60,182,500	貸付有価証券 900 株
琉球銀行	28,200	1,618.00	45,627,600	
セブン銀行	514,200	419.00	215,449,800	貸付有価証券 248,300 株
みずほフィナンシャルグループ	18,625,600	190.80	3,553,764,480	
高知銀行	50,000	124.00	6,200,000	
山口フィナンシャルグループ	128,000	1,270.00	162,560,000	貸付有価証券 45,000 株 (24,000 株)
長野銀行	4,500	1,972.00	8,874,000	貸付有価証券 2,100 株 (300 株)
名古屋銀行	11,100	4,105.00	45,565,500	貸付有価証券 5,200 株 (1,100 株)
北洋銀行	223,900	343.00	76,797,700	
愛知銀行	4,600	6,130.00	28,198,000	
第三銀行	7,800	1,707.00	13,314,600	
中京銀行	5,600	2,320.00	12,992,000	
大光銀行	47,000	232.00	10,904,000	
愛媛銀行	17,400	1,378.00	23,977,200	貸付有価証券 6,800 株 (5,600 株)
トマト銀行	5,300	1,531.00	8,114,300	
みなと銀行	12,400	2,040.00	25,296,000	
京葉銀行	112,000	479.00	53,648,000	貸付有価証券 6,000 株
関西アーバン銀行	19,100	1,351.00	25,804,100	
栃木銀行	75,700	426.00	32,248,200	貸付有価証券 800 株
北日本銀行	4,300	3,100.00	13,330,000	
東和銀行	257,000	116.00	29,812,000	
福島銀行	149,000	88.00	13,112,000	貸付有価証券 46,000 株
大東銀行	71,000	168.00	11,928,000	
トモニホールディングス	113,000	507.00	57,291,000	貸付有価証券 4,900 株 (1,200 株)
フィデアホールディングス	133,100	180.00	23,958,000	

池田泉州ホールディングス	145,500	426.00	61,983,000	
F P G	49,000	1,214.00	59,486,000	貸付有価証券 3,500株(3,500株)
S B Iホールディングス	155,000	1,564.00	242,420,000	貸付有価証券 61,700株(23,300株)
日本アジア投資	13,100	399.00	5,226,900	貸付有価証券 6,300株(300株)
ジャフコ	22,900	4,935.00	113,011,500	
大和証券グループ本社	1,247,000	616.90	769,274,300	
野村ホールディングス	2,804,200	641.80	1,799,735,560	
岡三証券グループ	117,000	653.00	76,401,000	貸付有価証券 2,000株
丸三証券	43,600	922.00	40,199,200	貸付有価証券 20,800株
東洋証券	49,000	249.00	12,201,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	157,400	650.00	102,310,000	貸付有価証券 4,400株
光世証券	33,000	156.00	5,148,000	貸付有価証券 15,000株
水戸証券	42,500	298.00	12,665,000	貸付有価証券 600株
いちよし証券	30,700	989.00	30,362,300	
松井証券	78,300	865.00	67,729,500	貸付有価証券 5,500株(1,900株)
だいこう証券ビジネス	6,600	662.00	4,369,200	
マネックスグループ	145,300	307.00	44,607,100	貸付有価証券 70,100株(47,500株)
カブドットコム証券	102,300	350.00	35,805,000	貸付有価証券 7,400株(2,300株)
極東証券	18,400	1,571.00	28,906,400	貸付有価証券 8,700株(3,400株)
岩井コスモホールディングス	13,000	1,272.00	16,536,000	
藍澤証券	25,600	728.00	18,636,800	
マネーパートナーズグループ	17,500	508.00	8,890,000	貸付有価証券 8,400株
小林洋行	3,900	277.00	1,080,300	貸付有価証券 300株
かんぽ生命保険	51,800	2,405.00	124,579,000	
S O M P Oホールディングス	286,800	4,325.00	1,240,410,000	
アニコムホールディングス	9,300	2,926.00	27,211,800	貸付有価証券 4,400株

MS & ADインシュアランスグループホール	384,000	3,776.00	1,449,984,000	
ソニーフィナンシャルホールディングス	131,400	1,844.00	242,301,600	貸付有価証券 2,000株
第一生命ホールディングス	827,200	1,862.00	1,540,246,400	
東京海上ホールディングス	552,400	4,497.00	2,484,142,800	
T & Dホールディングス	499,900	1,584.00	791,841,600	
アドバンスクリエイト	3,200	1,930.00	6,176,000	
全国保証	38,600	4,535.00	175,051,000	貸付有価証券 700株(700株)
クレディセゾン	104,000	2,072.00	215,488,000	
アクリーティブ	11,200	385.00	4,312,000	貸付有価証券 4,300株
芙蓉総合リース	15,700	6,700.00	105,190,000	
興銀リース	25,800	2,860.00	73,788,000	
東京センチュリー	27,600	4,745.00	130,962,000	貸付有価証券 100株
日本証券金融	60,400	561.00	33,884,400	貸付有価証券 7,200株
アイフル	230,000	401.00	92,230,000	貸付有価証券 111,000株(3,200株)
ポケットカード	10,300	1,063.00	10,948,900	貸付有価証券 4,800株
リコーリース	10,800	3,875.00	41,850,000	貸付有価証券 3,100株(900株)
イオンフィナンシャルサービス	87,600	2,348.00	205,684,800	貸付有価証券 41,800株(2,300株)
アコム	275,500	463.00	127,556,500	貸付有価証券 126,900株
ジャックス	76,000	548.00	41,648,000	
オリエントコーポレーション	296,600	180.00	53,388,000	貸付有価証券 141,400株
日立キャピタル	32,300	2,639.00	85,239,700	貸付有価証券 13,300株
アプラスフィナンシャル	65,800	105.00	6,909,000	貸付有価証券 31,400株
オリックス	971,400	1,786.50	1,735,406,100	
三菱UFJリース	347,900	562.00	195,519,800	
日本取引所グループ	426,500	1,937.00	826,130,500	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
イー・ギャランティ	4,100	3,075.00	12,607,500	貸付有価証券 1,400株
アサックス	2,400	1,668.00	4,003,200	

NECキャピタルソリューション	5,600	1,973.00	11,048,800	
いちご	130,400	344.00	44,857,600	貸付有価証券 61,200株
日本駐車場開発	165,400	165.00	27,291,000	貸付有価証券 26,200株(3,000株)
ヒューリック	286,100	1,095.00	313,279,500	貸付有価証券 52,100株
三栄建築設計	5,500	2,039.00	11,214,500	
野村不動産ホールディングス	91,100	2,257.00	205,612,700	
三重交通グループホールディングス	24,300	448.00	10,886,400	貸付有価証券 11,600株
サムティ	11,000	1,555.00	17,105,000	貸付有価証券 3,400株(3,000株)
ディア・ライフ	12,700	466.00	5,918,200	貸付有価証券 5,900株(400株)
エー・ディー・ワークス	250,800	43.00	10,784,400	貸付有価証券 117,300株
日本商業開発	7,700	1,667.00	12,835,900	貸付有価証券 3,600株
プレサンスコーポレーション	21,300	1,413.00	30,096,900	
ユニゾホールディングス	13,200	2,590.00	34,188,000	貸付有価証券 6,100株
THEグローバル社	6,400	904.00	5,785,600	貸付有価証券 3,000株
日本管理センター	9,000	1,394.00	12,546,000	貸付有価証券 1,300株
サンセイランディック	3,900	924.00	3,603,600	貸付有価証券 100株
エストラスト	2,400	738.00	1,771,200	貸付有価証券 100株
フージャースホールディングス	17,700	995.00	17,611,500	貸付有価証券 1,800株(1,800株)
オープンハウス	22,300	3,325.00	74,147,500	
東急不動産ホールディングス	331,800	656.00	217,660,800	
飯田グループホールディングス	114,300	1,867.00	213,398,100	貸付有価証券 700株
ムゲンエステート	8,400	1,088.00	9,139,200	貸付有価証券 400株
ファーストブラザーズ	1,900	1,867.00	3,547,300	
ハウズドゥ	2,200	1,616.00	3,555,200	貸付有価証券 1,000株(700株)
シーアールイー	2,200	1,508.00	3,317,600	貸付有価証券 300株

ケイアイスター不動産	3,700	1,875.00	6,937,500	
パーク24	75,900	2,726.00	206,903,400	貸付有価証券 27,400株(11,200 株)
パラカ	4,400	2,390.00	10,516,000	
三井不動産	727,300	2,397.00	1,743,338,100	
三菱地所	1,020,200	1,946.50	1,985,819,300	
平和不動産	25,900	1,798.00	46,568,200	
東京建物	149,800	1,421.00	212,865,800	
ダイビル	35,300	1,199.00	42,324,700	
京阪神ビルディング	22,700	691.00	15,685,700	
住友不動産	329,000	3,265.00	1,074,185,000	
大京	255,000	220.00	56,100,000	
テオーシー	53,200	1,032.00	54,902,400	貸付有価証券 1,400株
東京楽天地	2,200	5,860.00	12,892,000	
レオパレス21	170,500	795.00	135,547,500	
スターツコーポレーション	18,600	2,636.00	49,029,600	
フジ住宅	17,500	768.00	13,440,000	
空港施設	16,600	606.00	10,059,600	
明和地所	7,500	899.00	6,742,500	
ゴールドクレスト	12,400	2,652.00	32,884,800	
日本エスリード	5,300	2,025.00	10,732,500	
日神不動産	16,200	627.00	10,157,400	
日本エスコン	23,900	450.00	10,755,000	貸付有価証券 11,200株(4,700株)
タカラレーベン	58,900	511.00	30,097,900	貸付有価証券 6,700株(4,700株)
サンヨーハウジング名古屋	7,100	1,116.00	7,923,600	
イオンモール	88,300	2,067.00	182,516,100	貸付有価証券 7,400株
ファースト住建	5,100	1,627.00	8,297,700	
トーセイ	16,700	839.00	14,011,300	貸付有価証券 4,400株
穴吹興産	1,500	2,947.00	4,420,500	
エヌ・ティ・ティ都市開発	85,200	1,108.00	94,401,600	貸付有価証券 15,600株
サンフロンティア不動産	14,800	1,065.00	15,762,000	

エフ・ジェー・ネクスト	12,000	912.00	10,944,000	貸付有価証券 1,600株
インテリックス	4,200	847.00	3,557,400	
ランドビジネス	8,100	302.00	2,446,200	
グランディハウス	12,000	410.00	4,920,000	
日本空港ビルデング	43,700	4,150.00	181,355,000	貸付有価証券 20,400株
日本工営	9,700	3,065.00	29,730,500	
L I F U L L	35,900	825.00	29,617,500	貸付有価証券 17,300株
ジェイエイシーリクルー トメント	10,700	1,608.00	17,205,600	貸付有価証券 3,500株(100株)
日本M&Aセンター	41,900	4,925.00	206,357,500	貸付有価証券 11,100株
メンバーズ	3,600	656.00	2,361,600	貸付有価証券 1,400株
中広	1,400	780.00	1,092,000	
タケエイ	12,700	1,164.00	14,782,800	貸付有価証券 400株
トラスト・テック	5,900	2,920.00	17,228,000	
コシダカホールディング ス	7,000	3,130.00	21,910,000	貸付有価証券 3,200株
パソナグループ	10,800	1,155.00	12,474,000	貸付有価証券 5,100株(1,600株)
C D S	3,600	1,242.00	4,471,200	貸付有価証券 200株
リンクアンドモチベーシ ョン	24,400	746.00	18,202,400	貸付有価証券 11,600株
G C A	15,100	949.00	14,329,900	貸付有価証券 7,000株
エス・エム・エス	20,600	3,280.00	67,568,000	貸付有価証券 9,600株
パーソルホールディング ス	112,300	2,163.00	242,904,900	
リニカル	8,500	1,637.00	13,914,500	貸付有価証券 1,300株
クックパッド	41,600	793.00	32,988,800	貸付有価証券 19,500株(2,000株)
エスクリ	5,200	776.00	4,035,200	
アイ・ケイ・ケイ	7,800	845.00	6,591,000	貸付有価証券 100株(100株)
学情	6,000	1,252.00	7,512,000	貸付有価証券 2,800株(500株)
スタジオアリス	6,700	2,680.00	17,956,000	
シミックホールディング ス	7,300	1,550.00	11,315,000	貸付有価証券 100株

N J S	3,300	1,369.00	4,517,700	
総合警備保障	52,800	4,650.00	245,520,000	貸付有価証券 18,300株
カカクコム	102,100	1,370.00	139,877,000	貸付有価証券 47,100株
セントケア・ホールディング	1,900	1,920.00	3,648,000	
サイネックス	1,400	993.00	1,390,200	
ルネサンス	7,400	1,844.00	13,645,600	貸付有価証券 300株
ディップ	18,700	2,312.00	43,234,400	
オプトホールディング	9,300	1,326.00	12,331,800	貸付有価証券 4,300株(1,400株)
新日本科学	16,200	554.00	8,974,800	貸付有価証券 6,400株
ツクイ	34,400	743.00	25,559,200	
キャリアデザインセンター	3,000	1,539.00	4,617,000	
エムスリー	125,800	2,838.00	357,020,400	貸付有価証券 5,900株
ツカダ・グローバルホールディング	10,600	577.00	6,116,200	
プラス	700	1,071.00	749,700	
アウトソーシング	7,900	6,690.00	52,851,000	
ウェルネット	10,900	1,178.00	12,840,200	貸付有価証券 4,300株(700株)
ワールドホールディングス	4,400	3,280.00	14,432,000	貸付有価証券 2,000株
ディー・エヌ・エー	65,100	2,415.00	157,216,500	貸付有価証券 400株(100株)
博報堂D Yホールディングス	201,200	1,502.00	302,202,400	
ぐるなび	21,000	1,662.00	34,902,000	
エスアールジータカミヤ	15,700	596.00	9,357,200	貸付有価証券 3,800株
ジャパンベストレスキューシステム	16,500	410.00	6,765,000	貸付有価証券 4,000株
ファンコミュニケーションズ	36,900	1,070.00	39,483,000	
ライク	2,600	3,870.00	10,062,000	貸付有価証券 1,200株
ビジネス・ブレークスルー	6,200	374.00	2,318,800	
WDBホールディングス	5,200	2,641.00	13,733,200	貸付有価証券 1,300株(1,300株)
ティア	7,000	876.00	6,132,000	貸付有価証券

				3,300株(500株)
C D G	1,000	1,899.00	1,899,000	
バリューコマース	11,900	728.00	8,663,200	貸付有価証券 300株(300株)
インフォマート	67,200	742.00	49,862,400	貸付有価証券 2,200株
J Pホールディングス	41,700	296.00	12,343,200	貸付有価証券 19,700株(1,300株)
E P Sホールディングス	20,000	2,169.00	43,380,000	
レッグス	3,300	773.00	2,550,900	
プレステージ・インター ナショナル	27,500	1,241.00	34,127,500	貸付有価証券 1,900株
アミューズ	8,000	2,736.00	21,888,000	
ドリームインキュベータ	4,400	2,114.00	9,301,600	貸付有価証券 1,800株
クイック	7,400	1,527.00	11,299,800	
T A C	8,000	241.00	1,928,000	
ケネディクス	184,100	567.00	104,384,700	貸付有価証券 78,300株(7,900株)
電通	161,800	4,905.00	793,629,000	貸付有価証券 100株
テイクアンドギヴ・ニ ーズ	6,800	722.00	4,909,600	
ぴあ	4,400	4,000.00	17,600,000	貸付有価証券 100株
イオンファンタジー	4,300	3,350.00	14,405,000	貸付有価証券 1,400株
シーティーエス	15,500	755.00	11,702,500	貸付有価証券 400株(400株)
ネクシィーズグループ	5,200	1,954.00	10,160,800	貸付有価証券 2,300株(1,900株)
みらかホールディングス	37,100	4,995.00	185,314,500	
アルプス技研	5,800	3,365.00	19,517,000	
ダイオーズ	2,600	1,308.00	3,400,800	貸付有価証券 1,200株
日本空調サービス	13,900	694.00	9,646,600	貸付有価証券 400株
オリエンタルランド	156,900	8,144.00	1,277,793,600	貸付有価証券 4,200株(2,800株)
ダスキン	35,700	3,110.00	111,027,000	
明光ネットワークジャ パン	16,800	1,578.00	26,510,400	貸付有価証券 7,800株(3,600株)
ファルコホールディング ス	6,800	1,548.00	10,526,400	
秀英予備校	2,900	472.00	1,368,800	貸付有価証券

				1,200株(1,200株)
田谷	2,400	681.00	1,634,400	
ラウンドワン	45,300	1,241.00	56,217,300	
リゾートトラスト	56,200	2,143.00	120,436,600	貸付有価証券 1,300株
ビー・エム・エル	19,000	2,364.00	44,916,000	
ワタベウェディング	2,100	648.00	1,360,800	貸付有価証券 800株(500株)
りらいあコミュニケーションズ	24,000	1,158.00	27,792,000	貸付有価証券 3,100株(500株)
リソー教育	24,700	866.00	21,390,200	貸付有価証券 1,800株(300株)
早稲田アカデミー	1,900	1,694.00	3,218,600	貸付有価証券 400株
ユー・エス・エス	175,700	2,187.00	384,255,900	
東京個別指導学院	4,700	1,182.00	5,555,400	貸付有価証券 2,200株
サイバーエージェント	87,300	3,550.00	309,915,000	貸付有価証券 31,900株(18,600株)
楽天	680,500	1,321.50	899,280,750	
クリーク・アンド・リバー社	6,800	1,286.00	8,744,800	貸付有価証券 300株
テー・オー・ダブリュー	11,600	792.00	9,187,200	貸付有価証券 3,600株
セントラルスポーツ	4,900	4,230.00	20,727,000	貸付有価証券 2,300株
フルキャストホールディングス	11,600	1,826.00	21,181,600	貸付有価証券 3,500株
リソルホールディングス	14,000	373.00	5,222,000	
テクノプロ・ホールディングス	23,600	4,925.00	116,230,000	
アトラ	2,300	649.00	1,492,700	貸付有価証券 1,000株
インターワークス	3,000	1,053.00	3,159,000	
Keeper 技研	4,300	1,354.00	5,822,200	貸付有価証券 400株
ファーストロジック	1,000	2,426.00	2,426,000	貸付有価証券 400株(300株)
三機サービス	1,400	1,309.00	1,832,600	貸付有価証券 200株
デザインワン・ジャパン	2,600	1,288.00	3,348,800	貸付有価証券 1,200株(700株)
イー・ガーディアン	6,700	2,307.00	15,456,900	貸付有価証券 900株
リブセンス	8,500	651.00	5,533,500	貸付有価証券

				3,200株(2,400株)
ジャパンマテリアル	10,600	2,475.00	26,235,000	貸付有価証券 5,100株
ベクトル	11,800	1,468.00	17,322,400	
ウチヤマホールディングス	6,500	466.00	3,029,000	
ライクキッズネクスト	1,400	1,644.00	2,301,600	
キャリアリンク	3,300	585.00	1,930,500	貸付有価証券 1,500株
I B J	9,700	751.00	7,284,700	貸付有価証券 4,600株
アサンテ	5,300	1,991.00	10,552,300	
N・フィールド	7,400	1,345.00	9,953,000	貸付有価証券 3,200株(100株)
バリューHR	1,500	3,125.00	4,687,500	
M&Aキャピタルパートナーズ	2,600	5,290.00	13,754,000	貸付有価証券 1,200株(100株)
ライドオン・エクスプレス	3,600	996.00	3,585,600	貸付有価証券 1,300株
E R Iホールディングス	3,700	869.00	3,215,300	貸付有価証券 900株
アビスト	1,900	4,825.00	9,167,500	貸付有価証券 600株(600株)
ウィルグループ	6,200	1,120.00	6,944,000	貸付有価証券 400株(100株)
エスクロー・エージェント・ジャパン	3,200	3,400.00	10,880,000	
日本ビューホテル	2,900	1,384.00	4,013,600	貸付有価証券 900株(400株)
リクルートホールディングス	951,400	2,150.00	2,045,510,000	
エラン	1,600	2,380.00	3,808,000	
土木管理総合試験所	1,900	1,621.00	3,079,900	貸付有価証券 900株(800株)
日本郵政	378,800	1,368.00	518,198,400	
ベルシステム24ホールディングス	22,100	1,203.00	26,586,300	貸付有価証券 9,600株
一蔵	1,400	1,108.00	1,551,200	
L I T A L I C O	1,700	1,579.00	2,684,300	貸付有価証券 800株(400株)
エポラブルアジア	2,700	2,668.00	7,203,600	貸付有価証券 1,300株(600株)
ストライク	1,300	4,495.00	5,843,500	貸付有価証券 600株(600株)
ソラスト	9,200	1,771.00	16,293,200	貸付有価証券 1,200株(1,200株)

リログループ	72,600	2,302.00	167,125,200	貸付有価証券 29,200株(2,100株)
東祥	4,100	5,240.00	21,484,000	貸付有価証券 400株
エイチ・アイ・エス	20,700	3,625.00	75,037,500	貸付有価証券 9,700株(1,800株)
ラックランド	2,500	2,068.00	5,170,000	
共立メンテナンス	23,600	3,055.00	72,098,000	貸付有価証券 1,900株(1,900株)
イチネンホールディングス	14,900	1,423.00	21,202,700	
建設技術研究所	9,200	1,011.00	9,301,200	
スペース	7,800	1,498.00	11,684,400	
燦ホールディングス	2,900	2,396.00	6,948,400	
スバル興業	1,000	6,050.00	6,050,000	
東京テアトル	55,000	148.00	8,140,000	
タナベ経営	2,800	1,398.00	3,914,400	
ナガワ	2,600	3,990.00	10,374,000	
よみうりランド	29,000	485.00	14,065,000	
東京都競馬	9,900	3,240.00	32,076,000	
常磐興産	5,300	1,831.00	9,704,300	貸付有価証券 2,500株
カナモト	20,200	3,830.00	77,366,000	
東京ドーム	57,900	1,049.00	60,737,100	
西尾レントオール	11,700	3,690.00	43,173,000	
トランス・コスモス	16,800	2,437.00	40,941,600	
乃村工藝社	31,000	2,346.00	72,726,000	
藤田観光	5,300	3,580.00	18,974,000	貸付有価証券 1,900株
KNT-CTホールディングス	83,000	216.00	17,928,000	
日本管財	12,400	1,939.00	24,043,600	
トーカイ	6,400	4,870.00	31,168,000	
白洋舎	1,500	3,445.00	5,167,500	
セコム	151,000	8,100.00	1,223,100,000	
セントラル警備保障	6,400	2,033.00	13,011,200	貸付有価証券 3,000株
丹青社	25,100	1,154.00	28,965,400	貸付有価証券 8,000株(8,000株)
メイテック	16,800	5,050.00	84,840,000	
アサツー ディ・ケイ	25,200	2,887.00	72,752,400	

	応用地質	15,000	1,496.00	22,440,000	貸付有価証券 200株
	船井総研ホールディングス	18,400	3,130.00	57,592,000	貸付有価証券 100株
	進学会	6,100	544.00	3,318,400	
	オオバ	11,200	487.00	5,454,400	
	いであ	2,700	1,022.00	2,759,400	
	学究社	3,800	1,589.00	6,038,200	貸付有価証券 600株(600株)
	ベネッセホールディングス	48,600	4,240.00	206,064,000	
	イオンディライト	16,400	3,865.00	63,386,000	
	ナック	8,900	968.00	8,615,200	貸付有価証券 3,300株
	ニチイ学館	25,200	1,147.00	28,904,400	貸付有価証券 12,000株(5,400株)
	ダイセキ	25,300	2,603.00	65,855,900	
	ステップ	4,900	1,460.00	7,154,000	
	小計 銘柄数：2,007 組入時価比率：98.4%			326,221,648,662 100.0%	
	合計			326,221,648,662	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2)備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2)株式以外の有価証券(平成29年8月17日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成29年8月17日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	5,464,455,000	-	5,405,225,000	59,392,810
合計	5,464,455,000	-	5,405,225,000	59,392,810

(注)時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(平成 29 年 8 月 17 日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	34,194,059
国債証券	15,844,445,970
未収利息	36,058,232
前払費用	5,083,652
流動資産合計	15,919,781,913
資産合計	15,919,781,913
負債の部	
流動負債	
未払解約金	15,119,687
未払利息	44
流動負債合計	15,119,731
負債合計	15,119,731
純資産の部	
元本等	
元本	11,881,687,043
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 ()	4,022,975,139
元本等合計	15,904,662,182
純資産合計	15,904,662,182
負債純資産合計	15,919,781,913

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

平成 29 年 8 月 17 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.3386 円
(10,000 口当たり純資産額)	(13,386 円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

	自 平成 29 年 2 月 18 日 至 平成 29 年 8 月 17 日
1. 金融商品に対する取組方針	

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 8 月 17 日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法
国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成 29 年 8 月 17 日現在

期首	平成 29 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	11,050,150,140 円
同期中における追加設定元本額	6,416,630,360 円
同期中における一部解約元本額	5,585,093,457 円
期末元本額	11,881,687,043 円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト 3 0	538,503,322 円
バランスセレクト 5 0	618,235,635 円
バランスセレクト 7 0	248,894,172 円
ネクストコア	417,942,006 円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	3,444,606,787 円
バランスセレクト 3 0(確定拠出年金向け)	22,556,657 円
バランスセレクト 5 0(確定拠出年金向け)	48,857,625 円
バランスセレクト 7 0(確定拠出年金向け)	18,530,018 円
野村日本国債インデックスファンド(確定拠出年金向け)	4,366,897,049 円
国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け)	114,488,632 円
野村DC運用戦略ファンド	1,932,827,049 円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	109,348,091 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(平成 29 年 8 月 17 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成 29 年 8 月 17 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付(2年)第369回	100,000,000	100,253,000	
		国庫債券 利付(2年)第370回	100,000,000	100,272,000	
		国庫債券 利付(2年)第371回	80,000,000	80,232,000	
		国庫債券 利付(2年)第372回	120,000,000	120,370,800	
		国庫債券 利付(2年)第373回	130,000,000	130,425,100	
		国庫債券 利付(2年)第374回	220,000,000	220,756,800	
		国庫債券 利付(2年)第375回	70,000,000	70,259,700	
		国庫債券 利付(2年)第376回	90,000,000	90,351,000	
		国庫債券 利付(2年)第377回	80,000,000	80,327,200	
		国庫債券 利付(2年)第378回	20,000,000	20,085,600	
		国庫債券 利付(5年)第116回	150,000,000	150,639,000	
		国庫債券 利付(5年)第117回	180,000,000	180,909,000	
		国庫債券 利付(5年)第118回	110,000,000	110,655,600	
		国庫債券 利付(5年)第120回	110,000,000	110,722,700	
		国庫債券 利付(5年)第121回	100,000,000	100,448,000	
		国庫債券 利付(5年)第122回	200,000,000	200,980,000	
		国庫債券 利付(5年)第123回	260,000,000	261,375,400	
		国庫債券 利付(5年)第124回	220,000,000	221,278,200	
		国庫債券 利付(5年)第125回	180,000,000	181,139,400	
		国庫債券 利付(5年)第126回	160,000,000	161,096,000	
		国庫債券 利付(5年)第127回	200,000,000	201,436,000	
		国庫債券 利付(5年)第128回	230,000,000	231,722,700	
		国庫債券 利付(5年)第129回	170,000,000	171,358,300	
		国庫債券 利付(5年)第130回	240,000,000	241,982,400	
		国庫債券 利付(5年)第131回	150,000,000	151,309,500	
		国庫債券 利付(5年)第132回	110,000,000	110,986,700	
		国庫債券 利付(40年)第1回	10,000,000	14,121,700	
		国庫債券 利付(40年)第2回	30,000,000	40,845,300	
		国庫債券 利付(40年)第3回	20,000,000	27,271,200	
		国庫債券 利付(40年)第4回	35,000,000	47,842,550	
国庫債券 利付(40年)第5回	40,000,000	52,362,800			
国庫債券 利付(40年)第6回	50,000,000	63,991,500			

国庫債券 利付(40年)第7回	30,000,000	36,504,000
国庫債券 利付(40年)第8回	40,000,000	44,860,000
国庫債券 利付(40年)第9回	30,000,000	23,987,400
国庫債券 利付(40年)第10回	30,000,000	28,581,900
国庫債券 利付(10年)第296回	65,000,000	66,140,750
国庫債券 利付(10年)第297回	40,000,000	40,813,200
国庫債券 利付(10年)第298回	20,000,000	20,380,000
国庫債券 利付(10年)第299回	45,000,000	46,013,850
国庫債券 利付(10年)第300回	35,000,000	35,899,150
国庫債券 利付(10年)第301回	45,000,000	46,341,000
国庫債券 利付(10年)第302回	40,000,000	41,118,800
国庫債券 利付(10年)第303回	45,000,000	46,422,900
国庫債券 利付(10年)第304回	30,000,000	30,885,900
国庫債券 利付(10年)第305回	110,000,000	113,637,700
国庫債券 利付(10年)第306回	45,000,000	46,756,350
国庫債券 利付(10年)第307回	30,000,000	31,093,500
国庫債券 利付(10年)第308回	30,000,000	31,191,900
国庫債券 利付(10年)第309回	130,000,000	134,426,500
国庫債券 利付(10年)第310回	30,000,000	31,020,000
国庫債券 利付(10年)第311回	130,000,000	133,616,600
国庫債券 利付(10年)第312回	70,000,000	73,041,500
国庫債券 利付(10年)第314回	30,000,000	31,287,000
国庫債券 利付(10年)第315回	70,000,000	73,484,600
国庫債券 利付(10年)第316回	10,000,000	10,459,300
国庫債券 利付(10年)第317回	30,000,000	31,469,100
国庫債券 利付(10年)第318回	80,000,000	83,589,600

	回			
	国庫債券 利付(10年)第319回	70,000,000	73,621,800	
	国庫債券 利付(10年)第320回	90,000,000	94,265,100	
	国庫債券 利付(10年)第321回	40,000,000	41,994,400	
	国庫債券 利付(10年)第322回	130,000,000	135,885,100	
	国庫債券 利付(10年)第323回	120,000,000	125,701,200	
	国庫債券 利付(10年)第324回	70,000,000	72,986,900	
	国庫債券 利付(10年)第325回	130,000,000	135,801,900	
	国庫債券 利付(10年)第326回	60,000,000	62,488,800	
	国庫債券 利付(10年)第327回	80,000,000	83,746,400	
	国庫債券 利付(10年)第328回	110,000,000	114,126,100	
	国庫債券 利付(10年)第329回	130,000,000	136,580,600	
	国庫債券 利付(10年)第330回	110,000,000	115,738,700	
	国庫債券 利付(10年)第331回	120,000,000	124,796,400	
	国庫債券 利付(10年)第332回	200,000,000	208,322,000	
	国庫債券 利付(10年)第333回	190,000,000	198,215,600	
	国庫債券 利付(10年)第334回	180,000,000	188,017,200	
	国庫債券 利付(10年)第335回	140,000,000	145,420,800	
	国庫債券 利付(10年)第336回	130,000,000	135,161,000	
	国庫債券 利付(10年)第337回	30,000,000	30,738,600	
	国庫債券 利付(10年)第338回	140,000,000	144,572,400	
	国庫債券 利付(10年)第339回	190,000,000	196,256,700	
	国庫債券 利付(10年)第340回	125,000,000	129,197,500	
	国庫債券 利付(10年)第341回	150,000,000	153,813,000	
	国庫債券 利付(10年)第342回	190,000,000	191,546,600	

国庫債券 利付(10年)第343回	140,000,000	141,111,600
国庫債券 利付(10年)第344回	190,000,000	191,377,500
国庫債券 利付(10年)第345回	160,000,000	161,116,800
国庫債券 利付(10年)第346回	180,000,000	181,202,400
国庫債券 利付(10年)第347回	130,000,000	130,763,100
国庫債券 利付(30年)第3回	40,000,000	50,723,200
国庫債券 利付(30年)第5回	10,000,000	12,675,400
国庫債券 利付(30年)第6回	10,000,000	13,002,900
国庫債券 利付(30年)第7回	15,000,000	19,372,950
国庫債券 利付(30年)第8回	20,000,000	24,447,400
国庫債券 利付(30年)第10回	60,000,000	67,043,400
国庫債券 利付(30年)第11回	10,000,000	12,088,300
国庫債券 利付(30年)第12回	10,000,000	12,722,500
国庫債券 利付(30年)第13回	10,000,000	12,578,100
国庫債券 利付(30年)第14回	30,000,000	39,667,200
国庫債券 利付(30年)第15回	10,000,000	13,417,100
国庫債券 利付(30年)第16回	10,000,000	13,433,000
国庫債券 利付(30年)第17回	10,000,000	13,295,400
国庫債券 利付(30年)第18回	20,000,000	26,262,400
国庫債券 利付(30年)第19回	10,000,000	13,162,100
国庫債券 利付(30年)第20回	10,000,000	13,518,300
国庫債券 利付(30年)第21回	10,000,000	13,188,700
国庫債券 利付(30年)第22回	20,000,000	27,075,600
国庫債券 利付(30年)第23回	40,000,000	54,234,400
国庫債券 利付(30年)第24回	10,000,000	13,578,600
国庫債券 利付(30年)第25回	20,000,000	26,462,400
国庫債券 利付(30年)第26回	20,000,000	26,848,000
国庫債券 利付(30年)第27回	20,000,000	27,250,000
国庫債券 利付(30年)第28回	30,000,000	41,003,700
国庫債券 利付(30年)第29回	20,000,000	27,015,400
国庫債券 利付(30年)第30回	50,000,000	66,749,000
国庫債券 利付(30年)第31回	30,000,000	39,552,000
国庫債券 利付(30年)第32回	40,000,000	53,681,200

国庫債券	利付(30年)第33回	70,000,000	89,686,800
国庫債券	利付(30年)第34回	40,000,000	53,055,200
国庫債券	利付(30年)第35回	82,000,000	105,379,840
国庫債券	利付(30年)第36回	70,000,000	90,122,200
国庫債券	利付(30年)第37回	60,000,000	75,928,800
国庫債券	利付(30年)第38回	50,000,000	62,201,500
国庫債券	利付(30年)第39回	100,000,000	126,804,000
国庫債券	利付(30年)第40回	30,000,000	37,360,500
国庫債券	利付(30年)第41回	60,000,000	73,339,800
国庫債券	利付(30年)第42回	60,000,000	73,362,600
国庫債券	利付(30年)第43回	50,000,000	61,155,500
国庫債券	利付(30年)第44回	50,000,000	61,174,000
国庫債券	利付(30年)第45回	40,000,000	46,964,000
国庫債券	利付(30年)第46回	60,000,000	70,443,600
国庫債券	利付(30年)第47回	60,000,000	71,907,600
国庫債券	利付(30年)第48回	70,000,000	80,367,700
国庫債券	利付(30年)第49回	50,000,000	57,392,500
国庫債券	利付(30年)第50回	60,000,000	59,652,600
国庫債券	利付(30年)第51回	30,000,000	25,938,900
国庫債券	利付(30年)第52回	40,000,000	36,522,400
国庫債券	利付(30年)第54回	90,000,000	88,936,200
国庫債券	利付(20年)第41回	30,000,000	30,768,300
国庫債券	利付(20年)第42回	10,000,000	10,430,000
国庫債券	利付(20年)第43回	10,000,000	10,628,100
国庫債券	利付(20年)第44回	10,000,000	10,672,000
国庫債券	利付(20年)第45回	10,000,000	10,646,100
国庫債券	利付(20年)第46回	5,000,000	5,327,000
国庫債券	利付(20年)第47回	15,000,000	16,065,000
国庫債券	利付(20年)第48回	30,000,000	32,609,400
国庫債券	利付(20年)第49回	40,000,000	43,156,800
国庫債券	利付(20年)第52回	25,000,000	27,239,000
国庫債券	利付(20年)第53回	10,000,000	10,949,900
国庫債券	利付(20年)第54回	10,000,000	10,993,400
国庫債券	利付(20年)第55回	10,000,000	10,961,300
国庫債券	利付(20年)第56回	10,000,000	11,013,900

国庫債券	利付(20年)第57回	10,000,000	10,965,300
国庫債券	利付(20年)第58回	10,000,000	11,010,300
国庫債券	利付(20年)第59回	30,000,000	32,850,300
国庫債券	利付(20年)第60回	10,000,000	10,789,500
国庫債券	利付(20年)第61回	10,000,000	10,599,100
国庫債券	利付(20年)第62回	10,000,000	10,506,200
国庫債券	利付(20年)第63回	10,000,000	11,091,400
国庫債券	利付(20年)第64回	10,000,000	11,196,400
国庫債券	利付(20年)第65回	10,000,000	11,242,100
国庫債券	利付(20年)第66回	20,000,000	22,357,000
国庫債券	利付(20年)第67回	10,000,000	11,286,900
国庫債券	利付(20年)第68回	10,000,000	11,484,900
国庫債券	利付(20年)第69回	30,000,000	34,256,700
国庫債券	利付(20年)第70回	40,000,000	46,700,400
国庫債券	利付(20年)第71回	10,000,000	11,538,000
国庫債券	利付(20年)第72回	20,000,000	23,047,800
国庫債券	利付(20年)第73回	10,000,000	11,500,000
国庫債券	利付(20年)第74回	10,000,000	11,573,500
国庫債券	利付(20年)第75回	40,000,000	46,488,800
国庫債券	利付(20年)第76回	17,000,000	19,499,340
国庫債券	利付(20年)第77回	15,000,000	17,319,300
国庫債券	利付(20年)第78回	10,000,000	11,510,200
国庫債券	利付(20年)第79回	10,000,000	11,588,700
国庫債券	利付(20年)第80回	10,000,000	11,667,100
国庫債券	利付(20年)第81回	10,000,000	11,630,500
国庫債券	利付(20年)第82回	15,000,000	17,567,100
国庫債券	利付(20年)第83回	15,000,000	17,639,100
国庫債券	利付(20年)第84回	50,000,000	58,380,000
国庫債券	利付(20年)第85回	13,000,000	15,341,690
国庫債券	利付(20年)第86回	10,000,000	11,972,900
国庫債券	利付(20年)第88回	20,000,000	24,051,200
国庫債券	利付(20年)第90回	20,000,000	23,952,600
国庫債券	利付(20年)第91回	10,000,000	12,066,900
国庫債券	利付(20年)第92回	30,000,000	35,795,100
国庫債券	利付(20年)第93回	20,000,000	23,774,200

国庫債券 利付(20年)第94回	20,000,000	23,965,400
国庫債券 利付(20年)第95回	10,000,000	12,212,900
国庫債券 利付(20年)第96回	15,000,000	18,025,500
国庫債券 利付(20年)第97回	50,000,000	60,783,500
国庫債券 利付(20年)第99回	130,000,000	157,229,800
国庫債券 利付(20年)第100回	20,000,000	24,473,000
国庫債券 利付(20年)第101回	20,000,000	24,893,000
国庫債券 利付(20年)第102回	20,000,000	24,982,000
国庫債券 利付(20年)第103回	25,000,000	30,959,000
国庫債券 利付(20年)第104回	10,000,000	12,168,800
国庫債券 利付(20年)第105回	70,000,000	85,438,500
国庫債券 利付(20年)第106回	10,000,000	12,315,200
国庫債券 利付(20年)第107回	20,000,000	24,481,800
国庫債券 利付(20年)第108回	50,000,000	60,084,000
国庫債券 利付(20年)第109回	10,000,000	12,046,400
国庫債券 利付(20年)第110回	20,000,000	24,550,000
国庫債券 利付(20年)第111回	10,000,000	12,426,200
国庫債券 利付(20年)第112回	35,000,000	43,083,250
国庫債券 利付(20年)第113回	40,000,000	49,373,200
国庫債券 利付(20年)第114回	30,000,000	37,127,700
国庫債券 利付(20年)第115回	10,000,000	12,497,100
国庫債券 利付(20年)第116回	10,000,000	12,530,700
国庫債券 利付(20年)第117回	60,000,000	74,443,800
国庫債券 利付(20年)第118回	40,000,000	49,252,800
国庫債券 利付(20年)第119回	50,000,000	60,309,000
国庫債券 利付(20年)第120回	50,000,000	59,014,500

国庫債券 利付(20年)第121回	40,000,000	48,855,600
国庫債券 利付(20年)第122回	20,000,000	24,172,000
国庫債券 利付(20年)第123回	10,000,000	12,499,600
国庫債券 利付(20年)第124回	20,000,000	24,738,800
国庫債券 利付(20年)第125回	100,000,000	126,605,000
国庫債券 利付(20年)第126回	30,000,000	37,162,800
国庫債券 利付(20年)第127回	20,000,000	24,510,600
国庫債券 利付(20年)第128回	70,000,000	85,956,500
国庫債券 利付(20年)第129回	20,000,000	24,290,000
国庫債券 利付(20年)第130回	70,000,000	85,106,700
国庫債券 利付(20年)第131回	35,000,000	42,075,250
国庫債券 利付(20年)第132回	30,000,000	36,093,300
国庫債券 利付(20年)第133回	40,000,000	48,679,200
国庫債券 利付(20年)第134回	30,000,000	36,540,300
国庫債券 利付(20年)第135回	15,000,000	18,059,100
国庫債券 利付(20年)第136回	50,000,000	59,494,000
国庫債券 利付(20年)第137回	10,000,000	12,056,200
国庫債券 利付(20年)第139回	10,000,000	11,904,900
国庫債券 利付(20年)第140回	40,000,000	48,254,400
国庫債券 利付(20年)第141回	70,000,000	84,487,900
国庫債券 利付(20年)第142回	20,000,000	24,433,000
国庫債券 利付(20年)第143回	40,000,000	47,703,200
国庫債券 利付(20年)第144回	70,000,000	82,439,700
国庫債券 利付(20年)第145回	70,000,000	84,618,100

		国庫債券 利付(20年)第146回	60,000,000	72,553,200	
		国庫債券 利付(20年)第147回	90,000,000	107,461,800	
		国庫債券 利付(20年)第148回	60,000,000	70,700,400	
		国庫債券 利付(20年)第149回	70,000,000	82,532,100	
		国庫債券 利付(20年)第150回	50,000,000	58,134,000	
		国庫債券 利付(20年)第151回	100,000,000	112,966,000	
		国庫債券 利付(20年)第152回	50,000,000	56,430,000	
		国庫債券 利付(20年)第153回	110,000,000	125,952,200	
		国庫債券 利付(20年)第154回	120,000,000	135,274,800	
		国庫債券 利付(20年)第155回	120,000,000	130,954,800	
		国庫債券 利付(20年)第156回	80,000,000	78,640,000	
		国庫債券 利付(20年)第157回	40,000,000	37,772,000	
		国庫債券 利付(20年)第158回	60,000,000	59,739,600	
		国庫債券 利付(20年)第159回	70,000,000	70,796,600	
		国庫債券 利付(20年)第160回	70,000,000	71,919,400	
		国庫債券 利付(20年)第161回	60,000,000	60,374,400	
	小計	銘柄数：251 組入時価比率：99.6%	14,582,000,000	15,844,445,970 100.0%	
	合計			15,844,445,970	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式MSCI - KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(平成29年8月17日現在)

資産の部

流動資産

預金	5,165,354,113
コール・ローン	658,597,712
株式	389,207,550,055
投資信託受益証券	24,635,600
投資証券	10,381,849,120
派生商品評価勘定	39,300,756
未収入金	59,223
未収配当金	725,456,187
差入委託証拠金	1,124,577,478
流動資産合計	407,327,380,244
資産合計	407,327,380,244
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	15,512,963
未払解約金	334,948,498
未払利息	857
その他未払費用	1,313,700
流動負債合計	351,776,018
負債合計	351,776,018
純資産の部	
元本等	
元本	169,012,576,264
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	237,963,027,962
元本等合計	406,975,604,226
純資産合計	406,975,604,226
負債純資産合計	407,327,380,244

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>(株式、投資証券) 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(投資信託受益証券) 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(貸借対照表に関する注記)

平成 29 年 8 月 17 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2.4080 円
(10,000 口当たり純資産額)	(24,080 円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成 29 年 2 月 18 日 至 平成 29 年 8 月 17 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p> 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p> 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p> 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 8 月 17 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及びび差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成 29 年 8 月 17 日現在		平成 29 年 2 月 18 日
期首		155,998,823,554 円
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		24,339,686,086 円
同期中における追加設定元本額		11,325,933,376 円
同期中における一部解約元本額		169,012,576,264 円
期末元本額		
期末元本額の内訳*		
バランスセレクト 3 0		54,247,589 円
バランスセレクト 5 0		171,972,214 円
バランスセレクト 7 0		171,488,866 円
野村外国株式インデックスファンド		565,911,329 円
野村世界 6 資産分散投信(安定コース)		2,642,356,382 円
野村世界 6 資産分散投信(分配コース)		7,520,288,007 円
野村世界 6 資産分散投信(成長コース)		4,796,401,056 円
野村資産設計ファンド 2 0 1 5		24,317,547 円
野村資産設計ファンド 2 0 2 0		28,193,831 円
野村資産設計ファンド 2 0 2 5		39,196,419 円
野村資産設計ファンド 2 0 3 0		39,100,309 円
野村資産設計ファンド 2 0 3 5		29,478,333 円
野村資産設計ファンド 2 0 4 0		84,138,535 円
野村外国株インデックス(野村投資一任口座向け)		27,465,599,625 円
のむらっぴ・ファンド(保守型)		969,190,289 円
のむらっぴ・ファンド(普通型)		5,394,077,754 円
のむらっぴ・ファンド(積極型)		4,050,785,538 円
野村資産設計ファンド 2 0 4 5		9,486,469 円
野村インデックスファンド・外国株式		3,096,366,322 円
マイ・ロード		1,490,444,452 円
ネクストコア		123,982,508 円
野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス		87,152,055 円
野村外国株インデックス B コース(野村 S M A ・ E W 向け)		681,722,809 円
野村世界 6 資産分散投信(配分変更コース)		1,004,878,626 円
野村資産設計ファンド 2 0 5 0		11,564,186 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 2 6 - 2 0 2 8 年目標型		4,264,064 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 2 9 - 2 0 3 1 年目標型		1,036,952 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 3 2 - 2 0 3 4 年目標型		718,392 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 3 5 - 2 0 3 7 年目標型		467,312 円
のむらっぴ・ファンド(やや保守型)		148,663,736 円
のむらっぴ・ファンド(やや積極型)		127,881,070 円
インデックス・ブレンド(タイプ)		580,859 円
インデックス・ブレンド(タイプ)		430,108 円
インデックス・ブレンド(タイプ)		2,706,329 円
インデックス・ブレンド(タイプ)		748,966 円
インデックス・ブレンド(タイプ)		774,383 円

ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式	125,160,720円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	390,552,095円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	355,518,912円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	3,585,026,425円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	2,987,182,603円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	2,653,114円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	15,554,286円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	6,110,907円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	94,913,884円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	1,051,238,362円
野村外国株式インデックスファンド(適格機関投資家専用)	446,009,191円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	177,076,298円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	50,968,000円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	219,145,865円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	3,916,280,893円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	479,368,566円
野村MSCI-KOKUSAIインデックスファンド(適格機関投資家専用)	847,151,050円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式(適格機関投資家専用)	351,974,411円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSAIインデックスファンド(適格機関投資家専用)	2,795,385,877円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	2,272,912円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	13,515,405円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	12,866,949円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI(確定拠出年金向け)	58,286,730,236円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	1,314,646,612円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	5,395,186,995円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	6,071,254,027円
マイバランスDC30	865,741,123円
マイバランスDC50	1,463,869,212円
マイバランスDC70	1,130,155,124円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI	15,036,078,577円
野村DC運用戦略ファンド	572,086,363円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	13,994,753円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	84,297,841円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	4,395,000円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	7,600,455円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成29年8月17日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES, A GE CO, LLC	43,800	33.83	1,481,754.00	
		CORE LABORATORIES N.V.	4,300	89.46	384,678.00	
		HALLIBURTON CO	92,700	39.32	3,644,964.00	
		HELMERICH & PAYNE	10,600	43.77	463,962.00	
		NATIONAL OILWELL VARCO INC	41,200	29.94	1,233,528.00	

SCHLUMBERGER LTD	148,200	63.71	9,441,822.00
TECHNIPFMC PLC	48,300	25.89	1,250,487.00
WEATHERFORD INTERNATIONAL PLC	85,000	3.91	332,350.00
ANADARKO PETE	60,000	42.53	2,551,800.00
ANDEAVOR	16,400	93.37	1,531,268.00
ANTERO RESOURCES CORP	21,800	18.84	410,712.00
APACHE CORPORATION	41,000	40.63	1,665,830.00
CABOT OIL & GAS CORP	49,000	24.54	1,202,460.00
CHENIERE ENERGY INC	22,200	42.04	933,288.00
CHEVRON CORP	200,800	106.84	21,453,472.00
CIMAREX ENERGY CO	9,700	96.56	936,632.00
CONCHO RESOURCES INC	15,000	110.55	1,658,250.00
CONOCOPHILLIPS	131,700	43.69	5,753,973.00
CONTINENTAL RESOURCES INC/OK	9,400	32.68	307,192.00
DEVON ENERGY CORP	53,900	30.66	1,652,574.00
DIAMONDBACK ENERGY INC	9,400	88.06	827,764.00
EOG RESOURCES INC	61,500	84.98	5,226,270.00
EQT CORP	17,900	60.76	1,087,604.00
EXXON MOBIL CORP	439,600	77.47	34,055,812.00
HESS CORP	29,300	39.29	1,151,197.00
HOLLYFRONTIER CORP	16,600	27.82	461,812.00
KINDER MORGAN INC	214,600	18.71	4,015,166.00
MARATHON OIL CORP	93,000	11.19	1,040,670.00
MARATHON PETROLEUM CORP	56,600	51.06	2,889,996.00
MURPHY OIL CORP	16,700	24.64	411,488.00
NEWFIELD EXPLORATION CO	18,800	25.19	473,572.00
NOBLE ENERGY INC	47,300	23.76	1,123,848.00
OCCIDENTAL PETE CORP	81,500	59.70	4,865,550.00
ONEOK INC	40,900	50.61	2,069,949.00
PARSLEY ENERGY INC-CLASS A	21,700	24.56	532,952.00
PHILLIPS 66	47,000	83.03	3,902,410.00
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	18,300	131.63	2,408,829.00
PLAINS GP HOLDINGS LP-CL A	14,000	20.35	284,900.00
RANGE RESOURCES CORP	24,500	17.53	429,485.00
TARGA RESOURCES CORP	22,200	42.87	951,714.00

VALERO ENERGY CORP	48,300	65.99	3,187,317.00
WILLIAMS COS	88,600	29.62	2,624,332.00
AIR PRODUCTS	23,300	148.08	3,450,264.00
ALBEMARLE CORP	12,200	113.42	1,383,724.00
AXALTA COATING SYSTEMS LTD	21,200	29.40	623,280.00
CELANESE CORP-SERIES A	14,400	98.16	1,413,504.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	22,900	30.21	691,809.00
DOW CHEM CO	129,100	63.94	8,254,654.00
DU PONT E I DE NEMOURS	92,000	82.01	7,544,920.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	16,000	85.27	1,364,320.00
ECOLAB INC	28,100	132.41	3,720,721.00
FMC CORP	13,200	84.74	1,118,568.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	8,700	138.54	1,205,298.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	36,700	87.66	3,217,122.00
MONSANTO CO	46,800	117.70	5,508,360.00
MOSAIC CO/THE	34,800	20.57	715,836.00
PPG INDUSTRIES	27,600	103.74	2,863,224.00
PRAXAIR INC	30,500	133.59	4,074,495.00
SHERWIN-WILLIAMS	9,000	333.43	3,000,870.00
WR GRACE & CO	6,700	67.87	454,729.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	6,430	205.11	1,318,857.30
VULCAN MATERIALS CO	13,500	116.09	1,567,215.00
AVERY DENNISON CORP	8,700	94.65	823,455.00
BALL CORP	33,800	40.82	1,379,716.00
CROWN HOLDINGS INC	14,500	58.62	849,990.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	42,100	54.40	2,290,240.00
PACKAGING CORP OP AMERICA	9,700	111.44	1,080,968.00
SEALED AIR CORP	19,200	45.47	873,024.00
WESTROCK CO	27,200	57.30	1,558,560.00
FREEMONT-MCMORAN INC	140,000	14.77	2,067,800.00
NEWMONT MINING CORP HOLDINGS CO	57,300	36.13	2,070,249.00
NUCOR CORP	34,400	56.73	1,951,512.00
STEEL DYNAMICS	24,000	36.12	866,880.00
ARCONIC INC	39,100	24.84	971,244.00
BOEING CO	61,780	237.59	14,678,310.20

GENERAL DYNAMICS	27,440	200.61	5,504,738.40
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	4,600	210.82	969,772.00
L3 TECHNOLOGIES INC	8,400	181.45	1,524,180.00
LOCKHEED MARTIN	27,800	305.80	8,501,240.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	17,700	269.99	4,778,823.00
RAYTHEON COMPANY	31,200	178.08	5,556,096.00
ROCKWELL COLLINS INC	17,500	125.45	2,195,375.00
TEXTRON INC	29,400	49.13	1,444,422.00
TRANSDIGM GROUP INC	5,730	280.36	1,606,462.80
UNITED TECHNOLOGIES	81,400	118.00	9,605,200.00
ALLEGION PLC	9,400	79.29	745,326.00
FORTUNE BRANDS HOME & SECURITY INC	15,300	64.16	981,648.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	100,400	37.55	3,770,020.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	3,830	167.48	641,448.40
MASCO CORP	32,900	37.48	1,233,092.00
SMITH (A.O.) CORP	14,400	54.82	789,408.00
FLUOR CORP	13,900	38.44	534,316.00
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	12,300	51.05	627,915.00
ACUITY BRANDS INC	4,380	183.38	803,204.40
AMETEK INC	23,300	63.11	1,470,463.00
EATON CORP PLC	48,100	72.67	3,495,427.00
EMERSON ELEC	68,900	59.32	4,087,148.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	13,800	164.03	2,263,614.00
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	16,900	44.54	752,726.00
3M CORP	63,320	207.92	13,165,494.40
GENERAL ELEC CO	925,500	25.10	23,230,050.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	76,900	138.08	10,618,352.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	22,000	64.98	1,429,560.00
JARDINE STRATEGIC HLDGS LTD	24,300	42.87	1,041,741.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	10,940	233.10	2,550,114.00
AGCO CORP	6,300	69.50	437,850.00
CATERPILLAR INC DEL	62,400	114.12	7,121,088.00
CUMMINS INC	17,200	154.38	2,655,336.00
DEERE & COMPANY	28,900	126.63	3,659,607.00

DOVER CORP	16,900	85.36	1,442,584.00
FLOWERVE CORP	12,200	39.42	480,924.00
FORTIVE CORP	33,500	66.15	2,216,025.00
IDEX CORP	7,500	116.29	872,175.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	33,300	140.03	4,662,999.00
INGERSOLL-RAND PLC	27,900	86.74	2,420,046.00
MIDDLEBY CORP	5,700	119.65	682,005.00
PACCAR	37,700	64.43	2,429,011.00
PARKER HANNIFIN CORP	14,300	158.79	2,270,697.00
PENTAIR PLC	18,900	62.38	1,178,982.00
SNAP-ON INC	5,940	151.52	900,028.80
STANLEY BLACK & DECKER INC	16,400	140.66	2,306,824.00
WABCO HOLDINGS INC	5,200	137.86	716,872.00
WABTEC CORP	9,000	72.17	649,530.00
XYLEM INC	18,600	59.93	1,114,698.00
AERCAP HOLDINGS NV	15,000	48.98	734,700.00
FASTENAL CO	29,300	43.09	1,262,537.00
GRAINGER(W.W.) INC	5,540	165.08	914,543.20
HD SUPPLY HOLDINGS INC	19,900	30.56	608,144.00
UNITED RENTALS INC	8,500	111.97	951,745.00
CINTAS CORP	9,200	133.34	1,226,728.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	24,300	64.65	1,570,995.00
ROLLINS INC	9,700	44.19	428,643.00
STERICYCLE INC	8,900	72.27	643,203.00
WASTE CONNECTIONS INC	28,400	64.13	1,821,292.00
WASTE MANAGEMENT INC	47,100	76.00	3,579,600.00
C.H.ROBINSON WORLDWIDE INC	15,500	68.01	1,054,155.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	19,700	55.72	1,097,684.00
FEDEX CORPORATION	26,990	209.63	5,657,913.70
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	73,300	114.76	8,411,908.00
AMERICAN AIRLINES GROUP INC	12,500	48.41	605,125.00
DELTA AIR LINES INC	20,100	50.13	1,007,613.00
SOUTHWEST AIRLINES	15,300	55.31	846,243.00
UNITED CONTINENTAL HOLDINGS INC	7,600	66.92	508,592.00
AMERCO	680	373.61	254,054.80

CSX CORP	98,900	50.38	4,982,582.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	8,700	97.30	846,510.00
KANSAS CITY SOUTHERN	10,600	107.49	1,139,394.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	31,100	120.43	3,745,373.00
UNION PAC CORP	86,600	105.85	9,166,610.00
MACQUARIE INFRASTRUCTURE CORPORATION	7,600	71.97	546,972.00
AUTOLIV INC	9,700	108.61	1,053,517.00
BORGWARNER INC	21,300	45.36	966,168.00
DELPHI AUTOMOTIVE PLC	28,900	94.10	2,719,490.00
GOODYEAR TIRE & RUBBER CO	24,800	30.29	751,192.00
LEAR CORP	6,900	145.46	1,003,674.00
FORD MOTOR COMPANY	396,000	10.80	4,276,800.00
GENERAL MOTORS CO	143,800	35.75	5,140,850.00
HARLEY-DAVIDSON INC	19,400	47.55	922,470.00
TESLA INC	13,740	362.91	4,986,383.40
DR HORTON INC	36,100	36.83	1,329,563.00
GARMIN LTD	13,300	51.88	690,004.00
LEGGETT & PLATT INC	13,400	47.76	639,984.00
LENNAR CORP-A	20,100	54.09	1,087,209.00
MOHAWK INDUSTRIES	6,820	252.11	1,719,390.20
NEWELL BRANDS INC	51,800	50.74	2,628,332.00
NVR INC	350	2,760.18	966,063.00
PULTEGROUP INC	28,900	25.92	749,088.00
TOLL BROTHERS INC	16,300	39.70	647,110.00
WHIRLPOOL CORP	7,610	174.11	1,324,977.10
HASBRO INC	11,500	98.96	1,138,040.00
MATTEL INC	33,400	17.42	581,828.00
POLARIS INDUSTRIES INC	6,200	89.33	553,846.00
COACH INC	30,500	40.72	1,241,960.00
HANESBRANDS INC	37,700	24.31	916,487.00
LULULEMON ATHLETICA INC	10,600	59.76	633,456.00
MICHAEL KORS HOLDINGS LTD	16,100	44.03	708,883.00
NIKE INC-B	141,000	58.54	8,254,140.00
PVH CORP	8,000	124.16	993,280.00

RALPH LAUREN CORPORATION	5,800	86.15	499,670.00
UNDER ARMOUR INC-CLASS A	18,400	18.18	334,512.00
UNDER ARMOUR INC-CLASS C	18,700	16.68	311,916.00
V F CORP	37,800	63.90	2,415,420.00
ARAMARK	25,400	39.35	999,490.00
CARNIVAL CORP	37,400	68.87	2,575,738.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	2,560	320.13	819,532.80
DARDEN RESTAURANTS INC	12,700	84.39	1,071,753.00
DOMINOS PIZZA INC	5,270	187.67	989,020.90
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	20,300	62.44	1,267,532.00
LAS VEGAS SANDS CORP	42,600	61.54	2,621,604.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	34,900	100.30	3,500,470.00
MCDONALD'S CORP	88,200	158.90	14,014,980.00
MELCO RESORTS & ENTERT-ADR	24,400	21.31	519,964.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	49,800	31.30	1,558,740.00
NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDIN	16,100	57.90	932,190.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	18,500	121.23	2,242,755.00
STARBUCKS CORP	155,000	53.50	8,292,500.00
VAIL RESORTS INC	3,950	221.55	875,122.50
WYNDHAM WORLDWIDE CORP	10,900	99.10	1,080,190.00
WYNN RESORTS LTD	8,400	136.45	1,146,180.00
YUM BRANDS INC	36,100	76.42	2,758,762.00
CBS CORP-CL B	40,000	66.52	2,660,800.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	22,880	400.78	9,169,846.40
COMCAST CORP-CL A	502,200	41.24	20,710,728.00
DISCOVERY COMMUNICATIONS INC	14,300	22.60	323,180.00
DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	21,200	21.35	452,620.00
DISH NETWORK CORP-A	23,100	58.46	1,350,426.00
DISNEY (WALT) CO	167,800	102.20	17,149,160.00
INTERPUBRIC GROUP	39,200	21.06	825,552.00
LIBERTY BROADBAND CORP-C	11,000	102.47	1,127,170.00
LIBERTY GLOBAL PLC -SERIES C	64,600	33.34	2,153,764.00
LIBERTY GLOBAL PLC-A	24,000	34.51	828,240.00
LIBERTY SIRIUS GROUP-C	19,700	43.25	852,025.00
LIBERTY SIRIUSXM GROUP	9,870	43.27	427,074.90

NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	37,400	13.25	495,550.00
OMNICOM GROUP	25,300	78.66	1,990,098.00
SCRIPPS NETWORKS INTER-CL A	9,100	85.85	781,235.00
SIRIUS XM HOLDINGS INC	163,000	5.59	911,170.00
TIME WARNER INC	82,400	101.92	8,398,208.00
TWENTY-FIRST CENTURY FOX INC	112,700	27.99	3,154,473.00
TWENTY-FIRST CENTURY FOX INC CLASS B	47,800	27.56	1,317,368.00
VIACOM INC-CLASS B	37,800	29.82	1,127,196.00
GENUINE PARTS CO	16,100	82.25	1,324,225.00
LKQ CORP	33,700	34.51	1,162,987.00
AMAZON.COM INC	43,000	978.18	42,061,740.00
EXPEDIA INC	13,300	148.78	1,978,774.00
LIBERTY INTERACTIVE CORPORATION QVC GR-A	47,900	21.80	1,044,220.00
NETFLIX INC	45,800	169.98	7,785,084.00
PRICELINE GROUP INC/THE	5,226	1,855.72	9,697,992.72
TRIPADVISOR INC	12,300	40.17	494,091.00
DOLLAR GENERAL CORP	28,200	74.50	2,100,900.00
DOLLAR TREE INC	25,500	74.44	1,898,220.00
KOHL'S CORP	17,200	37.89	651,708.00
MACYS INC	30,400	20.14	612,256.00
NORDSTROM INC	12,700	44.58	566,166.00
TARGET CORP	57,200	56.31	3,220,932.00
ADVANCE AUTO PARTS	7,110	91.51	650,636.10
AUTONATION INC	7,100	41.94	297,774.00
AUTOZONE	3,100	524.59	1,626,229.00
BED BATH & BEYOND	15,600	27.76	433,056.00
BEST BUY COMPANY INC	30,500	60.67	1,850,435.00
CARMAX INC	20,400	64.82	1,322,328.00
DICK'S SPORTING GOODS INC	8,200	27.70	227,140.00
FOOT LOCKER INC	13,400	48.57	650,838.00
GAP INC	22,900	22.57	516,853.00
HOME DEPOT	129,300	152.25	19,685,925.00
L BRANDS, INC	24,000	39.55	949,200.00
LOWE'S COS INC	92,600	75.35	6,977,410.00

OREILLY AUTOMOTIVE INC,	9,880	201.58	1,991,610.40
ROSS STORES INC	42,400	54.37	2,305,288.00
SIGNET JEWELERS LTD	6,800	53.89	366,452.00
STAPLES INC	62,000	10.22	633,640.00
TIFFANY & CO	12,800	89.38	1,144,064.00
TJX COS INC	69,600	71.59	4,982,664.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	13,000	53.73	698,490.00
ULTA BEAUTY INC	5,980	243.43	1,455,711.40
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	46,800	159.76	7,476,768.00
CVS HEALTH CORP	109,100	79.25	8,646,175.00
KROGER CO	100,900	23.09	2,329,781.00
SYSCO CORP	55,100	51.19	2,820,569.00
WAL-MART STORES INC	163,200	80.98	13,215,936.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	97,600	81.26	7,930,976.00
WHOLE FOODS MARKET INC	34,600	41.75	1,444,550.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	20,000	50.13	1,002,600.00
COCA COLA CO	432,800	46.20	19,995,360.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	18,480	198.57	3,669,573.60
DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	18,700	92.44	1,728,628.00
MOLSON COORS BREWING CO-B	20,400	91.34	1,863,336.00
MONSTER BEVERAGE CORP	43,000	54.31	2,335,330.00
PEPSICO INC	151,500	119.10	18,043,650.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	61,300	42.15	2,583,795.00
BUNGE LIMITED	13,800	77.16	1,064,808.00
CAMPBELL SOUP CO	19,100	53.99	1,031,209.00
CONAGRA BRANDS INC	47,200	35.14	1,658,608.00
GENERAL MILLS	62,100	57.53	3,572,613.00
HERSHEY CO/THE	15,600	106.04	1,654,224.00
HORMEL FOODS CORP	29,400	34.35	1,009,890.00
INGREDION INC	7,500	124.70	935,250.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	12,600	123.18	1,552,068.00
KELLOGG CO	28,400	70.07	1,989,988.00
KRAFT HEINZ CO/THE	64,900	86.50	5,613,850.00
MCCORMICK & CO INC.	11,300	97.97	1,107,061.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	162,500	44.19	7,180,875.00

TYSON FOODS INC-CL A	31,000	65.65	2,035,150.00
ALTRIA GROUP INC	206,000	65.45	13,482,700.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	164,600	117.73	19,378,358.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	25,700	50.27	1,291,939.00
CLOROX CO	13,000	136.94	1,780,220.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	89,300	71.93	6,423,349.00
KIMBERLY-CLARK CORP	38,000	122.33	4,648,540.00
PROCTER & GAMBLE CO	271,200	92.44	25,069,728.00
SPECTRUM BRANDS HOLDINGS INC	2,600	109.55	284,830.00
COTY INC-CL A	47,635	19.67	936,980.45
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	23,900	101.07	2,415,573.00
ABBOTT LABORATORIES	183,800	49.81	9,155,078.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	7,800	178.46	1,391,988.00
BARD (C R)	7,630	320.30	2,443,889.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	52,100	61.36	3,196,856.00
BECTON,DICKINSON	24,130	201.39	4,859,540.70
BOSTON SCIENTIFIC CORP	145,800	26.68	3,889,944.00
DANAHER CORP	66,500	81.56	5,423,740.00
DENTSPLY SIRONA INC	23,400	53.48	1,251,432.00
DEXCOM INC	8,300	73.06	606,398.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	22,800	115.57	2,634,996.00
HOLOGIC INC	27,600	38.21	1,054,596.00
IDEXX LABORATORIES INC	9,600	155.21	1,490,016.00
INTUITIVE SURGICAL INC	4,150	988.90	4,103,935.00
MEDTRONIC PLC	145,900	84.60	12,343,140.00
RESMED INC	14,100	72.70	1,025,070.00
STRYKER CORP	35,800	147.41	5,277,278.00
TELEFLEX INC	4,920	214.79	1,056,766.80
THE COOPER COMPANIES, INC.	5,050	244.57	1,235,078.50
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	9,600	99.71	957,216.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	21,500	113.08	2,431,220.00
AETNA INC	37,500	155.90	5,846,250.00
AMERISOURCEBERGEN CORP	16,600	80.03	1,328,498.00
ANTHEM INC	28,190	193.35	5,450,536.50
CARDINAL HEALTH INC	33,900	66.01	2,237,739.00

CENTENE CORP	18,700	82.87	1,549,669.00
CIGNA CORP	27,400	179.86	4,928,164.00
DAVITA INC	15,700	57.34	900,238.00
ENVISION HEALTHCARE CORP	11,600	51.02	591,832.00
EXPRESS SCRIPTS HOLDING INC-COMMON	64,700	62.00	4,011,400.00
HCA HEALTHCARE INC	31,800	78.99	2,511,882.00
HENRY SCHEIN INC	8,070	170.31	1,374,401.70
HUMANA INC	15,960	247.36	3,947,865.60
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	11,100	156.44	1,736,484.00
MCKESSON CORP	22,700	147.64	3,351,428.00
MEDNAX INC	9,100	42.89	390,299.00
PATTERSON COS INC	8,700	37.29	324,423.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	14,100	106.75	1,505,175.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	102,150	193.77	19,793,605.50
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	9,800	108.68	1,065,064.00
VCA INC	8,000	92.63	741,040.00
ABBVIE INC	169,300	70.42	11,922,106.00
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	24,100	136.55	3,290,855.00
ALKERMES PLC	15,200	51.56	783,712.00
AMGEN INC	78,200	171.39	13,402,698.00
BIOGEN INC	23,000	294.08	6,763,840.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	18,700	83.07	1,553,409.00
CELGENE CORP	82,700	131.26	10,855,202.00
GILEAD SCIENCES INC	138,900	73.35	10,188,315.00
INCYTE CORP	18,300	124.34	2,275,422.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	8,350	468.54	3,912,309.00
SEATTLE GENETICS INC	9,700	47.17	457,549.00
TESARO INC	3,700	112.99	418,063.00
UNITED THERAPEUTICS CORP	4,340	132.04	573,053.60
VERTEX PHARMACEUTICALS	26,600	151.37	4,026,442.00
ALLERGAN PLC	35,650	227.99	8,127,843.50
BRISTOL MYERS SQUIBB	177,800	57.50	10,223,500.00
ELI LILLY & CO.	105,600	80.69	8,520,864.00
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	6,100	147.40	899,140.00

JOHNSON & JOHNSON	287,700	134.17	38,600,709.00
MALLINCKRODT PLC	9,700	35.94	348,618.00
MERCK & CO INC	292,600	62.70	18,346,020.00
MYLAN NV	49,200	30.47	1,499,124.00
PERRIGO CO PLC	14,200	79.18	1,124,356.00
PFIZER INC	631,500	33.36	21,066,840.00
TARO PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD	1,500	101.26	151,890.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	96,700	17.49	1,691,283.00
ZOETIS INC	52,700	61.50	3,241,050.00
BANK OF AMERICA CORP	1,063,300	24.19	25,721,227.00
BB&T CORPORATION	86,400	46.82	4,045,248.00
CIT GROUP INC	13,600	46.03	626,008.00
CITIGROUP	294,000	67.71	19,906,740.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	55,000	33.95	1,867,250.00
COMERICA INC	19,100	71.66	1,368,706.00
EAST WEST BANCORP INC	14,300	56.31	805,233.00
FIFTH THIRD BANCORP	80,800	26.83	2,167,864.00
FIRST REPUBLIC BANK/CA	15,500	98.27	1,523,185.00
HUNTINGTON BANCSHARES INC	118,000	13.00	1,534,000.00
JPMORGAN CHASE & CO	379,400	92.09	34,938,946.00
KEYCORP	116,000	17.98	2,085,680.00
M & T BANK CORP	14,900	158.60	2,363,140.00
PEOPLES UNITED FINANCIAL INC	35,400	17.05	603,570.00
PNC FINANCIAL	51,600	130.10	6,713,160.00
REGIONS FINANCIAL CORP	130,000	14.34	1,864,200.00
SIGNATURE BANK	5,700	130.43	743,451.00
SUNTRUST BKS INC.	52,700	57.46	3,028,142.00
SVB FINANCIAL GROUP	5,180	174.13	901,993.40
US BANCORP	180,100	52.85	9,518,285.00
WELLS FARGO CO	505,400	52.69	26,629,526.00
ZIONS BANCORPORATION	20,000	45.12	902,400.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	131,500	178.54	23,478,010.00
LEUCADIA NATIONAL CORP	32,200	24.66	794,052.00
VOYA FINANCIAL INC	18,700	38.43	718,641.00

AFLAC INC	43,000	80.82	3,475,260.00
ALLEGHANY CORP	1,510	590.43	891,549.30
ALLSTATE CORP	39,100	94.38	3,690,258.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	7,400	104.47	773,078.00
AMERICAN INTL GROUP	104,300	62.97	6,567,771.00
AON PLC	28,100	139.32	3,914,892.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	13,400	96.66	1,295,244.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	18,000	58.91	1,060,380.00
ASSURANT INC	5,200	102.61	533,572.00
ATHENE HOLDING LTD-CLASS A	11,400	52.84	602,376.00
AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	8,500	63.90	543,150.00
BRIGHTHOUSE FINANCIAL INC	8,463	57.50	486,622.50
CHUBB LTD	49,600	148.02	7,341,792.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	17,000	79.11	1,344,870.00
EVEREST RE GROUP LTD	4,010	266.91	1,070,309.10
FNF GROUP	26,500	48.42	1,283,130.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	37,700	56.51	2,130,427.00
LINCOLN NATIONAL CORP	24,400	71.14	1,735,816.00
LOEWS CORP	31,100	48.31	1,502,441.00
MARKEL CORP	1,430	1,060.12	1,515,971.60
MARSH & MCLENNAN COS	55,000	78.15	4,298,250.00
METLIFE INC	98,600	47.95	4,727,870.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	29,300	65.16	1,909,188.00
PROGRESSIVE CO	62,300	48.71	3,034,633.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	45,900	105.21	4,829,139.00
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	6,300	140.46	884,898.00
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	4,200	147.94	621,348.00
TORCHMARK CORP	11,200	78.75	882,000.00
TRAVELERS COS INC/THE	29,900	129.47	3,871,153.00
UNUM GROUP	25,000	49.50	1,237,500.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	14,000	150.01	2,100,140.00
WR BERKLEY CORP	9,900	68.22	675,378.00
XL GROUP LTD	26,400	44.62	1,177,968.00
AKAMAII TECHNOLOGIES	19,100	46.29	884,139.00
ALPHABET INC-CL A	31,510	944.27	29,753,947.70

ALPHABET INC-CL C	33,110	926.96	30,691,645.60
COSTAR GROUP INC	3,210	283.30	909,393.00
EBAY INC	110,400	35.36	3,903,744.00
FACEBOOK INC-A	249,700	170.00	42,449,000.00
MERCADOLIBRE INC	4,300	241.90	1,040,170.00
TWITTER INC	63,400	16.16	1,024,544.00
VERISIGN INC	10,100	99.23	1,002,223.00
ZILLOW GROUP INC - C	10,900	40.51	441,559.00
ACCENTURE PLC-CL A	66,200	130.03	8,607,986.00
ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	5,480	228.62	1,252,837.60
AUTOMATIC DATA PROCESS	47,900	111.10	5,321,690.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	13,000	77.09	1,002,170.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	64,800	72.06	4,669,488.00
DXC TECHNOLOGY CO	30,600	85.79	2,625,174.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	35,200	91.45	3,219,040.00
FIRST DATA CORP- CLASS A	37,000	18.03	667,110.00
FISERV INC	23,000	124.83	2,871,090.00
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	9,400	143.41	1,348,054.00
GARTNER INC	9,100	119.08	1,083,628.00
GLOBAL PAYMENTS INC	15,600	94.60	1,475,760.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	95,900	142.50	13,665,750.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	7,700	101.59	782,243.00
LEIDOS HOLDINGS INC	14,100	57.21	806,661.00
MASTERCARD INC	101,200	132.37	13,395,844.00
PAYCHEX INC	32,900	56.24	1,850,296.00
PAYPAL HOLDINGS INC	122,100	60.29	7,361,409.00
SABRE CORP	20,000	17.76	355,200.00
TOTAL SYSTEM SERVICES INC	16,300	65.41	1,066,183.00
VANTIV INC - CL A	16,100	72.27	1,163,547.00
VISA INC-CLASS A SHARES	197,200	103.32	20,374,704.00
WESTERN UNION CO	52,800	19.38	1,023,264.00
ACTIVISION BLIZZARD INC	75,400	62.89	4,741,906.00
ADOBE SYSTEMS INC.	52,600	151.80	7,984,680.00
ANSYS INC	9,300	128.51	1,195,143.00

AUTODESK INC.	21,600	110.49	2,386,584.00
CA INC	30,900	32.66	1,009,194.00
CADENCE DESIGN SYS INC	29,100	37.56	1,092,996.00
CDK GLOBAL INC	12,800	62.51	800,128.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	14,200	108.89	1,546,238.00
CITRIX SYSTEMS INC	15,800	76.30	1,205,540.00
DELL TECHNOLOGIES INC-CL V	21,701	67.22	1,458,741.22
ELECTRONIC ARTS	33,000	119.25	3,935,250.00
FORTINET INC	13,900	37.19	516,941.00
INTUIT INC	26,000	137.92	3,585,920.00
MICROSOFT CORP	778,100	73.65	57,307,065.00
MOBILEYE NV	20,300	63.53	1,289,659.00
NUANCE COMMUNICATIONS INC	30,800	16.22	499,576.00
ORACLE CORPORATION	326,600	49.25	16,085,050.00
RED HAT INC	19,300	101.75	1,963,775.00
SALESFORCE.COM INC	70,500	92.24	6,502,920.00
SERVICENOW INC	17,900	109.50	1,960,050.00
SPLUNK INC	15,000	60.76	911,400.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	17,100	37.74	645,354.00
SYMANTEC CORP	66,800	28.30	1,890,440.00
SYNOPSYS INC	14,900	79.09	1,178,441.00
VMWARE INC - CLASS A	7,400	96.66	715,284.00
WORKDAY INC-CLASS A	12,800	106.20	1,359,360.00
ARISTA NETWORKS INC	4,600	173.67	798,882.00
CISCO SYSTEMS	531,600	32.34	17,191,944.00
COMMSCOPE HOLDING CO INC	19,300	32.85	634,005.00
F5 NETWORKS INC	6,200	118.63	735,506.00
HARRIS CORP	12,700	120.25	1,527,175.00
JUNIPER NETWORKS INC	37,800	27.75	1,048,950.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	17,900	88.19	1,578,601.00
PALO ALTO NETWORKS INC	10,000	132.93	1,329,300.00
APPLE INC	555,900	160.95	89,472,105.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	178,000	17.60	3,132,800.00
HP INC	181,000	18.97	3,433,570.00

NETAPP INC	30,000	42.41	1,272,300.00
SEAGATE TECHNOLOGY	32,400	32.48	1,052,352.00
WESTERN DIGITAL CORP	30,900	85.85	2,652,765.00
XEROX CORP	21,000	32.41	680,610.00
AMPHENOL CORP-CL A	33,100	79.32	2,625,492.00
ARROW ELECTRS INC	8,900	75.98	676,222.00
AVNET	12,200	37.54	457,988.00
CDW CORPORATION	16,500	61.87	1,020,855.00
CORNING INC	99,500	28.45	2,830,775.00
FLEX LTD	56,000	16.08	900,480.00
FLIR SYSTEMS INC	12,700	38.32	486,664.00
TE CONNECTIVITY LTD	38,100	79.46	3,027,426.00
TRIMBLE INC	25,600	37.28	954,368.00
ADVANCED MICRO DEVICES	90,000	12.63	1,136,700.00
ANALOG DEVICES INC	39,000	80.06	3,122,340.00
APPLIED MATERIALS	115,200	44.46	5,121,792.00
BROADCOM LTD	42,620	253.42	10,800,760.40
INTEL CORP	501,800	35.81	17,969,458.00
KLA TENCOR CORP	15,900	91.88	1,460,892.00
LAM RESEARCH	17,500	163.22	2,856,350.00
MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	41,000	15.95	653,950.00
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	28,800	45.69	1,315,872.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	23,400	84.16	1,969,344.00
MICRON TECHNOLOGY	112,300	30.69	3,446,487.00
NVIDIA CORP	57,300	165.15	9,463,095.00
NXP SEMICONDUCTORS NV	28,000	112.79	3,158,120.00
QORVO INC	12,700	72.42	919,734.00
QUALCOMM INC	157,100	53.31	8,375,001.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	19,900	105.93	2,108,007.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	106,300	82.46	8,765,498.00
XILINX INC	26,900	62.71	1,686,899.00
AT & T INC	651,400	38.23	24,903,022.00
CENTURYLINK INC	55,400	20.89	1,157,306.00
LEVEL 3 COMMUNICATIONS INC	33,100	55.18	1,826,458.00
VERIZON COMMUNICATIONS	432,500	48.41	20,937,325.00

ZAYO GROUP HOLDINGS INC	19,200	33.80	648,960.00
SPRINT CORP	75,000	8.30	622,500.00
T-MOBILE US INC	31,200	64.28	2,005,536.00
ALLIANT ENERGY CORP	22,900	42.08	963,632.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	52,600	72.02	3,788,252.00
DUKE ENERGY CORP	74,500	86.31	6,430,095.00
EDISON INTERNATIONAL	35,000	79.77	2,791,950.00
ENTERGY CORP	18,200	78.12	1,421,784.00
EVERSOURCE ENERGY	34,200	62.80	2,147,760.00
EXELON CORPORATION	99,100	38.13	3,778,683.00
FIRSTENERGY CORP	45,200	32.69	1,477,588.00
NEXTERA ENERGY INC	49,800	149.98	7,469,004.00
OGE ENERGY CORP	19,600	35.65	698,740.00
PG&E CORP	54,300	69.56	3,777,108.00
PINNACLE WEST CAPITAL CORP	11,100	89.62	994,782.00
PPL CORPORATION	73,000	39.05	2,850,650.00
SOUTHERN CO.	105,700	48.99	5,178,243.00
WESTAR ENERGY INC	15,800	51.58	814,964.00
XCEL ENERGY INC	54,500	48.94	2,667,230.00
ATMOS ENERGY CORP	10,500	88.40	928,200.00
UGI CORP	18,000	49.01	882,180.00
AMEREN CORPORATION	24,300	59.14	1,437,102.00
CENTERPOINT ENERGY INC	41,200	28.95	1,192,740.00
CMS ENERGY CORP	30,400	48.01	1,459,504.00
CONSOLIDATED EDISON INC	32,800	83.44	2,736,832.00
DOMINION ENERGY INC	67,000	78.24	5,242,080.00
DTE ENERGY COMPANY	19,300	109.88	2,120,684.00
NISOURCE INC	33,700	26.96	908,552.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	54,400	46.64	2,537,216.00
SCANA CORP	14,100	62.05	874,905.00
SEMPRA ENERGY	25,500	116.96	2,982,480.00
WEC ENERGY GROUP INC	34,000	64.57	2,195,380.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	19,300	81.59	1,574,687.00
NEW YORK COMMUNITY BANCORP	47,100	12.31	579,801.00
ALLY FINANCIAL INC	48,100	22.59	1,086,579.00

AMERICAN EXPRESS CO	81,600	87.39	7,131,024.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	51,300	83.82	4,299,966.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	41,400	61.71	2,554,794.00
NAVIENT CORP	29,900	14.00	418,600.00
SYNCHRONY FINANCIAL	87,100	30.87	2,688,777.00
AFFILIATED MANAGERS GROUP	5,900	178.39	1,052,501.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	16,600	143.36	2,379,776.00
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	110,600	52.88	5,848,528.00
BLACKROCK INC	12,900	427.07	5,509,203.00
CBOE HOLDINGS INC	10,000	97.83	978,300.00
CME GROUP INC	36,300	126.22	4,581,786.00
E*TRADE FINANCIAL CORP	28,000	40.42	1,131,760.00
EATON VANCE CORP	11,700	47.68	557,856.00
FRANKLIN RESOURCES INC	36,800	42.83	1,576,144.00
GOLDMAN SACHS GROUP	38,140	225.61	8,604,765.40
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	63,600	66.06	4,201,416.00
INVESCO LTD	43,800	33.66	1,474,308.00
MOODYS CORP	18,500	132.09	2,443,665.00
MORGAN STANLEY	149,000	46.01	6,855,490.00
MSCI INC	9,300	112.19	1,043,367.00
NASDAQ INC	12,700	77.12	979,424.00
NORTHERN TRUST CORP	23,400	89.48	2,093,832.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	13,300	79.92	1,062,936.00
S&P GLOBAL INC	27,600	152.27	4,202,652.00
SCHWAB(CHARLES)CORP	128,100	40.74	5,218,794.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	15,000	56.65	849,750.00
STATE STREET CORP	40,800	93.04	3,796,032.00
T ROWE PRICE GROUP INC	26,200	84.14	2,204,468.00
TD AMERITRADE HOLDING CORP	27,200	43.37	1,179,664.00
H & R BLOCK INC	19,500	30.74	599,430.00
AES CORP	65,000	11.18	726,700.00
CERNER CORP	32,000	63.96	2,046,720.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	10,500	63.77	669,585.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	34,700	62.14	2,156,258.00
ILLUMINA INC	15,680	194.15	3,044,272.00

	METTLER-TOLEDO INTL	2,620	584.96	1,532,595.20
	QUINTILES IMS HOLDINGS INC	14,200	92.59	1,314,778.00
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	42,000	175.44	7,368,480.00
	WATERS CORP	8,700	182.40	1,586,880.00
	EQUIFAX INC	12,900	143.00	1,844,700.00
	IHS MARKIT LTD	39,900	46.99	1,874,901.00
	MANPOWERGROUP INC	7,100	108.56	770,776.00
	NIELSEN HOLDINGS PLC	36,200	40.47	1,465,014.00
	ROBERT HALF INTERNATIONAL INC	13,300	43.84	583,072.00
	VERISK ANALYTICS INC	16,000	81.65	1,306,400.00
	CBRE GROUP INC	33,100	35.77	1,183,987.00
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	129,000	7.57	976,530.00
	JONES LANG LASALLE INC	4,700	122.13	574,011.00
	小計 銘柄数 : 606			2,288,122,001.69
				(251,693,420,185)
	組入時価比率 : 61.8%			64.6%
カナダドル	ALTAGAS LTD	16,600	27.66	459,156.00
	ARC RESOURCES LTD	40,000	15.78	631,200.00
	CAMECO CORP	38,600	12.26	473,236.00
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	118,800	38.97	4,629,636.00
	CENOVUS ENERGY INC	103,000	9.49	977,470.00
	CRESCENT POINT ENERGY CORP	53,700	8.66	465,042.00
	ENBRIDGE INC	173,400	49.44	8,572,896.00
	ENCANA CORP	107,000	11.59	1,240,130.00
	HUSKY ENERGY INC	35,745	14.50	518,302.50
	IMPERIAL OIL	30,800	36.02	1,109,416.00
	INTER PIPELINE LTD	40,900	22.98	939,882.00
	KEYERA CORP	20,900	35.65	745,085.00
	PEMBINA PIPELINE CORP	43,300	40.13	1,737,629.00
	PEYTO EXPLORATION & DEV CORP	17,200	20.08	345,376.00
	PRAIRIESKY ROYALTY LTD	20,726	28.18	584,058.68
	SEVEN GENERATIONS ENERGY - A	22,600	17.45	394,370.00
	SUNCOR ENERGY INC	177,800	39.94	7,101,332.00
	TOURMALINE OIL CORP	21,600	24.50	529,200.00
	TRANSCANADA CORP	92,500	62.25	5,758,125.00

VERESEN INC	36,000	17.44	627,840.00
VERMILION ENERGY INC	12,000	38.45	461,400.00
AGRIUM INC	14,100	125.33	1,767,153.00
METHANEX CORP	10,300	55.80	574,740.00
POTASH CORP OF SASKATCHEWAN INC	86,000	22.32	1,919,520.00
CCL INDUSTRIES INC - CL B	15,500	58.06	899,930.00
AGNICO EAGLE MINES LTD	23,300	58.97	1,374,001.00
BARRICK GOLD	126,000	21.34	2,688,840.00
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	72,000	13.41	965,520.00
FRANCO-NEVADA CORP	19,400	99.79	1,935,926.00
GOLDCORP INC	93,000	16.47	1,531,710.00
KINROSS GOLD CORP	140,000	5.53	774,200.00
TECK RESOURCES LTD	58,600	29.76	1,743,936.00
TURQUOISE HILL RESOURCES LTD	98,000	3.99	391,020.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	45,400	23.91	1,085,514.00
YAMANA GOLD INC	97,000	3.45	334,650.00
WEST FRASER TIMBER	6,800	63.18	429,624.00
BOMBARDIER B SHEARS	189,000	2.62	495,180.00
CAE INC	26,000	20.78	540,280.00
SNC-LAVALIN GROUP INC	16,800	52.51	882,168.00
FINNING INTERNATIONAL INC	19,600	27.35	536,060.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	81,000	101.38	8,211,780.00
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	15,700	194.42	3,052,394.00
LINAMAR CORP	4,800	67.76	325,248.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	39,300	59.51	2,338,743.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	24,100	38.65	931,465.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	24,200	76.20	1,844,040.00
SHAW COMMUNICATIONS INC-B	46,000	27.85	1,281,100.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	7,000	152.59	1,068,130.00
DOLLARAMA INC	12,000	123.00	1,476,000.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD-B	45,300	60.94	2,760,582.00
EMPIRE CO LTD A	16,200	21.27	344,574.00
JEAN COUTU GROUP INC-CLASS A	9,400	21.84	205,296.00
LOBLAW COMPANIES	24,000	68.27	1,638,480.00

METRO INC	23,200	42.61	988,552.00
WESTON(GEORGE)LTD	4,800	108.44	520,512.00
SAPUTO INC	21,100	43.19	911,309.00
VALEANT PHARMACEUTICALS INTERNATIONAL	31,300	17.89	559,957.00
BANK OF MONTREAL	69,100	92.20	6,371,020.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	128,600	77.43	9,957,498.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	46,000	107.05	4,924,300.00
NATIONAL BANK OF CANADA	36,900	55.67	2,054,223.00
ROYAL BANK OF CANADA	156,800	92.96	14,576,128.00
TORONTO DOMINION BANK	197,700	63.95	12,642,915.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	36,000	8.70	313,200.00
ONEX CORPORATION	8,000	96.94	775,520.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	3,050	597.50	1,822,375.00
GREAT-WEST LIFE CO INC	30,000	35.31	1,059,300.00
INDUSTRIAL ALLIANCE INSURANC	12,100	54.63	661,023.00
INTACT FINANCIAL CORP	13,600	98.60	1,340,960.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	211,000	25.46	5,372,060.00
POWER CORPORATION OF CANADA	36,800	31.14	1,145,952.00
POWER FINANCIAL CORP	27,800	34.14	949,092.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	65,900	49.29	3,248,211.00
SHOPIFY INC - CLASS A	7,900	119.43	943,497.00
CGI GROUP INC - CLASS A	23,300	63.43	1,477,919.00
CONSTELLATION SOFTWARE INC	2,070	700.55	1,450,138.50
OPEN TEXT CORP	26,200	40.99	1,073,938.00
BLACKBERRY LTD	50,900	11.15	567,535.00
BCE INC	15,400	59.41	914,914.00
TELUS CORP	19,300	44.91	866,763.00
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	39,100	64.89	2,537,199.00
EMERA INC	4,900	47.37	232,113.00
FORTIS INC	41,000	46.02	1,886,820.00
HYDRO ONE LTD	29,400	22.68	666,792.00
ATCO LTD CL1	6,800	46.54	316,472.00
CANADIAN UTILITIES LTD A	12,400	38.97	483,228.00
BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	95,000	49.39	4,692,050.00

	CI FINANCIAL CORP	28,200	27.35	771,270.00
	IGM FINANCIAL INC	10,300	41.42	426,626.00
	THOMSON REUTERS CORP	31,600	58.52	1,849,232.00
	FIRST CAPITAL REALTY INC	18,000	19.81	356,580.00
小計	銘柄数：91			176,355,779.68
	組入時価比率：3.8%			(15,358,824,852)
				3.9%
ユーロ	SAIPEM SPA	58,970	3.26	192,478.08
	TENARIS SA	53,000	11.64	616,920.00
	ENAGAS	22,800	24.78	565,098.00
	ENI SPA	272,000	13.41	3,647,520.00
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	50,000	13.95	697,500.00
	NESTE OYJ	12,500	35.07	438,375.00
	OMV AG	15,000	46.55	698,325.00
	REPSOL SA	133,000	14.25	1,895,915.00
	SNAM SPA	233,000	4.06	947,378.00
	TOTAL SA	247,600	43.04	10,657,942.00
	VOPAK	7,100	41.47	294,472.50
	AIR LIQUIDE	41,500	104.85	4,351,275.00
	AKZO NOBEL	27,100	77.22	2,092,662.00
	ARKEMA	6,700	95.44	639,448.00
	BASF SE	97,700	81.83	7,994,791.00
	COVESTRO AG	11,600	66.47	771,052.00
	EVONIK INDUSTRIES AG	16,900	27.45	463,905.00
	FUCHS PETROLUB SE -PFD	6,400	48.07	307,648.00
	K+S AG	18,800	20.10	377,974.00
	KONINKLIJKE DSM NV	19,700	63.47	1,250,359.00
	LANXESS	8,900	63.66	566,574.00
	LINDE AG	19,860	165.25	3,281,865.00
	SOLVAY SA	8,100	123.40	999,540.00
	SYMRISE AG	13,600	61.69	838,984.00
UMICORE	9,400	64.54	606,676.00	
CRH PLC	90,600	30.18	2,734,308.00	
HEIDELBERGCEMENT AG	15,200	81.75	1,242,600.00	
IMERYS	3,800	74.09	281,542.00	

ARCELORMITTAL	67,200	22.49	1,511,664.00
THYSSENKRUPP AG	40,200	26.32	1,058,064.00
VOESTALPINE AG	12,800	43.10	551,744.00
STORA ENSO OYJ-R	54,000	11.53	622,620.00
UPM-KYMMENE OYJ	57,900	22.66	1,312,014.00
AIRBUS SE	61,800	72.88	4,503,984.00
DASSAULT AVIATION SA	270	1,291.00	348,570.00
LEONARDO SPA	41,000	14.64	600,240.00
SAFRAN SA	33,500	83.27	2,789,545.00
THALES SA	11,500	95.51	1,098,365.00
ZODIAC AEROSPACE	19,500	24.21	472,192.50
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	53,600	47.24	2,532,332.00
ACS,ACTIVIDADES CONS Y SERV	24,500	32.48	795,882.50
BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	9,602	29.32	281,530.64
BOUYGUES	23,400	38.28	895,869.00
EIFFAGE SA	7,700	84.38	649,726.00
FERROVIAL SA	52,900	18.84	996,900.50
HOCHTIEF AG	2,000	152.70	305,400.00
VINCI	53,500	77.71	4,157,485.00
LEGRAND SA	28,800	60.41	1,739,808.00
OSRAM LICHT AG	9,300	70.69	657,417.00
PRYSMIAN SPA	23,000	26.58	611,340.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	60,100	68.44	4,113,244.00
SIEMENS GAMESA RENEWABLE ENERGY SA	23,600	12.82	302,552.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	99,400	32.24	3,204,656.00
SIEMENS AG	81,300	112.35	9,134,055.00
ALSTOM	15,500	31.01	480,655.00
ANDRITZ AG	7,200	46.38	333,972.00
CNH INDUSTRIAL NV	105,000	9.76	1,025,325.00
GEA GROUP AG	18,600	38.43	714,798.00
KONE OYJ	36,400	44.45	1,617,980.00
MAN SE	3,700	94.16	348,392.00
METSO OYJ	12,400	27.56	341,744.00
WARTSILA OYJ	16,200	58.10	941,220.00

BRENNTAG AG	17,000	46.47	790,075.00
REXEL SA	28,600	13.26	379,236.00
EDENRED	21,400	22.46	480,751.00
SOCIETE BIC SA	2,810	102.00	286,620.00
BOLLORE	87,000	3.95	344,259.00
DEUTSCHE POST AG-REG	106,100	35.50	3,767,080.50
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	22,600	20.75	468,950.00
INTERNATIONAL CONSOLIDATED AIRLINES GRP	63,000	6.92	435,960.00
ABERTIS INFRASTRUCTURAS SA	70,800	16.78	1,188,024.00
ADP	2,800	145.20	406,560.00
AENA SA	6,950	165.00	1,146,750.00
ATLANTIA SPA	46,700	27.26	1,273,042.00
FRAPORT AG	3,800	82.84	314,792.00
GROUPE EUROTUNNEL SE - REGR	45,000	9.71	437,175.00
CONTINENTAL AG	11,810	193.25	2,282,282.50
MICHELIN (CGDE)	18,400	117.75	2,166,600.00
NOKIAN RENKAAT OYJ	11,300	36.45	411,885.00
SCHAEFFLER AG	16,000	11.82	189,120.00
VALEO SA	25,900	57.97	1,501,423.00
BAYER MOTOREN WERK	35,500	80.14	2,844,970.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	5,300	70.13	371,689.00
DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	102,500	60.52	6,203,300.00
FERRARI NV	12,500	94.75	1,184,375.00
FIAT CHRYSLER AUTOMOBILES NV	109,000	10.90	1,188,100.00
PEUGEOT CITROEN	53,200	18.32	974,890.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	15,200	49.20	747,840.00
RENAULT SA	18,200	76.46	1,391,572.00
VOLKSWAGEN AG	3,250	132.10	429,325.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	19,900	129.80	2,583,020.00
SEB SA	2,450	153.50	376,075.00
ADIDAS AG	20,100	193.50	3,889,350.00
HERMES INTERNATIONAL	3,420	441.60	1,510,272.00
HUGO BOSS AG	6,300	71.89	452,907.00
KERING SA	8,130	307.90	2,503,227.00

LUXOTTICA GROUP SPA	18,600	48.14	895,404.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	29,670	219.10	6,500,697.00
ACCOR SA	19,100	39.42	753,017.50
PADDY POWER PLC	9,300	83.88	780,084.00
SODEXO	10,100	99.59	1,005,859.00
ALTICE NV - A	40,100	19.00	761,900.00
ALTICE NV - B	10,010	18.96	189,839.65
AXEL SPRINGER SE	4,400	53.81	236,764.00
EUTELSAT COMMUNICATIONS	16,300	24.86	405,299.50
JC DECAUX SA	6,800	29.26	198,968.00
LAGARDERE S.C.A	11,600	27.50	319,000.00
PROSIEBEN SAT.1 MEDIA SE	25,600	34.26	877,184.00
PUBLICIS GROUPE	20,700	62.50	1,293,750.00
RTL GROUP	3,900	67.56	263,484.00
SES FDR	37,600	19.90	748,240.00
TELENET GROUP HOLDING NV	5,200	57.81	300,612.00
VIVENDI SA	110,600	19.17	2,120,755.00
ZALANDO SE	11,700	40.50	473,850.00
INDITEX SA	116,400	33.76	3,929,664.00
CARREFOUR SUPERMARCHE	61,600	20.63	1,271,116.00
CASINO GUICHARD-PERRACHON SA	5,900	51.77	305,443.00
COLRUYT SA	7,300	47.87	349,487.50
DISTRIBUIDORA INTERNACIONAL	66,000	5.60	370,194.00
JERONIMO MARTINS	26,700	16.90	451,230.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	137,500	16.91	2,325,125.00
METRO WHOLESALE&FOOD SPECIALIST AG	18,200	16.96	308,672.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	81,000	100.20	8,116,200.00
COCA-COLA EUROPEAN PARTNERS	21,900	37.40	819,060.00
HEINEKEN HOLDING NV	11,100	82.27	913,197.00
HEINEKEN NV	24,800	87.88	2,179,424.00
PERNOD RICARD SA	22,800	119.05	2,714,340.00
REMY COINTREAU	2,300	97.35	223,905.00
DANONE	63,000	67.11	4,227,930.00
KERRY GROUP PLC-A	17,700	78.88	1,396,176.00

HENKEL AG & CO KGAA	10,600	101.45	1,075,370.00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	19,100	113.20	2,162,120.00
BEIERSDORF AG	11,000	89.69	986,590.00
LOREAL-ORD	26,860	176.40	4,738,104.00
UNILEVER NV-CVA	173,200	50.20	8,694,640.00
ESSILOR INTERNATIONAL	22,300	106.00	2,363,800.00
FRESENIUS MEDICAL CARE	23,200	79.12	1,835,584.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	44,400	69.59	3,089,796.00
GRIFOLS SA	32,900	23.95	788,119.50
BAYER AG-REG	87,900	108.10	9,501,990.00
IPSEN	4,000	109.50	438,000.00
MERCK KGAA	13,100	93.18	1,220,658.00
ORION OYJ	10,800	41.40	447,120.00
RECORDATI SPA	11,200	35.21	394,352.00
SANOFI	123,500	82.58	10,198,630.00
UCB SA	13,900	57.95	805,505.00
ABN AMRO GROUP NV-CVA	41,100	24.67	1,013,937.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S.A.	712,000	7.66	5,457,480.00
BANCO DE SABADELL SA	581,000	1.91	1,110,872.00
BANCO SANTANDER SA	1,704,000	5.64	9,613,968.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	107,000	7.18	768,581.00
BANKIA SA	107,500	4.21	453,220.00
BANKINTER S.A.	75,000	8.21	615,900.00
BNP PARIBAS	119,300	67.24	8,021,732.00
CAIXABANK	387,000	4.47	1,729,890.00
COMMERZBANK AG	109,000	11.20	1,220,800.00
CREDIT AGRICOLE SA	123,000	15.46	1,902,195.00
ERSTE GROUP BANK AG	30,700	36.63	1,124,694.50
ING GROEP NV	412,800	15.45	6,377,760.00
INTESA SANPAOLO	1,354,000	2.92	3,961,804.00
INTESA SANPAOLO-RSP	92,000	2.72	250,424.00
IRISH BANK RESOLUTION CORP LTD	139,810	0.00	0.00
KBC GROEP NV	27,000	70.67	1,908,090.00
MEDIOBANCA S.P.A.	60,000	8.87	532,500.00

NATIXIS	98,000	6.50	637,490.00
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL AG	16,900	26.98	456,046.50
SOCIETE GENERALE	81,900	48.96	4,009,824.00
UNICREDIT SPA	213,700	18.03	3,853,011.00
EURAZEO SE	4,272	71.48	305,362.56
EXOR NV	12,100	53.20	643,720.00
GROUPE BRUXELLES LAM	8,900	89.06	792,634.00
WENDEL	2,900	131.50	381,350.00
AEGON NV	193,000	5.18	1,000,898.00
AGEAS	19,000	39.83	756,770.00
ALLIANZ SE-REG	48,570	183.85	8,929,594.50
ASSICURAZIONI GENERALI	134,100	15.56	2,086,596.00
AXA	206,700	25.04	5,175,768.00
CNP ASSURANCES	16,500	20.36	335,940.00
HANNOVER RUECK SE	6,200	105.55	654,410.00
MAPFRE SA	98,000	3.09	303,604.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	17,220	177.80	3,061,716.00
NN GROUP NV	31,100	35.15	1,093,165.00
POSTE ITALIANE SPA	50,000	6.15	307,500.00
SAMPO OYJ-A SHS	48,000	45.32	2,175,360.00
SCOR SE	18,000	36.86	663,570.00
UNIPOLSAI SPA	107,000	1.95	209,185.00
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	12,900	50.10	646,290.00
AMADEUS IT GROUP SA	47,100	52.01	2,449,671.00
ATOS SE	9,600	128.65	1,235,040.00
CAPGEMINI SA	17,400	92.90	1,616,460.00
DASSAULT SYSTEMES SA	14,000	83.38	1,167,320.00
GEMALTO	8,500	44.79	380,715.00
SAP SE	104,400	90.35	9,432,540.00
NOKIA OYJ	624,000	5.42	3,385,200.00
INGENICO GROUP	5,500	86.23	474,265.00
ASML HOLDING NV	39,800	130.65	5,199,870.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	121,800	19.12	2,328,816.00
STMICROELECTRONICS NV	65,000	14.56	946,400.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	348,700	15.61	5,444,950.50

ELISA OYJ	14,500	36.14	524,030.00
ILIAD SA	2,710	218.35	591,728.50
KONINKLIJKE KPN NV	372,000	3.07	1,142,412.00
ORANGE SA	213,000	14.33	3,052,290.00
PROXIMUS	15,100	29.85	450,810.50
TELECOM ITALIA SPA	1,240,000	0.85	1,059,580.00
TELECOM ITALIA-RNC	680,000	0.68	466,140.00
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	74,600	4.55	340,026.80
TELEFONICA SA	483,000	9.37	4,528,125.00
ELECTRICITE DE FRANCE	57,000	9.03	515,109.00
ENDESA S.A.	31,700	20.82	659,994.00
ENEL SPA	868,000	5.06	4,396,420.00
ENERGIAS DE PORTUGAL	262,000	3.17	831,588.00
FORTUM OYJ	44,000	14.46	636,240.00
IBERDROLA SA	633,000	6.97	4,412,010.00
RED ELECTRICA CORPORACION SA	43,200	19.13	826,416.00
TERNA SPA	147,000	5.02	737,940.00
GAS NATURAL SDG	35,800	20.29	726,382.00
E.ON SE	237,000	9.59	2,274,015.00
ENGIE	183,000	14.08	2,576,640.00
INNOGY SE	14,600	37.61	549,106.00
RWE AG	53,600	20.21	1,083,524.00
SUEZ	38,500	15.83	609,455.00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	52,300	19.50	1,020,111.50
DEUTSCHE BANK AG-REG	221,000	14.58	3,222,180.00
DEUTSCHE BOERSE AG	20,800	89.75	1,866,800.00
EUROFINS SCIENTIFIC SE	1,030	478.65	493,009.50
QIAGEN NV	21,474	26.99	579,583.26
BUREAU VERITAS SA	25,500	19.92	507,960.00
RANDSTAD HOLDING NV	11,600	50.39	584,524.00
RELX NV	104,000	17.85	1,856,920.00
WOLTERS KLUWER	32,800	37.34	1,224,752.00
DEUTSCHE WOHNEN SE	36,100	34.67	1,251,587.00
VONOVIA SE	50,300	35.47	1,784,141.00
小計銘柄数：233			408,178,608.99

				(52,826,475,575)
	組入時価比率：13.0%			13.6%
英ボンド	PETROFAC LTD	26,000	4.29	111,644.00
	BP PLC	2,078,000	4.45	9,256,451.00
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	470,400	21.27	10,005,408.00
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B	398,000	21.67	8,624,660.00
	CRODA INTERNATIONAL PLC	13,600	38.17	519,112.00
	JOHNSON MATTHEY PLC	19,150	27.54	527,391.00
	ANGLO AMERICAN PLC	143,000	12.86	1,839,695.00
	ANTOFAGASTA PLC	41,000	9.48	388,885.00
	BHP BILLITON PLC	226,000	13.68	3,091,680.00
	FRESNILLO PLC	20,900	15.08	315,172.00
	GLENCORE PLC	1,304,000	3.45	4,502,060.00
	RANDGOLD RESOURCES LTD	9,700	72.75	705,675.00
	RIO TINTO PLC-REG	131,900	34.56	4,558,464.00
	MONDI PLC	37,200	20.43	759,996.00
	BAE SYSTEMS PLC	341,000	5.97	2,037,475.00
	COBHAM PLC	254,000	1.39	353,060.00
	MEGGITT PLC	78,000	5.04	393,120.00
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	178,000	9.13	1,625,140.00
	DCC PLC	9,800	69.65	682,570.00
	SMITHS GROUP PLC	41,000	15.79	647,390.00
	IMI PLC	25,900	11.76	304,584.00
	WEIR GROUP PLC	22,000	17.73	390,060.00
	ASHTED GROUP PLC	51,600	16.14	832,824.00
	BUNZLE	36,800	23.28	856,704.00
	FERGUSON PLC	27,400	47.05	1,289,170.00
	TRAVIS PERKINS PLC	24,700	15.12	373,464.00
	BABCOCK INTL GROUP PLC	25,900	8.47	219,502.50
	G4S PLC	152,000	3.00	456,000.00
	ROYAL MAIL PLC	88,000	4.02	354,552.00
	EASYJET PLC	16,300	13.26	216,138.00
	GKN PLC	169,000	3.20	541,983.00
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	98,000	6.11	599,270.00
	PERSIMMON PLC	32,000	25.36	811,520.00

TAYLOR WIMPEY PLC	319,000	1.92	613,756.00
THE BERKELEY GRP HOLDINGS	12,400	36.94	458,056.00
BURBERRY GROUP PLC	45,400	17.62	799,948.00
CARNIVAL PLC	20,500	53.80	1,102,900.00
COMPASS GROUP PLC	169,200	16.67	2,820,564.00
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	19,700	40.23	792,531.00
MERLIN ENTERTAINMENTS PLC-WI	69,000	4.66	322,161.00
TUI AG-DI	49,000	13.25	649,250.00
WHITBREAD PLC	18,800	38.55	724,740.00
ITV PLC	400,000	1.69	678,000.00
PEARSON	91,000	6.24	567,840.00
SKY PLC	105,000	9.56	1,004,325.00
WPP PLC	137,400	16.03	2,202,522.00
MARKS & SPENCER PLC	181,000	3.24	587,888.00
NEXT PLC	16,200	42.64	690,768.00
DIXONS CARPHONE PLC	92,000	2.49	229,080.00
KINGFISHER PLC	246,000	3.07	756,204.00
MORRISON SUPERMARKETS	246,000	2.49	612,786.00
SAINSBURY	170,000	2.42	412,420.00
TESCO PLC	881,000	1.80	1,586,681.00
COCA-COLA HBC AG-CDI	19,300	25.75	496,975.00
DIAGEO PLC	267,800	25.94	6,946,732.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	36,200	31.75	1,149,350.00
TATE & LYLE ORD.	48,000	6.86	329,520.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	244,200	49.29	12,036,618.00
IMPERIAL BRANDS PLC	102,400	32.26	3,303,936.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	70,800	74.06	5,243,448.00
UNILEVER PLC	136,600	44.65	6,099,190.00
CONVATEC GROUP PLC-WI	116,000	2.91	337,908.00
SMITH & NEPHEW PLC	89,100	13.77	1,226,907.00
MEDICLINIC INTERNATIONAL PLC	37,500	7.41	278,062.50
SHIRE PLC	96,500	38.54	3,719,110.00
ASTRAZENECA PLC	134,600	44.67	6,013,255.00
GLAXOSMITHKLINE PLC	521,900	15.04	7,849,376.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	13,900	13.29	184,731.00

BARCLAYS PLC	1,810,000	2.00	3,633,575.00
HSBC HOLDINGS PLC	2,107,000	7.48	15,760,360.00
LLOYDS BANKING GROUP PLC	7,610,000	0.65	4,973,135.00
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	366,000	2.63	965,874.00
STANDARD CHARTERED PLC	351,000	7.76	2,724,111.00
ADMIRAL GROUP PLC	18,500	20.47	378,695.00
AVIVA PLC	435,000	5.29	2,301,150.00
DIRECT LINE INSURANCE GROUP	136,083	3.86	525,688.62
LEGAL & GENERAL	641,000	2.73	1,750,571.00
OLD MUTUAL PLC	536,000	2.08	1,118,632.00
PRUDENTIAL PLC	274,900	18.28	5,025,172.00
RSA INSURANCE GROUP PLC	112,000	6.51	729,680.00
ST JAMES S PLACE PLC	54,000	12.00	648,000.00
STANDARD LIFE ABERDEEN PLC	275,158	4.35	1,199,413.72
AUTO TRADER GROUP PLC	95,000	3.59	341,240.00
WORLDPAY GROUP PLC	208,000	4.27	888,160.00
SAGE GROUP PLC (THE)	119,000	7.04	837,760.00
BT GROUP PLC	906,000	2.94	2,667,264.00
INMARSAT PLC	42,500	7.41	314,925.00
VODAFONE GROUP PLC	2,832,000	2.21	6,282,792.00
SSE PLC	109,100	14.30	1,560,130.00
CENTRICA PLC	595,000	2.04	1,217,370.00
NATIONAL GRID PLC	367,000	9.64	3,538,981.00
SEVERN TRENT PLC	23,700	22.47	532,539.00
UNITED UTILITIES GROUP PLC	67,000	9.09	609,365.00
PROVIDENT FINANCIAL PLC	14,300	19.15	273,845.00
3I GROUP PLC	106,000	9.60	1,017,600.00
HARGREAVES LANSDOWN PLC	25,000	13.49	337,250.00
INVESTEC PLC	61,000	5.87	358,375.00
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	34,100	39.15	1,335,015.00
SCHRODERS PLC	13,300	34.44	458,052.00
CAPITA PLC	64,000	6.45	412,800.00
EXPERIAN PLC	101,700	15.29	1,554,993.00
INTERTEK GROUP PLC	16,300	48.39	788,757.00
RELX PLC	116,100	16.90	1,962,090.00

小計	銘柄数：103			200,041,718.34
	組入時価比率：7.0%			(28,359,914,409) 7.3%
スイスフラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	830	674.00	559,420.00
	GIVAUDAN-REG	996	1,954.00	1,946,184.00
	SIKA AG-BR	218	6,715.00	1,463,870.00
	LAFARGEHOLCIM LTD	48,800	58.50	2,854,800.00
	GEBERIT AG-REG	3,780	479.00	1,810,620.00
	ABB LTD	212,700	22.48	4,781,496.00
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,930	205.50	396,615.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	4,480	210.20	941,696.00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	5,900	170.90	1,008,310.00
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	55,700	83.60	4,656,520.00
	THE SWATCH GROUP AG-B	3,160	377.30	1,192,268.00
	THE SWATCH GROUP AG-REG	6,000	73.50	441,000.00
	DUFREY AG-REG	3,660	154.00	563,640.00
	BARRY CALLEBAUT AG	230	1,395.00	320,850.00
	LINDT & SPRUENGLI AG-PC	104	5,400.00	561,600.00
	LINDT&SPRUENGLI AG-REG	10	64,720.00	647,200.00
	NESTLE SA-REG	330,100	81.85	27,018,685.00
	SONOVA HOLDING AG-REG	5,800	153.70	891,460.00
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	940	547.50	514,650.00
	NOVARTIS-REG	236,900	81.95	19,413,955.00
	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	74,560	245.10	18,274,656.00
	VIFOR PHARMA AG	4,800	97.55	468,240.00
	PARGESA HOLDING SA-BEARER SHARES	4,300	80.00	344,000.00
	BALOISE HOLDING AG	5,000	154.10	770,500.00
	SWISS LIFE HOLDING AG	3,180	350.40	1,114,272.00
	SWISS RE LTD	34,700	88.70	3,077,890.00
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	16,080	296.20	4,762,896.00
	SWISSCOM AG-REG	2,820	478.70	1,349,934.00
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	251,000	14.59	3,662,090.00
	JULIUS BAER GROUP LTD	24,300	54.70	1,329,210.00
PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,890	624.50	1,180,305.00	
UBS GROUP AG	390,000	16.61	6,477,900.00	

	LONZA AG-REG	8,040	232.20	1,866,888.00
	ADECCO GROUP AG-REG	16,400	71.20	1,167,680.00
	SGS SA-REG	551	2,169.00	1,195,119.00
	SWISS PRIME SITE-REG	6,800	87.40	594,320.00
小計	銘柄数 : 36			119,620,739.00 (13,628,390,794)
	組入時価比率 : 3.3%			3.5%
スウェーデンク ローナ	LUNDIN PETROLEUM AB	17,100	181.90	3,110,490.00
	BOLIDEN AB	30,100	259.90	7,822,990.00
	ASSA ABLOY AB-B	107,900	172.20	18,580,380.00
	SKANSKA AB-B SHS	34,100	182.30	6,216,430.00
	ALFA LAVAL AB	31,000	185.20	5,741,200.00
	ATLAS COPCO AB-A	72,100	294.30	21,219,030.00
	ATLAS COPCO AB-B	42,400	268.00	11,363,200.00
	SANDVIK AB	115,000	127.20	14,628,000.00
	SKF AB-B SHARES	38,800	159.40	6,184,720.00
	VOLVO AB-B SHS	167,000	139.10	23,229,700.00
	SECURITAS AB-B SHS	33,300	131.90	4,392,270.00
	ELECTROLUX AB-B	26,500	287.00	7,605,500.00
	HUSQVARNA AB-B SHS	45,000	80.75	3,633,750.00
	HENNES&MAURITZ AB-B	101,900	214.60	21,867,740.00
	ICA GRUPPEN AB	7,800	308.00	2,402,400.00
	SWEDISH MATCH AB	18,900	281.60	5,322,240.00
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	65,700	220.70	14,499,990.00
	GETINGE AB-B SHS	19,100	143.70	2,744,670.00
	NORDEA BANK AB	325,000	104.40	33,930,000.00
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	164,000	103.60	16,990,400.00
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	164,000	119.60	19,614,400.00
	SWEDBANK AB	97,300	215.30	20,948,690.00
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	16,800	196.70	3,304,560.00
	INVESTOR AB-B SHS	49,000	381.10	18,673,900.00
	KINNEVIK AB - B	23,600	245.70	5,798,520.00
	LUNDBERGS AB-B SHS	3,400	637.50	2,167,500.00
	ERICSSON LM-B	331,000	49.70	16,450,700.00
	HEXAGON AB-B SHS	28,100	392.60	11,032,060.00

	TELIA CO AB	262,000	37.66	9,866,920.00	
	MILLICOM INTERNATIONAL CELLULAR-SDR	6,800	499.10	3,393,880.00	
	TELE 2 AB-B SHS	34,000	95.70	3,253,800.00	
小計	銘柄数：31			345,990,030.00	
				(4,712,384,208)	
	組入時価比率：1.2%			1.2%	
ノルウェークロ ーネ	STATOIL ASA	122,200	146.20	17,865,640.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	18,600	324.70	6,039,420.00	
	NORSK HYDRO	148,000	52.45	7,762,600.00	
	SCHIBSTED ASA	7,800	192.60	1,502,280.00	
	SCHIBSTED ASA-B SHS	9,100	175.50	1,597,050.00	
	MARINE HARVEST ASA	37,200	153.00	5,691,600.00	
	ORKLA ASA	80,000	82.85	6,628,000.00	
	DNB ASA	105,400	150.80	15,894,320.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	19,700	134.70	2,653,590.00	
	TELENOR ASA	81,300	157.50	12,804,750.00	
小計	銘柄数：10			78,439,250.00	
				(1,088,736,790)	
	組入時価比率：0.3%			0.3%	
デンマーククロ ーネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	10,200	517.50	5,278,500.00	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	25,200	294.70	7,426,440.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	23,900	622.50	14,877,750.00	
	ISS A/S	18,600	260.80	4,850,880.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	375	12,660.00	4,747,500.00	
	A P MOLLER-MAERSK A/S	668	13,390.00	8,944,520.00	
	DSV A/S	20,700	441.10	9,130,770.00	
	PANDORA A/S	11,500	632.00	7,268,000.00	
	CARLSBERG B	11,700	674.50	7,891,650.00	
	COLOPLAST-B	13,000	519.50	6,753,500.00	
	WILLIAM DEMANT HOLDING	13,000	160.00	2,080,000.00	
	GENMAB A/S	5,860	1,366.00	8,004,760.00	
	H LUNDBECK A/S	6,300	380.50	2,397,150.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	192,700	286.00	55,112,200.00	
	DANSKE BANK AS	79,000	248.10	19,599,900.00	

	TRYG A/S	11,800	141.60	1,670,880.00
	TDC A/S	76,800	37.18	2,855,424.00
	DONG ENERGY A/S	16,300	320.30	5,220,890.00
小計	銘柄数 : 18			174,110,714.00 (3,029,526,423)
	組入時価比率 : 0.7%			0.8%
豪ドル	CALTEX AUSTRALIA LIMITED	29,100	32.23	937,893.00
	OIL SEARCH LTD	143,000	6.44	920,920.00
	ORIGIN ENERGY LTD	192,000	7.22	1,386,240.00
	SANTOS LTD.	212,000	3.33	705,960.00
	WOODSIDE PETROLEUM	81,900	29.90	2,448,810.00
	INCITEC PIVOT LTD	161,000	3.43	552,230.00
	ORICA LTD	42,000	19.87	834,540.00
	BORAL LTD	115,000	6.89	792,350.00
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	44,000	17.71	779,240.00
	AMCOR	126,000	15.91	2,004,660.00
	ALUMINA LTD	233,000	2.04	475,320.00
	BHP BILLITON LIMITED	342,000	25.67	8,779,140.00
	BLUESCOPE STEEL LTD	60,000	13.95	837,000.00
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	164,000	5.50	902,000.00
	NEWCREST MINING	83,000	21.37	1,773,710.00
	RIO TINTO LTD	45,600	62.75	2,861,400.00
	SOUTH32 LTD	580,000	2.98	1,728,400.00
	CIMIC GROUP LTD	8,938	42.67	381,384.46
	BRAMBLES LTD	162,000	9.70	1,571,400.00
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	44,133	5.83	257,295.39
	AURIZON HOLDINGS LTD	209,000	5.23	1,093,070.00
	SYDNEY AIRPORT	107,900	6.87	741,273.00
	TRANSURBAN GROUP	221,000	11.82	2,612,220.00
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	56,200	21.58	1,212,796.00
	CROWN RESORTS LTD	43,000	11.64	500,520.00
	DOMINO S PIZZA ENTERPRISES L	5,900	44.50	262,550.00
	FLIGHT CENTRE TRAVEL GROUP LTD	5,200	46.40	241,280.00
	TABCORP HOLDINGS	78,000	3.97	309,660.00
	TATTS GROUP LTD	143,000	3.93	561,990.00

REA GROUP LTD	5,400	67.51	364,554.00
HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	53,000	4.31	228,430.00
WESFARMERS LIMITED	120,900	41.75	5,047,575.00
WOOLWORTHS LIMITED	138,100	27.14	3,748,034.00
COCA-COLA AMATIL LTD	60,000	8.52	511,200.00
TREASURY WINE ESTATES LTD	82,000	12.58	1,031,560.00
COCHLEAR LTD	5,800	142.78	828,124.00
HEALTHSCOPE LTD	176,000	2.17	381,920.00
RAMSAY HEALTH CARE LTD	14,100	74.34	1,048,194.00
SONIC HEALTHCARE LTD	44,000	23.59	1,037,960.00
CSL LIMITED	48,600	125.27	6,088,122.00
AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	312,500	30.42	9,506,250.00
BANK OF QUEENSLAND LTD	42,000	12.86	540,120.00
BENDIGO AND ADELAIDE BANK LTD	54,000	12.49	674,460.00
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	183,100	79.84	14,618,704.00
NATIONAL AUSTRALIA BANK	284,900	31.32	8,923,068.00
WESTPAC BANKING CORP	357,000	32.74	11,688,180.00
AMP LIMITED	322,000	5.11	1,645,420.00
CHALLENGER LIMITED	56,000	12.00	672,000.00
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	243,000	6.71	1,630,530.00
MEDIBANK PRIVATE LTD	308,000	2.77	853,160.00
QBE INSURANCE	140,000	12.02	1,682,800.00
SUNCORP GROUP LTD	140,000	13.05	1,827,000.00
COMPUTERSHARE LTD	47,000	13.97	656,590.00
TELSTRA CORP LTD	452,000	4.33	1,957,160.00
TPG TELECOM LTD	35,964	5.76	207,152.64
AUSNET SERVICES	163,400	1.68	275,329.00
APA GROUP	111,000	8.40	932,400.00
AGL ENERGY LTD	73,000	24.58	1,794,340.00
ASX LTD	19,600	53.67	1,051,932.00
MACQUARIE GROUP LIMITED	34,800	88.63	3,084,324.00
SEEK LTD	32,800	17.26	566,128.00
小計銘柄数：61			123,567,972.49
			(10,778,834,240)
組入時価比率：2.6%			2.8%

ニュージーランドドル	FLETCHER BUILDING LTD	69,000	8.30	572,700.00
	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	108,000	6.99	754,920.00
	RYMAN HEALTHCARE LTD	45,000	9.29	418,050.00
	SPARK NEW ZEALAND LTD	189,000	3.95	746,550.00
	CONTACT ENERGY LTD	76,000	5.67	430,920.00
	MERCURY NZ LTD	88,000	3.50	308,000.00
	MERIDIAN ENERGY LTD	120,000	3.00	360,000.00
	小計	銘柄数：7		
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	289,040	101.80	29,424,272.00
	NWS HOLDINGS LTD	159,500	15.94	2,542,430.00
	MTR CORP	163,000	45.05	7,343,150.00
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	140,000	35.15	4,921,000.00
	LI & FUNG LTD	563,600	2.81	1,583,716.00
	YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	75,000	34.50	2,587,500.00
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	255,000	46.90	11,959,500.00
	MGM CHINA HOLDINGS LTD	94,000	15.72	1,477,680.00
	SANDS CHINA LTD	250,400	35.05	8,776,520.00
	SHANGRI-LA ASIA LTD	108,333	13.02	1,410,495.66
	SJM HOLDINGS LIMITED	166,000	7.06	1,171,960.00
	WYNN MACAU LTD	148,400	17.06	2,531,704.00
	WH GROUP LIMITED	810,000	7.98	6,463,800.00
	BANK OF EAST ASIA	120,860	33.60	4,060,896.00
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	399,000	38.15	15,221,850.00
	HANG SENG BANK	82,600	178.70	14,760,620.00
	FIRST PACIFIC CO	226,000	6.03	1,362,780.00
	AIA GROUP LTD	1,282,000	59.85	76,727,700.00
	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	29,000	98.00	2,842,000.00
	HKT TRUST AND HKT LTD	379,600	10.42	3,955,432.00
	PCCW LTD	386,000	4.49	1,733,140.00
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	65,000	72.05	4,683,250.00
	CLP HLDGS	177,000	82.90	14,673,300.00
POWER ASSETS HOLDINGS LTD	151,000	78.25	11,815,750.00	
HONG KONG & CHINA GAS	908,289	14.86	13,497,174.54	

	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	124,400	213.20	26,522,080.00
	CHEUNG KONG PROPERTY HOLDING	286,040	68.75	19,665,250.00
	HANG LUNG GROUP LTD	103,000	30.20	3,110,600.00
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	213,000	19.68	4,191,840.00
	HENDERSON LAND	132,599	47.45	6,291,822.55
	HYSAN DEVELOPMENT	65,000	36.80	2,392,000.00
	KERRY PROPERTIES	57,000	27.50	1,567,500.00
	NEW WORLD DEVELOPMENT	609,666	10.32	6,291,753.12
	SINO LAND CO.LTD	314,000	12.86	4,038,040.00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	156,000	123.10	19,203,600.00
	SWIRE PACIFIC-A	53,500	80.00	4,280,000.00
	SWIRE PROPERTIES LTD	116,800	27.05	3,159,440.00
	WHARF(HOLDING)	125,000	70.40	8,800,000.00
	WHEELLOCK & COMPANY LTD	84,000	59.00	4,956,000.00
小計	銘柄数：39			361,997,545.87 (5,089,685,494)
	組入時価比率：1.3%			1.3%
シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	161,000	3.66	589,260.00
	KEPPEL CORP.	162,000	6.37	1,031,940.00
	SEMBCORP INDUSTRIES	99,040	3.01	298,110.40
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	270,000	1.60	432,000.00
	SINGAPORE AIRLINES LTD	52,040	10.59	551,103.60
	COMFORTDELGRO CORP LTD	207,000	2.24	463,680.00
	SATS LTD	77,000	4.80	369,600.00
	GENTING SINGAPORE PLC	614,600	1.18	728,301.00
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS	187,000	2.85	532,950.00
	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	10,000	39.99	399,900.00
	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	620,320	0.37	229,518.40
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	175,000	3.16	553,000.00
	DBS GROUP HLDGS	191,000	20.39	3,894,490.00
	OCBC-ORD	338,000	11.19	3,782,220.00
	UNITED OVERSEAS BANK	142,000	23.73	3,369,660.00
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	878,000	3.79	3,327,620.00
	STARHUB LTD	69,000	2.59	178,710.00

	SINGAPORE EXCHANGE LTD	77,000	7.56	582,120.00	
	CAPITALAND LIMITED	285,000	3.82	1,088,700.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	41,000	11.70	479,700.00	
	GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES L	266,000	3.23	859,180.00	
	UOL GROUP LIMITED	48,700	8.20	399,340.00	
	小計 銘柄数：22			24,141,103.40	
				(1,948,187,044)	
	組入時価比率：0.5%			0.5%	
新シエケル	FRUTAROM	3,800	258.10	980,780.00	
	ISRAEL CHEMICALS LIMITED	50,000	16.35	817,500.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,300	475.50	1,093,650.00	
	BANK HAPOALIM BM	112,000	25.07	2,807,840.00	
	BANK LEUMI LE- ISRAEL	161,000	18.55	2,986,550.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	13,000	65.98	857,740.00	
	NICE LTD	6,800	276.00	1,876,800.00	
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CP	204,000	5.20	1,060,800.00	
	AZRIELI GROUP	4,100	206.50	846,650.00	
	小計 銘柄数：9			13,328,310.00	
			(404,514,208)		
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
合計				389,207,550,055	
				(389,207,550,055)	

(注1)外貨建有望証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有望証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有望証券(平成29年8月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	HUTCHISON PORT HOLDINGS TRUST	509,000	223,960.00	
		小計	銘柄数：1	509,000	223,960.00
				(24,635,600)	
				組入時価比率：0.0%	0.2%
	合計			24,635,600	
				(24,635,600)	
投資証券	米ドル	AGNC INVESTMENT CORP	36,800	791,200.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	8,800	1,072,720.00	

AMERICAN TOWER CORP	45,500	6,419,595.00
ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	111,000	1,370,850.00
AVALONBAY COMMUNITIES INC	14,740	2,818,288.00
BOSTON PROPERTIES	15,700	1,915,871.00
BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	30,000	580,500.00
CAMDEN PROPERTY TRUST	9,100	812,084.00
COLONY NORTHSTAR INC-CLASS A	59,000	783,520.00
CROWN CASTLE INTL CORP	43,000	4,462,970.00
DIGITAL REALTY TRUST INC	17,200	2,003,628.00
DUKE REALTY CORP	38,900	1,124,210.00
EQUINIX INC	8,230	3,742,921.70
EQUITY RESIDENTIAL	39,400	2,675,654.00
ESSEX PROPERTY TRUST INC	7,080	1,859,916.00
EXTRA SPACE STORAGE INC	12,700	963,549.00
FEDERAL REALTY INVS TRUST	7,900	1,024,235.00
GGP INC	63,200	1,349,320.00
HCP INC	47,400	1,390,716.00
HOST HOTELS & RESORTS INC	74,100	1,350,843.00
IRON MOUNTAIN INC	24,400	914,756.00
KIMCO REALTY CORP	44,400	873,792.00
LIBERTY PROPERTY TRUST	14,300	595,309.00
MACERICH CO /THE	12,300	674,532.00
MID-AMERICA APARTMENT COMM	12,400	1,322,956.00
NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	14,500	596,095.00
PROLOGIS INC	56,700	3,529,575.00
PUBLIC STORAGE	16,700	3,323,467.00
REALTY INCOME CORP	26,200	1,509,382.00
REGENCY CENTERS CORP	15,100	989,352.00
SBA COMMUNICATIONS CORP	13,100	1,882,732.00
SIMON PROPERTY GROUP INC	34,100	5,386,095.00
SL GREEN REALTY CORP	11,000	1,091,200.00
UDR INC	27,500	1,070,575.00
VENTAS INC	38,100	2,537,079.00
VEREIT INC	95,000	819,850.00
VORNADO REALTY TRUST	17,400	1,320,660.00

小計	WELLTOWER INC	38,900	2,800,800.00
	WEYERHAEUSER CO	80,400	2,565,564.00
	銘柄数：39	1,282,250	72,316,361.70 (7,954,799,787)
	組入時価比率：2.0%		76.5%
カナダドル	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	13,600	288,456.00
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	16,900	406,952.00
	SMART REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	6,900	213,693.00
	銘柄数：3	37,400	909,101.00 (79,173,606)
	組入時価比率：0.0%		0.8%
ユーロ	FONCIERE DES REGIONS	3,100	256,432.00
	GECINA SA	5,000	656,500.00
	ICADE	3,700	276,908.00
	KLEPIERRE	22,300	760,095.50
	UNIBAIL RODAMCO-NA	10,670	2,327,127.00
	銘柄数：5	44,770	4,277,062.50 (553,537,428)
	組入時価比率：0.1%		5.3%
英ポンド	BRITISH LAND	102,000	636,990.00
	HAMMERSON PLC	89,000	513,975.00
	INTU PROPERTIES PLC	88,000	220,792.00
	LAND SECURITIES GROUP PLC	86,000	884,940.00
	SEGRO PLC	103,000	553,625.00
	銘柄数：5	468,000	2,810,322.00 (398,419,349)
	組入時価比率：0.1%		3.8%
豪ドル	DEXUS	113,000	1,082,540.00
	GOODMAN GROUP	184,000	1,552,960.00
	GPT GROUP	179,000	895,000.00
	LENDLEASE GROUP	61,000	1,006,500.00
	MIRVAC GROUP	381,000	857,250.00
	SCENTRE GROUP	575,000	2,317,250.00
	STOCKLAND TRUST GROUP	244,000	1,058,960.00
	VICINITY CENTRES	373,000	999,640.00

	小計	WESTFIELD CORP	203,000	1,567,160.00	
		銘柄数：9	2,313,000	11,337,260.00	(988,949,189)
		組入時価比率：0.2%			9.5%
	香港ドル	HK ELECTRIC INVESTMENTS -SS	260,000	1,887,600.00	
		LINK REIT	239,000	15,176,500.00	
	小計	銘柄数：2	499,000	17,064,100.00	(239,921,246)
		組入時価比率：0.1%			2.3%
	シンガポールドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	282,000	752,940.00	
		CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	192,000	329,280.00	
		CAPITALAND MALL TRUST	249,900	527,289.00	
		SUNTEC REIT	243,000	460,485.00	
	小計	銘柄数：4	966,900	2,069,994.00	(167,048,515)
		組入時価比率：0.0%			1.6%
	合計			10,381,849,120	(10,381,849,120)
合計			10,406,484,720	(10,406,484,720)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成29年8月17日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	7,022,505,274	-	7,047,743,224	25,237,950
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	283,994,557	-	282,544,400	1,450,157
米ドル	204,878,620	-	203,463,000	1,415,620
カナダドル	17,360,716	-	17,414,000	53,284
ユーロ	37,673,813	-	37,531,800	142,013
スイスフラン	13,669,572	-	13,671,600	2,028
豪ドル	10,411,836	-	10,464,000	52,164

合計	-	-	-	23,787,793
----	---	---	---	------------

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位: 円)

(平成 29 年 8 月 17 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	1,484,658,899
コール・ローン	130,746,684
国債証券	645,170,424,255
派生商品評価勘定	6,124,869
未収入金	1,301,424,624
未収利息	5,383,612,485
前払費用	155,484,502
流動資産合計	653,632,476,318
資産合計	653,632,476,318
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	88,000
未払金	1,351,255,898
未払解約金	1,434,772,685
未払利息	170
その他未払費用	2,773,700
流動負債合計	2,788,890,453
負債合計	2,788,890,453
純資産の部	

元本等	
元本	290,931,832,305
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	359,911,753,560
元本等合計	650,843,585,865
純資産合計	650,843,585,865
負債純資産合計	653,632,476,318

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(貸借対照表に関する注記)

平成 29 年 8 月 17 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2.2371 円
(10,000 口当たり純資産額)	(22,371 円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

<p>自 平成 29 年 2 月 18 日</p> <p>至 平成 29 年 8 月 17 日</p>
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p>

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 8 月 17 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成 29 年 8 月 17 日現在		平成 29 年 2 月 18 日
期首		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		301,712,964,334 円
同期中における追加設定元本額		13,819,604,991 円
同期中における一部解約元本額		24,600,737,020 円
期末元本額		290,931,832,305 円
期末元本額の内訳 *		
バランスセレクト 3 0		87,761,107 円
バランスセレクト 5 0		92,167,146 円
バランスセレクト 7 0		74,124,476 円
野村外国債券インデックスファンド		296,405,765 円
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)		1,904,702,924 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)		27,104,433,906 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)		1,481,748,744 円
野村資産設計ファンド 2 0 1 5		35,934,314 円
野村資産設計ファンド 2 0 2 0		41,818,669 円
野村資産設計ファンド 2 0 2 5		48,267,507 円
野村資産設計ファンド 2 0 3 0		40,309,525 円
野村資産設計ファンド 2 0 3 5		27,225,310 円
野村資産設計ファンド 2 0 4 0		66,606,701 円
野村外国債券インデックス (野村投資一任口座向け)		176,215,617,686 円
のむらップ・ファンド (保守型)		4,864,849,764 円
のむらップ・ファンド (普通型)		7,193,666,763 円
のむらップ・ファンド (積極型)		1,620,919,590 円
野村外国債券インデックス (野村 S M A 向け)		1,547,296,475 円
野村資産設計ファンド 2 0 4 5		6,023,970 円
野村インデックスファンド・外国債券		680,842,001 円
マイ・ロード		8,286,827,499 円
ネクストコア		642,475,328 円
野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス		94,233,343 円
野村外国債券インデックス B コース (野村 S M A ・ E W 向け)		2,575,924,353 円
野村世界 6 資産分散投信 (配分変更コース)		668,138,062 円
野村資産設計ファンド 2 0 5 0		5,516,346 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 2 6 - 2 0 2 8 年目標型		3,934,251 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 2 9 - 2 0 3 1 年目標型		1,113,588 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 3 2 - 2 0 3 4 年目標型		946,296 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 3 5 - 2 0 3 7 年目標型		797,779 円
のむらップ・ファンド (やや保守型)		341,430,474 円
のむらップ・ファンド (やや積極型)		97,390,241 円

インデックス・ブレンド(タイプ)	222,134 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	104,561 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	527,277 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	123,260 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	101,541 円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	81,632,306 円
野村外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	11,134,978 円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	2,026,970,089 円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	615,049,214 円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	4,525,675,324 円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	1,616,128,471 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	2,868,686 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	18,355,495 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	1,201,351 円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	6,442,871,441 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	461,798,051 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	1,704,982,550 円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	191,471,571 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	192,882,467 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	236,951,629 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	2,117,179,901 円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	1,036,924,146 円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	2,471,835,168 円
ノムラF O F s用インデックスファンド・外国債券(適格機関投資家専用)	579,169,729 円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	3,680,391 円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	7,307,402 円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	5,528,845 円
野村外国債券パッシブファンド(確定拠出年金向け)	539,552,052 円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	2,131,504,294 円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	2,921,930,358 円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	2,628,983,314 円
野村外国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	12,864,452,351 円
マイバランスDC30	1,399,302,204 円
マイバランスDC50	788,128,377 円
マイバランスDC70	487,311,987 円
野村DC外国債券インデックスファンド	3,495,190,795 円
野村DC運用戦略ファンド	2,972,008,001 円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	158,452,900 円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	36,681,213 円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	2,679,379 円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	3,527,199 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成29年8月17日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成29年8月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	21,390,000.00	24,253,417.26	

	US TREASURY BOND	12,700,000.00	15,393,292.81
	US TREASURY BOND	21,100,000.00	26,549,733.32
	US TREASURY BOND	13,800,000.00	17,201,483.34
	US TREASURY BOND	50,100,000.00	51,215,506.56
	US TREASURY BOND	39,200,000.00	51,045,750.00
	US TREASURY BOND	18,800,000.00	25,612,061.56
	US TREASURY BOND	23,700,000.00	32,128,312.50
	US TREASURY BOND	17,000,000.00	22,331,757.60
	US TREASURY BOND	5,000,000.00	6,469,140.50
	US TREASURY BOND	800,000.00	1,038,374.96
	US TREASURY BOND	100,000.00	128,218.75
	US TREASURY BOND	25,300,000.00	25,774,375.00
	US TREASURY BOND	16,000,000.00	18,956,249.60
	US TREASURY N/B	8,800,000.00	8,884,905.92
	US TREASURY N/B	400,000.00	400,562.48
	US TREASURY N/B	5,200,000.00	5,176,843.36
	US TREASURY N/B	4,800,000.00	4,930,500.00
	US TREASURY N/B	19,600,000.00	19,553,295.16
	US TREASURY N/B	8,800,000.00	8,823,374.56
	US TREASURY N/B	800,000.00	797,843.68
	US TREASURY N/B	27,400,000.00	27,436,389.94
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	9,944,531.00
	US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,389,124.88
	US TREASURY N/B	9,900,000.00	9,957,233.88
	US TREASURY N/B	21,400,000.00	21,395,818.44
	US TREASURY N/B	700,000.00	695,597.63
	US TREASURY N/B	40,900,000.00	42,131,789.39
	US TREASURY N/B	7,300,000.00	7,297,433.32
	US TREASURY N/B	500,000.00	500,488.25
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	5,996,484.00
	US TREASURY N/B	700,000.00	699,589.80
	US TREASURY N/B	6,500,000.00	6,507,363.20
	US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,515,038.65
	US TREASURY N/B	5,100,000.00	5,087,448.90
	US TREASURY N/B	8,100,000.00	8,095,886.01

	US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,510,663.80
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	997,617.10
	US TREASURY N/B	37,500,000.00	38,295,408.75
	US TREASURY N/B	200,000.00	198,367.18
	US TREASURY N/B	17,100,000.00	17,118,033.66
	US TREASURY N/B	16,200,000.00	16,249,358.16
	US TREASURY N/B	10,800,000.00	10,749,796.20
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,012,500.00
	US TREASURY N/B	25,500,000.00	25,629,491.55
	US TREASURY N/B	14,300,000.00	14,283,799.53
	US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,474,706.90
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,993,164.00
	US TREASURY N/B	5,600,000.00	5,627,562.08
	US TREASURY N/B	27,600,000.00	28,454,951.40
	US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,572,578.08
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,395,406.18
	US TREASURY N/B	10,600,000.00	10,632,296.08
	US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,097,456.90
	US TREASURY N/B	900,000.00	892,722.60
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,391,960.92
	US TREASURY N/B	7,900,000.00	7,941,968.75
	US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,897,105.35
	US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,439,628.70
	US TREASURY N/B	14,500,000.00	14,580,428.60
	US TREASURY N/B	32,400,000.00	33,864,327.72
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	9,884,765.00
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,979,960.90
	US TREASURY N/B	9,750,000.00	9,805,224.00
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,978,788.80
	US TREASURY N/B	17,700,000.00	17,845,194.87
	US TREASURY N/B	49,300,000.00	51,489,610.20
	US TREASURY N/B	8,800,000.00	8,728,843.20
	US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,804,992.12
	US TREASURY N/B	12,000,000.00	11,932,030.80
	US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,821,077.84

	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,999,296.80
	US TREASURY N/B	5,400,000.00	5,381,859.24
	US TREASURY N/B	51,800,000.00	54,646,974.62
	US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,689,980.30
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,995,703.00
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,027,148.00
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,971,093.60
	US TREASURY N/B	21,300,000.00	21,276,702.06
	US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,098,453.07
	US TREASURY N/B	47,700,000.00	50,370,079.05
	US TREASURY N/B	5,200,000.00	5,207,312.24
	US TREASURY N/B	16,600,000.00	16,800,366.98
	US TREASURY N/B	12,400,000.00	12,457,155.32
	US TREASURY N/B	14,000,000.00	14,213,280.20
	US TREASURY N/B	42,180,000.00	43,590,393.75
	US TREASURY N/B	37,600,000.00	38,305,000.00
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,090,000.00
	US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,611,249.92
	US TREASURY N/B	52,600,000.00	54,406,068.34
	US TREASURY N/B	6,800,000.00	6,982,750.00
	US TREASURY N/B	5,300,000.00	5,398,960.54
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	6,952,968.40
	US TREASURY N/B	45,800,000.00	49,006,000.00
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,071,484.00
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	9,842,187.00
	US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,841,343.66
	US TREASURY N/B	10,900,000.00	11,150,358.83
	US TREASURY N/B	38,400,000.00	40,502,999.04
	US TREASURY N/B	22,500,000.00	22,805,858.25
	US TREASURY N/B	34,000,000.00	34,621,560.80
	US TREASURY N/B	9,700,000.00	9,920,522.71
	US TREASURY N/B	25,300,000.00	25,753,618.88
	US TREASURY N/B	7,300,000.00	7,393,531.25
	US TREASURY N/B	16,000,000.00	16,280,000.00
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,124,218.00

	US TREASURY N/B	26,000,000.00	26,337,186.20
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	8,058,749.60
	US TREASURY N/B	12,400,000.00	12,610,218.44
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	7,922,500.00
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,061,718.00
	US TREASURY N/B	33,700,000.00	34,114,665.02
	US TREASURY N/B	7,300,000.00	7,305,132.63
	US TREASURY N/B	9,900,000.00	9,900,000.00
	US TREASURY N/B	35,000,000.00	34,986,325.50
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,050,000.00
	US TREASURY N/B	23,900,000.00	23,896,264.43
	US TREASURY N/B	27,600,000.00	28,046,341.68
	US TREASURY N/B	18,500,000.00	18,359,803.30
	US TREASURY N/B	12,800,000.00	12,673,999.36
	US TREASURY N/B	13,000,000.00	13,182,812.50
	US TREASURY N/B	22,000,000.00	21,871,093.20
	US TREASURY N/B	17,000,000.00	17,120,858.10
	US TREASURY N/B	25,000,000.00	24,513,670.00
	US TREASURY N/B	11,000,000.00	10,779,139.80
	US TREASURY N/B	42,200,000.00	41,863,716.64
	US TREASURY N/B	30,400,000.00	29,936,874.24
	US TREASURY N/B	20,000,000.00	19,243,750.00
	US TREASURY N/B	19,400,000.00	20,039,592.78
	US TREASURY N/B	16,800,000.00	17,598,000.00
	US TREASURY N/B	26,800,000.00	28,054,154.24
	US TREASURY N/B	25,100,000.00	25,884,375.00
	US TREASURY N/B	34,200,000.00	34,643,529.54
	US TREASURY N/B	44,700,000.00	44,417,129.46
	US TREASURY N/B	6,500,000.00	6,507,109.05
	US TREASURY N/B	14,500,000.00	14,358,397.35
	US TREASURY N/B	50,300,000.00	50,685,106.86
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,915,156.20
	US TREASURY N/B	800,000.00	764,312.48
	US TREASURY N/B	12,000,000.00	11,318,437.20
	US TREASURY N/B	11,300,000.00	11,324,718.75

	US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,837,789.01
	US TREASURY N/B	100,000.00	130,312.50
	US TREASURY N/B	100,000.00	113,945.31
	US TREASURY N/B	400,000.00	505,343.72
	US TREASURY N/B	400,000.00	522,375.00
	US TREASURY N/B	3,500,000.00	4,496,679.60
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	10,631,874.40
	US TREASURY N/B	5,900,000.00	7,594,406.25
	US TREASURY N/B	7,200,000.00	8,643,374.64
	US TREASURY N/B	7,800,000.00	9,883,452.54
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	9,497,577.60
	US TREASURY N/B	6,700,000.00	8,655,038.56
	US TREASURY N/B	6,500,000.00	6,945,351.40
	US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,418,749.76
	US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,701,796.65
	US TREASURY N/B	9,300,000.00	9,281,835.24
	US TREASURY N/B	17,600,000.00	17,556,000.00
	US TREASURY N/B	24,200,000.00	25,791,905.04
	US TREASURY N/B	15,400,000.00	17,859,187.50
	US TREASURY N/B	12,200,000.00	14,173,920.96
	US TREASURY N/B	18,900,000.00	21,060,209.52
	US TREASURY N/B	30,600,000.00	32,622,467.22
	US TREASURY N/B	36,900,000.00	38,436,538.14
	US TREASURY N/B	27,600,000.00	26,013,000.00
	US TREASURY N/B	21,700,000.00	22,564,608.29
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,028,906.20
	US TREASURY N/B	15,100,000.00	15,688,662.93
	US TREASURY N/B	12,500,000.00	11,729,491.25
	US TREASURY N/B	9,700,000.00	9,098,296.39
	US TREASURY N/B	300,000.00	266,367.18
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,051,874.80
小計	銘柄数：172	2,438,420,000.00	2,543,819,657.13 (279,820,162,284)
	組入時価比率：43.0%		43.4%
カナダドル	CANADA GOVERNMENT	4,600,000.00	4,864,960.00

	CANADIAN GOVERNMENT	2,100,000.00	2,087,421.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	8,800,000.00	8,809,240.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	10,000,000.00	9,920,500.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	99,031.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,500,000.00	4,538,925.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	297,705.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	10,000,000.00	10,444,600.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	8,700,000.00	8,790,393.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	6,337,170.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	7,800,000.00	8,269,014.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,800,000.00	2,751,840.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	8,200,000.00	8,025,750.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	10,050,000.00	10,738,626.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	292,197.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,800,000.00	2,679,740.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,573,918.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	5,996,400.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,600,000.00	6,842,946.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,000,000.00	2,925,510.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,700,000.00	5,722,938.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	3,044,745.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,680,000.00	7,909,343.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,400,000.00	5,040,908.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,300,000.00	7,618,591.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,900,000.00	5,094,375.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	9,500,000.00	11,783,420.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	3,622,080.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	569,260.00	
小計	銘柄数：29	145,830,000.00	159,691,546.20	
			(13,907,536,758)	
	組入時価比率：2.1%		2.2%	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	65,200,000.00	66,536,600.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	107,000,000.00	103,145,860.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	70,700,000.00	73,064,915.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	126,000,000.00	125,153,280.00	

	MEX BONOS DESARR FIX RT	48,400,000.00	47,987,632.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	30,700,000.00	36,442,128.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	8,000,000.00	7,448,320.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	93,100,000.00	97,492,458.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	49,600,000.00	56,007,328.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	46,500,000.00	49,734,075.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	10,729,900.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	46,000,000.00	60,018,960.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	30,500,000.00	35,099,400.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	64,200,000.00	68,618,886.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,000,000.00	2,201,946.00	
	MEXICAN FIXED RATE BONDS	83,000,000.00	88,362,630.00	
小計	銘柄数：16	880,900,000.00	928,044,318.00	
			(5,781,716,101)	
	組入時価比率：0.9%		0.9%	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	7,600,000.00	8,170,760.00	
	BELGIUM KINGDOM	5,800,000.00	6,570,170.40	
	BELGIUM KINGDOM	5,200,000.00	6,188,520.00	
	BELGIUM KINGDOM	4,800,000.00	5,749,252.80	
	BELGIUM KINGDOM	6,400,000.00	7,851,520.00	
	BELGIUM KINGDOM	5,000,000.00	5,662,495.00	
	BELGIUM KINGDOM	7,000,000.00	8,130,500.00	
	BELGIUM KINGDOM	8,400,000.00	11,273,698.80	
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	1,036,758.00	
	BELGIUM KINGDOM	2,000,000.00	2,010,746.00	
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	985,579.00	
	BELGIUM KINGDOM	3,500,000.00	4,883,347.00	
	BELGIUM KINGDOM	2,000,000.00	2,157,836.00	
	BELGIUM KINGDOM	6,400,000.00	9,868,928.00	
	BELGIUM KINGDOM	5,500,000.00	8,045,372.50	
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	963,800.00	
	BELGIUM KINGDOM	1,300,000.00	1,367,412.80	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	3,200,000.00	3,439,296.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	11,900,000.00	17,742,543.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	11,000,000.00	17,589,550.00	

BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,100,000.00	4,308,513.70
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,200,000.00	7,266,441.60
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,600,000.00	2,738,559.20
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12,000,000.00	13,155,900.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,900,000.00	15,306,680.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	25,250,000.00	28,119,283.75
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,600,000.00	12,287,806.20
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	401,400.80
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,900,000.00	11,922,837.30
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,900,000.00	6,071,123.60
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,350,000.00	12,973,000.50
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	17,000,000.00	21,559,179.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	8,000,000.00	9,841,704.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,900,000.00	17,522,618.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,700,000.00	8,023,585.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	938,250.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	15,600,000.00	19,848,660.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,000,000.00	6,345,696.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	18,400,000.00	25,572,964.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,300,000.00	12,580,110.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,400,000.00	7,668,540.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	8,400,000.00	11,671,716.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,800,000.00	11,503,221.60
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	1,088,010.00
BUNDES OBLIGATION	5,000,000.00	5,102,400.00
BUNDES OBLIGATION	3,600,000.00	3,662,388.00
BUNDES OBLIGATION	3,000,000.00	3,079,920.00
BUNDES OBLIGATION	1,600,000.00	1,629,968.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	14,100,000.00	15,231,243.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6,700,000.00	7,333,418.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4,100,000.00	4,532,386.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	13,300,000.00	14,471,065.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	13,300,000.00	14,689,983.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7,000,000.00	8,025,570.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	8,400,000.00	9,329,796.00

	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	11,500,000.00	12,721,415.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6,500,000.00	7,164,105.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,000,000.00	5,458,300.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,200,000.00	5,694,936.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,200,000.00	5,706,272.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	14,000,000.00	15,813,700.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	14,100,000.00	19,806,552.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,700,000.00	6,383,202.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,500,000.00	1,657,080.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	10,300,000.00	11,029,446.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4,700,000.00	4,851,387.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,200,000.00	3,419,392.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,300,000.00	1,330,927.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,000,000.00	2,965,350.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,400,000.00	30,972,682.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6,000,000.00	9,181,560.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,400,000.00	4,945,436.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6,500,000.00	10,917,270.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,300,000.00	8,604,815.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,800,000.00	9,407,588.40
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,000,000.00	7,744,620.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7,000,000.00	11,489,366.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	8,200,000.00	14,466,661.40
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,900,000.00	5,729,412.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6,500,000.00	8,508,558.50
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	8,500,000.00	11,211,670.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,600,000.00	10,044,768.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,000,000.00	8,387,200.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	16,300,000.00	17,361,456.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,800,000.00	3,004,736.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	502,640.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,900,000.00	8,264,980.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,857,492.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	11,430,000.00	12,444,984.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	409,880.00

	BUONI POLIENNALI DEL TES	6,100,000.00	6,767,340.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	29,200,000.00	32,312,720.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	16,200,000.00	18,087,300.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,000,000.00	2,028,600.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	11,400,000.00	12,791,620.80
	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,000,000.00	10,121,400.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,000,000.00	9,036,000.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12,800,000.00	14,990,080.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,550,000.00	4,519,879.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	16,800,000.00	20,035,680.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,600,000.00	11,797,440.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	20,700,000.00	25,521,030.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,000,000.00	3,985,600.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6,700,000.00	7,968,149.20
	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,300,000.00	11,255,790.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	11,700,000.00	17,127,630.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	15,900,000.00	19,017,990.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,000,000.00	3,083,100.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,300,000.00	2,644,310.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	14,900,000.00	18,498,350.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,000,000.00	2,967,690.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,000,000.00	3,057,600.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,500,000.00	12,754,350.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,200,000.00	10,484,640.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	19,050,000.00	26,830,020.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6,300,000.00	7,864,920.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	20,700,000.00	27,189,450.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	18,300,000.00	25,910,970.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	454,250.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6,400,000.00	9,006,720.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,400,000.00	11,092,200.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6,700,000.00	7,932,130.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,000,000.00	10,637,600.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	15,600,000.00	20,607,600.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	11,600,000.00	14,960,520.00

	BUONI POLIENNALI DEL TES	6,100,000.00	6,219,560.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,500,000.00	1,284,900.00
	FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	101,957.20
	FINNISH GOVERNMENT	1,700,000.00	1,860,692.50
	FINNISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,324,920.00
	FINNISH GOVERNMENT	2,300,000.00	2,359,312.40
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	2,285,894.00
	FINNISH GOVERNMENT	3,200,000.00	3,487,635.20
	FINNISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,304,616.00
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	2,575,800.00
	FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	1,040,783.00
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	2,009,312.00
	FINNISH GOVERNMENT	3,500,000.00	4,264,025.50
	FINNISH GOVERNMENT	700,000.00	685,622.00
	FINNISH GOVERNMENT	1,600,000.00	2,102,177.60
	FRANCE (GOVT OF)	11,300,000.00	11,618,241.90
	FRANCE (GOVT OF)	10,300,000.00	10,546,355.40
	FRANCE (GOVT OF)	2,800,000.00	2,836,176.00
	FRANCE (GOVT OF)	1,100,000.00	1,114,446.30
	FRANCE (GOVT OF)	7,000,000.00	7,055,048.00
	FRANCE (GOVT OF)	12,000,000.00	14,113,800.00
	FRANCE (GOVT OF)	600,000.00	583,560.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	6,000,000.00	6,122,208.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,300,000.00	1,311,960.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	11,500,000.00	12,445,610.50
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	4,000,000.00	4,798,012.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	11,500,000.00	12,595,041.50
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	14,800,000.00	16,398,858.80
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	27,300,000.00	29,878,485.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,000,000.00	2,042,600.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	11,800,000.00	13,600,090.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	15,100,000.00	17,341,927.20
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	14,500,000.00	16,666,996.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	20,100,000.00	22,534,170.30
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	8,200,000.00	12,202,420.00

	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	31,300,000.00	39,389,485.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	3,000,000.00	3,316,665.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	19,800,000.00	28,745,640.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	6,000,000.00	6,249,600.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	33,100,000.00	41,477,610.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	9,200,000.00	10,987,560.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	24,500,000.00	37,079,647.50
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,000,000.00	1,049,500.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	19,600,000.00	32,240,040.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	6,600,000.00	10,230,264.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	8,800,000.00	12,941,297.60
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	16,900,000.00	26,889,590.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	15,200,000.00	20,427,280.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	5,500,000.00	8,754,570.00
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	3,800,000.00	6,198,544.80
	IRELAND(REPUBLIC OF) 4.4	3,600,000.00	3,926,160.00
	IRISH GOVERNMENT	6,550,000.00	6,931,079.00
	IRISH GOVERNMENT	3,400,000.00	3,871,988.00
	IRISH GOVERNMENT	6,180,000.00	6,999,097.20
	IRISH GOVERNMENT	3,500,000.00	4,101,020.00
	IRISH GOVERNMENT	3,500,000.00	4,757,375.00
	IRISH TSY 1.7% 2037	800,000.00	808,576.00
	IRISH TSY 2.4% 2030	4,600,000.00	5,254,120.00
	IRISH TSY 2% 2045	2,500,000.00	2,594,455.00
	IRISH TSY 3.4% 2024	6,600,000.00	7,926,600.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,400,000.00	3,493,197.40
	NETHERLANDS GOVERNMENT	6,500,000.00	7,080,450.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	2,000,000.00	2,041,500.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	4,800,000.00	5,372,160.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	7,900,000.00	9,045,349.90
	NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	405,370.80
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,500,000.00	1,684,645.50
	NETHERLANDS GOVERNMENT	5,900,000.00	7,145,490.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	4,300,000.00	6,092,240.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,400,000.00	1,551,967.20

	NETHERLANDS GOVERNMENT	13,500,000.00	15,264,450.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	4,000,000.00	4,030,800.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	2,000,000.00	2,035,924.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	7,300,000.00	10,977,010.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	4,400,000.00	5,419,480.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	4,000,000.00	6,139,360.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	6,200,000.00	9,649,983.80	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	4,500,000.00	6,148,048.50	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,500,000.00	2,695,600.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,500,000.00	2,617,000.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,400,000.00	2,442,720.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	5,600,000.00	6,316,520.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,400,000.00	5,096,520.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3,300,000.00	3,906,045.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	5,000,000.00	5,942,500.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,999,800.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,550,000.00	2,824,543.20	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3,300,000.00	3,644,190.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,300,000.00	1,390,090.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	5,400,000.00	7,456,320.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	2,040,000.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	6,100,000.00	9,498,737.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,000,000.00	1,207,000.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,700,000.00	7,167,659.80	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	5,800,000.00	8,051,913.80	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	150,000.00	252,225.00	
	REPUBLIC OF IRELAND	4,400,000.00	5,325,320.00	
	SPANISH GOVERNMENT	17,500,000.00	25,411,855.00	
	SPANISH GOVERNMENT	8,500,000.00	12,644,600.00	
	SPANISH GOVERNMENT	5,200,000.00	6,729,028.80	
小計	銘柄数：225	1,643,960,000.00	2,038,391,123.95	
			(263,808,579,261)	
	組入時価比率：40.5%		40.9%	
英債券	UK TREASURY	8,800,000.00	9,057,928.00	
	UK TREASURY	1,700,000.00	1,824,508.00	

	UK TREASURY	1,700,000.00	1,897,336.00	
	UK TREASURY	19,190,000.00	20,164,468.20	
	UK TREASURY	7,400,000.00	8,191,356.00	
	UK TREASURY	2,500,000.00	2,600,450.00	
	UK TREASURY	9,340,000.00	12,065,038.40	
	UK TREASURY	8,670,000.00	9,866,373.30	
	UK TREASURY	4,850,000.00	5,639,725.50	
	UK TREASURY	6,100,000.00	6,097,682.00	
	UK TREASURY	8,700,000.00	9,244,011.00	
	UK TREASURY	5,100,000.00	5,590,365.00	
	UK TREASURY	10,250,000.00	11,654,352.50	
	UK TREASURY	11,850,000.00	15,502,999.50	
	UK TREASURY	9,530,000.00	12,444,274.00	
	UK TREASURY	5,350,000.00	8,094,015.00	
	UK TREASURY	5,700,000.00	8,042,130.00	
	UK TREASURY	5,750,000.00	7,863,125.00	
	UK TREASURY	6,600,000.00	9,455,820.00	
	UK TREASURY	3,800,000.00	5,373,200.00	
	UK TREASURY	4,400,000.00	6,779,960.00	
	UK TREASURY	4,200,000.00	6,113,520.00	
	UK TREASURY	5,300,000.00	7,812,730.00	
	UK TREASURY	6,100,000.00	9,480,620.00	
	UK TREASURY	20,000,000.00	27,306,000.00	
	UK TREASURY	5,950,000.00	9,291,520.00	
	UK TREASURY	1,000,000.00	938,400.00	
	UK TREASURY	5,350,000.00	8,665,930.00	
	UK TREASURY	8,750,000.00	13,454,875.00	
	UK TREASURY	1,100,000.00	1,130,360.00	
	UK TREASURY	500,000.00	646,000.00	
	UK TREASURY	6,200,000.00	10,238,680.00	
	UK TSY 3 1/4% 2044	20,300,000.00	26,428,570.00	
	UNITED KINGDOM(GOVERNMEN	8,000,000.00	13,861,600.00	
小計	銘柄数：34	240,030,000.00	312,817,922.40	
			(44,348,196,858)	
	組入時価比率：6.8%		6.9%	

スイスフラン	SWITZERLAND GOVERNMENT	4,750,000.00	5,230,700.00	
	SWITZERLAND GOVERNMENT	3,600,000.00	5,163,480.00	
	小計	銘柄数：2	8,350,000.00	10,394,180.00
		組入時価比率：0.2%		(1,184,208,927) 0.2%
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	39,700,000.00	46,646,706.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	53,400,000.00	62,243,040.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	28,300,000.00	30,452,016.90	
	SWEDISH GOVERNMENT	35,650,000.00	41,100,885.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	12,000,000.00	12,349,812.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	14,100,000.00	13,980,544.80	
	SWEDISH GOVERNMENT	17,000,000.00	22,977,353.00	
	小計	銘柄数：7	200,150,000.00	229,750,357.70
	組入時価比率：0.5%		(3,129,199,871) 0.5%	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	24,800,000.00	26,491,360.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	27,600,000.00	30,486,960.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	14,300,000.00	14,930,630.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	44,900,000.00	49,713,280.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	4,812,565.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	4,695,535.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	7,300,000.00	7,395,995.00	
	小計	銘柄数：7	128,300,000.00	138,526,325.00
	組入時価比率：0.3%		(1,922,745,391) 0.3%	
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	2,500,000.00	2,527,225.00	
	KINGDOM OF DENMARK	34,300,000.00	37,834,958.00	
	KINGDOM OF DENMARK	37,100,000.00	42,342,230.00	
	KINGDOM OF DENMARK	31,370,000.00	34,306,232.00	
	KINGDOM OF DENMARK	31,400,000.00	35,177,420.00	
	KINGDOM OF DENMARK	4,000,000.00	3,976,512.00	
	KINGDOM OF DENMARK	46,300,000.00	77,852,246.20	
	小計	銘柄数：7	186,970,000.00	234,016,823.20
	組入時価比率：0.6%		(4,071,892,723) 0.6%	

ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	5,300,000.00	5,201,420.00		
	POLAND GOVERNMENT BOND	6,300,000.00	6,470,100.00		
	POLAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	8,076,750.00		
	POLAND GOVERNMENT BOND	6,300,000.00	6,205,500.00		
	POLAND GOVERNMENT BOND	30,700,000.00	33,573,520.00		
	POLAND GOVERNMENT BOND	11,100,000.00	12,530,790.00		
	POLAND GOVERNMENT BOND	9,400,000.00	10,747,020.00		
	POLAND GOVERNMENT BOND	12,500,000.00	13,271,875.00		
	POLAND GOVERNMENT BOND	23,000,000.00	23,088,550.00		
	POLAND GOVERNMENT BOND	9,500,000.00	8,922,875.00		
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,049,960.00		
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	4,575,697.50		
	小計	銘柄数：12	127,500,000.00	134,714,057.50	
		組入時価比率：0.6%		(4,085,877,363)	0.6%
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	60,000.00	61,104.00		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	12,900,000.00	13,610,299.80		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,200,000.00	5,302,341.20		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	13,100,000.00	13,979,167.20		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,700,000.00	10,614,881.50		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	11,550,418.80		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	397,539.20		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	8,400,000.00	9,780,540.00		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	8,100,000.00	9,478,741.50		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,200,000.00	7,346,880.00		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	17,600,000.00	18,522,838.40		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	12,780,000.00	14,431,176.00		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,650,000.00	11,403,279.55		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	806,139.20		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,000,000.00	8,613,000.00		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,100,000.00	10,597,071.50		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,000,000.00	5,958,695.00		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,800,000.00	1,710,050.40		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,400,000.00	5,844,182.40		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,800,000.00	3,758,580.00		

小計	AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	180,900.00	
	銘柄数：21	152,390,000.00	163,947,825.65 (14,301,168,831)	
	組入時価比率：2.2%		2.2%	
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	1,050,000.00	1,080,765.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	4,950,000.00	5,058,009.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	4,000,000.00	4,220,000.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,980,000.00	3,058,970.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,400,000.00	1,498,700.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	3,160,500.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,300,000.00	2,463,300.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,900,000.00	4,354,623.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,400,000.00	2,545,668.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	560,750.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,900,000.00	3,042,100.00	
	小計	銘柄数：11	29,380,000.00	31,043,385.00 (2,505,201,169)
		組入時価比率：0.4%		0.4%
リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	403,411.60	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,800,000.00	2,811,620.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	900,000.00	906,902.10	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,400,000.00	3,419,359.60	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	11,900,000.00	12,158,765.50	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	6,600,000.00	6,614,110.80	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,400,000.00	2,427,768.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	6,000,000.00	6,151,734.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	8,700,000.00	8,851,701.90	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,530,535.40	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	11,000,000.00	10,799,349.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	5,800,000.00	5,881,200.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	600,000.00	596,580.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	8,800,000.00	8,998,000.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	7,000,000.00	6,633,536.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,800,000.00	1,705,737.60	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,700,000.00	2,938,650.30	

	小計	MALAYSIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	5,769,437.40	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,400,000.00	4,306,104.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	4,527,495.90	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	375,432.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	7,600,000.00	7,760,018.00	
		銘柄数：22	108,200,000.00	108,567,449.10	(2,782,583,720)
		組入時価比率：0.4%			0.4%
	ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	9,200,000.00	9,305,901.20	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	25,300,000.00	25,268,463.55	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	26,100,000.00	25,526,335.05	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	25,200,000.00	25,095,785.40	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	71,300,000.00	80,194,675.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	28,000,000.00	25,788,697.20	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	30,000,000.00	24,981,000.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	46,400,000.00	42,486,327.04	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	47,100,000.00	33,794,692.74	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	32,000,000.00	28,793,600.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	4,800,000.00	4,473,643.20	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	30,600,000.00	21,679,503.30	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	32,100,000.00	28,971,479.43	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	50,200,000.00	45,359,058.38	
		小計	銘柄数：14	458,300,000.00	421,719,161.49
	組入時価比率：0.5%			0.5%	
合計			645,170,424,255	(645,170,424,255)	

(注1)外貨建有望証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有望証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成29年8月17日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	1,335,616,869	-	1,329,580,000	6,036,869

米ドル	587,073,529	-	582,947,000	4,126,529
ユーロ	564,375,540	-	562,977,000	1,398,540
英ポンド	99,675,800	-	99,232,000	443,800
スウェーデンクローナ	24,642,000	-	24,516,000	126,000
豪ドル	34,800,000	-	34,888,000	88,000
ランド	25,050,000	-	25,020,000	30,000
合計	1,335,616,869	-	1,329,580,000	6,036,869

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価していません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位: 円)

(平成 29 年 8 月 17 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	45,373,230
コール・ローン	43,462,083
国債証券	10,229,449,690
未収利息	131,962,514
前払費用	10,398,735
流動資産合計	10,460,646,252
資産合計	10,460,646,252
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	177,346
未払金	58,494,700
未払解約金	3,315,444
未払利息	56
その他未払費用	82,900
流動負債合計	62,070,446
負債合計	62,070,446
純資産の部	

元本等	
元本	5,656,393,715
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	4,742,182,091
元本等合計	10,398,575,806
純資産合計	10,398,575,806
負債純資産合計	10,460,646,252

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(貸借対照表に関する注記)

平成 29 年 8 月 17 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.8384 円
(10,000 口当たり純資産額)	(18,384 円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

<p>自 平成 29 年 2 月 18 日</p> <p>至 平成 29 年 8 月 17 日</p>
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p>

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 8 月 17 日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
ん。

2. 時価の算定方法
国債証券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており
ます。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成 29 年 8 月 17 日現在

	平成 29 年 2 月 18 日
期首	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	4,499,141,347 円
同期中における追加設定元本額	1,471,246,185 円
同期中における一部解約元本額	313,993,817 円
期末元本額	5,656,393,715 円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	1,412,603,165 円
ネクストコア	121,757,560 円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	290,916,345 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	759,083 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	485,343 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	1,928,690 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	401,447 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	206,639 円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	49,585,800 円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	77,952,910 円
ノムラ新興国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	3,579,910 円
新興国債券・インデックスF(適格機関投資家専用)	117,727,065 円
野村新興国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	2,999,412,802 円
野村DC運用戦略ファンド	565,616,399 円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	13,460,557 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成 29 年 8 月 17 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成 29 年 8 月 17 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ARGENT-GLOBAL	640,000.00	1,019,786.30	
		ARGENT-GLOBAL	420,000.00	653,041.24	
		ARGENT-GLOBAL	1,100,000.00	749,650.00	

	BOLIVARIAN REP OF VZLA	400,000.00	168,400.00
	BOLIVARIAN REP OF VZLA	500,000.00	220,500.00
	BOLIVARIAN REP OF VZLA	350,000.00	129,517.50
	BOLIVARIAN REP OF VZLA	400,000.00	145,680.00
	BOLIVARIAN REP OF VZLA	300,000.00	112,200.00
	BRAZIL GLOBAL	350,000.00	399,875.00
	BRAZIL GLOBAL	650,000.00	838,500.00
	BRAZIL GLOBAL	200,000.00	288,500.00
	BRAZIL GLOBAL	720,000.00	923,400.00
	BRAZIL GLOBAL	700,000.00	820,750.00
	COLOMBIA GLOBAL	250,000.00	320,062.50
	COLOMBIA GLOBAL	420,000.00	549,150.00
	CROATIA	200,000.00	221,398.00
	CROATIA	200,000.00	222,910.00
	CROATIA	600,000.00	667,218.00
	CROATIA	600,000.00	684,942.00
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	300,000.00	316,830.00
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	930,000.00	987,195.00
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	400,000.00	380,000.00
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	800,000.00	807,000.00
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	200,000.00	221,500.00
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	600,000.00	598,500.00
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,100,000.00	999,625.00
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	200,000.00	197,750.00
	HUNGARY	200,000.00	206,350.00
	HUNGARY	600,000.00	677,350.20
	HUNGARY	300,000.00	347,935.50
	HUNGARY	700,000.00	800,953.30
	INDONESIA GLOBAL	600,000.00	690,434.40
	INDONESIA GLOBAL	400,000.00	586,720.00
	MEXICO GLOBAL	99,000.00	133,897.50
	MEXICO GLOBAL	380,000.00	494,000.00
	PANAMA GLOBAL	300,000.00	384,750.00
	PANAMA GLOBAL	300,000.00	430,500.00
	PANAMA GLOBAL	250,000.00	373,750.00

	PANAMA GLOBAL	450,000.00	588,375.00
	PERU GLOBAL	500,000.00	656,750.00
	PERU GLOBAL	320,000.00	425,600.00
	PHILIPPINES GLOBAL	650,000.00	1,050,013.90
	PHILIPPINES GLOBAL	200,000.00	289,608.40
	PHILIPPINES GLOBAL	500,000.00	659,432.00
	REPUBLIC OF ARGENTINA	800,000.00	844,400.00
	REPUBLIC OF ARGENTINA	1,200,000.00	1,302,450.00
	REPUBLIC OF ARGENTINA	750,000.00	783,750.00
	REPUBLIC OF ARGENTINA	2,000,000.00	2,202,400.00
	REPUBLIC OF ARGENTINA	1,400,000.00	1,481,200.00
	REPUBLIC OF ARGENTINA	800,000.00	819,600.00
	REPUBLIC OF ARGENTINA	750,000.00	804,375.00
	REPUBLIC OF COLOMBIA	600,000.00	642,300.00
	REPUBLIC OF COLOMBIA	200,000.00	196,700.00
	REPUBLIC OF COLOMBIA	600,000.00	625,050.00
	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,000,000.00	1,066,875.00
	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,020,000.00	1,184,220.00
	REPUBLIC OF COLOMBIA	900,000.00	993,600.00
	REPUBLIC OF COLOMBIA	600,000.00	610,800.00
	REPUBLIC OF CROATIA	300,000.00	327,198.00
	REPUBLIC OF HUNGARY	720,000.00	786,610.08
	REPUBLIC OF HUNGARY	600,000.00	676,950.00
	REPUBLIC OF HUNGARY	350,000.00	533,979.60
	REPUBLIC OF INDONESIA	350,000.00	402,284.75
	REPUBLIC OF INDONESIA	700,000.00	753,729.90
	REPUBLIC OF INDONESIA	900,000.00	933,272.10
	REPUBLIC OF INDONESIA	600,000.00	607,976.40
	REPUBLIC OF INDONESIA	250,000.00	280,046.25
	REPUBLIC OF INDONESIA	1,100,000.00	1,150,623.10
	REPUBLIC OF INDONESIA	200,000.00	217,320.60
	REPUBLIC OF INDONESIA	600,000.00	850,161.60
	REPUBLIC OF INDONESIA	400,000.00	438,605.20
	REPUBLIC OF INDONESIA	600,000.00	789,019.80
	REPUBLIC OF INDONESIA	400,000.00	434,080.80

	REPUBLIC OF INDONESIA	400,000.00	482,490.80
	REPUBLIC OF INDONESIA	600,000.00	665,397.00
	REPUBLIC OF PANAMA	150,000.00	162,375.00
	REPUBLIC OF PANAMA	400,000.00	417,000.00
	REPUBLIC OF PANAMA	200,000.00	208,500.00
	REPUBLIC OF PERU	200,000.00	219,800.00
	REPUBLIC OF PERU	250,000.00	387,750.00
	REPUBLIC OF PERU	500,000.00	620,750.00
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,300,000.00	1,385,410.00
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,400,000.00	1,534,635.20
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	600,000.00	808,665.60
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	400,000.00	474,748.40
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	600,000.00	628,928.40
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	650,000.00	700,868.35
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	400,000.00	427,358.40
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	250,000.00	274,693.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	300,000.00	308,256.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	550,000.00	598,657.40
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	700,000.00	666,242.50
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	200,000.00	196,064.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	250,000.00	273,071.25
	REPUBLIC OF TURKEY	400,000.00	427,392.00
	REPUBLIC OF TURKEY	600,000.00	629,690.40
	REPUBLIC OF TURKEY	900,000.00	989,573.40
	REPUBLIC OF TURKEY	700,000.00	700,756.70
	REPUBLIC OF TURKEY	400,000.00	452,389.60
	REPUBLIC OF TURKEY	900,000.00	936,522.00
	REPUBLIC OF TURKEY	800,000.00	721,195.20
	REPUBLIC OF TURKEY	700,000.00	784,294.00
	REPUBLIC OF VENEZUELA	450,000.00	186,750.00
	REPUBLIC OF VENEZUELA	700,000.00	304,500.00
	REPUBLIC OF VENEZUELA	200,000.00	73,000.00
	ROMANIA	400,000.00	466,020.00
	ROMANIA	600,000.00	645,588.00
	ROMANIA	500,000.00	553,965.00

	ROMANIA	200,000.00	253,860.00
	RUSSIA	200,000.00	351,560.00
	RUSSIA	1,767,500.00	2,125,489.45
	RUSSIA FOREIGN BOND	900,000.00	955,119.60
	RUSSIAN FEDERATION	200,000.00	203,753.60
	RUSSIAN FEDERATION	1,400,000.00	1,487,502.80
	RUSSIAN FEDERATION	1,200,000.00	1,300,174.80
	RUSSIAN FEDERATION	1,000,000.00	1,053,350.00
	RUSSIAN FEDERATION	600,000.00	658,914.00
	RUSSIAN FEDERATION	400,000.00	454,418.40
	TURKEY GLOBAL	650,000.00	693,655.30
	TURKEY GLOBAL	650,000.00	714,353.25
	TURKEY GLOBAL	800,000.00	857,791.20
	TURKEY GLOBAL	1,250,000.00	1,466,358.75
	TURKEY GLOBAL	450,000.00	722,812.50
	TURKEY GLOBAL	400,000.00	504,056.00
	TURKEY GLOBAL	820,000.00	938,859.00
	TURKEY GLOBAL	150,000.00	178,350.00
	UKRAINE GOVERNMENT REGS	765,000.00	792,922.50
	UKRAINE GOVERNMENT REGS	409,000.00	422,957.12
	UKRAINE GOVERNMENT REGS	209,000.00	213,618.90
	UKRAINE GOVERNMENT REGS	700,000.00	710,444.00
	UKRAINE GOVERNMENT REGS	800,000.00	804,484.00
	UKRAINE GOVERNMENT REGS	500,000.00	491,250.00
	UNITED MEXICAN STATES	800,000.00	848,800.00
	UNITED MEXICAN STATES	300,000.00	325,200.00
	UNITED MEXICAN STATES	200,000.00	210,300.00
	UNITED MEXICAN STATES	1,100,000.00	1,152,250.00
	UNITED MEXICAN STATES	850,000.00	894,625.00
	UNITED MEXICAN STATES	1,000,000.00	1,020,000.00
	UNITED MEXICAN STATES	1,000,000.00	1,049,000.00
	UNITED MEXICAN STATES	910,000.00	1,081,762.50
	UNITED MEXICAN STATES	1,000,000.00	1,015,000.00
	UNITED MEXICAN STATES	1,000,000.00	1,136,250.00
	UNITED MEXICAN STATES	900,000.00	892,800.00

		VENEZUELA GLOBAL	150,000.00	81,000.00	
		VENEZUELA GLOBAL	200,000.00	78,428.00	
		VENEZUELA GLOBAL	100,000.00	35,850.00	
		VENEZUELA GLOBAL	600,000.00	246,000.00	
		VENEZUELA GLOBAL	200,000.00	78,500.00	
	小計	銘柄数：148	86,249,500.00	92,994,997.19	
		組入時価比率：98.4%		(10,229,449,690)	
				100.0%	
合計				10,229,449,690	
				(10,229,449,690)	

(注1)外貨建有望証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有望証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成29年8月17日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	37,572,346	-	37,395,000	177,346
米ドル	37,572,346	-	37,395,000	177,346
合計	37,572,346	-	37,395,000	177,346

(注)時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(平成29年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	83,220,366
コール・ローン	20,804,487
国債証券	5,244,103,252
派生商品評価勘定	107,885
未収利息	60,631,970
前払費用	8,586,347
流動資産合計	5,417,454,307
資産合計	5,417,454,307
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	179,442
未払金	51,614,078
未払解約金	212,479
未払利息	27
その他未払費用	187,600
流動負債合計	52,193,626
負債合計	52,193,626
純資産の部	
元本等	
元本	3,994,898,396
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 ()	1,370,362,285
元本等合計	5,365,260,681
純資産合計	5,365,260,681
負債純資産合計	5,417,454,307

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(貸借対照表に関する注記)

平成 29 年 8 月 17 日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3430円
(10,000口当たり純資産額)	(13,430円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

	自平成29年2月18日 至平成29年8月17日
1.金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。	
市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	
信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	
流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

	平成29年8月17日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	
国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

	平成29年8月17日現在	平成29年2月18日
期首		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		3,335,139,854円
同期中における追加設定元本額		1,212,714,127円
同期中における一部解約元本額		552,955,585円
期末元本額		3,994,898,396円
期末元本額の内訳*		
野村資産設計ファンド2015		13,138,928円
野村資産設計ファンド2020		14,978,565円
野村資産設計ファンド2025		17,655,121円
野村資産設計ファンド2030		14,740,768円
野村資産設計ファンド2035		9,958,411円
野村資産設計ファンド2040		24,363,176円
野村資産設計ファンド2045		2,169,995円
野村インデックスファンド・新興国債券		525,997,999円

ネクストコア	110,575,536 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	157,021,871 円
野村資産設計ファンド2050	2,042,561 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026 - 2028年目標型	1,432,308 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029 - 2031年目標型	403,419 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032 - 2034年目標型	345,952 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035 - 2037年目標型	290,849 円
ノムラFOfs用インデックスファンド・新興国債券(適格機関投資家専用)	2,240,794,880 円
野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド	341,056,885 円
野村DC運用戦略ファンド	506,924,888 円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	11,006,284 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成29年8月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成29年8月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	アルゼンチンペソ	REPUBLIC OF ARGENTINA	1,900,000.00	2,154,125.00		
		REPUBLIC OF ARGENTINA	6,800,000.00	7,854,000.00		
		小計	銘柄数: 2	8,700,000.00	10,008,125.00 (63,951,918)	
			組入時価比率: 1.2%		1.2%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,400,000.00	2,449,200.00		
		MEX BONOS DESARR FIX RT	14,100,000.00	13,592,118.00		
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,950,000.00	11,316,277.50		
		MEX BONOS DESARR FIX RT	3,500,000.00	3,476,480.00		
		MEX BONOS DESARR FIX RT	9,700,000.00	9,617,356.00		
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,600,000.00	5,460,384.00		
		MEX BONOS DESARR FIX RT	5,100,000.00	4,748,304.00		
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,850,000.00	2,984,463.00		
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,200,000.00	1,355,016.00		
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,900,000.00	8,449,445.00		
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,000,000.00	4,291,960.00		
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,700,000.00	2,218,092.00		
		MEX BONOS DESARR FIX RT	5,000,000.00	5,754,000.00		
MEX BONOS DESARR FIX RT		5,700,000.00	6,092,331.00			
MEXICAN FIXED RATE BONDS	3,400,000.00	3,619,674.00				

小計	銘柄数：15 組入時価比率：9.9%	82,100,000.00	85,425,100.50 (532,198,376) 10.2%
レアル	LETRA TESOURO NACIONAL	790,000.00	725,780.90
	LETRA TESOURO NACIONAL	2,430,000.00	2,187,503.01
	LETRA TESOURO NACIONAL	4,310,000.00	3,712,793.47
	LETRA TESOURO NACIONAL	800,000.00	624,223.20
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	196,000.00	2,029,803.44
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	330,000.00	3,386,143.20
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	251,000.00	2,556,535.40
小計	銘柄数：7 組入時価比率：9.9%	9,107,000.00	15,222,782.62 (531,122,885) 10.1%
チリペソ	BONOS TESORERIA PESOS	280,000,000.00	291,914,000.00
	REPUBLIC OF CHILE	300,000,000.00	319,533,000.00
小計	銘柄数：2 組入時価比率：1.9%	580,000,000.00	611,447,000.00 (104,190,568) 2.0%
コロンビアペソ	REPUBLIC OF COLOMBIA	4,670,000,000.00	5,019,269,300.00
	REPUBLIC OF COLOMBIA	4,050,000,000.00	5,057,964,000.00
小計	銘柄数：2 組入時価比率：6.9%	8,720,000,000.00	10,077,233,300.00 (372,857,632) 7.1%
ソル	BONOS DE TESORERIA	800,000.00	836,816.00
	BONOS DE TESORERIA	700,000.00	730,325.40
	PERU BONO SOBERANO	480,000.00	533,756.16
	PERU BONO SOBERANO	700,000.00	781,492.60
	PERU BONO SOBERANO	620,000.00	686,357.36
	REPUBLIC OF PERU	500,000.00	534,809.00
小計	銘柄数：6 組入時価比率：2.6%	3,800,000.00	4,103,556.52 (139,192,637) 2.7%
トルコリラ	TURKEY GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,579,877.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	710,000.00	702,900.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,050,000.00	968,625.00

	TURKEY GOVERNMENT BOND	950,000.00	914,850.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	300,000.00	298,800.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	650,000.00	622,056.50	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,190,000.00	1,090,349.40	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,770,000.00	1,513,350.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,160,000.00	1,068,360.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	520,000.00	517,140.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	310,000.00	287,525.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,020,000.00	887,410.20	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,506,000.00	
小計	銘柄数：13	13,830,000.00	12,957,243.10	
			(405,432,136)	
	組入時価比率：7.6%		7.7%	
チェココルナ	CZECH REPUBLIC	15,500,000.00	16,113,025.00	
	CZECH REPUBLIC	4,000,000.00	4,060,000.00	
	CZECH REPUBLIC	17,900,000.00	18,393,145.00	
	CZECH REPUBLIC	2,100,000.00	2,055,186.00	
小計	銘柄数：4	39,500,000.00	40,621,356.00	
			(201,888,139)	
	組入時価比率：3.8%		3.8%	
フォロント	HUNGARY GOVERNMENT BOND	49,000,000.00	54,794,250.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	65,364,390.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	38,000,000.00	41,078,988.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	81,000,000.00	98,111,250.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,857,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	44,861,256.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	77,000,000.00	93,940,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	50,000,000.00	51,880,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	37,000,000.00	44,242,750.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	55,000,000.00	54,714,605.00	
小計	銘柄数：10	506,000,000.00	569,844,489.00	
			(242,183,907)	
	組入時価比率：4.5%		4.6%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	3,090,000.00	3,173,430.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	380,000.00	409,222.00	

	POLAND GOVERNMENT BOND	630,000.00	620,550.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,230,000.00	1,345,128.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,678,070.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,168,800.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	500,000.00	564,450.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	900,000.00	883,080.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	980,000.00	1,120,434.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,140,000.00	1,210,395.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	700,000.00	702,695.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,850,000.00	1,737,612.50	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,100,000.00	1,024,980.00	
小計	銘柄数：13	15,400,000.00	15,638,846.50	
			(474,326,214)	
	組入時価比率：8.8%		9.0%	
ルール	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	30,700,000.00	30,135,120.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	28,000,000.00	27,104,000.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	31,000,000.00	30,910,100.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	20,000,000.00	19,330,000.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	39,000,000.00	39,273,390.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	20,000,000.00	19,262,800.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	19,000,000.00	20,330,190.00	
小計	銘柄数：7	187,700,000.00	186,345,600.00	
			(344,739,360)	
	組入時価比率：6.4%		6.6%	
レイ	ROMANIA	1,600,000.00	1,633,472.00	
	ROMANIA	540,000.00	548,688.60	
	ROMANIA	790,000.00	815,248.40	
	ROMANIA	300,000.00	339,165.00	
	ROMANIA	500,000.00	515,080.00	
	ROMANIA	250,000.00	287,130.00	
	ROMANIA	920,000.00	989,699.20	
	ROMANIA	310,000.00	357,333.90	
小計	銘柄数：8	5,210,000.00	5,485,817.10	
			(154,864,616)	
	組入時価比率：2.9%		3.0%	

リンギ	MALAYSIAN GOVERNMENT	660,000.00	662,739.00
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,060,000.00	2,104,794.70
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,306,914.70
	MALAYSIAN GOVERNMENT	320,000.00	328,092.48
	MALAYSIAN GOVERNMENT	900,000.00	915,693.30
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,298,965.20
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,050,000.00	1,034,143.95
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,280,000.00	1,256,651.52
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,723,800.00
	MALAYSIAN GOVERNMENT	340,000.00	347,650.00
	MALAYSIAN GOVERNMENT	800,000.00	791,268.80
	MALAYSIAN GOVERNMENT	740,000.00	701,247.68
	MALAYSIAN GOVERNMENT	200,000.00	202,436.40
	MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	375,432.00
	MALAYSIAN GOVERNMENT	200,000.00	194,444.60
小計	銘柄数：15 組入時価比率：6.3%	13,250,000.00	13,244,274.33 (339,450,751) 6.5%
パーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND	4,800,000.00	4,945,977.60
	THAILAND GOVERNMENT BOND	10,100,000.00	10,531,138.70
	THAILAND GOVERNMENT BOND	15,500,000.00	15,928,885.00
	THAILAND GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	16,180,935.00
	THAILAND GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,005,450.00
	THAILAND GOVERNMENT BOND	14,500,000.00	15,793,458.00
	THAILAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,746,103.50
	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,200,000.00	10,229,700.80
	THAILAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	8,174,610.00
	THAILAND GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	12,249,780.00
	THAILAND GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,434,955.00
	THAILAND GOVERNMENT BOND	8,400,000.00	8,801,318.40
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：7.4%	111,500,000.00
フィリピンペソ	REPUBLIC OF PHILIPPINES	5,000,000.00	5,142,200.00
小計	銘柄数：1	5,000,000.00	5,142,200.00

			(11,004,308)	
		組入時価比率：0.2%	0.2%	
ルピア	INDONESIA GOVERNMENT	1,700,000,000.00	1,738,615,500.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,900,000,000.00	3,271,304,400.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,700,000,000.00	2,051,170,700.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	7,380,000,000.00	7,501,770,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,630,000,000.00	4,990,084,360.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	5,880,000,000.00	7,344,849,120.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	9,050,000,000.00	9,139,857,450.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,930,000,000.00	3,323,542,950.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,110,000,000.00	1,402,430,610.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,400,000,000.00	2,832,192,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,500,000,000.00	2,644,530,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,200,000,000.00	1,218,000,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,500,000,000.00	3,237,944,500.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,280,000,000.00	4,620,260,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,600,000,000.00	4,920,850,000.00	
小計	銘柄数：15	55,760,000,000.00	60,237,401,590.00	
			(499,970,433)	
		組入時価比率：9.3%	9.5%	
ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	7,340,000.00	7,178,670.47	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	4,000,000.00	3,983,458.00	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	6,700,000.00	7,535,825.00	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	6,000,000.00	5,526,149.40	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	6,360,000.00	5,295,972.00	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,800,000.00	1,698,442.56	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,700,000.00	2,654,784.78	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	4,900,000.00	4,409,020.00	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	7,850,000.00	5,561,571.92	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,000,000.00	1,805,076.60	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	6,400,000.00	5,782,828.16	
	小計	銘柄数：11	57,050,000.00	51,431,798.89
			(429,455,520)	
		組入時価比率：8.0%	8.2%	
合計			5,244,103,252	

(5,244,103,252)

(注1)外貨建有利証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有利証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成29年8月17日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	35,379,842	-	35,200,400	179,442
米ドル	18,791,071	-	18,697,400	93,671
リング	6,445,621	-	6,407,500	38,121
パーツ	10,143,150	-	10,095,500	47,650
売建	16,588,771	-	16,480,886	107,885
米ドル	16,588,771	-	16,480,886	107,885
合計	-	-	-	71,557

(注)時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

J-REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(平成29年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	361,206,802
投資証券	26,935,607,550
未収配当金	178,938,626
差入委託証拠金	28,734,940
流動資産合計	27,504,487,918
資産合計	27,504,487,918

負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	17,025,380
未払金	27,749,700
未払解約金	10,577,171
未払利息	470
流動負債合計	55,352,721
負債合計	55,352,721
純資産の部	
元本等	
元本	14,486,574,275
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	12,962,560,922
元本等合計	27,449,135,197
純資産合計	27,449,135,197
負債純資産合計	27,504,487,918

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(貸借対照表に関する注記)

平成 29 年 8 月 17 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.8948 円
(10,000 口当たり純資産額)	(18,948 円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成 29 年 2 月 18 日 至 平成 29 年 8 月 17 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 8 月 17 日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法
投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成 29 年 8 月 17 日現在

期首	平成 29 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	11,851,562,969 円
同期中における追加設定元本額	5,883,853,000 円
同期中における一部解約元本額	3,248,841,694 円
期末元本額	14,486,574,275 円
期末元本額の内訳*	
野村世界 6 資産分散投信(安定コース)	1,110,086,439 円
野村世界 6 資産分散投信(分配コース)	3,159,365,570 円
野村世界 6 資産分散投信(成長コース)	863,583,055 円
野村資産設計ファンド 2 0 1 5	25,540,262 円
野村資産設計ファンド 2 0 2 0	22,778,022 円
野村資産設計ファンド 2 0 2 5	22,870,692 円
野村資産設計ファンド 2 0 3 0	24,830,147 円
野村資産設計ファンド 2 0 3 5	19,350,331 円
野村資産設計ファンド 2 0 4 0	37,872,466 円
野村資産設計ファンド 2 0 4 5	3,162,947 円
野村インデックスファンド・J-REIT	3,308,830,420 円
ネクストコア	169,579,974 円
野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型	418,583,026 円
野村 J-REIT インデックス(野村 SMA・EW 向け)	601,882,277 円
野村世界 6 資産分散投信(配分変更コース)	415,009,389 円
野村資産設計ファンド 2 0 5 0	3,572,230 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	53,218 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	49,866 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	210,039 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	49,307 円

インデックス・ブレード(タイプ)	61,028 円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	3,276,226 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・J-REIT(適格機関投資家専用)	997,416,129 円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	738,527,045 円
J-REITインデックスファンド(適格機関投資家専用)	1,738,476,292 円
野村DC運用戦略ファンド	785,777,573 円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	15,780,305 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成29年8月17日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成29年8月17日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	1,179	534,676,500	
		MCUBS MidCity投資法人 投資証券	718	238,376,000	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	3,812	524,912,400	
		産業ファンド投資法人 投資証券	964	473,806,000	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	3,286	917,451,200	
		ケネディクス・レジデンシャル投資法人 投資証券	805	226,527,000	
		アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	1,534	737,087,000	
		GLP投資法人 投資証券	6,213	751,773,000	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,294	302,149,000	
		日本プロロジスリート投資法人 投資証券	4,464	1,060,200,000	
		星野リゾート・リート投資法人 投資証券	441	248,283,000	
		Oneリート投資法人 投資証券	388	83,264,800	
		イオンリート投資法人 投資証券	3,114	374,925,600	
		ヒューリックリート投資法人 投資証券	2,276	383,278,400	
		日本リート投資法人 投資証券	954	294,786,000	
		インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 投資証券	1,985	212,990,500	
		日本ヘルスケア投資法人 投資証券	172	28,259,600	
積水ハウス・リート投資法人 投資	2,226	300,955,200			

証券			
トーセイ・リート投資法人 投資証券	446	47,231,400	
ケネディクス商業リート投資法人 投資証券	1,290	312,309,000	
ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	437	42,563,800	
サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	616	52,483,200	
ジャパン・シニアリビング投資法人 投資証券	195	27,846,000	
野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	10,182	1,530,354,600	
いちごホテルリート投資法人 投資証券	561	61,429,500	
ラサールロジポート投資法人 投資証券	2,677	293,131,500	
スターアジア不動産投資法人 投資証券	737	77,090,200	
マリモ地方創生リート投資法人 投資証券	198	18,909,000	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	574	182,245,000	
大江戸温泉リート投資法人 投資証券	451	39,642,900	
さくら総合リート投資法人 投資証券	853	76,002,300	
投資法人みらい 投資証券	452	77,066,000	
森トラスト・ホテルリート投資法人 投資証券	769	116,580,400	
日本ビルファンド投資法人 投資証券	3,437	1,996,897,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	3,355	1,885,510,000	
日本リテールファンド投資法人 投資証券	6,827	1,396,121,500	
オリックス不動産投資法人 投資証券	6,847	1,117,430,400	
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	2,241	906,484,500	
プレミア投資法人 投資証券	3,205	346,781,000	
東急リアル・エステート投資法人 投資証券	2,379	322,354,500	
グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	570	220,590,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	7,827	1,282,845,300	

	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	2,536	460,791,200	
	インヴィンシブル投資法人 投資証券	7,913	365,976,250	
	フロンティア不動産投資法人 投資証券	1,207	570,307,500	
	平和不動産リート投資法人 投資証券	2,210	200,668,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	2,255	511,208,500	
	福岡リート投資法人 投資証券	1,722	293,428,800	
	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	1,037	649,162,000	
	積水ハウス・レジデンシャル投資法人 投資証券	2,691	312,694,200	
	いちごオフィスリート投資法人 投資証券	2,748	206,100,000	
	大和証券オフィス投資法人 投資証券	765	425,340,000	
	阪急リート投資法人 投資証券	1,454	200,797,400	
	スターツプロシード投資法人 投資証券	559	84,409,000	
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	3,650	1,004,845,000	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	10,243	787,686,700	
	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	3,992	330,537,600	
	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	3,178	408,055,200	
小計	銘柄数：58 組入時価比率：98.1%	141,111	26,935,607,550	100.0%
合計			26,935,607,550	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成29年8月17日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	529,544,940	-	512,552,500	17,025,380
合計	529,544,940	-	512,552,500	17,025,380

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

海外REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(平成29年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	57,156,427
コール・ローン	19,265,938
投資証券	20,025,043,205
派生商品評価勘定	138,600
未収入金	1,055,900
未収配当金	61,394,505
差入委託証拠金	38,230,993
流動資産合計	20,202,285,568
資産合計	20,202,285,568
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	555,072
未払金	43,189,713
未払解約金	1,206,856
未払利息	25
その他未払費用	167,600
流動負債合計	45,119,266
負債合計	45,119,266
純資産の部	
元本等	
元本	9,290,711,543
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	10,866,454,759
元本等合計	20,157,166,302
純資産合計	20,157,166,302
負債純資産合計	20,202,285,568

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価</p>
-------------------	---

	<p>しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(貸借対照表に関する注記)

平成 29 年 8 月 17 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2.1696 円
(10,000 口当たり純資産額)	(21,696 円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成 29 年 2 月 18 日 至 平成 29 年 8 月 17 日
1. 金融商品に対する取組方針
<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p>
<p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p>
<p>これらは、REIT の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>
<p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT 指数先物取引を行っております。</p>
<p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制
<p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p>
市場リスクの管理
<p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p>
信用リスクの管理
<p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p>
流動性リスクの管理
<p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 8 月 17 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p>	
2. 時価の算定方法	

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成 29 年 8 月 17 日現在	
期首	平成 29 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	8,816,922,680 円
同期中における追加設定元本額	1,336,375,473 円
同期中における一部解約元本額	862,586,610 円
期末元本額	9,290,711,543 円
期末元本額の内訳*	
野村世界 6 資産分散投信(安定コース)	972,560,130 円
野村世界 6 資産分散投信(分配コース)	2,767,958,275 円
野村世界 6 資産分散投信(成長コース)	756,595,517 円
野村資産設計ファンド 2015	22,376,067 円
野村資産設計ファンド 2020	19,956,098 円
野村資産設計ファンド 2025	20,037,288 円
野村資産設計ファンド 2030	21,753,564 円
野村資産設計ファンド 2035	16,953,047 円
野村資産設計ファンド 2040	33,180,520 円
野村資産設計ファンド 2045	2,771,060 円
野村インデックスファンド・外国 REIT	1,688,893,227 円
ネクストコア	111,949,758 円
野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス	192,466,072 円
野村世界 6 資産分散投信(配分変更コース)	663,989,155 円
野村資産設計ファンド 2050	3,129,661 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	183,989 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	108,596 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	636,640 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	191,760 円
インデックス・ブレンド(タイプ)	175,371 円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア) REIT	48,096,773 円
ノムラ海外 REIT インデックス・ファンド VA (適格機関投資家専用)	400,596,151 円
ノムラ FOFs 用インデックスファンド・外国 REIT (適格機関投資家専用)	1,012,317,281 円
野村 DC 運用戦略ファンド	521,482,847 円
野村 DC 運用戦略ファンド(マイルド)	12,352,696 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(平成 29 年 8 月 17 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成 29 年 8 月 17 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	13,900	404,629.00	

	AGREE REALTY CORP	4,500	220,635.00
	ALEXANDERS INC	590	243,428.10
	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	14,710	1,793,149.00
	AMERICAN ASSETS TRUST INC	6,800	276,692.00
	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	21,300	1,010,046.00
	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	38,000	870,200.00
	APARTMENT INVT&MGMT CO-A	25,500	1,158,210.00
	APPLE HOSPITALITY REIT INC	25,100	456,569.00
	ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	7,600	100,092.00
	ASHFORD HOSPITALITY PRIME INC	4,800	45,264.00
	ASHFORD HOSPITALITY TRUST	12,100	74,294.00
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	22,160	4,236,992.00
	BLUEROCK RESIDENTIAL GROWTH	4,200	43,596.00
	BOSTON PROPERTIES	24,660	3,009,259.80
	BRANDYWINE REALTY TRUST	28,100	472,080.00
	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	41,400	801,090.00
	CAMDEN PROPERTY TRUST	14,160	1,263,638.40
	CARE CAPITAL PROPERTIES INC	13,800	334,098.00
	CARETRUST REIT INC ACQUIRES	12,000	227,160.00
	CBL&ASSOCIATES PROPERTIES	28,400	235,720.00
	CEDAR REALTY TRUST INC	12,000	60,720.00
	CHATHAM LODGING TRUST	5,900	119,062.00
	CHESAPEAKE LODGING TRUST	9,200	232,852.00
	CITY OFFICE REIT INC	3,300	41,415.00
	COLONY NORTHSTAR INC-CLASS A	88,700	1,177,936.00
	COLUMBIA PROPERTY TRUST INC	19,400	412,250.00
	COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	2,900	72,877.00
	CORECIVIC INC	19,200	485,568.00
	CORESITE REALTY CORP	5,560	621,052.00
	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	15,800	521,084.00
	COUSINS PROPERTIES INC	67,700	622,840.00
	CUBESMART	28,700	693,966.00
	CYRUSONE INC	12,620	763,383.80
	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	14,800	849,520.00
	DDR CORP	50,400	497,448.00

DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	31,600	353,920.00
DIGITAL REALTY TRUST INC	25,610	2,983,308.90
DOUGLAS EMMETT INC	23,700	901,311.00
DUKE REALTY CORP	57,300	1,655,970.00
DUPONT FABROS TECHNOLOGY	12,280	775,604.80
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	4,200	83,160.00
EASTGROUP PROPERTIES	5,530	476,962.50
EDUCATION REALTY TRUST INC	11,800	449,344.00
EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	20,500	427,835.00
EPR PROPERTIES	10,340	708,703.60
EQUITY COMMONWEALTH	19,800	605,088.00
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	13,250	1,156,062.50
EQUITY RESIDENTIAL	58,800	3,993,108.00
ESSEX PROPERTY TRUST INC	10,550	2,771,485.00
EXTRA SPACE STORAGE INC	20,360	1,544,713.20
FARMLAND PARTNERS INC	5,500	47,465.00
FEDERAL REALTY INVS TRUST	11,710	1,518,201.50
FELCOR LODGING TRUST INC	20,100	142,710.00
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	18,400	560,648.00
FIRST POTOMAC REALTY TRUST	10,400	115,752.00
FOREST CITY REALTY TRUST- A	35,000	843,850.00
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	9,400	236,598.00
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	18,100	183,896.00
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	31,500	1,204,560.00
GEO GROUP INC/THE	20,300	534,702.00
GETTY REALTY CORP	5,600	149,016.00
GGP INC	94,000	2,006,900.00
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	4,900	103,488.00
GLOBAL NET LEASE INC	9,500	205,105.00
GOVERNMENT PROPERTIES INCOME	15,300	282,132.00
GRAMERCY PROPERTY TRUST	24,600	722,502.00
HCP INC	75,600	2,218,104.00
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	18,300	596,031.00
HEALTHCARE TRUST OF AMERICA	30,900	942,450.00

HERSHA HOSPITALITY TRUST	7,200	132,624.00
HIGHWOODS PROPERTIES INC	16,500	848,925.00
HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	26,500	727,690.00
HOST HOTELS & RESORTS INC	119,000	2,169,370.00
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	25,300	837,430.00
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	9,000	91,800.00
INVESTORS REAL ESTATE TRUST	18,300	114,375.00
INVITATION HOMES INC	11,900	277,865.00
IRON MOUNTAIN INC	39,600	1,484,604.00
ISTAR INC	11,300	136,617.00
JBG SMITH PROPERTIES	13,800	469,476.00
KILROY REALTY CORP	15,590	1,083,193.20
KIMCO REALTY CORP	67,700	1,332,336.00
KITE REALTY GROUP TRUST	13,900	282,865.00
LASALLE HOTEL PROPERTIES	18,100	513,316.00
LEXINGTON REALTY TRUST	33,600	332,976.00
LIBERTY PROPERTY TRUST	23,600	982,468.00
LIFE STORAGE INC	7,300	524,213.00
LTC PROPERTIES INC	6,500	313,365.00
MACERICH CO /THE	19,210	1,053,476.40
MACK-CALI REALTY CORP	14,500	345,390.00
MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	119,000	111,860.00
MEDEQUITIES REALTY TRUST INC	3,100	35,371.00
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	58,100	741,937.00
MID-AMERICA APARTMENT COMM	18,320	1,954,560.80
MONMOUTH REIT-CLASS A	12,000	181,560.00
MONOGRAM RESIDENTIAL TRUST INC	25,900	310,541.00
NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	24,100	990,751.00
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	6,700	147,132.00
NATL HEALTH INVESTORS INC	6,490	510,698.10
NEW SENIOR INVESTMENT GROUP	12,500	116,625.00
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	3,000	71,940.00
NORTHSTAR REALTY EUROPE CORP	9,500	120,270.00
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	31,600	1,000,140.00

ONE LIBERTY PROPERTIES INC	2,100	50,190.00
PARK HOTELS & RESORTS INC-WI	22,600	599,578.00
PARKWAY INC	6,473	148,879.00
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	10,900	359,155.00
PENN REAL ESTATE INVEST TST	10,500	111,720.00
PHYSICIANS REALTY TRUST	28,300	512,513.00
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	23,300	472,058.00
PREFERRED APARTMENT COMMUNITIES INC	5,400	98,820.00
PROLOGIS INC	85,020	5,292,495.00
PS BUSINESS PARKS INC/CA	3,110	411,919.50
PUBLIC STORAGE	24,090	4,794,150.90
QTS REALTY TRUST INC CL A	7,580	410,836.00
QUALITY CARE PROPERTIES	14,700	223,146.00
RAMCO-GERSHENSON PROPERTIES	12,200	163,358.00
REALTY INCOME CORP	43,910	2,529,655.10
REGENCY CENTERS CORP	23,600	1,546,272.00
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	18,100	364,534.00
RETAIL PROPERTIES OF AME-A	37,400	491,062.00
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	11,000	316,910.00
RLJ LODGING TRUST	20,100	396,372.00
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	8,170	488,075.80
SABRA HEALTH CARE REIT INC	10,100	219,372.00
SAUL CENTERS INC	2,070	122,067.90
SELECT INCOME REIT	9,800	229,516.00
SENIOR HOUSING PROP TRUST	37,500	723,375.00
SERITAGE GROWTH PROP-A REIT	4,000	187,080.00
SIMON PROPERTY GROUP INC	50,120	7,916,454.00
SL GREEN REALTY CORP	16,370	1,623,904.00
SPIRIT REALTY CAPITAL INC	78,800	669,012.00
STAG INDUSTRIAL INC	14,100	389,865.00
STARWOOD WAYPOINT HOMES	20,000	752,400.00
STORE CAPITAL CORP	27,600	690,276.00
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	16,500	250,470.00
SUN COMMUNITIES INC	11,410	1,016,288.70

	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	35,800	568,862.00
	TANGER FACTORY OUTLET CENTER	15,800	386,784.00
	TAUBMAN CENTERS INC	9,800	522,438.00
	TERRENO REALTY CORP	8,300	295,563.00
	TIER REIT INC	7,200	132,984.00
	UDR INC	43,100	1,677,883.00
	UMH PROPERTIES INC	5,000	75,950.00
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	1,900	142,937.00
	URBAN EDGE PROPERTIES	16,200	404,352.00
	URSTADT BIDDLE-CL A	5,000	103,050.00
	VENTAS INC	57,080	3,800,957.20
	VEREIT INC	157,400	1,358,362.00
	VORNADO REALTY TRUST	27,600	2,094,840.00
	WASHINGTON PRIME GROUP INC	28,500	246,240.00
	WASHINGTON REAL ESTATE INV	12,200	407,114.00
	WEINGARTEN REALTY INVESTORS	19,200	618,816.00
	WELLTOWER INC	58,630	4,221,360.00
	WHEELER REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,250	12,725.00
	WHITESTONE REIT	5,900	76,169.00
	WP CAREY INC	16,890	1,138,217.10
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	16,900	335,127.00
小計	銘柄数：159	3,619,973	129,489,773.80
			(14,243,875,118)
	組入時価比率：70.7%		71.1%
カナダドル	AGELLAN COMMERCIAL REAL ESTATE INVESTMEN	3,200	36,128.00
	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	7,000	272,090.00
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	11,100	146,520.00
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	3,500	147,525.00
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	10,800	370,008.00
	CAN REAL ESTATE INVEST TRUST	5,600	263,200.00
	CHOICE PROPERTIES REIT	7,000	92,260.00
	COMINAR REAL ESTATE INV-TR U	13,500	170,910.00
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	6,700	91,589.00
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	4,900	69,090.00

	DREAM GLOBAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUS	13,400	146,194.00	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	4,400	39,776.00	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INVESTMENT TRUS	8,400	173,964.00	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	3,900	198,978.00	
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	22,000	466,620.00	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	5,200	40,664.00	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	6,700	87,636.00	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	3,300	49,830.00	
	MORGUARD REAL ESTATE-TR UTS	4,300	59,555.00	
	NORTHVIEW APARTMENT REAL ESTATE INVEST	3,500	80,150.00	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	7,000	75,320.00	
	ONEREIT	6,570	27,725.40	
	PLAZA RETAIL REIT	7,500	33,525.00	
	PURE INDUSTRIAL REAL ESTATE	23,000	153,640.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	26,200	630,896.00	
	SLATE OFFICE REIT	5,900	47,023.00	
	SLATE RETAIL REIT	2,300	30,636.00	
	SMART REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	10,600	328,282.00	
小計	銘柄数：28	237,470	4,329,734.40	
			(377,076,568)	
	組入時価比率：1.9%		1.9%	
ユーロ	AEDIFICA	2,960	236,385.60	
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	16,500	206,745.00	
	ALTAREA	590	112,660.50	
	AXIARE PATRIMONIO SOCIMI SA	10,000	163,000.00	
	BEFIMMO S.C.A.	3,800	201,514.00	
	BENI STABILI SPA	158,000	109,731.00	
	COFINIMMO	3,370	362,780.50	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTI-CVA	8,000	280,120.00	
	FONCIERE DES REGIONS	8,570	708,910.40	
	GECINA SA	7,360	966,368.00	
	GREEN REIT PLC	114,000	169,860.00	
	HAMBORNER REIT AG	12,100	107,206.00	

	HIBERNIA REIT PLC	113,000	165,545.00
	HISPANIA ACTIVOS INMOBILIARI	17,900	276,555.00
	ICADE	7,120	532,860.80
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	53,604	46,501.47
	INTERVEST OFFICES & WAREHOUSES	1,900	42,085.00
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	52,800	71,280.00
	KLEPIERRE	33,400	1,138,439.00
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	14,210	119,079.80
	MERCIALYS	9,400	158,155.00
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	76,100	880,857.50
	MONTEA SCA	940	45,308.00
	NSI NV	2,750	89,375.00
	RETAIL ESTATES	1,080	81,356.40
	UNIBAIL RODAMCO-NA	16,010	3,491,781.00
	VASTNED RETAIL NV	2,800	107,856.00
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	2,550	246,049.50
	WERELDHAVE BELGIUM	290	28,811.50
	WERELDHAVE NV	6,500	270,075.00
	XIOR STUDENT HOUSING NV	750	27,750.00
小計	銘柄数 : 31	758,354	11,445,001.97 (1,481,212,154)
	組入時価比率 : 7.3%		7.4%
英ボンド	ASSURA PLC	290,000	185,600.00
	BIG YELLOW GROUP PLC	22,800	173,166.00
	BRITISH LAND	165,400	1,032,923.00
	CAPITAL & REGIONAL PLC	93,000	51,150.00
	CIVITAS SOCIAL HOUSING PLC	29,000	32,045.00
	DERWENT LONDON PLC	17,700	511,530.00
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	93,857	105,354.48
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	52,500	322,350.00
	HAMMERSON PLC	125,500	724,762.50
	HANSTEEN HOLDINGS PLC	138,000	174,984.00
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	20,000	20,600.00
	INTU PROPERTIES PLC	147,000	368,823.00
	LAND SECURITIES GROUP PLC	127,300	1,309,917.00

	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	112,000	191,744.00
	LXI REIT PLC	18,000	18,540.00
	MCKAY SECURITIES PLC-ORD	14,200	33,938.00
	MUCKLOW < A & J > GROUP PLC	9,200	44,988.00
	NEWRIVER REIT PLC	49,000	167,874.00
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	91,000	109,200.00
	REDEFINE INTERNATIONAL PLC	193,000	75,656.00
	REGIONAL REIT LTD	41,000	42,025.00
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	33,000	138,171.00
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	78,700	48,990.75
	SEGRO PLC	159,800	858,925.00
	SHAFTESBURY PLC	45,200	447,254.00
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	217,000	315,084.00
	UNITE GROUP PLC	38,400	261,696.00
	WORKSPACE GROUP PLC	19,900	179,498.00
小計	銘柄数：28	2,441,457	7,946,788.73
			(1,126,616,238)
	組入時価比率：5.6%		5.6%
豪ドル	360 CAPITAL GROUP LTD	19,000	18,620.00
	ABACUS PROPERTY GROUP	45,000	152,100.00
	ALE PROPERTY GROUP	26,000	118,560.00
	ARENA REIT	43,220	94,651.80
	ASPEN GROUP	13,000	14,560.00
	ASTRO JAPAN PROPERTY GROUP	7,000	50,050.00
	BWP TRUST	80,000	234,400.00
	CHARTER HALL GROUP	76,000	418,760.00
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	25,000	104,000.00
	CHARTER HALL RETAIL REIT	55,000	221,100.00
	CROMWELL PROPERTY GROUP	208,000	193,440.00
	DEXUS	162,200	1,553,876.00
	FOLKESTONE EDUCATION TRUST	33,250	93,765.00
	GDI PROPERTY GROUP	70,300	72,057.50
	GOODMAN GROUP	257,400	2,172,456.00
	GPT GROUP	288,000	1,440,000.00

		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	37,550	121,662.00
		HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	22,680	69,854.40
		INDUSTRIA REIT	23,000	54,280.00
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	32,000	81,600.00
		INVESTA OFFICE FUND	95,000	453,150.00
		MIRVAC GROUP	595,000	1,338,750.00
		NATIONAL STORAGE REIT	89,000	137,505.00
		PROPERTYLINK GROUP	109,000	92,650.00
		SCENTRE GROUP	853,000	3,437,590.00
		SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	122,000	267,180.00
		STOCKLAND TRUST GROUP	382,000	1,657,880.00
		VICINITY CENTRES	525,000	1,407,000.00
		VIVA ENERGY REIT	69,000	149,730.00
		WESTFIELD CORP	307,600	2,374,672.00
小計		銘柄数：30	4,670,200	18,595,899.70
				(1,622,120,330)
		組入時価比率：8.0%		8.1%
ニュージーランド ドル		ARGOSY PROPERTY LTD	138,000	144,210.00
		GOODMAN PROPERTY TRUST	174,000	222,720.00
		INVESTORE PROPERTY LTD	32,000	43,840.00
		KIWI PROPERTY GROUP LTD	234,545	320,153.92
		PRECINCT PROPERTIES NEW ZEALAND	158,571	202,970.88
		PROPERTY FOR INDUSTRY LTD	67,525	114,792.50
		STRIDE STAPLED GROUP	58,000	96,280.00
		VITAL HEALTHCARE PROPERTY TRUST	48,033	108,794.74
小計		銘柄数：8	910,674	1,253,762.04
				(100,777,392)
		組入時価比率：0.5%		0.5%
香港ドル		CHAMPION REIT	358,000	2,069,240.00
		FORTUNE REIT	227,000	2,097,480.00
		LINK REIT	356,600	22,644,100.00
		PROSPERITY REIT	180,000	622,800.00
		REGAL REAL ESTATE INVESTMENT	120,000	288,000.00
		SPRING REAL ESTATE INVESTMEN	124,000	437,720.00
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	174,000	896,100.00

小計	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	160,000	811,200.00
	銘柄数：8	1,699,600	29,866,640.00 (419,924,958)
	組入時価比率：2.1%		2.1%
シンガポールドル	AIMS AMP CAPITAL INDUSTRIAL REIT	89,400	126,501.00
	ASCENDAS HOSPITALITY TRUST	129,000	107,070.00
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	393,000	1,049,310.00
	ASCOTT RESIDENCE TRUST	193,000	227,740.00
	CACHE LOGISTICS TRUST	127,000	112,395.00
	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	334,000	572,810.00
	CAPITALAND MALL TRUST	439,000	926,290.00
	CAPITALAND RETAIL CHINA TRUST	110,000	174,350.00
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	136,800	217,512.00
	ESR REIT	200,000	111,000.00
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	142,000	93,010.00
	FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	83,500	111,055.00
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	94,000	200,220.00
	FRASERS COMMERCIAL TRUST	83,000	115,785.00
	FRASERS LOGISTICS & INDUSTRI	178,000	190,460.00
	KEPPEL DC REIT	119,756	151,491.34
	KEPPEL REIT	285,000	326,325.00
	LIPPO MALLS INDONESIA RETAIL TRUST	282,800	123,018.00
	MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	292,025	452,638.75
	MAPLETREE GREATER CHINA COMM	303,000	333,300.00
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	197,000	361,495.00
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	255,000	306,000.00
	QUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	79,650	56,949.75
	QUE HOSPITALITY TRUST	200,043	151,032.46
	PARKWAY LIFE REAL ESTATE	59,000	158,710.00
	SABANA SHARIAH COMP IND REIT	133,764	62,869.08
	SOILBUILD BUSINESS SPACE REI	106,700	77,357.50
SPH REIT	120,500	119,295.00	
STARHILL GLOBAL REIT	209,900	158,474.50	
SUNTEC REIT	408,000	773,160.00	

	小計	銘柄数：30 組入時価比率：3.2%	5,783,838	7,947,624.38 (641,373,287) 3.2%
	新シエケル	REIT 1 LTD	28,000	397,600.00
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	28,000	397,600.00 (12,067,160) 0.1%
	合計			20,025,043,205 (20,025,043,205)

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成29年8月17日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	114,454,317	-	114,109,350	344,967
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	13,658,105	-	13,586,600	71,505
米ドル	11,060,505	-	10,998,200	62,305
ユーロ	2,597,600	-	2,588,400	9,200
合計	-	-	-	416,472

(注)時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(平成 29 年 8 月 17 日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,137,688,988
地方債証券	3,931,303,769
特殊債券	3,898,287,763
社債券	4,035,560,676
コマーシャル・ペーパー	899,997,692
未収利息	18,895,808
前払費用	22,156,875
流動資産合計	17,943,891,571
資産合計	17,943,891,571
負債の部	
流動負債	
未払金	190,138,700
未払利息	6,686
流動負債合計	190,145,386
負債合計	190,145,386
純資産の部	
元本等	
元本	17,391,803,231
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 ()	361,942,954
元本等合計	17,753,746,185
純資産合計	17,753,746,185
負債純資産合計	17,943,891,571

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

平成 29 年 8 月 17 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.0208 円
(10,000 口当たり純資産額)	(10,208 円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成 29 年 2 月 18 日 至 平成 29 年 8 月 17 日	
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。
市場リスクの管理	市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。
信用リスクの管理	信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。
流動性リスクの管理	流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 8 月 17 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
	ん。
2. 時価の算定方法	
地方債証券、特殊債券、社債券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コマーシャル・ペーパー	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており
	ます。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成 29 年 8 月 17 日現在	
期首	平成 29 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	19,340,960,304 円
同期中における追加設定元本額	532,417,275 円
同期中における一部解約元本額	2,481,574,348 円
期末元本額	17,391,803,231 円
期末元本額の内訳*	
バンクローンファンド(為替ヘッジあり)2014-09	98,039,216 円
バンクローンファンド(為替ヘッジあり)2015-06	146,986,772 円
野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド	3,459,024 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	49,522,393 円
野村新中国株投資 マネープール・ファンド	14,424,815 円
野村日本ブランド株投資(マネープールファンド)年2回決算型	435,712,664 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	6,929,426 円
野村ピクテ・ジェネリック&ゲノム マネープール・ファンド	6,983,416 円

野村・グリーン・テクノロジー マネープール・ファンド	1,020,305 円
野村新興国消費関連株投信 マネープール・ファンド	5,350,038 円
野村世界業種別投資シリーズ(マネープール・ファンド)	10,258,341 円
ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)	98,153,976 円
野村新エマージング債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	3,279,122 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	1,937,870 円
野村グローバルCB投信(マネープールファンド)年2回決算型	3,826,372 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(マネープールファンド)年2回決算型	3,123,334 円
ネクストコア	19,922,154 円
野村世界高金利通貨投信	151,953,753 円
野村新世界高金利通貨投信	982,608 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(欧州通貨コース)	982,609 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円コース)	982,609 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(豪ドルコース)	982,609 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)毎月分配型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)年2回決算型	9,826 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,260 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	98,261 円
野村日本ブランド株投資(円コース)毎月分配型	982,609 円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)毎月分配型	982,608 円
野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース)毎月分配型	982,608 円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)毎月分配型	98,261 円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)毎月分配型	982,607 円
野村日本ブランド株投資(円コース)年2回決算型	982,608 円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)年2回決算型	982,608 円
野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース)年2回決算型	982,608 円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,260 円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)年2回決算型	982,608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	982,608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	98,260 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	982,608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,261 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	98,260 円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Aコース	982,608 円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Bコース	98,260 円
野村新エマージング債券投信(円コース)毎月分配型	982,608 円
野村新エマージング債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261 円
野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,607 円
野村新エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	982,608 円
野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	98,261 円
野村新エマージング債券投信(中国元コース)毎月分配型	982,607 円

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982,608 円
野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型	982,608 円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261 円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260 円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608 円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	9,826 円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型	982,608 円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	98,261 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,834 円
野村高金利国際機関債投信（毎月分配型）	49,354,623 円
野村アジア C B 投信（毎月分配型）	982,608 円
野村グローバル C B 投信（円コース）毎月分配型	984,543 円
野村グローバル C B 投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543 円
野村グローバル C B 投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543 円
野村グローバル C B 投信（円コース）年2回決算型	984,543 円
野村グローバル C B 投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,543 円
野村グローバル C B 投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,543 円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村 S M A 向け）	10,000 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984,252 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984,252 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	984,252 円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982,609 円
野村 P I M C O 新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607 円
野村 P I M C O 新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607 円
野村 P I M C O 新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608 円
野村 P I M C O 新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98,261 円
野村 P I M C O 新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98,261 円
野村 P I M C O 新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98,261 円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261 円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（円コース）年2回決算型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	983,768 円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年2回決算型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年2回決算型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年2回決算型	983,672 円
野村テンプルトン・トータル・リターン A コース	983,381 円
野村テンプルトン・トータル・リターン B コース	98,261 円
野村テンプルトン・トータル・リターン C コース	983,381 円

野村テンプレートン・トータル・リターン Dコース	983,381 円
野村高金利国際機関債投信(年2回決算型)	1,967 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,609 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	98,262 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,609 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	98,261 円
野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	983,091 円
野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	983,091 円
野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型	983,091 円
野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	983,091 円
野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)毎月分配型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)年2回決算型	982,898 円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801 円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401 円
野村グローバルREITプレミアム(円コース)毎月分配型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム(円コース)年2回決算型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,608 円
野村日本高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,415 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)年2回決算型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,029 円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547 円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547 円
野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)毎月分配型	1,963 円
野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)毎月分配型	123,377 円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)毎月分配型	58,906 円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型	80,956 円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信(ロシアルーブルコース)毎月分配型	48,092 円
野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)年2回決算型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)年2回決算型	4,908 円
野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)年2回決算型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)年2回決算型	52,622 円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)年2回決算型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)年2回決算型	98,146 円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)年2回決算型	82,780 円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)年2回決算型	294,436 円
野村通貨選択日本株投信(ロシアルーブルコース)年2回決算型	13,741 円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451 円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451 円
ノムラ THE USA Aコース	981,258 円
ノムラ THE USA Bコース	981,258 円

ノムラ THE EUROPE Aコース	98,117 円
ノムラ THE EUROPE Bコース	98,117 円
米国変動好金利ファンド Aコース	2,952,997 円
米国変動好金利ファンド Bコース	981,066 円
野村日本ブランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,809 円
野村日本ブランド株投資(メキシコペソコース)毎月分配型	9,809 円
野村日本ブランド株投資(米ドルコース)年2回決算型	9,809 円
野村日本ブランド株投資(メキシコペソコース)年2回決算型	9,809 円
野村アジアハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,808 円
野村アジアハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	9,808 円
野村米国ブランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,807 円
野村米国ブランド株投資(米ドルコース)年2回決算型	9,807 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,807 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,807 円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489 円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489 円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,805 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,805 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,805 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	9,805 円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)毎月分配型	9,803 円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)毎月分配型	980,297 円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)毎月分配型	980,297 円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)年2回決算型	9,803 円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)年2回決算型	980,297 円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)年2回決算型	9,803 円
野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルリアル毎月分配型	9,803 円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)	9,803 円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(米ドルコース)	9,803 円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)	9,803 円
ノムラ新興国債券ファンズ(野村SMA・EW向け)	9,801 円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド(野村SMA・EW向け)	9,801 円
ノムラ THE ASIA Aコース	97,992 円
ノムラ THE ASIA Bコース	979,912 円
グローバル・ストック Aコース	97,953 円
グローバル・ストック Bコース	979,528 円
グローバル・ストック Cコース	97,953 円
グローバル・ストック Dコース	979,528 円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース(野村SMA・EW向け)	9,794 円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース(野村SMA・EW向け)	9,794 円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース(野村SMA・EW向け)	9,794 円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース(野村SMA・EW向け)	9,794 円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795 円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795 円
第1回 野村短期公社債ファンド	98,261 円
第2回 野村短期公社債ファンド	98,261 円
第3回 野村短期公社債ファンド	98,261 円
第4回 野村短期公社債ファンド	98,261 円

第5回 野村短期公社債ファンド	98,261 円
第6回 野村短期公社債ファンド	98,261 円
第7回 野村短期公社債ファンド	98,261 円
第8回 野村短期公社債ファンド	98,261 円
第9回 野村短期公社債ファンド	98,260 円
第10回 野村短期公社債ファンド	98,260 円
第11回 野村短期公社債ファンド	98,261 円
第12回 野村短期公社債ファンド	982,607 円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30 (非課税適格機関投資家専用)	5,423,785,404 円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50 (適格機関投資家転売制限付)	4,206,288,588 円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Zプライス(適格機関投資家専用)	2,296,160,091 円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Dプライス(適格機関投資家専用)	3,161,244,481 円
日本株インカムプラス (公社債運用移行型)1305 (適格機関投資家転売制限付)	969,401,962 円
野村DC運用戦略ファンド	85,180,134 円
野村DCテンプレートン・トータル・リターン Aコース	9,818 円
野村DCテンプレートン・トータル・リターン Bコース	9,818 円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	7,492,405 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成29年8月17日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成29年8月17日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	日本円	東京都 公募第651回	50,000,000	50,070,120	
		神奈川県 公募(5年)第52回	360,000,000	360,097,801	
		神奈川県 公募(5年)第53回	480,000,000	480,109,390	
		大阪府 公募(5年)第86回	100,000,000	100,026,712	
		大阪府 公募(5年)第89回	190,000,000	190,136,716	
		京都府 公募平成24年度第9回	30,000,000	30,027,519	
		静岡県 公募(5年)平成24年度第8回	170,000,000	170,063,022	
		岐阜県 公募平成19年度第1回	150,000,000	150,526,500	
		共同発行市場地方債 公募第54回	100,000,000	100,180,375	
		共同発行市場地方債 公募第57回	900,000,000	905,238,264	
		大阪市 公募平成19年度第10回	800,000,000	804,562,680	
		鹿児島県 公募(5年)平成24年度第1回	590,000,000	590,264,670	
	小計		銘柄数:12 組入時価比率:22.1%	3,920,000,000	3,931,303,769 30.8%

	合計			3,931,303,769	
特殊債券	日本円	新関西国際空港社債 財投機関債第10回	260,000,000	260,035,205	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第47回	4,000,000	4,021,140	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第49回	42,000,000	42,281,250	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第52回	44,000,000	44,368,190	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第56回	25,000,000	25,231,900	
		公営企業債券 政府保証第885回	33,000,000	33,420,540	
		政保 地方公共団体金融機構債券(6年) 第1回	70,000,000	70,036,204	
		政保 地方公共団体金融機構債券(6年) 第3回	20,000,000	20,035,400	
		首都高速道路 第11回	500,000,000	500,476,048	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第5回	600,000,000	600,131,772	
		商工債券 利付第748回い号	200,000,000	200,075,581	
		商工債券 利付第751回い号	120,000,000	120,103,272	
		農林債券 利付第747回い号	370,000,000	370,033,491	
		しんきん中金債券 利付第274回	1,000,000,000	1,000,351,486	
		商工債券 利付(3年) 第179回	400,000,000	400,246,962	
		東日本高速道路債券 政府保証第10回	77,000,000	77,387,440	
		東日本高速道路 第18回	130,000,000	130,051,882	
		小計	銘柄数：17 組入時価比率：22.0%	3,895,000,000	3,898,287,763
		合計			3,898,287,763
社債券	日本円	トヨタ自動車 第12回社債間限定同等特約付	500,000,000	500,159,488	
		みずほコーポレート銀行 第31回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	300,188,184	
		三井住友ファイナンス&リース 第7回社債間限定同順位特約付	300,000,000	301,264,496	
		住友不動産 第84回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,200,760	
		東日本旅客鉄道 第7回社債間限定同順位特約付	600,000,000	600,449,450	
		東日本旅客鉄道 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,174,120	
		東海旅客鉄道 第3回	200,000,000	201,126,817	

		関西電力 第400回	100,000,000	100,074,408
		関西電力 第458回	100,000,000	100,163,743
		北陸電力 第288回	240,000,000	240,800,476
		四国電力 第265回	300,000,000	300,122,079
		四国電力 第276回	200,000,000	200,123,617
		九州電力 第417回	340,000,000	340,058,238
		北海道電力 第293回	100,000,000	100,188,344
		北海道電力 第322回	350,000,000	350,359,306
		電源開発 第34回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,107,150
	小計	銘柄数：16 組入時価比率：22.7%	4,030,000,000	4,035,560,676 31.6%
	合計			4,035,560,676
コマーシャル・ペーパー	日本円	三井住友F&L	200,000,000	199,999,736
		三井住友F&L	200,000,000	199,999,624
		三井住友F&L	200,000,000	199,999,512
		三井住友F&L	200,000,000	199,999,400
		三井住友F&L	100,000,000	99,999,420
		小計	銘柄数：5 組入時価比率：5.1%	900,000,000
	合計			899,997,692
合計				12,765,149,900

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ネクストコア

平成29年9月29日現在

資産総額	5,389,843,528円
負債総額	1,817,395,693円
純資産総額(-)	3,572,447,835円
発行済口数	3,483,437,026口
1口当たり純資産額(/)	1.0256円

(参考) 国内株式マザーファンド

平成 29 年 9 月 29 日現在

資産総額	390,268,950,975円
負債総額	45,145,462,511円
純資産総額 (-)	345,123,488,464円
発行済口数	214,243,989,917口
1口当たり純資産額 (/)	1.6109円

(参考) 国内債券マザーファンド

平成 29 年 9 月 29 日現在

資産総額	16,208,473,614円
負債総額	1,360,988,241円
純資産総額 (-)	14,847,485,373円
発行済口数	11,096,567,383口
1口当たり純資産額 (/)	1.3380円

(参考) 外国株式MSCI - KOKUSAIマザーファンド

平成 29 年 9 月 29 日現在

資産総額	430,488,844,189円
負債総額	1,700,309,635円
純資産総額 (-)	428,788,534,554円
発行済口数	170,288,646,049口
1口当たり純資産額 (/)	2.5180円

(参考) 外国債券マザーファンド

平成 29 年 9 月 29 日現在

資産総額	663,112,996,838円
負債総額	1,949,442,448円
純資産総額 (-)	661,163,554,390円
発行済口数	288,672,187,457口
1口当たり純資産額 (/)	2.2904円

(参考) 新興国株式マザーファンド

平成 29 年 9 月 29 日現在

資産総額	27,534,309,526円
負債総額	225,879,874円
純資産総額 (-)	27,308,429,652円
発行済口数	21,561,025,604口
1口当たり純資産額 (/)	1.2666円

(参考) 新興国債券マザーファンド

平成 29 年 9 月 29 日現在

資産総額	11,086,487,928円
負債総額	198,889,352円
純資産総額 (-)	10,887,598,576円
発行済口数	5,721,778,251口
1口当たり純資産額 (/)	1.9028円

(参考) 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド

平成 29 年 9 月 29 日現在

資産総額	6,162,835,399円
負債総額	70,079,822円
純資産総額 (-)	6,092,755,577円
発行済口数	4,408,480,777口
1口当たり純資産額 (/)	1.3821円

(参考) J - R E I T インデックス マザーファンド

平成 29 年 9 月 29 日現在

資産総額	26,196,150,032円
負債総額	1,142,947,078円
純資産総額 (-)	25,053,202,954円
発行済口数	13,408,527,673口
1口当たり純資産額 (/)	1.8685円

(参考) 海外 R E I T インデックス マザーファンド

平成 29 年 9 月 29 日現在

資産総額	20,440,638,239円
負債総額	20,770,713円
純資産総額 (-)	20,419,867,526円
発行済口数	9,174,469,655口
1口当たり純資産額 (/)	2.2257円

(参考) 野村マネー マザーファンド

平成 29 年 9 月 29 日現在

資産総額	17,585,901,367円
負債総額	300,113,759円
純資産総額 (-)	17,285,787,608円
発行済口数	16,933,515,014口
1口当たり純資産額 (/)	1.0208円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成29年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

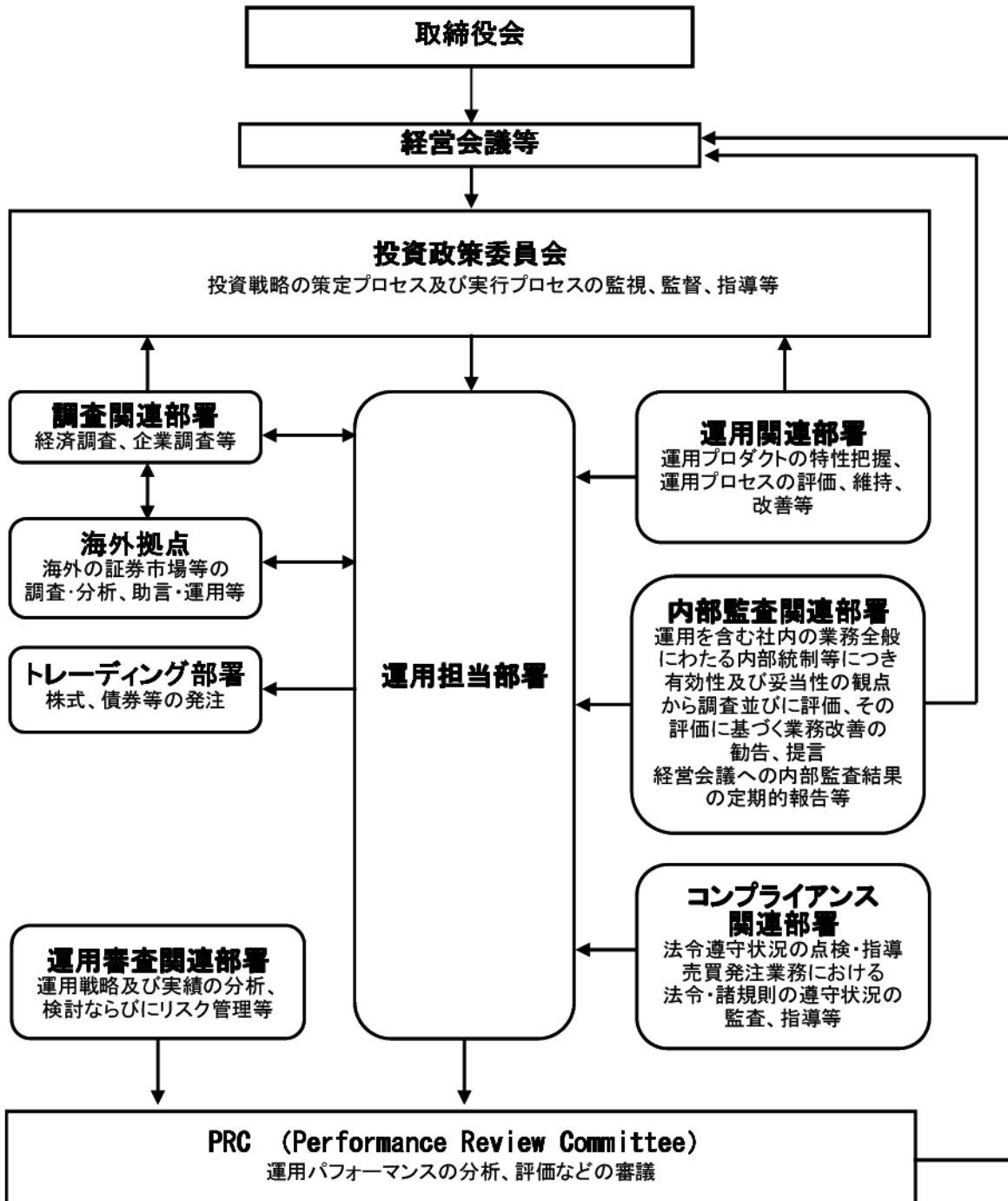
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成 29 年 8 月 31 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	968	22,927,052
単位型株式投資信託	90	467,776
追加型公社債投資信託	14	5,600,621
単位型公社債投資信託	362	1,989,092
合計	1,434	30,984,542

3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
- 2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によ

って行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 29 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			208		127
金銭の信託			55,341		52,247
有価証券			24,100		15,700
前払金			34		33
前払費用			2		2
未収入金			511		495
未収委託者報酬			14,131		16,287
未収運用受託報酬			7,309		7,481
繰延税金資産			2,028		1,661
その他			56		42
貸倒引当金			10		11
流動資産計			103,715		94,066
固定資産					
有形固定資産			1,176		1,001
建物	2	403		377	
器具備品	2	773		624	
無形固定資産			7,681		7,185
ソフトウェア		7,680		7,184	
その他		0		0	
投資その他の資産			23,225		13,165
投資有価証券		9,216		1,233	
関係会社株式		10,958		8,124	
長期差入保証金		45		44	
長期前払費用		49		37	
前払年金費用		2,777		2,594	
繰延税金資産		-		960	
その他		176		170	
固定資産計			32,083		21,353
資産合計			135,799		115,419

区分	注記 番号	前事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 29 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			118		98
未払金	1		11,855		10,401
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		31		31	
未払手数料		4,537		5,242	
その他未払金		7,284		5,126	
未払費用	1		8,872		9,461
未払法人税等			1,838		714
前受収益			45		39
賞与引当金			4,809		4,339
流動負債計			27,538		25,055
固定負債					
退職給付引当金			2,708		2,947
時効後支払損引当金			526		538
繰延税金負債			68		-
固定負債計			3,303		3,485
負債合計			30,842		28,540
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			99,606		86,837
資本剰余金			17,180		17,180
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			13,729		13,729
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		68,011		55,242	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		43,405		30,635	
評価・換算差額等			5,349		41
その他有価証券評価差額金			5,349		41
純資産合計			104,956		86,878
負債・純資産合計			135,799		115,419

(2)【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			104,445		96,594
運用受託報酬			31,351		28,466
その他営業収益			219		266
営業収益計			136,016		125,327
営業費用					
支払手数料			46,531		39,785
広告宣伝費			1,008		1,011
公告費			0		0
調査費			28,068		26,758
調査費		4,900		5,095	
委託調査費		23,167		21,662	
委託計算費			1,148		1,290
営業雑経費			3,905		4,408
通信費		185		162	
印刷費		969		940	
協会費		78		76	
諸経費		2,672		3,228	
営業費用計			80,662		73,254
一般管理費					
給料			11,835		11,269
役員報酬	2	367		301	
給料・手当		6,928		6,923	
賞与		4,539		4,044	
交際費			124		126
旅費交通費			488		469
租税公課			695		898
不動産賃借料			1,230		1,222
退職給付費用			1,063		1,223
固定資産減価償却費			2,589		2,730
諸経費			7,801		8,118
一般管理費計			25,827		26,059
営業利益			29,526		26,012

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	7,323		7,397	
受取利息		4		0	
金銭の信託運用益		-		684	
為替差益		281		-	
その他		382		379	
営業外収益計			7,991		8,461
営業外費用					
支払利息		-		17	
金銭の信託運用損		1,196		-	
時効後支払損引当金繰入額		72		16	
為替差損		-		33	
その他		52		9	
営業外費用計			1,321		77
經常利益			36,196		34,397
特別利益					
投資有価証券等売却益		50		26	
関係会社清算益		-		41	
株式報酬受入益		96		59	
特別利益計			146		126
特別損失					
投資有価証券売却損		95		-	
投資有価証券等評価損		-		6	
固定資産除却損	3	60		9	
特別損失計			156		15
税引前当期純利益			36,186		34,507
法人税、住民税及び事業税			9,806		7,147
法人税等調整額			744		1,722
当期純利益			25,635		25,637

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	17,180	11,729	-	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092
当期変動額									
剰余金の配当							19,933	19,933	19,933
当期純利益							25,635	25,635	25,635
合併による増加			2,000	2,000			144	144	2,144
吸収分割による増加							1,668	1,668	1,668
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	2,000	2,000	-	-	7,514	7,514	9,514
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,893	6,893	96,985
当期変動額			
剰余金の配当			19,933
当期純利益			25,635
合併による増加			2,144
吸収分割による増加			1,668
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,543	1,543	1,543
当期変動額合計	1,543	1,543	7,971
当期末残高	5,349	5,349	104,956

当事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
当期変動額									
剰余金の配当							38,407	38,407	38,407
当期純利益							25,637	25,637	25,637
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,769	12,769	12,769
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,349	5,349	104,956
当期変動額			
剰余金の配当			38,407
当期純利益			25,637
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,308	5,308	5,308
当期変動額合計	5,308	5,308	18,078
当期末残高	41	41	86,878

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定していません。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>								
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>								
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="671 772 981 907"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
<p>4. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>								
<p>5. 消費税等の会計処理方法</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控</p>								

6. 連結納税制度の適用	除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理していません。 連結納税制度を適用しております。
--------------	---

[会計方針の変更]

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号平成 28 年 6 月 17 日)を当会計期間に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成 28 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (平成 29 年 3 月 31 日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。
未払金 5,894 百万円	未払金 4,438 百万円
未払費用 1,151	未払費用 938
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 641 百万円	建物 681 百万円
器具備品 3,132	器具備品 3,331
合計 3,774	合計 4,013

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。
受取配当金 7,081 百万円	受取配当金 5,252 百万円
支払利息 -	支払利息 17
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)
3. 固定資産除却損	3. 固定資産除却損
建物 1 百万円	建物 -百万円
器具備品 4	器具備品 0
ソフトウェア 54	ソフトウェア 9
合計 60	合計 9

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	-	-	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	19,933 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	3,870 円
基準日	平成 27 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	34,973 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	6,790 円
基準日	平成 28 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 28 年 6 月 24 日

当事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	-	-	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 34,973 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 6,790 円

基準日 平成 28 年 3 月 31 日

効力発生日 平成 28 年 6 月 24 日

配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

平成 28 年 10 月 27 日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 株式会社野村総合研究所の株式

配当財産の帳簿価額 3,064 百万円

1 株当たり配当額 594 円 87 銭

効力発生日 平成 28 年 10 月 27 日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額 282 百万円

1 株当たり配当額 54 円 93 銭

効力発生日 平成 28 年 10 月 27 日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額 87 百万円

1 株当たり配当額 16 円 89 銭

効力発生日 平成 28 年 10 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,598 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 4,970 円

基準日 平成 29 年 3 月 31 日

効力発生日 平成 29 年 6 月 23 日

金融商品関係

前事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	208	208	-
(2)金銭の信託	55,341	55,341	-
(3)未収委託者報酬	14,131	14,131	-
(4)未収運用受託報酬	7,309	7,309	-
(5)有価証券及び投資有価証券	32,071	32,071	-
その他有価証券	32,071	32,071	-
(6)関係会社株式	3,064	180,880	177,816
資産計	112,127	289,944	177,816
(7)未払金	11,855	11,855	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	4,537	4,537	-
その他未払金	7,284	7,284	-
(8)未払費用	8,872	8,872	-
(9)未払法人税等	1,838	1,838	-
負債計	22,566	22,566	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,245 百万円、関係会社株式 7,894 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注 3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	208	-	-	-
金銭の信託	55,341	-	-	-
未収委託者報酬	14,131	-	-	-
未収運用受託報酬	7,309	-	-	-
有価証券	24,100	-	-	-
合計	101,091	-	-	-

当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	-
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	-
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	-
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	-
(6)未払金	10,401	10,401	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	5,242	5,242	-
その他未払金	5,126	5,126	-
(7)未払費用	9,461	9,461	-
(8)未払法人税等	714	714	-
負債計	20,578	20,578	-

注 1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,233 百万円、関係会社株式 8,124 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注 3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	127	-	-	-
金銭の信託	52,247	-	-	-
未収委託者報酬	16,287	-	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-
有価証券	15,700	-	-	-
合計	91,843	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1．売買目的有価証券(平成 28 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成 28 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成 28 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	180,880	177,816
合計	3,064	180,880	177,816

4．その他有価証券(平成 28 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	7,971	282	7,688
小計	7,971	282	7,688
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	24,100	24,100	-
小計	24,100	24,100	-
合計	32,071	24,382	7,688

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	135	-	95
合計	135	-	95

当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(平成29年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの 譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-
合計	15,700	15,700	-

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	17,218 百万円
勤務費用	811
利息費用	181
数理計算上の差異の発生額	1,150
退職給付の支払額	654
その他	13
退職給付債務の期末残高	18,692

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,117 百万円
期待運用収益	402
数理計算上の差異の発生額	711
事業主からの拠出額	511
退職給付の支払額	555
年金資産の期末残高	15,764

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	15,775 百万円
年金資産	15,764
	11
非積立型制度の退職給付債務	2,917
未積立退職給付債務	2,928
未認識数理計算上の差異	3,409
未認識過去勤務費用	411
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69
退職給付引当金	2,708
前払年金費用	2,777
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	811 百万円
利息費用	181
期待運用収益	402
数理計算上の差異の費用処理額	314
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	863

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	43%
株式	43%
生保一般勘定	13%
その他	1%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、191 百万円でした。

当事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	18,692 百万円
勤務費用	889
利息費用	125
数理計算上の差異の発生額	464
退職給付の支払額	634
その他	8
退職給付債務の期末残高	19,546

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	15,764 百万円
期待運用収益	394
数理計算上の差異の発生額	468
事業主からの拠出額	507
退職給付の支払額	562
年金資産の期末残高	16,572

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,578 百万円
年金資産	16,572
	5
非積立型制度の退職給付債務	2,967
未積立退職給付債務	2,973
未認識数理計算上の差異	2,992
未認識過去勤務費用	371
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352
退職給付引当金	2,947
前払年金費用	2,594
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	889 百万円
利息費用	125
期待運用収益	394
数理計算上の差異の費用処理額	412
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	993

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	49%
株式	39%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成 28 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (平成 29 年 3 月 31 日)																																																																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,490</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">839</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">460</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">1,676</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">240</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">177</td> </tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td> <td style="text-align: right;">163</td> </tr> <tr> <td>子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">148</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">350</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式譲渡益</td> <td style="text-align: right;">120</td> </tr> <tr> <td>未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">89</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">251</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,678</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,453</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,224</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">2,403</td> </tr> <tr> <td> 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">861</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,264</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">1,959</td> </tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	1,490	退職給付引当金	839	投資有価証券評価減	460	関係会社株式評価減	1,676	ゴルフ会員権評価減	240	減価償却超過額	177	時効後支払損引当金	163	子会社株式売却損	148	未払事業税	350	関係会社株式譲渡益	120	未払社会保険料	89	その他	251	繰延税金資産小計	6,678	評価性引当額	1,453	繰延税金資産合計	5,224	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	2,403	前払年金費用	861	繰延税金負債合計	3,264	繰延税金資産の純額	1,959	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,345</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">913</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">417</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">247</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">212</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">171</td> </tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td> <td style="text-align: right;">166</td> </tr> <tr> <td>子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">148</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">110</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式譲渡益</td> <td style="text-align: right;">88</td> </tr> <tr> <td>未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">85</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">274</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,183</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">739</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,444</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td> 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">804</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">822</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">2,621</td> </tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	1,345	退職給付引当金	913	投資有価証券評価減	417	関係会社株式評価減	247	ゴルフ会員権評価減	212	減価償却超過額	171	時効後支払損引当金	166	子会社株式売却損	148	未払事業税	110	関係会社株式譲渡益	88	未払社会保険料	85	その他	274	繰延税金資産小計	4,183	評価性引当額	739	繰延税金資産合計	3,444	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	18	前払年金費用	804	繰延税金負債合計	822	繰延税金資産の純額	2,621
繰延税金資産	百万円																																																																																				
賞与引当金	1,490																																																																																				
退職給付引当金	839																																																																																				
投資有価証券評価減	460																																																																																				
関係会社株式評価減	1,676																																																																																				
ゴルフ会員権評価減	240																																																																																				
減価償却超過額	177																																																																																				
時効後支払損引当金	163																																																																																				
子会社株式売却損	148																																																																																				
未払事業税	350																																																																																				
関係会社株式譲渡益	120																																																																																				
未払社会保険料	89																																																																																				
その他	251																																																																																				
繰延税金資産小計	6,678																																																																																				
評価性引当額	1,453																																																																																				
繰延税金資産合計	5,224																																																																																				
繰延税金負債																																																																																					
その他有価証券評価差額金	2,403																																																																																				
前払年金費用	861																																																																																				
繰延税金負債合計	3,264																																																																																				
繰延税金資産の純額	1,959																																																																																				
繰延税金資産	百万円																																																																																				
賞与引当金	1,345																																																																																				
退職給付引当金	913																																																																																				
投資有価証券評価減	417																																																																																				
関係会社株式評価減	247																																																																																				
ゴルフ会員権評価減	212																																																																																				
減価償却超過額	171																																																																																				
時効後支払損引当金	166																																																																																				
子会社株式売却損	148																																																																																				
未払事業税	110																																																																																				
関係会社株式譲渡益	88																																																																																				
未払社会保険料	85																																																																																				
その他	274																																																																																				
繰延税金資産小計	4,183																																																																																				
評価性引当額	739																																																																																				
繰延税金資産合計	3,444																																																																																				
繰延税金負債																																																																																					
その他有価証券評価差額金	18																																																																																				
前払年金費用	804																																																																																				
繰延税金負債合計	822																																																																																				
繰延税金資産の純額	2,621																																																																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">33.0%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">6.2%</td> </tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td> <td style="text-align: right;">0.8%</td> </tr> <tr> <td>外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td> <td style="text-align: right;">0.7%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29.1%</td> </tr> </table>	法定実効税率	33.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%	タックスヘイブン税制	0.8%	外国税額控除	0.2%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.4%	その他	0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">31.0%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.1%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">6.2%</td> </tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td> <td style="text-align: right;">0.7%</td> </tr> <tr> <td>外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25.7%</td> </tr> </table>	法定実効税率	31.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%	タックスヘイブン税制	0.7%	外国税額控除	0.2%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	その他	0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.7%																																												
法定実効税率	33.0%																																																																																				
(調整)																																																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%																																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%																																																																																				
タックスヘイブン税制	0.8%																																																																																				
外国税額控除	0.2%																																																																																				
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%																																																																																				
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.4%																																																																																				
その他	0.4%																																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%																																																																																				
法定実効税率	31.0%																																																																																				
(調整)																																																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%																																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%																																																																																				
タックスヘイブン税制	0.7%																																																																																				
外国税額控除	0.2%																																																																																				
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%																																																																																				
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-																																																																																				
その他	0.2%																																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.7%																																																																																				
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に成立し、平成 28 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32%から 31%となります。この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>																																																																																					

セグメント情報等

前事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有)直接 20.8%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*1)	5,058	未払費用	279

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	39,084	未払手数料	3,865
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*3)	2,412	未払費用	669

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨー

ク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
(株)野村総合研究所	
流動資産合計	239,155
固定資産合計	324,634
流動負債合計	122,933
固定負債合計	55,456
純資産合計	385,400
売上高	352,003
税引前当期純利益	56,508
当期純利益	40,179

当事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	24,500	短期借入金	-
							資金の返済	24,500		
							借入金利息の支払	17	未払費用	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	-	サービス・製品の購入	自社利用ソフトウェア開発の委託等(*2)	787	未払費用	-

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	33,019	未払手数料	4,486

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

なお、株式会社野村総合研究所は、平成 28 年 10 月 27 日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	
1 株当たり純資産額	20,377 円 23 銭	1 株当たり純資産額	16,867 円 41 銭
1 株当たり当期純利益	4,977 円 07 銭	1 株当たり当期純利益	4,977 円 49 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,635 百万円	損益計算書上の当期純利益	25,637 百万円
普通株式に係る当期純利益	25,635 百万円	普通株式に係る当期純利益	25,637 百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	5,150,693 株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693 株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(ネクストコア)

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンド受益証券、国内債券マザーファンド受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券、外国債券マザーファンド受益証券、新興国株式マザーファンド受益証券、新興国債券マザーファンド受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券、J-REIT インデックス マザーファンド受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。

(2) 投資態度

運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションを決定します。各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行いません。なお、一部のマザーファンド受益証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。

国内株式マザーファンド受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券、新興国株式マザーファンド受益証券、J-REIT インデックス マザーファンド受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の 50%以内とします。

為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的（ヘッジ目的、代替ヘッジを含みます。）のほか、効率的に収益を獲得する目的（ヘッジ目的外）で活用します。なお、為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の 100%以内とします。なお、実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、信託財産の純資産総額の 50%以内となるように調整を行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
ネクストコア
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的と金額)

第 2 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 2 月 17 日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 500 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 26 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの

信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとし、

委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとし、

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいし、約款第 22 条、第 23 条、第 27 条及び第 31 条に定めるものに限り、）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

二．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみだす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、外国債券マザーファンド、新興国株式マザーファンド、新興国債券マザーファンド、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド、J-REIT インデックスマザーファンド、海外 REIT インデックス マザーファンドおよび野村マネー マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みません。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

7．投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

8．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）

9．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）

10．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）

11．コマーシャル・ペーパー

12．新株引受権証券および新株予約権証券

13．外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号もしくは第 5 号の証券または証書の性質を有する

プリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 12 号の証券または証書の性質を有するもの

15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。）

19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）

20. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）

21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 19 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 13 号、第 14 号、第 19 号および第 20 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 7 号までの証券ならびに第 13 号、第 14 号、第 19 号および第 20 号の証券または証書のうち第 2 号から第 7 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 15 号および第 16 号の証券ならびに第 19 号の証券または証書のうち第 15 号および第 16 号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第 13 号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第 13 号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利

益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 32 条において同じ。）、第 32 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条および第 37 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条および第 37 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第

28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
(スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。)(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相

当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認め

たときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第30条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書ま

たはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 34 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 35 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 36 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 37 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 38 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属

します。

(受託者による資金の立替え)

第 39 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 18 日から 8 月 17 日までおよび 8 月 18 日から翌年 2 月 17 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 25 年 8 月 19 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 42 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第 1 項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託

財産の純資産総額に年 10,000 分の 135 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 44 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 45 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金（第 48 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 48 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 46 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 47 条 受託者は、収益分配金については第 45 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 45 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 45 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 48 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約の実行の請求を受益者がするとき、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重

大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第49条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会

社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 52 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 53 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 54 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、

当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 55 条 この信託は、受益者が第 48 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 49 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 56 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 56 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 57 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 58 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 59 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 60 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 45 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数によ

り加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 第 27 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 27 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 31 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 25 年 1 月 31 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行ないません。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は約款第 16 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 17 条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金 2 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第 1 項、第 33 条第 2 項、第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項および第 39 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 10 条 委託者は、前条第 1 項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 11 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 16 条及び第 17 条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ.（削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 12 条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 1 号の証券または証書を以下「株式」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2

条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債(総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいし、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第 17 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の保管)

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 23 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 25 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 26 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日 (以下本項において「該当日」といいます。) が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 29 条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 30 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 31 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 37 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 40 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 38 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 39 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 40 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 40 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 41 条 第 33 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 33 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 32 条第 1 項、第 32 条第 2 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項および第 38 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 10 条 委託者は、前条第 1 項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 11 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 14 条及び第 15 条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 12 条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人が発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りません。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)

8. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

9. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

10. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券

の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいし、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第 17 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 17 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 18 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 19 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 20 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 22 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 23 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 24 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 25 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 26 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 27 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 28 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 29 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 30 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 31 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 32 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 33 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金 (信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。) の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 34 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 35 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 39 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 36 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 39 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 37 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 38 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 39 条の規定にしたがい、委託者は新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 39 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 40 条 第 32 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 32 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 32 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 41 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。
(運用報告書)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。
(公告)

第 43 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 44 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないません。

スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 40 条第 2 項、第 43 条、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 100 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 10 条 委託者は、前条第 1 項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 11 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいし、約款第 17 条及び第 18 条に定めるものに限ります。)に係る権利

ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 12 条 委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債券のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債券についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債券を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定

めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を

超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第13条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第13条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の

金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいし、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。))および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 2 月 22 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金 (信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。) の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える

ときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として外国の公社債に投資することにより、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 35 条第 1 項、第 35 条第 2 項、第 38 条、第 39 条第 1 項および第 41 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 10 条 委託者は、前条第 1 項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 11 条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいし、約款第 14 条及び第 15 条に定めるものに限り、）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 12 条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号イ（3）に定

めるものに限る)

10．外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 1 号から第 4 号までの証券および第 6 号の証券のうち第 1 号から第 4 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第 14 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいし、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第 15 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 17 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第 18 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第 19 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 20 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 22 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 25 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 31 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 32 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 33 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 34 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 35 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
(信託約款の変更)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 43 条 第 35 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 35 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 35 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 44 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 46 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 50 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 42 条第 1 項、第 42 条第 2 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券（第 9 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第 5 条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 50 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

第 4 項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第 5 項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

第 5 項後段の規定により提出された受益証券は、第 6 項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

第 4 項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第 5 項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 10 条 委託者は、前条第 1 項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 11 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引 (金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいし、約款第 18 条、第 19 条及び第 25 条に定めるものに限ります。) に係る権利

ハ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 金銭債権 (イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)

18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証券、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証券のうち第1号の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証券（前項に定める証券または証券を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証券を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証券を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼

営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 26 条において同じ。)、第 26 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条、第 21 条および第 23 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条、第 21 条および第 23 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 14 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第 15 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 16 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 18 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号八および二に掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

第 1 項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、第 1 項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担

保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第 26 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 27 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 5 月 11 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 39 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 40 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 41 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 42 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 43 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 47 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 44 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 47 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 45 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 46 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 47 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 47 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除

き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)を受渡日として行った

先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引
その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 50 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 40 条第 2 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券(第 9 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第 5 条において同じ。)の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 50 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

第 4 項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第 5 項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

第 5 項後段の規定により提出された受益証券は、第 6 項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

第 4 項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第 5 項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 10 条 委託者は、前条第 1 項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 11 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引 (金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいし、約款第 15 条、第 16 条、第 18 条及び第 19 条に定めるものに限り、) に係る権利

ハ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 金銭債権 (イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 12 条 委託者は、信託金を、次の有価証券 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
5. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限り。)
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。)、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図）

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 25 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 28 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 5 月 11 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第 34 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第 35 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第 36 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第 37 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第 38 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 47 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 49 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 50 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 約款第 18 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

約款第 18 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

約款第 19 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第 2 条 委託者は、金 30 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 40 条第 2 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第 4 条 この信託にかかる受益証券（第 9 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第 5 条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 30 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

第 4 項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第 5 項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

第 5 項後段の規定により提出された受益証券は、第 6 項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

第 4 項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第 5 項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 10 条 委託者は、前条第 1 項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 11 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ . 有価証券

ロ . デリバティブ取引 (金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいし、約款第 15 条、第 16 条、第 18 条及び第 19 条に定めるものに限り、) に係る権利

ハ . 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ . 金銭債権 (イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ . 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 12 条 委託者は、信託金を、次の有価証券 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
5. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限り。)
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。)、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図）

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第 34 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第 35 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第 36 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第 37 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第 38 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 47 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 49 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 50 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 約款第 18 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

約款第 18 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

約款第 19 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 8 月 23 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(J-REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は行ないません。

株式への直接投資は行ないません。

不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
J-REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 3 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金 500 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 31 条第 1 項、第 31 条第 2 項、第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項および第 37 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 3 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 15 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 10 条 委託者は、前条第 1 項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 11 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいし、約款第 14 条の 2 に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 12 条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といし、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第 4 号および第 5 号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第 14 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合がその 100 分の 30 を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第 14 条の 2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（公社債の借入れ）

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（保管業務の委任）

第16条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託証券等の保管）

第17条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第19条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 20 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 21 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 22 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 23 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 24 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 18 年 6 月 12 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 25 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 26 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第 27 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第 28 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第29条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第30条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第31条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第32条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第33条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第34条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第38条の規定に

したがいいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第35条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第38条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第36条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第37条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第38条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第38条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第39条 第31条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第31条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第31条第3項または前条第2項に規定

する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第40条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第41条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第42条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第43条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年5月27日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者 野村信託銀行株式会社

(海外 REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行ないません。

不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外 REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 20 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 34 条第 1 項、第 34 条第 2 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項および第 40 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 20 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 15 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 10 条 委託者は、前条第 1 項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 11 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいし、約款第 14 条の 2 に定めるものに限ります。)に係る権利

ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 12 条 委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といし、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。また、第 4 号および第 5 号の証券を以下「投資信託証券」といし、投資信託証券にかかる運

用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第 14 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30% を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第 14 条の 2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号口に掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配

金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。)ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第16条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第18条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第20条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。))および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 28 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 29 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 30 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 31 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 32 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 33 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行ないません。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 34 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 27 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(野村マネー マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
野村マネー マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第16条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとし、）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 10 条 委託者は、前条第 1 項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 11 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 14 条及び第 15 条に定めるものに限り、）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 12 条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り、）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限り、）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
 6. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
 7. コマーシャル・ペーパー
 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
 9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
 10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号イ（3）に定めるものに限る）
 11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 13. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
- なお、第 1 号から第 6 号までの証券および第 8 号の証券のうち第 1 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第 14 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第 15 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第 18 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 21 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管す

ることがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年8月20日から翌年8月19日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 29 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 30 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 31 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 32 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 33 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 34 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 8 月 20 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社